

名勝縮景園保存管理計画書

平成 24 年 4 月

広島県環境県民局



口絵写真1 広島県縮景園全景 (平成18年撮影)



口絵写真2 広島県縮景園全景 (昭和50年代中頃撮影)

【例言】

- 1 本書は、名勝縮景園の保存管理計画書である。
- 2 本計画は、広島県文化財保護審議会及び文化庁の指導と助言並びに広島市の協力を得て、広島県が策定した。
- 3 本計画策定に係る事務は、広島県環境県民局文化芸術課において行った。
- 4 本計画策定に当たっては、特に岡山県「特別名勝岡山後楽園保存管理計画書」（平成20年）を参考にした。
その他、本計画策定に当たり参考にした文献は別に掲げた。
- 5 挿図中、現代の地形を示した図は「縮景園立木実測業務報告書」（平成4年、キョウエイ）附属地図（原図 平成元年測量、著作権者 広島県、縮尺 1/250）を基に作成した。その他図表の原図の所在及び引用元はキャプション中に明示した。
- 6 本稿で「縮景園」は庭園又は名勝としての縮景園をいい、県組織又は包括的な名称としては「広島県縮景園」という。
- 7 引用文中に現在では使用しない単語が用いられている例があるが、原文のままとしている。
- 8 資料中に坪等の単位による面積表示及び間単位の長さの表示がある場合は、1坪=3.305785 m²、1間=1.8mで換算しメートル法による数値を表示又は併記した。
- 9 標高は東京湾平均海面からの高さ。国土地理院による。
- 10 図又は表には「図（章番号）．（節番号）．（図の固有番号）」又は「表（章番号）．（節番号）．（表の固有番号）」の要領で番号を付した。図又は表の固有番号は各節中の数字が小さいページで使用する図又は表から順に各節内で通し番号で決定した。
- 11 写真には「写真（項番号）．（目番号）．（写真の固有番号）」の要領で番号を付した。写真の固有番号は各目中の数字が小さいページで使用する写真から順に各目内で通し番号で決定した。
- 12 縮景園の地名のよみは、22P表2.2.4でまとめて示した。
- 13 名勝縮景園の保存管理に係る法規条例等は本計画の巻末に掲載した。

【目 次】

口絵写真

はじめに

【例言】

【目次】【挿図目次】【写真目次】【表目次】【参考文献】

第1章 保存管理計画策定の目的と対象

第1節 保存管理計画策定の目的	2
1 保存管理計画の定義	2
2 名勝縮景園保存管理計画の目的	2
3 本計画策定上の留意点	2
第2節 策定の経過	3
第3節 本計画の対象範囲と区域区分	4
第4節 本計画策定上の基本的考え方	7
第5節 保存管理の原則	8

第2章 名勝縮景園の概要

第1節 指定状況	10
1 名称及び所在地	10
2 面積	10
3 指定状況	10
4 名勝指定告示	11
5 指定理由	11
6 保存の要件	11
7 法の規制	11
第2節 庭園の概要	12
1 広島県縮景園及び周辺の地理	12
(1) 位置・地勢	12
(2) 気 候	13
(3) 植 生	14
(4) 地 質	15
(5) 水 質	16
(6) 都市計画, 規制	17
2 縮景園の特徴	20
(1) 沿 革	20
(2) 形 状	20
(3) 現在の主な庭景	20
第3節 管理体制	24
第4節 利用・活用状況	25
1 入園者数	25
2 施設利用	25
3 利用者サービス及びユニバーサルデザイン	26
4 年中行事	26

第3章 縮景園を構成する諸要素の分類と現状

第1節 縮景園を構成する諸要素の分類	28
--------------------	----

第2節 縮景園を構成する諸要素の現状	29
1 縮景園の本質的価値を構成する枢要の諸要素		29
(1) 地割・地形		29
(2) 水系		33
ア 池及び流路		33
イ 水門		35
ウ 暗渠水路		36
エ 護岸・底		37
(3) 石組・景石等		42
(4) 植栽・植生		47
(5) 構造物		61
ア 石造物		61
イ 園路		66
ウ 橋梁		68
(6) 建築物		72
(7) 眺望景観		76
(8) 地下遺構		80
2 縮景園の本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素		81
(1) 公開・活用施設		81
(2) 休養・便益施設		87
(3) 維持管理施設		91
(4) その他構造物		100
第4章 保存管理		
第1節 保存管理上の課題	106
1 縮景園を構成する諸要素毎の課題		106
2 短期的に対応を要する箇所及び長期的に改善を検討する課題の掲出		107
第2節 課題対応に当たっての基本方針	110
第3節 構成要素毎の保存管理の方針	111
1 本質的価値を構成する枢要の諸要素		111
(1) 地表に表出している枢要の諸要素		111
ア 地割・地形		111
イ 水系		111
ウ 石組・景石等		112
エ 植栽・植生		112
オ 構造物		113
カ 建築物（枢要）		114
キ 眺望景観		114
(2) 地下に埋蔵されている諸要素		114
2 本質的価値を構成する枢要の諸要素以外の諸要素		114
(1) 公開・活用施設、休養・便益施設及び維持管理施設		114
(2) その他構造物		114
第4節 現状変更等の取扱	115
1 現状変更等について		115
2 現状変更等の基本方針		116
3 現状変更等の手続		116
4 現状変更等の取扱基準		116
(1) 現状変更等の許可を要する行為		116
ア 現状変更（現状を変更する行為）		116
イ 保存に影響を及ぼす行為		117
(2) 現状変更等の許可が不要な行為		118
ア 維持の措置		118
イ 日常の維持管理行為		119
ウ 非常災害のために必要な応急措置		120
エ 保存に影響を及ぼす行為で影響の軽微なもの		120
第5節 周辺環境の保全の方向性	121

1 周辺景観の保全について	121
2 水源の保全について	121
3 保存に影響を及ぼす行為について	121

第5章 整備活用, 体制整備

第1節 整備・活用の考え方

…… 124

1 整備の考え方	124
(1) 縮景園の本質的価値の保存向上と庭園景観の維持及び回復のための修復整備	124
(2) 広島県縮景園の公開・活用のために必要な施設の整備	124
(3) 広島県縮景園のための管理・運営のために必要な施設の整備	124
2 活用の考え方	124
(1) 文化財庭園の保存や鑑賞上の価値を損なわない利活用	124
(2) 広島県縮景園の本質的価値の理解を深めるための利活用	125
(3) 市民の参画, 協働による利活用	125
(4) 多様な利用者による利活用	125

第2節 管理・体制の考え方

…… 126

1 体制整備	126
2 施設管理, 基準	126
3 防災管理	126
4 技術的対応	126
5 資料の保存	126

第6章 ゾーン別保存管理, 整備

第1節 ゾーニング (地区区分)

…… 128

1 地区の取扱	128
2 ゾーニング	128

第2節 ゾーン別保存, 整備

…… 131

1 正面ゾーン	131
2 南ゾーン	133
3 南東ゾーン	136
4 北東ゾーン	138
5 北ゾーン	140
6 北西ゾーン	142
7 西ゾーン	145
8 南西ゾーン	147
9 濯纓池	149

参考 縮景園の保存管理に関する法規等

- ・文化財保護法 (抄) (昭和25年5月30日法律第214号)
- ・文化財保護法施行令 (抄) (昭和50年9月9日政令第267号)
- ・特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則 (抄) (昭和26年7月13日文化財保護委員会規則第10号)
- ・文化財保護法施行令第五条第四項第一号イからリまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準 (抄) (平成12年4月28日 文部大臣裁定)
- ・広島県縮景園設置及び管理条例 (昭和39年3月31日広島県条例第36号)
- ・広島県縮景園管理規則 (平成21年4月1日規則第32号)
- ・広島市景観条例 (抄) (平成18年3月29日広島市条例第39号)
- ・縮景園周辺建築物等美観形成要綱 (抄)
- ・第5次広島市総合計画 (抜粋)
- ・広島市景観形成基本計画 (抜粋)

【挿図目次】

ページ	図版番号	題 名	原図, 出典, 備考
5	図 1.3.1	名勝縮景園保存管理計画対象範囲図	広島市 1/2,500「広島市平面図」No.N-9, O-9〔平成15年〕より作図
6	図 1.3.2	広島県縮景園地区・区域区分概念図	広島市 1/2,500「広島市平面図」No.N-9〔平成15年〕より作図
12	図 2.2.1	広島県及び広島市位置図	
13	図 2.2.2	名勝縮景園位置図	国土地理院 1/25,000 地形図「広島」に加筆
13	図 2.2.3	日本列島の年降水量等量線図と広島	気象庁 HP 掲載「旧平年値による平年値分布図」に加筆
13	図 2.2.4	日本列島の年平均気温等量線図と広島	気象庁 HP 掲載「旧平年値による平年値分布図」に加筆
14	図 2.2.5	広島市の月別降水量・平均気温	平成 21 年 広島地方気象台 HP 掲出のデータから作成
14	図 2.2.6	広島県縮景園周辺の植生	環境庁『第 2 回自然環境保全基礎調査（植生調査）現存植生図』広島県「広島」図幅〔昭和 57 年〕に加筆
15	図 2.2.7	縮景園地下の推定柱状図	楠見久ほか「縮景園の石」 広島県文化財協会『広島県文化財ニュース』第 145 号（平成 7 年）から転載
16	図 2.2.8	標高地下水位等関連図	平成 6 年調査結果
18	図 2.2.9	広島県縮景園周辺の都市計画用途地域区分	平成 23 年 5 月 1 日現在。広島市 HP「広島市地図情報提供システム」のデータから作成
19	図 2.2.10	広島県縮景園周辺の都市計画地区計画その他区域区分	平成 23 年 5 月 1 日現在。広島市 HP「広島市地図情報提供システム」のデータから作成
19	図 2.2.11	広島県縮景園周辺の都市施設	平成 23 年 5 月 1 日現在。広島市 HP「広島市地図情報提供システム」のデータから作成
23	図 2.2.12	縮景園の地名, 建築物名称等	島嶼, 橋梁等の庭景の名称は, 平成元年時点の名称
24	図 2.3.1	組織図	
25	図 2.4.1	広島県縮景園入園者の推移	平成 3 年度～平成 22 年度
29	図 3.2.1	縮景園内等高図	
33	図 3.2.2	縮景園水系の現状	平成 21 年現在
36	図 3.2.3	水門付近地形図	濯纓池側水門周辺
36	図 3.2.4	水門付近地形図	京橋川側水門周辺
37	図 3.2.5	河川区域（堤防）横断面模式図	京橋川取水口付近
37	図 3.2.6	京橋川導水路（暗渠）断面図	平成元年
38	図 3.2.7	濯纓池等護岸分布図	
40	図 3.2.8	濯纓池底土層断面図	昭和 54 年 7 月
40	図 3.2.9	トレンチ配置図	昭和 54 年 7 月
44	図 3.2.10	石組・景石配置図	
47	図 3.2.11	庭園地区土地利用図	
51	図 3.2.12	マツ分布図	
51	図 3.2.13	手入方法別マツ分布図	
52	図 3.2.14	サクラ分布図	
61	図 3.2.15	石造物配置図	
67	図 3.2.16	園路等配置図	
69	図 3.2.17	橋梁配置図	
73	図 3.2.18	建築物（概要）配置図	
77	図 3.2.19	眺望写真撮影位置図	
80	図 3.2.20	地下遺構想定分布図	
82	図 3.2.21	公開・活用施設配置図	
88	図 3.2.22	休養・便益施設配置図	
92	図 3.2.23	維持管理施設配置図	
92	図 3.2.24	柵塀類配置図	
93	図 3.2.25	電気設備配置図	
95	図 3.2.26	ポンプ等配置図	
96	図 3.2.27	銀河溪井戸ポンプ室関連図	平成 6 年
97	図 3.2.28	銀河溪井戸ポンプ室等関連図	平成 6 年

98	図 3.2.29	(濾過槽等) 施設平面図	平成 20 年
99	図 3.2.30	濾過槽詳細図	平成 20 年
99	図 3.2.31	濾過槽縦断面図・測点平面図	平成 20 年
101	図 3.2.32	その他構造物配置図	
109	図 4.1.1	短期的な対応を要する箇所的位置	
115	図 4.4.1	現状変更等の内容	
129	図 6.1.1	各ゾーン配置図	
131	図 6.2.1	正面ゾーン概要図	
133	図 6.2.2	南ゾーン概要図	
136	図 6.2.3	南東ゾーン概要図	
138	図 6.2.4	北東ゾーン概要図	
140	図 6.2.5	北ゾーン概要図	
142	図 6.2.6	北西ゾーン概要図	
145	図 6.2.7	西ゾーン概要図	
147	図 6.2.8	南西ゾーン概要図	

【写真目次】

ページ	写真番号	題 名	備 考
	口絵写真1	広島県縮景園全景	平成 18 年撮影
	口絵写真2	広島県縮景園全景	昭和 50 年代中頃撮影
30	写真 1.1.1	迎暉峰・緑亀島・烟霞島	
30	写真 1.1.2	明月亭・水心島・蒼雪島	
30	写真 1.1.3	丹楓林・緑亀島・小蓬菜	
30	写真 1.1.4	桜花巷・濯纓池東尾根	
30	写真 1.1.5	丹楓林・緑亀島・小蓬菜・烟霞島	
30	写真 1.1.6	看花榻・望春島・昇仙島	
31	写真 1.1.7	悠々亭・烟霞島	
31	写真 1.1.8	悠々亭・烟霞島・楊柳島	
31	写真 1.1.9	跨虹橋・小蓬菜・清漣島	
31	写真 1.1.10	祺福山・水心島・滴緑島	
31	写真 1.1.11	明月亭・積翠巖・緑蘋州	
32	写真 1.1.12	滴翠島・緑蘋州・蘭舟嶼・超然居	
32	写真 1.1.13	清風館・水心島・滴翠島	
32	写真 1.1.14	流川 (池側流入口)	
32	写真 1.1.15	龍門峽 (池側)	
35	写真 1.2.1	流川 (屈曲部)	
35	写真 1.2.2	流川 (出口)	
35	写真 1.2.3	銀河溪 (池側)	
35	写真 1.2.4	白龍泉 (噴出口)	
35	写真 1.2.5	白龍泉 (古松溪分流点)	
35	写真 1.2.6	白龍泉 (落ち口)	
35	写真 1.2.7	古松溪 (落ち口)	
35	写真 1.2.8	清風池	
35	写真 1.2.9	清風川	
36	写真 1.2.10	濯纓池側水門	南から
36	写真 1.2.11	京橋川側水門	西から
36	写真 1.2.12	京橋川側水門導水路	
39	写真 1.2.13	割石護岸	
39	写真 1.2.14	割石・水中杭	
39	写真 1.2.15	割石・水中杭	
39	写真 1.2.16	割石護岸	
39	写真 1.2.17	杭護岸	
39	写真 1.2.18	真砂浜	
39	写真 1.2.19	桜花巷北岸	
39	写真 1.2.20	古松溪 成層積護岸	
39	写真 1.2.21	流川 間知石成層積護岸	
41	写真 1.2.22	浚渫時写真	昭和 54 年
41	写真 1.2.23	5 T 設置状況	
44	写真 1.3.1	迎暉峰	
44	写真 1.3.2	祺福山	
44	写真 1.3.3	祺福山西側山麓石組	
44	写真 1.3.4	踏雲橋下谷及び堤防	

44	写真 1.3.5	夕照庵北石組	
44	写真 1.3.6	積翠巖	
45	写真 1.3.7	小蓬莱	
45	写真 1.3.8	蒼雪島	
45	写真 1.3.9	超然居横・万歳手水鉢	
45	写真 1.3.10	楊柳湾東側谷	
45	写真 1.3.11	踏雲橋下谷	上から
45	写真 1.3.12	菊花溪	
45	写真 1.3.13	白龍泉滝石組	
45	写真 1.3.14	古松溪滝石組	
45	写真 1.3.15	真砂浜北端の石組	
45	写真 1.3.16	真砂浜南端の石組	
45	写真 1.3.17	古松溪・積翠巖・白龍泉	
45	写真 1.3.18	積翠巖西側の石組	
46	写真 1.3.19	蟾石	
46	写真 1.3.20	万歳手水鉢	
46	写真 1.3.21	御腰掛なば石	
46	写真 1.3.22	灌花井横石	
46	写真 1.3.23	長石手水鉢	
46	写真 1.3.24	陰陽石	
48	写真 1.4.1	桜花巷	北から
48	写真 1.4.2	祺福山・堤防	
48	写真 1.4.3	祺福山・明月亭	
49	写真 1.4.4	白龍泉・古松溪周辺	
49	写真 1.4.5	夕照庵周辺・丹楓林	
49	写真 1.4.6	清風館前の松並木	
49	写真 1.4.7	遮蔽樹木群（東南）	
49	写真 1.4.8	有年場・迎暉峰西斜面	
49	写真 1.4.9	楊柳湾東斜面	
49	写真 1.4.10	梅林	
49	写真 1.4.11	香菜圃	迎暉峰から
49	写真 1.4.12	有年場	
49	写真 1.4.13	ソテツ園	
49	写真 1.4.14	清風館南前庭	
49	写真 1.4.15	大須賀町のモモ等	
63	写真 1.5.1	1 清風館南	
63	写真 1.5.2	2 清風館北西	台石上に破片がある
63	写真 1.5.3	3 桜花巷西詰	
63	写真 1.5.4	4 桜花巷東詰	
63	写真 1.5.5	5 龍門橋南	
63	写真 1.5.6	6 望春橋南	
63	写真 1.5.7	7 明月亭南東	
63	写真 1.5.8	8 明月亭北東	
63	写真 1.5.9	9 弄雲橋西詰	
63	写真 1.5.10	10 錦繡橋東詰	
63	写真 1.5.11	11 丹楓林北詰	
63	写真 1.5.12	12 丹楓林頂上	
64	写真 1.5.13	13 丹楓林西	
64	写真 1.5.14	14 超然居脇	
64	写真 1.5.15	15 観瀾橋東詰	
64	写真 1.5.16	①清風館西北躊躇	
64	写真 1.5.17	②悠々亭東手水鉢	
64	写真 1.5.18	③旧達観廬前手水鉢	
64	写真 1.5.19	④明月亭北手水鉢	
64	写真 1.5.20	⑤祺福山長石手水鉢	46P 写真 1.3.23 の再掲
64	写真 1.5.21	⑥超然居万歳手水鉢	46P 写真 1.3.20 の再掲
64	写真 1.5.22	⑦灌花井南（便所北）手水鉢	
64	写真 1.5.23	⑧明月亭西北便所東入口手水鉢	
65	写真 1.5.24	ア 事務所棟北側小庭園内置燈籠	笠・火袋
65	写真 1.5.25	イ 事務所棟受付横置燈籠	笠・火袋
65	写真 1.5.26	ウ 灌花井南 火袋破片	
65	写真 1.5.27	エ 受付横旧台石	原位置不明
65	写真 1.5.28	オ 悠々亭北東旧台石	台石をモルタルで固める

65	写真 1.5.29	カ 駐杖榻北西台石	原位置
65	写真 1.5.30	キ 古松溪西尾根西側斜面台石	原位置
65	写真 1.5.31	ク 超然居横台石	原位置
65	写真 1.5.32	ク 超然居横台石と14燈籠現位置	
65	写真 1.5.33	16 灌花井北	
65	写真 1.5.34	17 芝生広場	
65	写真 1.5.35	18 事務所棟北側小庭園内	
66	写真 1.5.36	19 馬場横	
66	写真 1.5.37	祺福山石組	南から
67	写真 1.5.38	跨虹橋南詰（飛石・タタキ）	
67	写真 1.5.39	桜花巷（円礫舗装・タタキ）	
67	写真 1.5.40	清風館前（砂舗装）	
67	写真 1.5.41	京橋川沿い（砂舗装）	
68	写真 1.5.42	祺福山北側斜面石段跡	
68	写真 1.5.43	古松溪中流東岸石段跡	
68	写真 1.5.44	濯纓池旧船着場石段	
68	写真 1.5.45	京橋川雁木	
70	写真 1.5.46	跨虹橋（西面）	
70	写真 1.5.47	跨虹橋（東面）	
70	写真 1.5.48	跨虹橋附属橋脚損傷状況	平成16年
70	写真 1.5.49	龍門橋	
70	写真 1.5.50	映波橋	
70	写真 1.5.51	昇仙橋	
70	写真 1.5.52	望春橋	
70	写真 1.5.53	夾籟橋	
70	写真 1.5.54	楊柳橋	
70	写真 1.5.55	踏雲橋	
70	写真 1.5.56	虎蹲橋	
70	写真 1.5.57	弄雲橋	
70	写真 1.5.58	錦繡橋	
70	写真 1.5.59	洗心橋	
70	写真 1.5.60	観瀾橋	
71	写真 1.5.61	菊澗橋	
71	写真 1.5.62	石蟾橋	
71	写真 1.5.63	流川下流無名橋	
71	写真 1.5.64	事務所前無名橋	
71	写真 1.5.65	東門前無名橋	
71	写真 1.5.66	清風川上流無名橋	
71	写真 1.5.67	清風川中流無名橋	
71	写真 1.5.68	薬草園南枯谷無名橋	
71	写真 1.5.69	龍門峡端石組	
74	写真 1.6.1	清風館（玄関付近）	
74	写真 1.6.2	清風館（南面）	
74	写真 1.6.3	清風館（北面）	
74	写真 1.6.4	明月亭（南面）	
74	写真 1.6.5	明月亭（東面）	
74	写真 1.6.6	明月亭（西面）	
74	写真 1.6.7	夕照庵（東面）	
74	写真 1.6.8	夕照庵（西面）	
74	写真 1.6.9	悠々亭	
74	写真 1.6.10	看花榻	
74	写真 1.6.11	駐杖榻	
74	写真 1.6.12	超然居	
75	写真 1.6.13	霊迹壇	
75	写真 1.6.14	正門	
76	写真 1.7.1	跨虹橋南詰からの庭園景観（西部）	
76	写真 1.7.2	跨虹橋南詰からの庭園景観（東部）	
78	写真 1.7.3	指定外区域（事務所・芝生広場等） 芝生広場付近から北方向の景観	
78	写真 1.7.4	超然居付近から東方向の景観	31P 写真 1.1.9 の再掲
78	写真 1.7.5	清風館北側から迎暉峰方向の景観	
78	写真 1.7.6	水門付近から清風館方向の景観	32P 写真 1.1.13 の再掲
79	写真 1.7.7	跨虹橋北詰から西方向の景観	

79	写真 1.7.8	映波橋付近から西方向の景観	
79	写真 1.7.9	水門付近から西方向の景観	
79	写真 1.7.10	迎暉峰南尾根から西方向の景観	
81	写真 2.1.1	菓草園	
86	写真 2.1.2	誘導板 (順路誘導)	
86	写真 2.1.3	誘導板 (順路誘導) (矢印のみ)	
86	写真 2.1.4	説明板 (解説) 沿革解説	
86	写真 2.1.5	説明板 (解説) 縮景園略図	
86	写真 2.1.6	説明板 (解説) 園内名所解説	
86	写真 2.1.7	説明板 (解説) 「長堤桃花」解説	
86	写真 2.1.8	説明板 (案内等) 料金・利用案内, 禁止事項掲示	
86	写真 2.1.9	説明板 (案内等) 禁止事項掲示	
86	写真 2.1.10	スピーカー	
86	写真 2.1.11	夜間照明施設	
86	写真 2.1.12	夜間照明施設	
89	写真 2.2.1	売店・四阿	
89	写真 2.2.2	売店・藤棚	
89	写真 2.2.3	藤棚 (売店)	
89	写真 2.2.4	四阿 (清風川東)	
89	写真 2.2.5	四阿 (菓草園)	
89	写真 2.2.6	藤棚 (菓草園)	
89	写真 2.2.7	藤棚 (美術館北)	
89	写真 2.2.8	男性用便所	
89	写真 2.2.9	女性用便所	東から
89	写真 2.2.10	女性用便所	北から
89	写真 2.2.11	便所 (事務所棟東)	
89	写真 2.2.12	便所 (事務所棟東身障者用)	
89	写真 2.2.13	便所 (明月亭北)	
89	写真 2.2.14	固定式ベンチ (木製) の例	他のデザインあり
89	写真 2.2.15	固定式ベンチ (石製)	
89	写真 2.2.16	ベンチ	
89	写真 2.2.17	テーブル・イス	
89	写真 2.2.18	陶製管 (大)	
89	写真 2.2.19	陶製管 (小)	
93	写真 2.3.1	事務所棟	
93	写真 2.3.2	倉庫の例	
93	写真 2.3.3	警備員室	
93	写真 2.3.4	東門	
93	写真 2.3.5	北西門	
93	写真 2.3.6	北門	
93	写真 2.3.7	苗圃	
93	写真 2.3.8	生垣及び竹結び垣	
93	写真 2.3.9	竹結び垣 (四つ目垣)	
93	写真 2.3.10	金属フェンス及び竹結び垣	
93	写真 2.3.11	縄柵及び生垣	
93	写真 2.3.12	金属フェンス	
94	写真 2.3.13	コンクリート塀	
94	写真 2.3.14	コンクリート柵	
94	写真 2.3.15	石塁	
96	写真 2.3.16	銀河溪ポンプ室外形	
96	写真 2.3.17	桜花巷ポンプ室外形	
102	写真 2.4.1	標識	
102	写真 2.4.2	慰霊碑 原爆慰霊碑	
102	写真 2.4.3	記念碑 「縮景園行幸記」碑	
102	写真 2.4.4	記念碑 「臨啓碑」	
102	写真 2.4.5	記念碑 「明治百年記念植樹」碑	
102	写真 2.4.6	原爆被災説明板	
102	写真 2.4.7	銘板 灌花井	
102	写真 2.4.8	旧境界標 (幟町中学校北)	
102	写真 2.4.9	旧境界標 (幟町中学校北)	
102	写真 2.4.10	旧境界標 (事務所前)	
102	写真 2.4.11	旧境界標 旧河川区域境界標	
102	写真 2.4.12	境界石 清風館南側前庭	

102	写真 2.4.13	境界石 正面園路北西辺	
102	写真 2.4.14	石柱 (清風館前)	
102	写真 2.4.15	石柱 (馬場東)	
102	写真 2.4.16	石柱 (馬場東)	
102	写真 2.4.17	石柱 (流川沿い)	画面右中央
103	写真 2.4.18	御前水井戸	
103	写真 2.4.19	灌花井	
103	写真 2.4.20	清風館南無名井戸	
103	写真 2.4.21	清風館北東無名井戸	
103	写真 2.4.22	流川旧水門	
103	写真 2.4.23	龍門峡旧水門	
103	写真 2.4.24	水槽跡	西から
103	写真 2.4.25	水槽跡	東から
103	写真 2.4.26	水槽遺構 (小)	

【表目次】

ページ	表番号	題名	備考
3	表 1.2.1	広島県文化財保護審議会庭園部会委員等名簿	平成 22 年 10 月 1 日現在
3	表 1.2.2	審議状況	
10	表 2.1.1	名称, 所在地及び所有者名称	
10	表 2.1.2	広島県縮景園の面積	
10	表 2.1.3	指定, 決定等年月日	
10	表 2.1.4	広島県縮景園の用途地域, 地区計画等	
11	表 2.1.5	広島県縮景園に係る法の規制等	
17	表 2.2.1	京橋川河川水の水質	調査年 平成 17 年, 取水場所 広島県縮景園取水口付近, 調査者 広島県保健環境センター
17	表 2.2.2	広島県縮景園地下水の水質	調査年 平成 17 年, 調査者 広島県保健環境センター
18	表 2.2.3	広島県縮景園及び周辺地域の用途地域, 地区計画	
22	表 2.2.4	縮景園の地名, 建築物名称等一覧	
25	表 2.4.1	広島県縮景園入園者の推移	平成 3 年度～平成 22 年度
25	表 2.4.2	広島県縮景園の開園時間及び休園日	
26	表 2.4.3	広島県縮景園の主な年中行事	
28	表 3.1.1	縮景園を構成する諸要素	
34	表 3.2.1	平成 17 年度の池水水質 (抜粋)	調査年 平成 17 年, 調査者 広島県保健環境センター
34	表 3.2.2	流路の要目	
35	表 3.2.3	水門の要目	
40	表 3.2.4	濯纓池の底質	調査年 平成 17 年, 調査者 広島県保健環境センター
42	表 3.2.5	積翠巖石組の要目	
45	表 3.2.6	現存する主な景石 (名物石) 一覧	
53	表 3.2.7	指定区域内樹木等一覧 (香菜圃を除く)	
54	表 3.2.8	庭園地区内地被植物・草本 (花) 等一覧	
54	表 3.2.9	樹木等一覧 (大須賀町東部河川緑地植栽分)	
55	表 3.2.10	植栽作業項目, 対象樹木及び作業内容一覧	指定区域 (香菜圃, 有年場を除く), 指定外区域 (事務所, 芝生広場等), 指定外区域 (売店等)
59	表 3.2.11	植栽作業項目, 対象施設及び作業内容一覧	香菜圃, 有年場
60	表 3.2.12	縮景園樹木等維持管理業務工程表	
62	表 3.2.13	燈籠一覧	新設を除く
62	表 3.2.14	手水鉢一覧	
69	表 3.2.15	指定区域の石造橋梁一覧	
69	表 3.2.16	指定区域の木造橋梁, 土橋橋梁一覧	
71	表 3.2.17	木造橋梁に関する要対応箇所	
72	表 3.2.18	建築物 (枢要) 一覧	
73	表 3.2.19	建築物 (枢要) 修理歴	
75	表 3.2.20	建築物 (枢要) に関する要対応箇所	
83	表 3.2.21	樹木等一覧 (葉草園)	
83	表 3.2.22	樹木等一覧 (ボタン園)	
84	表 3.2.23	葉草園植栽植物一覧	

85	表 3.2.24	植栽作業項目, 対象施設及び作業内容一覧	ボタン園, 葉草園, フジ, ソテツ
86	表 3.2.25	各種標識一覧	
88	表 3.2.26	休養・便益施設の建築物, 工作物一覧	
90	表 3.2.27	樹木等一覧(指定外区域(売店等)売店敷地内)	
90	表 3.2.28	植栽作業項目, 対象施設及び作業内容一覧	フジ
91	表 3.2.29	維持管理施設の建築物, 工作物一覧	
94	表 3.2.30	樹木等一覧(事務所棟北側小庭園)	
94	表 3.2.31	樹木等一覧(苗圃)	
94	表 3.2.32	植栽作業項目, 対象施設及び作業内容一覧	苗圃
95	表 3.2.33	井戸(ポンプ)一覧	
97	表 3.2.34	揚水ポンプ表	
98	表 3.2.35	水質浄化施設要目	
103	表 3.2.36	井戸遺構一覧	
106	表 4.1.1	縮景園の本質的価値を構成する諸要素の構成要素 毎の課題箇所	
107	表 4.1.2	縮景園の本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素 の構成要素毎の課題箇所	
107	表 4.1.3	地割, 水系, 石組, 植栽に係って対応を要する箇所	
108	表 4.1.4	建築物, 橋梁に係って対応を要する箇所	
109	表 4.1.5	施設に係って対応を要する箇所	
112	表 4.3.1	縮景園における植栽の変化と今後の対応	
117	表 4.4.1	現状変更等の許可を要する行為のうち現状変更 に該当する行為一覧	
118	表 4.4.2	現状変更等の許可を要する行為のうち保存に影響 を及ぼす行為に該当すると想定される行為一覧	
118	表 4.4.3	現状変更等の許可が不要な行為のうち維持の措置 に該当する行為一覧	
119	表 4.4.4	現状変更等の許可が不要な維持の措置のうち日常 の維持管理行為に該当する行為一覧(本質的価値 を構成する枢要の諸要素)	
120	表 4.4.5	現状変更等の許可が不要な維持の措置のうち日常 の維持管理行為に該当する行為一覧(本質的価値 を構成する枢要の諸要素以外の諸要素)	
121	表 4.4.6	現状変更等の許可が不要な行為のうち保存に影響 を及ぼす行為で影響の軽微なものに該当する一覧	
130	表 6.1.1	ゾーン名称, エリア名称等一覧	
132	表 6.2.1	正面ゾーンを構成する諸要素	
134	表 6.2.2	南ゾーンを構成する諸要素	
136	表 6.2.3	南東ゾーンを構成する諸要素	
138	表 6.2.4	北東ゾーンを構成する諸要素	
141	表 6.2.5	北ゾーンを構成する諸要素	
142	表 6.2.6	北西ゾーンを構成する諸要素	
146	表 6.2.7	西ゾーンを構成する諸要素	
148	表 6.2.8	南西ゾーンを構成する諸要素	
149	表 6.2.9	濯纓池を構成する諸要素	

【参考文献】

- 広島県『広島県史』地誌編 昭和52年
 広島県教育委員会『広島県教育委員会三十年の歩み』 昭和54年
 環境庁『第2回自然環境保全基礎調査(植生調査)現存植生図』広島県広島図幅 昭和57年
 広島県教育委員会編『縮景園史』 昭和58年
 山新克巳「縮景園の松の管理について」 広島県文化財協会『広島県文化財ニュース』第110号 昭和61年
 広島大学理学部附属宮島自然植物実験所・比婆科学教育振興会編『広島県植物誌』 平成5年 中国新聞社
 楠見久・吉村典久・片山貞昭・鈴木盛久・白根福栄・林武広「縮景園の石」 広島県文化財協会『広島県文化財ニュース』
 第145号 平成7年
 史跡等整備の在り方に関する調査研究会編『史跡等整備のてびきー保存と活用のためにー』 文化庁文化財部記念物課発行
 平成16年3月
 岡山県『特別名勝岡山後楽園保存管理計画書』 平成20年
 広島県教育委員会『平成19年度広島県内遺跡発掘調査(詳細分布調査)報告書』 平成21年
 平澤毅『文化的資産としての名勝地』科学研究費補助金基礎研究(C) 課題番号:19589004「文化的資産としての名勝地
 の概念及びその適用に関する基礎的研究」(平成19年度～平成21年度)報告書 平成22年

第1章 保存管理計画策定の目的と対象

第1節 保存管理計画策定の目的

1 保存管理計画の定義

「保存管理計画」とは、「史跡等を適切に保存し次世代へと確実に伝達していくため」「史跡等の本質的価値と構成要素を明確化し、それらを適切に保存・管理していくための基本方針、方法、現状変更等の取扱基準の策定等を目的として」策定することが望ましいとされている計画である（文化庁文化財部記念物課発行『史跡等整備のてびき』〔平成16年〕。以下『てびき』という。）。

縮景園は、昭和15年（1940）7月に名勝に指定された大名庭園であり、その継承のための「保存管理計画」の策定が望まれているところである。

2 名勝縮景園保存管理計画の目的

広島県縮景園では、近年、周辺建築物の高層化や園内樹木の成長による庭園景観の変化、各施設の経年劣化等の課題が生じている。

加えて、平成20年の指定管理者制度の導入、平成21年の広島県教育委員会事務局生涯学習部文化財課（平成22年4月1日以後は広島県教育委員会事務局管理部文化財課。以下「文化財課」という。）から広島県環境県民局総務管理部文化芸術課（平成23年4月1日以後は広島県環境県民局文化芸術課。以下「文化芸術課」という。）への移管など、管理体制も大きく変更され、保存方針及び保存技術の確実な継承を検討すべき状況となっている。

「名勝縮景園保存管理計画」（以下「本計画」という。）は、上述の諸課題に対応するため、広島県縮景園の将来あるべき姿を設定し、今後の保存及び現状変更等のあり方、植栽、施設等の維持管理及び整備のあり方、公開活用のあり方等を定めたものである。

3 本計画の策定上の留意点

本計画は、今後の学術的調査等の進展、社会情勢の変化等を勘案し、概ね10年毎に見直しを行うこととする。

また、長期的視野に立った整備計画の策定及び具体的な改修計画等については、文化庁、広島県教育委員会（広島県文化財保護審議会庭園部会）、広島市教育委員会の指導のもとに実施することとする。

なお、本計画は「ひろしま未来チャレンジビジョン」（平成22年10月策定）の下位計画である。

第2節 策定の経過

本計画は、平成21年度から3か年度にわたって策定した。

平成21年度は、文化財課が、『てびき』及び先行する各庭園の保存管理計画を参考にしつつ、保存管理計画策定のための基礎的調査を行い、平成22年度は、文化財課が提供した調査結果及び『てびき』並びに先行する各庭園の保存管理計画をもとに、文化芸術課が文化財課と協議の上で、原案作成を行った。

原案作成に当たり、広島県教育委員会は広島県文化財保護審議会に対し平成22年9月15日付けで諮問し、同審議会庭園部会の審議を経て、平成23年12月19日付けで答申を得た。

【表 1.2.1】 広島県文化財保護審議会庭園部会委員等名簿 (平成22年10月1日現在)

名 前	職		専門分野
岡 橋 秀 典	部 会 長	広島大学大学院教授	人文地理学
山 崎 博 史	部 会 長 職 務 代 理	広島大学大学院教授	地質学
鈴 木 理 恵	委 員	広島大学大学院准教授	日本近世文化史
竹 下 俊 治	委 員	広島大学大学院准教授	植物生態学
澤 登 宜 久	部 会 員 外 委 員	元近畿大学教授 広島県文化財保護審議会会長	日本建築史

【表 1.2.2】 審議状況

平成22年9月15日	広島県文化財保護審議会 ○諮問
平成22年12月2日	広島県文化財保護審議会庭園部会（第1回） ○諮問内容の確認，修正指示
平成23年2月22日	広島県文化財保護審議会庭園部会（第2回） ○現地確認，修正作業確認，中間報告案作成
平成23年3月25日	広島県文化財保護審議会 ○部会審議状況報告（中間報告）
平成23年7月15日	広島県文化財保護審議会庭園部会（第3回） ○意見集約
平成23年12月19日	広島県文化財保護審議会 ○答申

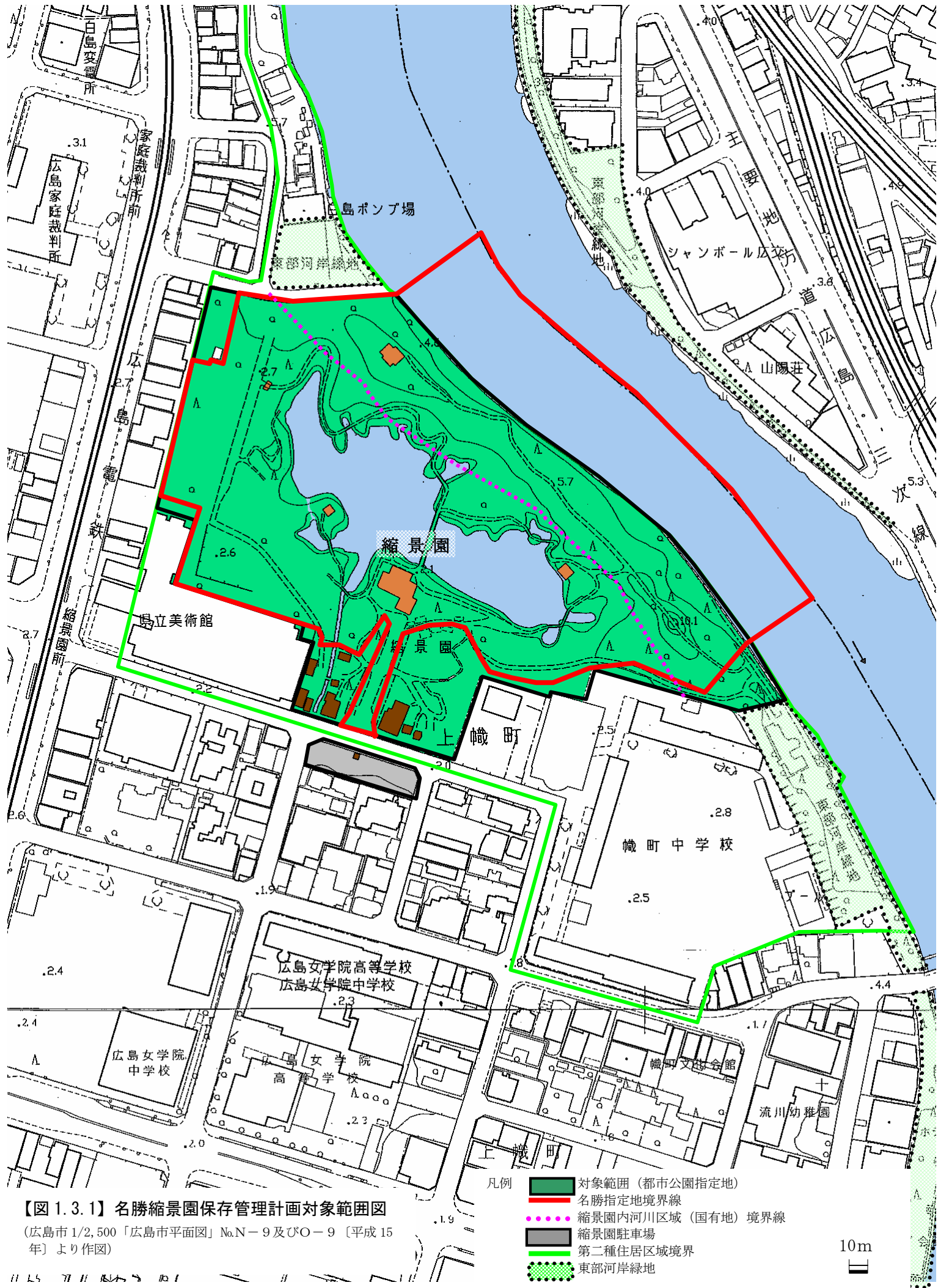
第3節 本計画の対象範囲と区域区分

本計画は、広島県縮景園敷地のうち、縮景園前交差点から広島市立幟町中学校正門前・幟町中学校前交差点を経て栄橋西詰に至る市道より北側の街区の一部、広島県広島市中区上幟町2番4号及び同16番（以下「庭園地区」という。）を対象範囲とする（図1.3.1）。

庭園地区は広島県縮景園の主要部分であり、その大半及び隣接する京橋川流路の一部は文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）による名勝に指定されている（名勝に指定されている地積のうち庭園地区敷地にある区域を、以下「指定区域」という。また、「指定区域」を除く庭園地区敷地を、以下「指定外区域」という。）。

なお、広島市中区上幟町16番は国有地であるが、庭園の一部として県（広島県縮景園）が管理している土地であるため、本計画でも県有地と一体のものとして取り扱うこととする。

庭園地区の南側に市道を挟んで接する街区の一部（広島市中区上幟町4番1号及び同4番15号）も県有地であり、広島県縮景園の来園者用駐車場であるが（以下「駐車場地区」という。）、同地区は歴史的な縮景園の敷地に含まれたことがなく、庭園地区から分離されているため庭園景観に影響を与えないことから、本計画では対象外とする。



【図 1.3.1】 名勝縮景園保存管理計画対象範囲図

(広島市 1/2,500 「広島市平面図」 No.N-9 及び O-9 [平成 15 年] より作図)

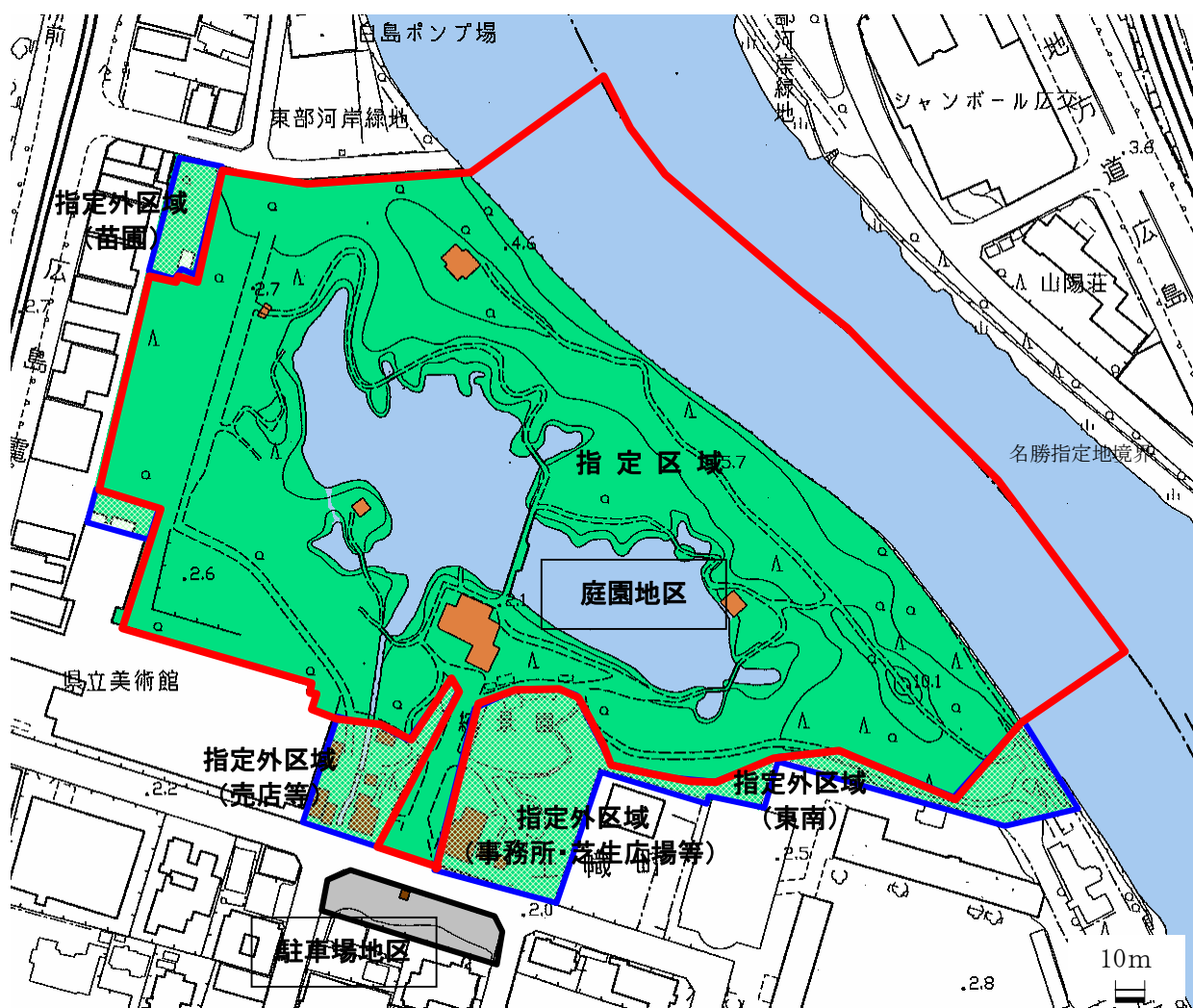
- 凡例
- 対象範囲 (都市公園指定地)
 - 名勝指定地境界線
 - 縮景園内河川区域 (国有地) 境界線
 - 縮景園駐車場
 - 第二種住居区域境界
 - 東部河岸緑地

10m

指定区域は、庭園地区の大部分を占め、指定外区域は、指定区域の周囲に、苗圃に使用しているブロック、売店等が設置されているブロック、芝生や事務所棟等があるブロック、薬草園のブロック、その他に細分され、点在している（図 1.3.2）。

指定区域と各指定外区域は生垣等で区別されているが、事務所棟等管理に必要な施設の大半は指定外区域に設置され、指定区域の管理運営を支援している。また、敷地南側の指定外区域は、名勝指定当時、倉庫あるいは泉邸の御殿建築等があった場所であり、庭園ではないが庭園と密接に関連する空間あるいは維持管理を支援する空間でもあった。

したがって、指定区域と指定外区域は一体的に運営されるものであるといえ、また、指定外区域の施設は指定区域の景観に影響を与えるものであるため、本計画でも一括して取り扱っている。



【図 1.3.2】広島県縮景園地区・区域区分概念図
 (広島市 1/2,500 「広島市平面図」 No.N-9 [平成 15 年] に加筆作図)

第4節 本計画策定上の基本的考え方

名勝は、「庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの」（法第2条第1項第4号）である。

国は、このうちの重要なもの（法第109条第1項）で、「我が国の優れた国土美として欠くことができないものであつて」、「人文的なものにおいては、芸術的あるいは学術的価値の高いもの」（「特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準」〔昭和26年文化財保護委員会告示第2号〕）を名勝に指定し、所有者等に対して、その保存管理に必要な命令、指導、助言を与えている。

名勝の保存に当たっては、「土地が有する芸術上又は鑑賞上の価値」すなわち「本質的価値」を次世代へと確実に伝達していくことが重要とされ、庭園等の人文的名勝の保存管理計画を策定しようとする者に対して、「人間の設計意図によって意匠された公園、庭園、橋梁等を構成し、それらの芸術上又は観賞上の価値の源泉となっているすべての諸要素」すなわち「本質的価値を構成する諸要素」を特定し「本質的価値」を明確に把握した上で、個々の要素ごとに適切な保存管理方法を検討するよう求められている（『てびき』）。

本計画の策定に当たっても、上で示された指針に基づき、縮景園が、我が国の優れた国土美として欠くことができず、芸術的あるいは学術的価値が高い庭園であることを十分認識したうえで、まず縮景園を構成する諸要素を把握し、縮景園の「本質的価値を構成する枢要な諸要素」と「本質的価値を構成する枢要な諸要素以外の諸要素」に分け、その各々について現状を検討したうえで、名勝庭園としての価値の保存及び回復のための望ましい姿を探らなければならない。

他方、日本の庭園は、造営後の維持管理により、長い年月をかけて微修正が加えられ、年を重ねることで趣を増し芸術作品として洗練されていく性質を有するといわれる（『てびき』）。

縮景園を構成する要素についても、年月の経過とともに変化があったことは当然予想されることであり、そのなかには、維持されていく中で少しずつ変化し、風情を増すものもある一方で、自然遷移によって経年的に変化し、庭園景観に負の影響を及ぼしているものもあると思われる。

また、広島藩主の別邸の庭から、県民、市民の憩いの場、社会教育の場として一般公開される都市公園、県立施設へと社会的役割が変化したことに伴い、庭園の見せ方の変更や施設の変更改変があったことは当然予想される場所であり、今後も求められるであろう。

したがって、保存管理計画の策定に当たっては、各構成要素の役割、機能を把握した上で、変化の意味を検討し、いたずらに古い形を是とするのではなく、今後の利活用を念頭に置いて作業を進める必要がある。

第5節 保存管理の原則

本計画は、以下の原則により策定する。

○ 本質的価値と特徴の保存継承の原則

「縮景園は名勝であり、我が国及び本県を代表する貴重な文化遺産である」という意識の徹底を図り、その作庭意図等歴史的背景も理解しつつ、文化財庭園としての本質的価値を把握し、法に従い、庭園の価値を保存継承するとともに、必要に応じて庭園の価値が顕在化する管理に努める。

このため、縮景園を構成する各種要素を特定し、各構成要素に応じた適切な保存管理を行うとともに、縮景園の本質的価値の維持、回復のために、必要な整備や公開・活用、管理のために必要な施策を講じる。

また、各種要素は地割・地形、護岸と流路、石組、景石と植栽、茶室などの要素が一体となって庭園景観を構成しており、互いに密接に関連、影響し合うものであることから、これら要素を相対的に捉えた保存管理を行うこととする。

あわせて、指定外区域など、縮景園の価値の保存継承に密接な関わりをもつ周辺区域の保全を、出来るだけ図るものとする。

○ 維持管理技術の継承の原則

縮景園の文化財としての芸術上、鑑賞上の価値を今後とも保存するため、その根幹となる植栽や石組、水処理等の維持管理技術者の育成と継承を行う。

また、修復等整備に際しては、伝統的技術のほか、必要により新しい工法等の導入も検討し、よりよい形で次世代に継承する管理を行う。

○ 正確な情報による保存継承の原則

保存管理の基本となる地形その他が形成された年代を把握し、その年代における作庭意図を念頭に置いた上で、その後の変化の過程を適正に把握、評価し、今後も継承されるべきもの、回復が望ましいもの等を明確化して、時代に対応した保存と回復のための管理を行う。

但し、地区や要素により、現在の鑑賞形態、利用形態にも配慮して、柔軟に対応するものとする。

また、現状の把握のための各種調査、各種史資料の収集と調査研究に努め、保存管理や各種保存整備の基礎的資料とする。

○ 根拠の明示の原則

法規に準拠しつつ、指定区域を中心に、構成要素毎の保存管理方法に基づいた、各種現状変更行為に対しての具体的な取扱いの方針と基準を設定する。特に庭園は生きている記念物といわれるように植栽等常に変化する要素を含み、作庭以来今日まで利用され続けているという観点から、管理のために必要な行為（維持の措置）も明確にするものとする。

第2章 名勝縮景園の概要

第1節 指定状況

1 名称及び所在地

【表 2.1.1】名称, 所在地及び所有者名称

名 称	名勝指定名称	縮景園
	施設名称	広島県縮景園
緯 度	経 度	北緯 34 度 40 分, 東経 132 度 46 分
事務所の所在地の住居表示		広島県広島市中区上幟町 2 番 11 号
登記の地番表示		広島県広島市中区上幟町 2 番 4 号, 16 番 4 番 1 号, 4 番 15 号
所有者名称		広島県, 国 (広島県管理)

2 面積

【表 2.1.2】広島県縮景園の面積

面 積	47,645.11 m ²	
	内 公 園 (庭園地区)	46,796.89 m ²
	内 駐 車 場	848.22 m ²
指 定 地 面 積 ※	約 56,292 m ²	

※文化庁指定台帳に記載された尺貫法表記の指定面積からメートル法に換算

3 指定状況

【表 2.1.3】指定, 決定等年月日

名勝指定年月日 (史蹟名勝天然記念物保存法)	昭和 15 年 7 月 12 日	文部省告示第 510 号
管理団体指定年月日	昭和 15 年 8 月 30 日	詳細不明
公園決定年月日 (広島戦災復興都市計画)	昭和 21 年 11 月 1 日	戦災復興院告示第 243 号
公園決定年月日 (広島平和記念都市建設計画)	昭和 27 年 3 月 31 日	建設省告示第 768 号
都市公園供用年月日 (都市公園法)	昭和 31 年 4 月 20 日	

庭園地区全域が, 都市計画法 (昭和 43 年 6 月 15 日法律第 100 号), 広島平和記念都市建設法 (昭和 24 年 8 月 6 日法律第 219 号) による公園, 都市公園法 (昭和 31 年 4 月 20 日法律第 79 号) による都市公園に指定されている (面積 46,796.89 m²)。

また, 広島県縮景園敷地の国有地は河川法 (昭和 39 年 7 月 10 日法律第 167 号) で定める河川区域であり, 同法第 9 条第 2 項の規定により, 知事が行っている。

なお, 広島県縮景園は, 都市計画法による広島圏域都市計画区域・広島圏都市計画区域に含まれ, 市街化区域にあって, 次表に掲げる用途地域や地区計画決定等がなされているほか, 景観法 (平成 16 年 6 月 18 日法律第 110 号) その他の法規による指定がなされている。

【表 2.1.4】広島県縮景園の用途地域, 地区計画等

	庭園地区	駐車場地区
用 途 地 域	第 2 種住居地域	近隣商業地域
土地区画整理事業	東部復興土地区画整理事業	
地 区 計 画	広島市都心住居地域地区計画	都心コア住居地区地区計画
そ の 他	縮景園周辺建築物等美観形成要綱対象区域	
	広島市景観形成基本計画重点の景観形成地区 縮景園周辺地区 (景観法, 広島市景観条例)	
	駐輪場附置義務対象区域	
	喫煙制限区域, 美化推進区域 (広島市ばい捨て等の防止に関する条例)	

4 名勝指定告示

◎文部省告示第五百十號
 史蹟名勝天然紀念物保存法第一條ニ依リ左
 ノ通指定ス
 昭和十五年七月十二日
 文部大臣 松浦鎮次郎

第一類 史蹟

(略) 名勝 地名 縮景園 廣島縣廣島市上流川町

(略) 地名 官地 一内實測、同一番ノ
 百八十五坪二合七勺、
 甲四〇番内實測、八
 千四百三十九坪七勺、
 丁四〇番内實測、六
 十坪六合五勺、
 外京橋川河敷内
 實測二千六百四
 四坪二合四勺

5 指定理由

園ハ淺野家ノ別邸ニシテ泉邸トモセラル 元和年間第三代長晟ノ創設スルトコロ爾來世々ノ藩主之ニ修飾ヲ加ヘタルモ特ニ第九代重晟ハ京都ノ庭師清水七郎右衛門ヲシテ大ニ改修ヲ行ハシメ略現在ノ景觀ヲ呈スルニ至レリ 中央ニ一大苑池ヲ穿チ濯纓池ト云フ中ニ十數箇ノ島嶼ヲ置ク池ハ南北ニ架セラレタル支那風ノ跨虹橋ニ依ツテ二分セラル 東部及北部ニ迎暉峯, 臨瀛岡等ノ築山アリ西部ニ馬場ヲ設ク亭館ヲ各所ニ配置シ清風館ハ東北ニ豁如タル庭景ヲ眺メ明月亭ハ神田川及二葉山ノ借景ヲ有ス江戸時代ニ發達セル大名庭ノ一ニシテヨク舊態ヲ保存セル名園ナリ

(文化庁指定台帳。原文縦書き)

6 保存の要件

- 一、地割ノ變更ヲナサザルコト
 - 一、庭石ノ移動ヲ為サザルコト
 - 一、建物、工作物ノ建設ヲ為サザルコト
 - 一、其ノ他濫ニ現状變更ヲ為サザルコト
 - 一、庭樹ノ管理ヲ十分ニ為スコト
- (文化庁指定台帳。原文縦書き)

7 法の規制

指定区域では、現状変更等を始めとする行為が、次表のとおり法で規制されている。

【表 2.1.5】 広島県縮景園に係る文化財保護法の規制等

規制等の内容	根拠規定	関連ページ
必要な標識, 説明板, 境界標, 囲いその他の施設の設置	第 115 条第 1 項	91, 114, 152
土地の所在, 地番, 地目または地積の異動の届出	第 115 条第 2 項	153
縮景園の管理及び復旧	第 119 条第 1 項	153
文化庁長官の指示による管理	第 120 条	153
滅失, き損, または亡失の届出	第 120 条	153
現状変更等の制限と文化庁長官への許可申請	第 125 条第 1 項	115~120, 154
復旧に関する事前の届出	第 127 条第 1 項	155
埋蔵文化財の調査のための発掘に関する届出	第 92 条第 1 項	80, 152
土木工事等のための発掘するときの事前の通知	第 94 条第 1 項	80, 152

第2節 庭園の概要

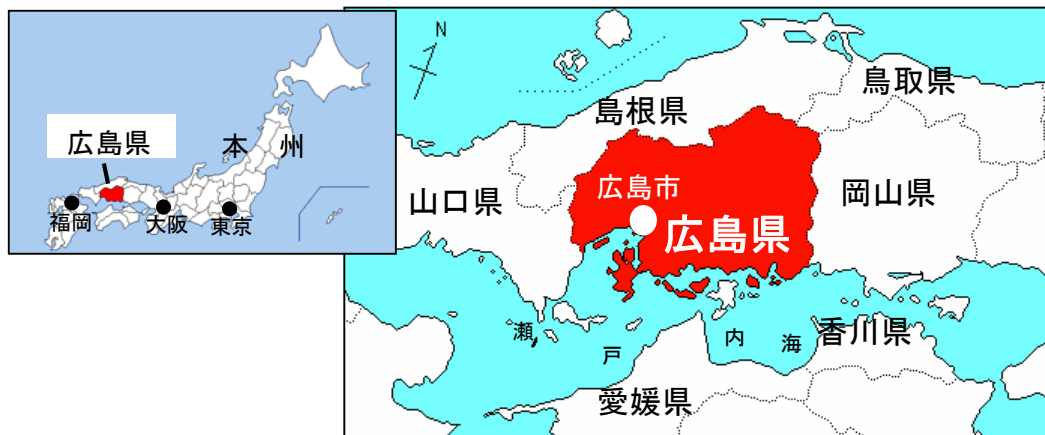
1 広島県縮景園及び周辺の地理

(1) 位置・地勢

広島市は、本州西部、瀬戸内海北岸に面し、広島県西部の一級河川・太田川が広島湾頭に注いで形成する広島三角州を中心に広がる。

近世、広島藩主浅野家の居城である広島城の城下町として栄え、近代には中国地方の政治・軍事・文化の拠点として発展したが、昭和20年8月6日の原子爆弾によって壊滅した。戦後は中国地方の中心都市として復興、現在も広島県県庁所在地として、中国地方の商工業の中心として発展している。

昭和55年（1980）、地方自治法に基づく政令指定都市に指定された。



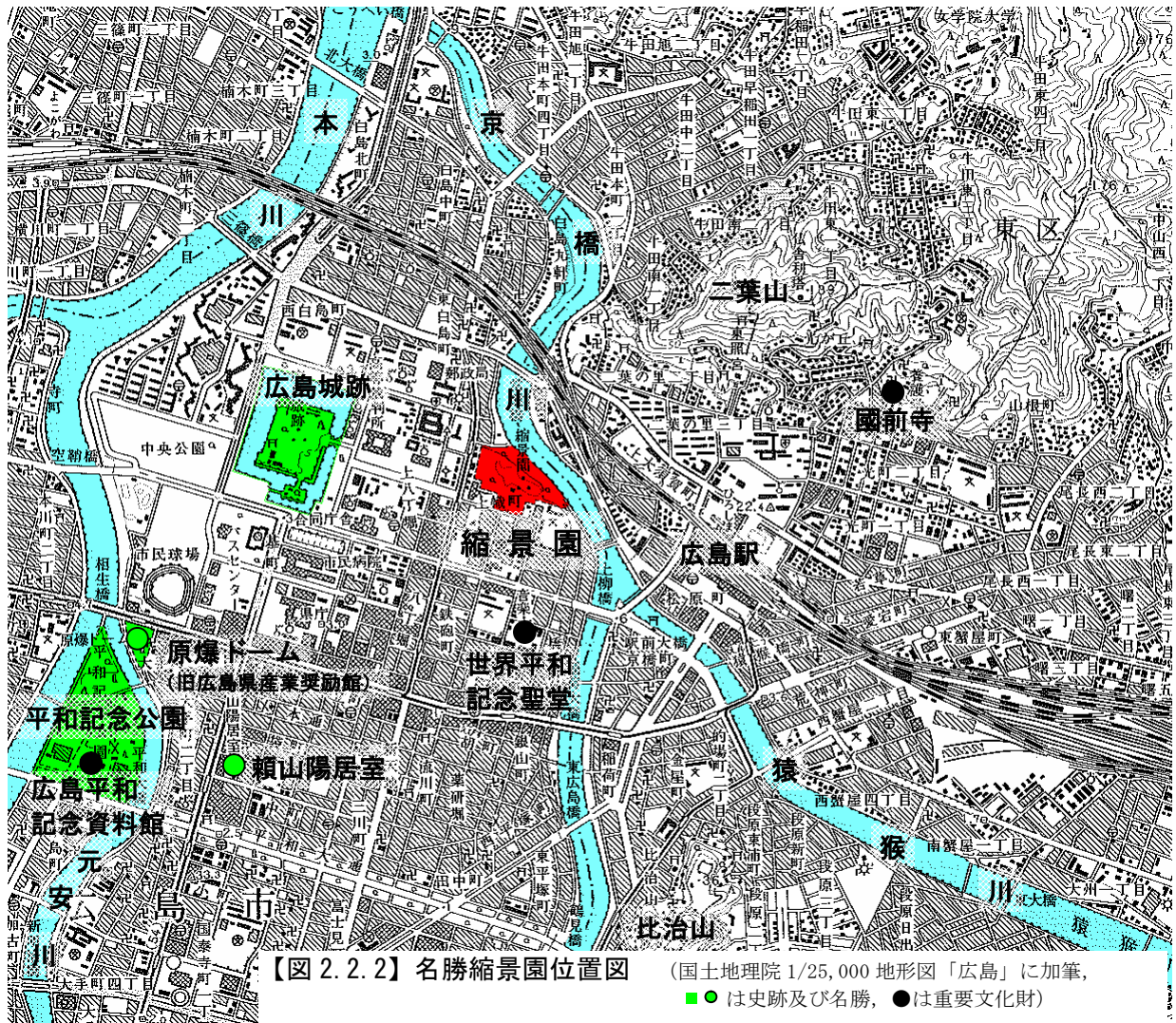
【図 2.2.1】 広島県及び広島市位置図

広島県縮景園は、広島市街地の一角、旧太田川（本川）とその支流である元安川・京橋川に囲まれた中州の北東部に位置する。本川との分流点から南東流してきた京橋川が二葉山（標高139m）の尾根に遮られて大きく南へ蛇行した後再び南東へ流向を変える地点に当たり、園の北から南東にかけて京橋川が流れ、対岸は花崗岩質の岩石からなる二葉山に臨んでいる（図2.2.2）。

広島県縮景園の西側から南側にかけての標高は2.5m程度（南側市道の標高2.0m）、概ね低平な地形で、かつては流川が縮景園中央の「濯纓池」と呼ばれる池を源流として南流していた。

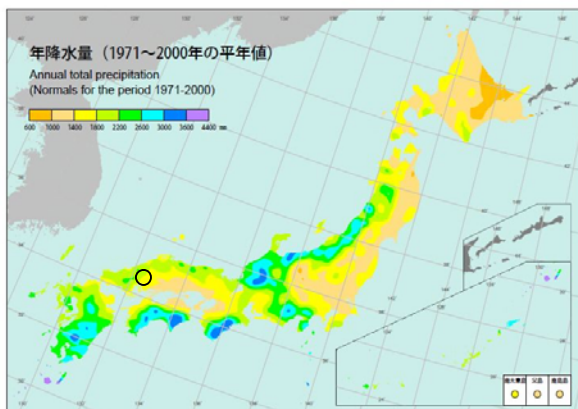
広島駅南口から直線距離で約750m、広島城天守閣から同約800m、原爆ドームから同約1,400m隔たり、京橋川河口付近から約6,400m遡上した地点に当たる。西側は旧広島城外堀跡、旧広島城跡に近接している。

なお、広島県縮景園から半径2,000m以内には、重要文化財國前寺、重要文化財広島平和記念資料館、重要文化財世界平和記念聖堂、史跡頼山陽居室、史跡広島城跡、史跡原爆ドーム（旧広島県産業奨励館）、名勝平和記念公園がある。

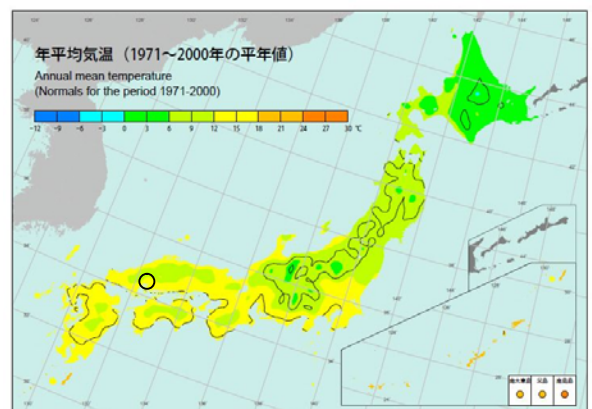


(2) 気 候

広島県縮景園が所在する広島市は、温暖かつ年間を通じて降水量の少ない瀬戸内式気候区に含まれる。また、広島市を含む広島湾西岸地域の気候は「冬にはやや低温で背後の河谷の冷気の影響を受け易く、夏にはかなり高温となる。集中豪雨が発生し易い。」といわれている（『広島県史』地誌編）。

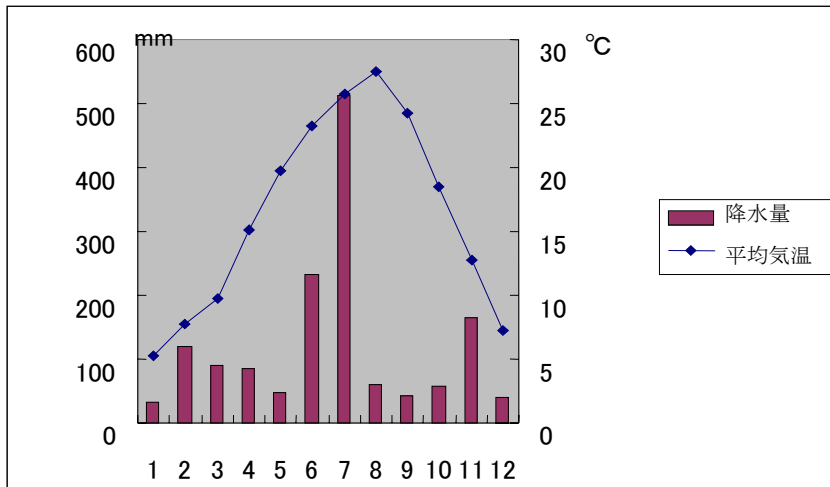


【図 2.2.3】日本列島の年降水量等量線図と広島
(気象庁 HP 掲載「旧平年値による平年値分布図」に加筆)



【図 2.2.4】日本列島の年平均気温等量線図と広島
(気象庁 HP 掲載「旧平年値による平年値分布図」に加筆)

平成 21 年における広島市の年間最高気温は 35.4℃，年平均気温は 16.4℃，年間降水量は 1,486.5 mm，年間日照時間は 1,996.1 時間である（広島地方気象台 HP）。



【図 2.2.5】 広島市の月別降水量・平均気温（平成 21 年）
（広島地方気象台 HP 掲出のデータから作成）

(3) 植 生

本県の山林のほとんどはアカマツ二次林といわれ，広島県縮景園周辺の山林も，大半はコバノミツバツツジ－アカマツ群集で占められている（図 2.2.6，『広島新史』地理編，環境庁『第 2 回自然環境保全基礎調査（植生調査）現存植生図』広島県「広島」図幅〔昭和 57 年〕）。



【図 2.2.6】 広島県縮景園周辺の植生

（環境庁『第 2 回自然環境保全基礎調査（植生調査）現存植生図』広島県「広島」図幅〔昭和 57 年〕に加筆）

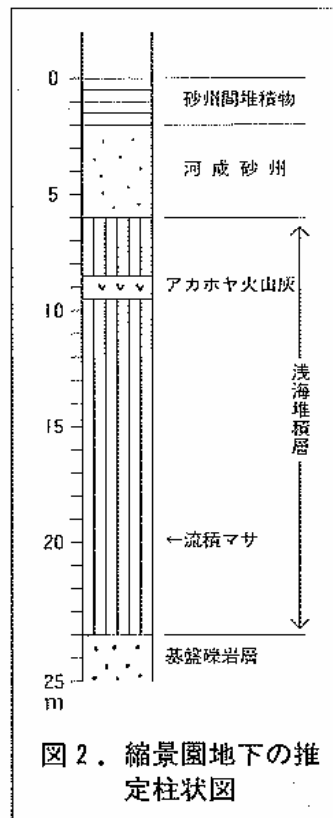
広島県縮景園周辺の市街地は「緑の多い市街地」（環境庁『第2回自然環境保全基礎調査（植生調査）現存植生図 広島県』広島図幅〔昭和57年〕）といわれ、周辺の街路では、広島市がセンダン（城南通り）、プラタナス（白島通り）、ユリノキ等による街路樹整備を行っている（『広島新史』地理編）。また、広島県縮景園に隣接する京橋川右岸には東部河岸緑地が設定され（17P 図 2.2.11）、広島県縮景園と接続することで、比較的大きな緑地を形成している。

なお、広島市の「市の木」はクスノキであり、広島県縮景園内にも複数植えられている。

(4) 地質

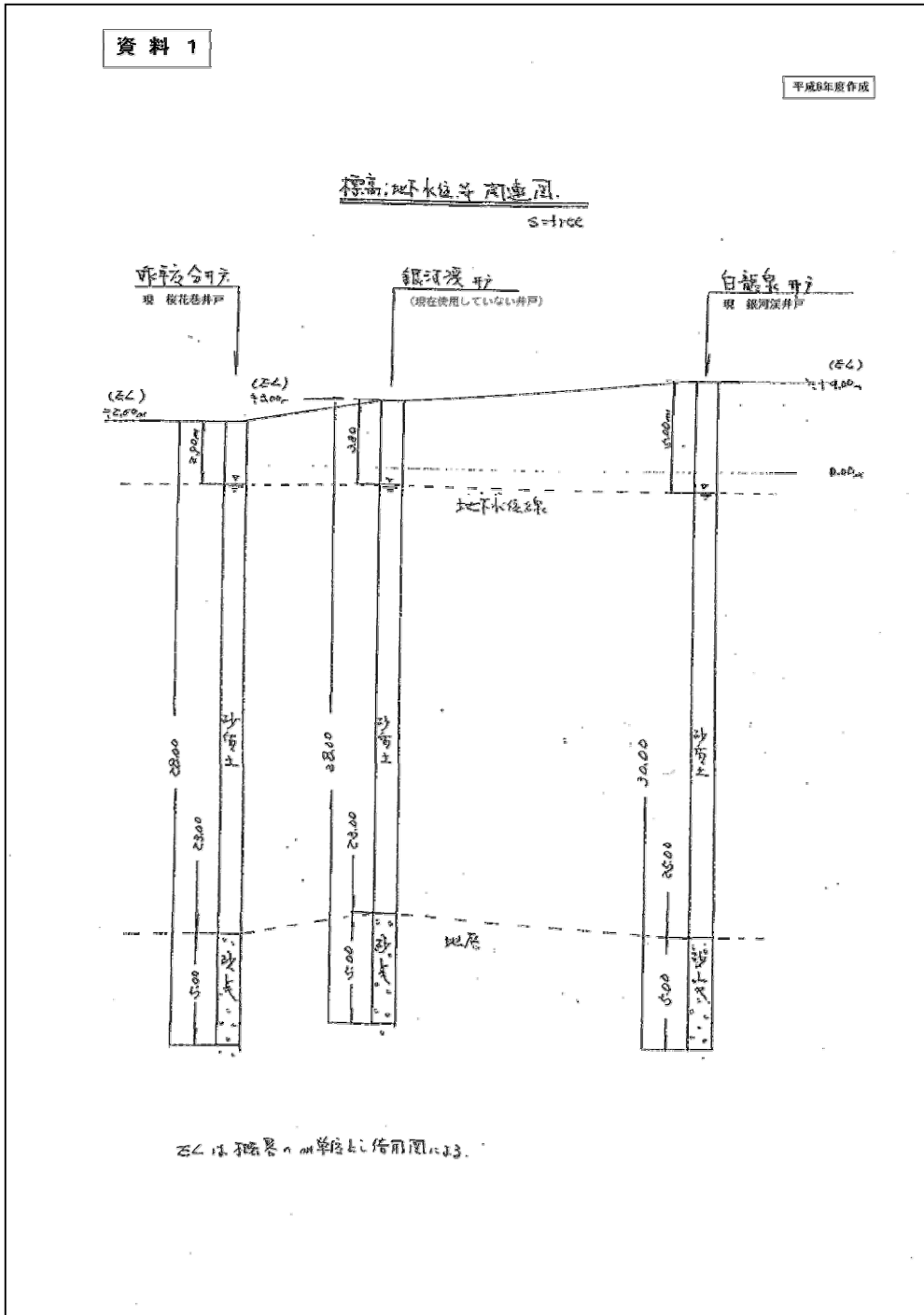
広島県縮景園の地下では、深度 20m を超える深さに三角州の基盤となる広島礫層が、それより浅深度では完新世の堆積物が広がっている。縮景園地下の完新世の堆積物は砂州間堆積物・河成砂州・浅海堆積層で成り、濯纓池底は砂州間堆積物で構成されていると推測されている（楠見久ほか「縮景園の石」、図 2.2.7）。

地下水位は標高 -30 ~ -100cm と推定される（平成6年度調査結果、図 2.2.8）。



【図 2.2.7】縮景園地下の推定柱状図

（楠見久ほか「縮景園の石」 広島県文化財協会『広島県文化財ニュース』第 145 号（平成 7 年）から転載）



【図 2.2.8】 標高地下水位等関連図 (平成6年調査結果)

(5) 水 質

縮景園の主水源である京橋川の水質保全の基準には、環境省「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年12月28日環境庁告示第59号)別表2「生活環境の保全に関する環境基準」河川(1)河川(湖沼を除く)アに規定する類型のうちA類型の環境基準が適用されており、基準値を達成している。

また、京橋川の水は汽水であり、干満潮により水位が大きく変動している(-32~392 cm <広

島港水深基準面との差))。表層のClイオン濃度は季節により480~9,600 mg/ℓの間で変動するが(表2.2.1)、これは広島湾の潮位高の季節変動及び天水降水量の季節変動に起因すると思われる、年変動も大きいと推測される。

【表2.2.1】京橋川河川水の水質 (調査年 平成17年,取水場所 広島県縮景園取水口付近,調査者 広島県保健環境センター)

	3月	7月	11月
透明度	—	—	—
水温(℃)	9.5	28.0	14.2
P H	8.1	7.8	7.80
COD(mg/ℓ)	1.6	2.6	3.10
SS(mg/ℓ)	3.0	11.0	11.0
DO(mg/ℓ)	10.20	7.40	9.00
Cl ⁻ (mg/ℓ)	480	4,800	9,600
T-P(mg/ℓ)	0.012	0.043	0.053
T-N(mg/ℓ)	0.61	0.61	0.66
EC(S/m)	0.17	1.50	2.70

地下水も、Clイオン濃度が淡水(~100 mg/ℓ)より高く、明らかに汽水である。溶存酸素量の値が0 mg/ℓに近く、かつ、Pイオン濃度、Nイオン濃度が高い状態(富栄養化状態)にある(表2.2.2)。また、縮景園内で地下水を導水している水路の護岸及び底部の茶色の付着物がみられるが(35P写真1.2.5)、これは地下水に含まれるFeイオンが酸化付着したものと推測される。地下水吐出口周辺で硫黄臭を感じることも多いことから、地下水にSイオンも含まれていると考えられている。

平成15年10月のClイオン濃度測定値と平成17年3月及び7月のClイオン濃度測定値を比較すると、数値が2倍近く変動しており、地下水位等が季節変動している可能性を示唆している。

【表2.2.2】広島県縮景園地下水の水質 (調査年 平成17年,調査者 広島県保健環境センター)

	白龍泉ポンプ(吐出口)			桜花巻ポンプ(清風池)		
	平成15年10月		平成17年3月	7月	平成17年3月	7月
透明度						
水温(℃)			15.4	18.0	17.3	19.5
P H	7.8	7.6	7.6	7.5	7.7	7.3
COD(mg/ℓ)	1.8	3.1	3.6	2.7	6.0	4.4
SS(mg/ℓ)	2	3	6.0	5.0	5.0	7.0
DO(mg/ℓ)	2.1	0.7		0.0	0.32	1.00
Cl ⁻ (mg/ℓ)	1,410	1,340	2,400	2,100	2,300	2,000
T-P(mg/ℓ)	0.45	0.26	0.22	0.24	0.39	0.540
T-N(mg/ℓ)	1.2	1.2	2.00	2.10	2.80	3.00
EC(S/m)			0.76	0.75	0.74	0.72

(6) 都市計画, 規制

庭園地区南側の隣接地は広島市立幟町中学校, 広島市長公舎, 広島県立美術館が, 北側及び南東側の京橋川沿いは東部河岸緑地が占め(5P図1.3.1), これらと庭園地区の敷地は第2種住居地域に指定されている。駐車場地区を含む街区(中区上幟町3番の白島通り沿いを除く大部分並びに中区上幟町4番及び5番)は近隣商業地域に, 白島通り及び城南通り沿線以遠は商業地域に指定されている。

その他の広島県縮景園周辺における地区計画指定等は次のとおりである。

【表 2.2.3】 広島県縮景園周辺の地区計画等

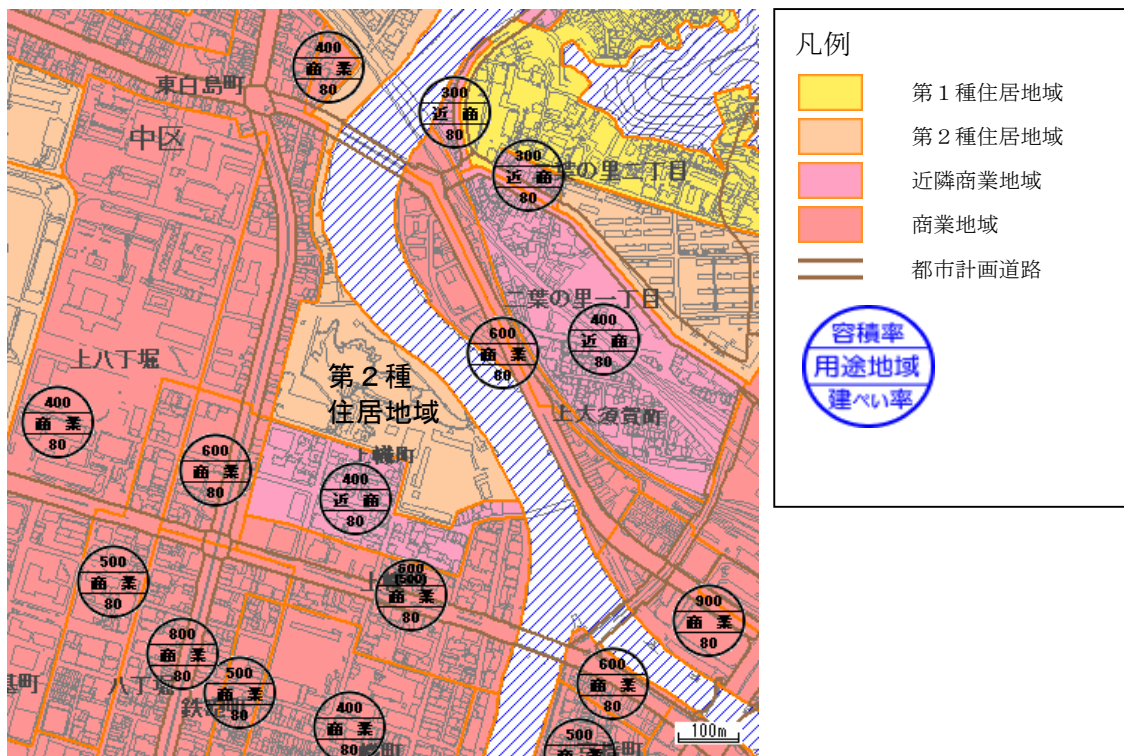
	庭園地区周辺	駐車場地区周辺	縮景園近隣	縮景園対岸
用途地域	第2種住居地域	近隣商業地域 (一部) 商業地域	商業地域 (一部) 近隣商業地域	商業地域
地区計画	広島市都心住居地域地区計画	(一部) 都心コア住居地区地区計画	(一部) 都心幹線道路沿道地区地区計画 (一部) 都心コア住居地区地区計画 (一部) リバーフロント地区地区計画	
その他	(一部) 縮景園周辺建築物等美観形成要綱対象区域	縮景園周辺建築物等美観形成要綱対象区域		
	広島市景観形成基本計画重点的景観形成地区縮景園周辺地区	広島市景観形成基本計画重点的景観形成地区縮景園周辺地区	(一部) 広島市景観形成基本計画重点的景観形成地区リバーフロント・シーフロント地区	広島市景観形成基本計画重点的景観形成地区リバーフロント・シーフロント地区
	(一部) 同リバーフロント・シーフロント地区			
	(一部) リバーフロント建築物等美観形成協議制度対象地区	(一部) リバーフロント建築物等美観形成協議制度対象地区	(一部) リバーフロント建築物等美観形成協議制度対象地区	リバーフロント建築物等美観形成協議制度対象地区
		駐輪場附置義務対象区域	(一部) 駐輪場附置義務対象区域	駐輪場附置義務対象区域
	(一部) 喫煙制限区域, 美化推進区域 (広島市ばい捨て等の防止に関する条例)	喫煙制限区域, 美化推進区域 (広島市ばい捨て等の防止に関する条例)	(一部) 喫煙制限区域, 美化推進区域 (広島市ばい捨て等の防止に関する条例)	

※ 「庭園地区周辺」とは、中区上幟町2番、6番、14番、15番の街区のうち用途地域が第2種住居地域に指定されている範囲をいう。

※ 「駐車場地区周辺」とは、中区上幟町2番及び6番の街区のうち用途地域が商業地域または近隣商業地域に指定されている範囲、及び中区上幟町3番、4番、5番の街区のうち用途地域が近隣商業地域に指定されている範囲をいう。

※ 「縮景園近隣」とは、中区上幟町3番のうち用途地域が商業地域に指定されている範囲、中区東白島町20番、21番、22番の一部、上八丁堀1番、3番、4番、8番、上幟町1番7番から12番の街区の範囲をいう。

※ 「縮景園対岸」とは南区大須賀町の一部の街区をいう。



【図 2.2.9】 広島県縮景園周辺の都市計画用途地域区分

(平成 23 年 5 月 1 日現在。広島市 HP「広島市地図情報提供システム」のデータから作成)

園の遮蔽用高木を超えて園内から建築物壁が望めるようになっている（78P 写真 1.7.7, 77P 写真 1.7.4）。

なお、縮景園に隣接する東部河岸緑地は、広島市『『水の都ひろしま』構想』（平成 15 年策定）において京橋川右岸モデル地区内に位置付けられている。

2 縮景園の特徴

(1) 沿革

縮景園の始まりは、元和 5 年（1619）に広島に入府した浅野長晟（1586～1632）が造らせた別邸の庭園である。「泉水（御泉水）」ともいう。

「縮景園」の名称は、中国の景勝地・西湖（中華人民共和国浙江省杭州市）の景観を縮めて造られたことに由来すると伝えられ、また、林羅山の詩の序文に「縮海山于其地，聚風景於此楼」とあることに基づくとも、各地の名所の面影を聚め移したことによる（山田貴三「縮景園之記」、頼杏坪「縮景園仮名記」）ともいわれている。「縮景園」の呼称の初見は堀正修「縮景園記」（正徳 3 年〔1713〕）であり、遅くとも 18 世紀第 1 四半期には「縮景園」の呼称が用いられていた。

元和 6 年（1620）着工といわれ（堀正修「縮景園記」）、作庭者は近世広島の茶道文化を代表する茶人・上田宗箇（1563～1650）と伝えられている（黒川道祐編「芸備国郡志」）。天明 3～8 年（1783～88）、浅野重晟（1743～1813）が、京都の造園技術者である清水七郎右衛門（?～?）を招いて大改修（以下「天明改修」という。）し、その後、文政 13 年（1830）浅野齊賢（1773～1830）による大改修（以下「文政改修」という。）を経て、19 世紀前半にほぼ現在の姿となった。

(2) 形状

縮景園は、廻遊式庭園である。

庭園中央に濯纓池を配して、その北・西・東に山を築き、二葉山、三滝山（宗箇松）、弥山（巖島）などを借景としていた。

池の中央に、縮景園を象徴する石橋・跨虹橋が架けられ、跨虹橋とこれに附属する陸橋によって、池は東西に分断されている。

施設の中核となる数奇屋・清風館は池南側中央に配され、その他の茶室、四阿は池周辺に分散して置かれている。

池の南側は平地で、現在は芝地がほとんどを占めているが、被爆以前は浅野泉邸の建物が建ち、塀により庭園から区画されていた。

(3) 現在の主な庭景（図 2.2.12）

濯纓池（たくえいち）

面積 8,020 m²，水深平均 1m

縮景園の庭園景観の中核を構成する池。

跨虹橋（ここうきょう）

濯纓池中央にかかる石造アーチ橋と陸橋。広島県縮景園を代表する構造物である。

桜花巷（おうかこう）

濯纓池中央南側，龍門峡西側の半島状地形に至るまでの池岸沿いの園路周辺。主にサクラが植えられていることからこの名がある。

龍門峡（りゅうもんきょう）

濯纓池南側，池東部から流下する流路。現在は閉鎖している。

有年場（ゆうねんじょう）

望春橋北詰から東側 10mにある小水田（4枚）。藩主が田植をすることで五穀豊穡を祈ったと伝えられる。

迎暉峰（げいきほう）

園の東，堤防上の小丘陵。標高約 10m，園内最高所である。

樹木がほとんどなく，ここから厳島や似島など広島湾の島々を望むことができた。

香菜園（こうさいほ）

園の東，迎暉峰北麓の護岸沿いに広がる茶畑。3区に分けて，藩内の有名品種の茶を植えていたと伝えられている。

昭和 33 年復元。

祺福山（きふくさん）

跨虹橋北詰に位置する小丘陵。標高約 5.8m。堤防から離れた独立丘陵状になっている。参道・西側斜面から頂上にかけて大型の石を岩くら状に組み合わせており，頂上には，戦前まで稲荷神社社殿が建てられていた。

踏雲橋（とううんきょう）

祺福山北側，谷状地形上に掛けられた木橋。

「縮景園記」「縮景園仮名記」では，祺福山からこの橋にかけての一带が最も古色蒼然としておりと評され，「縮景園仮名記」は木曾谷あるいは蜀の栈道になぞらえている。

積翠巖（せきすいがん）

池中央北部の島。南面に立石組を設ける。島の高さは 7.1m，長径 2.7m，石組高 2.9m。

石組は蓬莱式鶴石組，三尊石組，枯滝式の石組とも呼ばれる。

真砂浜（まさごはま）

瀬戸内海の砂浜に見立てて造られたといわれている。

丹楓林（たんぷうりん）

池西岸一帯の小丘陵。カエデ等の紅葉樹が多く植えられていたことに由来する。

超然居（ちょうぜんきょ）

園内最大の島で，四阿の超然居が建つ。

観瀾（かんらん）・洗心（せんしん）の両橋で結ばれ，人里を離れた静寂な場所を表している。上田宗箇の作意をよく伝えるといわれる（「縮景園銘細記」）。

東方，指呼の間に清風館を望み，跨虹橋に向かう眺望は絶景である。

【表 2.2.4】縮景園の地名，建築物名称等一覧

区分	地名または名称	よみ	備考	
地割・地形	池	濯纓池	たくえいち	縮景園名勝
		清風池	せいふういけ	
	湾，浜	楊柳湾	ようりゅうわん	縮景園名勝
		真砂浜	まさごはま	
	島嶼	望春島	ぼうしゅんとう	
		昇仙島	しょうせんとう	
		烟霞島	えんかとう	縮景園名勝
		緑亀島	りょくきとう	浅野長勲氏命名
		小蓬莱	しょうほうらい	縮景園名勝
		清漣島	せいらんとう	浅野長勲氏命名
		楊柳島	ようりゅうとう	
		水心島	すいしんとう	縮景園名勝
		滴翠島	てきすいとう	浅野長勲氏命名
		蘭舟嶼	らんしゅうしょ	
		緑蘋洲	りょくひんしゅう	縮景園名勝
		蒼雪島	そうせつとう	縮景園名勝
		積翠巖	せきすいがん	
		超然居	ちょうぜんきよ	
	小起伏	迎暉峰	げいきほう	縮景園名勝
臨瀛岡		りんえいこう	縮景園名勝	
祺福山		きふくさん	縮景園名勝	
丹楓林		たんぷうりん	縮景園名勝	
水系	龍門峽	りゅうもんきょう		
	銀河溪	ぎんがけい	縮景園名勝	
	白龍泉	はくりゅうせん	縮景園名勝	
	古松溪	こしょうけい	縮景園名勝	
	菊澗溪	きくかんけい	縮景園名勝「菊花澗」	
	流川	ながれかわ		
	清風川	せいふうがわ		
構造物	橋梁	跨虹橋	ここうきょう	縮景園名勝
		龍門橋	りゅうもんきょう	浅野長勲氏命名
		映波橋	えいはきょう	縮景園名勝
		昇仙橋	しょうせんきょう	縮景園名勝
		望春橋	ぼうしゅんきょう	縮景園名勝
		夾籟橋	そうらいきょう	浅野長勲氏命名
		楊柳橋	ようりゅうきょう	縮景園名勝
		踏雲橋	とううんきょう	浅野長勲氏命名
		虎蹲橋	こそんきょう	浅野長勲氏命名
		弄雲橋	ろううんきょう	縮景園名勝
		錦繡橋	きんしゅうきょう	縮景園名勝
		洗心橋	せんしんきょう	浅野長勲氏命名
		觀瀾橋	かんらんきょう	縮景園名勝
		菊澗橋	きくかんきょう	
		石蟾橋	せきせんきょう	縮景園名勝
建築物	茶室	清風館	せいふうかん	縮景園名勝
		明月亭	めいげつてい	縮景園名勝
		夕照庵	せきしょうあん	浅野長勲氏命名
	四阿	悠々亭	ゆうゆうてい	縮景園名勝
		看花榻	かんかとう	縮景園名勝
		駐杖榻	ちゅうじょうとう	浅野長勲氏命名
		超然居	ちょうぜんきよ	縮景園名勝
	その他	靈迹壇	れいせきだん	縮景園名勝
	その他	桜花巷	おうかこう	縮景園名勝
		有年場	ゆうねんじょう	縮景園名勝
香菜園		こうさいほ	縮景園名勝	
達觀廬		たつかんろ		
馬場		ばば		
御前水井戸		ごぜんすいいど		
灌花井		かんかせい		
蟾石	せんせき			

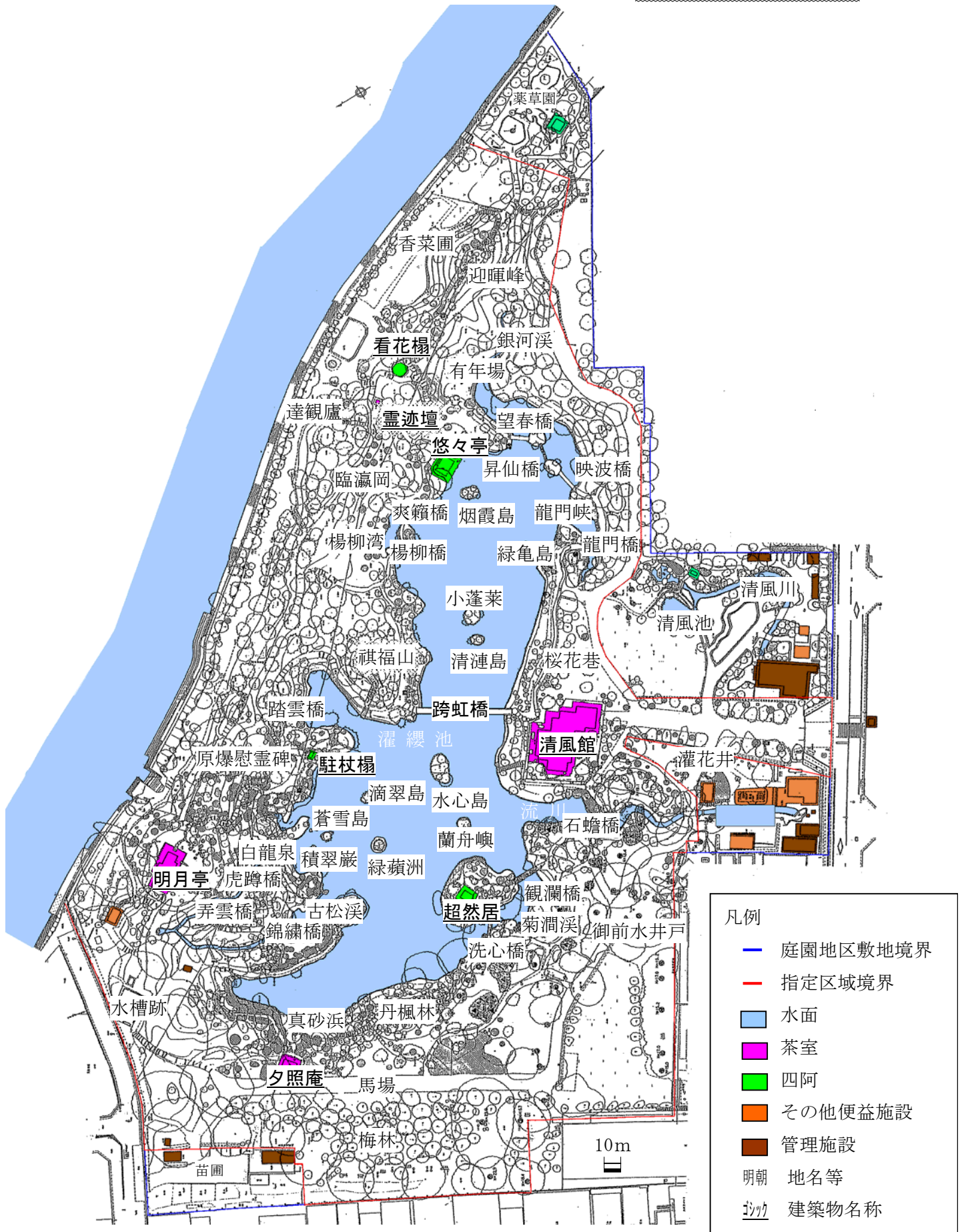


図 2.2.12 縮景園の地名、建築物名称等
 (島嶼、橋梁等の庭景の名称は、平成元年時点の名称)

第3節 管理体制

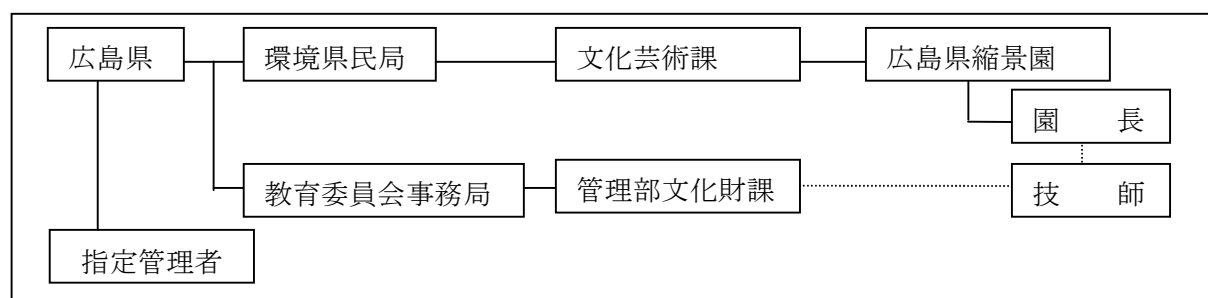
縮景園は、「広島県縮景園設置及び管理条例」（昭和29年広島県条例第36号。以下「設管条例」という。）第1条の規定により設置された広島県縮景園、及び設管条例第5条第1項で規定する指定管理者により管理されている。また、広島県縮景園の事務は、「広島県行政組織規則」（昭和39年広島県規則第18号）第9条の規定により、文化芸術課の分掌とされている。

広島県縮景園は、「名勝庭園を管理保存すること」（設管条例第3条第1号）及び「名勝庭園、園内施設及び駐車場を一般の利用に供すること」（設管条例第3条第2号）を業務としており、「園長その他必要な職員」が置かれている（設管条例第4条第1項）。

園長は、設管条例第3条第1号及び第2号が規定する業務のうち、「法第119条第1項の規定による名勝庭園の管理及び復旧を行うこと」及び「伝統文化行事その他県が主催する事業に関すること」を掌理し（広島県縮景園管理規則（平成21年広島県規則第32号。以下「規則」という。）第2条）、所属職員を指揮監督する（設管条例第4条第2項）。また、「縮景園の設置の目的を達成するため、名勝庭園の管理に関し必要な措置を講じ」（規則第3条第1項）、「名勝庭園がき損し、または滅失したときは、速やかに知事に報告しなければならない」（規則第3条第2項）と定められている。

このほか、名勝庭園にふさわしい植栽管理を行うため、文化財課に籍を置く庭園技術者1名が広島県縮景園に常駐している。

指定管理者は、法第119条第1項の規定による名勝庭園の管理及び復旧を行うこと及び伝統文化行事その他県が主催する事業に関することのうち園長が掌理する業務を除いた業務を行うほか、「施設等の利用の許可に関すること」、「施設等及び附属設備の維持及び修繕に関すること」、「施設等の利用に係る料金及び入園に係る料金（以下「利用料金」という。）の収受に関すること」、その他を業務としている（設管条例第5条第2項）。



【図 2.3.1】組織図

第4節 利用・活用状況

1 入園者数

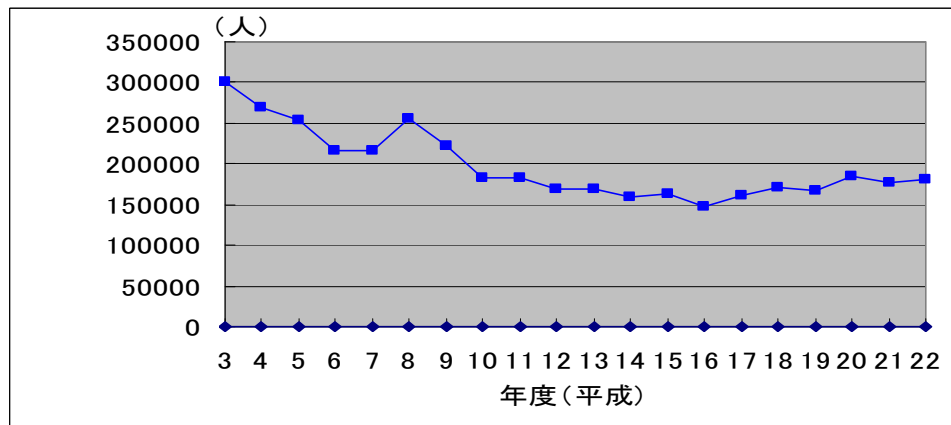
広島県縮景園への入園者数は、平成22年度で179,917人である。

過去20年間の入園者数を見ると、平成3年度の約30万人から平成15年度頃には15～16万人へと減少の一途を辿った。

指定管理者制度を導入した平成20年度から、やや持ち直しの傾向が見られる。

【表2.4.1】広島県縮景園入園者の推移（平成3年度～平成22年度）

平成3	平成4	平成5	平成6	平成7	平成8	平成9	平成10	平成11	平成12
300,662	270,231	252,798	216,023	215,521	256,177	222,017	182,915	182,584	169,532
平成13	平成14	平成15	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	平成21	平成22
169,860	158,997	162,758	147,879	161,028	170,602	167,197	185,373	176,047	179,917



【図2.4.1】広島県縮景園入園者の推移（平成3年度～平成22年度）

2 施設利用

広島県縮景園の開園時間は設管条例第6条第1項により、また休園日は設管条例第7条第1項により、次表のとおり定められている。なお、知事は開園時間または休園日を変更することができ、指定管理者も、予め知事の承認を得て、開園時間または休園日を変更することができる（設管条例第6条第2項、同第7条第2項）。

【表2.4.2】広島県縮景園の開園時間及び休園日

開園時間	4月1日～9月30日	午前9時～午後6時
	10月1日～翌年3月31日	午前9時～午後5時
休園日	1月2日、1月3日、12月29日～12月31日	

広島県縮景園の利用の許可は、知事及び指定管理者が定めるところにより、指定管理者が行い（設管条例第8条第1項）、利用者は指定管理者が知事の承認を得て定めた利用料金を納付しなければならない（設管条例第11条第1項）。現在、入園に係る利用料金（入園料）は、大人250円、大学生・高校生150円、中学生・小学生100円と定められている。小学校の児童または中学校若しくは高等学校の生徒で20歳以上の引率者が同伴する場合は入園料が免除されるほか、障害者や65歳以上の者などに対する入園料の免除（設管条例第12条第1項）、20人以上の団体が入園する場合の入園料の団体割引等も行っている。

また、園内の茶室等のうち、清風館及び明月亭は一般の利用に供されており（設管条例第3条第2号）、5日を超えない期間に限り（設管条例第10条）、利用が許可されている。茶道団体を始めとする各種団体が利用している。

3 利用者サービス及びユニバーサルデザイン

入園者に対してはパンフレット「縮景園」を無償配布している。パンフレットは日本語、英語、中国語、韓国語の4か国語を準備している。

障害者や65歳以上の者に対しては、上述の入園料の免除のほか、園内の車イスが通行可能な範囲や傾斜が急な箇所等を図示した地図を無償配布し、安全かつ快適に園内を観覧できるよう配慮している。

また、日曜休日には、広島市観光ボランティアガイド協会及び広島市観光アシスタント協会に所属する観光ボランティアが園内に窓口を設置し、希望者に対し観光ボランティアを行っている。近年増加している中国語圏の来園者に対するサービスの検討も行っているところである。

さらに、インターネット上でのホームページの開設、ケーブルテレビジョンへの行事予定の提供や招待券を提供するキャンペーン等の試みをとおして、県民への縮景園の情報の提供に努めている。

隣接する県立美術館とは一体的な管理運営を図っており、その一環として、共通入園（入館）券も発行している。

このほか、指定管理者を中心に、県立美術館と連携した年始開園の試行や、夏季の入園時間延長の実施等、利用者サービスの向上が図られている。

4 年中行事

広島県縮景園では、年間10回以上のお茶会を中心とした年中行事を行っている。

行事は、縮景園友の会や財団法人上田流和風堂を始めとする茶道団体、広島平和ライオンズクラブ等の各種団体とともに実行委員会を結成し、清風館等の施設を利用して開催している。

指定管理者制度を導入した平成20年度からは、七夕まつりや紅葉まつり、清風館での茶婚式等、指定管理者による創意に満ちた意欲的な取組もなされている。

【表 2.4.3】広島県縮景園の主な年中行事

観桜茶会（4月）	茶摘み茶会（5月）	しょうぶ茶会（6月）	梅の実収穫行事（6月）
田植えまつり（6月）	慰霊供養式（8月）	納涼茶会（8月）	敬老茶会（9月）
観月茶会（9月）	松のコモ巻（10月）	菊見茶会（11月）	もみじ茶会（11月）
大福茶会（1月）	梅見茶会（2月）	松のコモ外（3月）	桃見茶会（3月）

第3章 縮景園を構成する諸要素の分類と現状

第1節 縮景園を構成する諸要素の分類

人文的名勝の本質的価値を構成する諸要素について、前掲『てびき』では、具体的には地割、石組、植栽を始め、それらと一体となって構成された建築物、構造物等、さらには園外の眺望景観などを例示している。また、これらの諸要素の中には、地上に表出しているものと、地下に埋蔵されているものがあるとしている。

この例示をもとに、縮景園を構成する要素について分類すると、以下のとおりとなる。

【表 3.1.1】縮景園を構成する諸要素

	要素	内 容	対象区域
本質的価値を構成する 枢要の諸要素	地割・地形	濯纓池等の池、湾、浜及び小起伏、周辺の堤防	庭園地区全域
	水系	・濯纓池の取水・配水・排水系統（流路） ・底部、暗渠部 ・護岸	庭園地区全域
	石組・景石等	滝石組等石組、景石等	指定区域
	植栽・植生	樹種構成等	庭園地区全域
	構造物	・石造物（燈籠、手水鉢等） ・橋梁 ・園路（土道、飛石、石敷）	庭園地区全域、河川敷
	建築物	・清風館等の茶室、四阿、その他	庭園地区全域
	眺望景観		園外
	地下遺構	・構造物地下遺構 ・建築物地下遺構	庭園地区全域
本質的価値を構成する 枢要の諸要素以外の諸要素	公開・活用施設	芝生広場、案内板等看板類	庭園地区全域・園外
	休養・便益施設	四阿、ベンチ、水呑、便所、売店	指定外区域
	維持管理施設	柵・塀類、作業・管理施設、設備関係埋設物等	庭園地区全域
	その他構造物	記念碑、その他	指定区域

以下、上記の整理に従って、個々の要素の現状を確認する。

第2節 縮景園を構成する諸要素の現状

1 縮景園の本質的価値を構成する枢要の諸要素

(1) 地割・地形

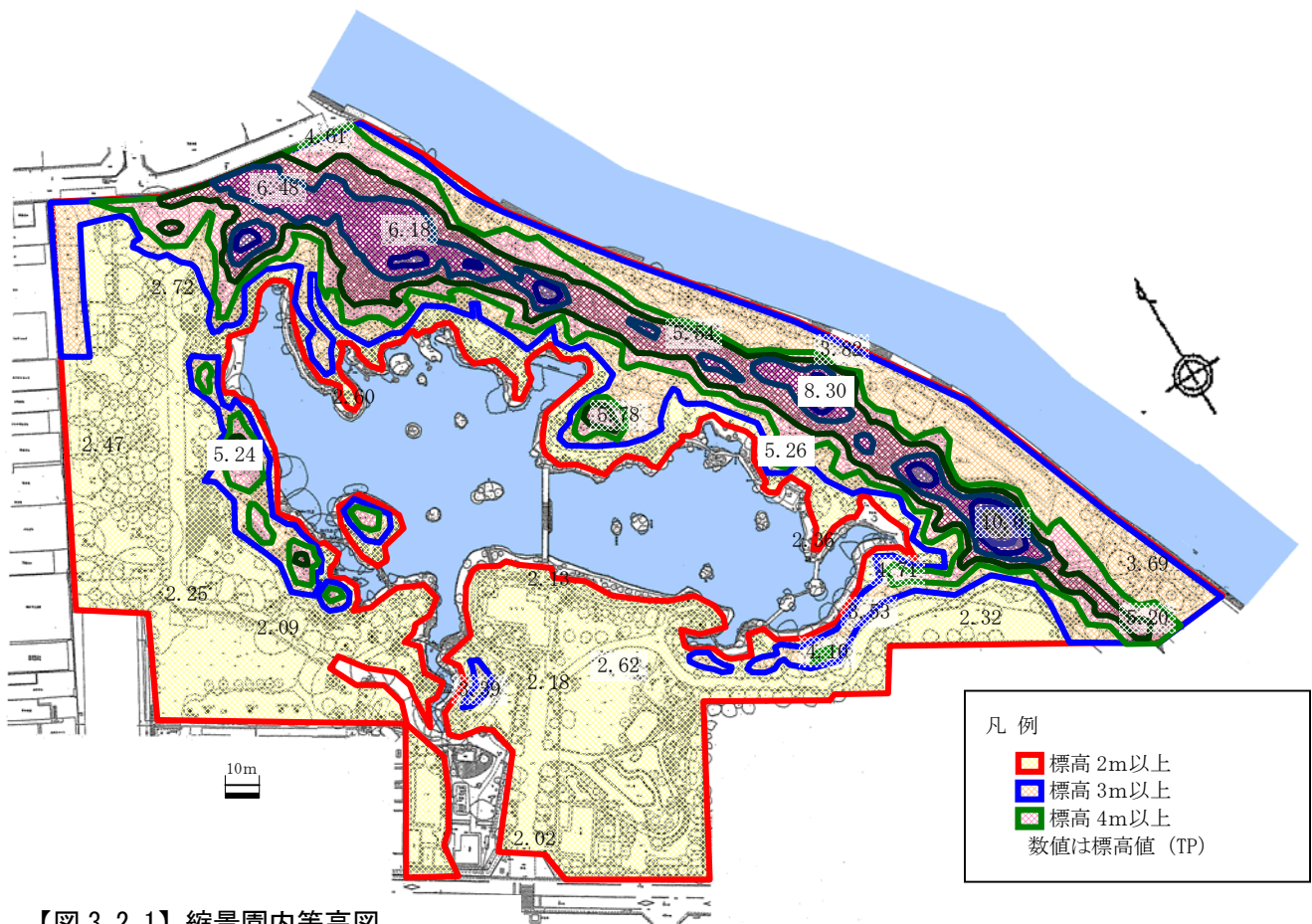
広島県縮景園敷地の西～南側にかけては標高2～3mの低平な地形である。指定外区域（売店等）を中心とする一帯は周囲に比べて低くなっている。

東側、京橋川沿いの堤防主部は、標高5.5m前後で周辺の堤防より高く、特に南部の迎暉峰は標高10mを超える（写真1.1.1）。北部は標高6m程度で南部ほど高くないが、堤防幅を広くとり、明月亭や水槽等の施設を置いている（写真1.1.2）。堤防上には3か所程度の小隆起が造られている。

北部の水槽跡付近からは標高3～5m程度の尾根と丹楓林の丘陵が西—南方向に弧を描くように（写真1.1.3）、南部の迎暉峰からは西方向に標高3m程度の尾根が伸び（写真1.1.4）、南北の尾根で濯纓池を抱え込んでいる。堤防からは濯纓池に向け短い尾根を突出させている。

中央の濯纓池は、その面積が庭園地区の面積の20%を占める。池底の地形はほぼ浅い鍋底状で、水深平均1m、部分的に水深1.4mを超える箇所もある。

池の汀線の総延長は821mで、南側は比較的長い直線で構成されているが（写真1.1.5）、北では、堤防からの尾根によって、複雑な湾入と変化に富んだ庭園景観を形作っている。



【図 3.2.1】縮景園内等高図

跨虹橋で区切られた濯纓池の東西には、各々に島嶼が7か所ずつ築かれている。うち、西部では超然居を除く6島嶼が、東部では4島嶼が石組を主とする島嶼である。

また、東西各々の南側には流川・龍門峡の2か所の流出口が設けられている（写真 1.1.14, 1.1.15）。



【写真1.1.1】迎暉峰・緑亀島・烟霞島



【写真1.1.2】明月亭・水心島・蒼雪島



【写真1.1.3】丹楓林・緑亀島・小蓬萊



【写真1.1.4】桜花巷・濯纓池東尾根



【写真1.1.5】丹楓林・緑亀島・小蓬萊・烟霞島



【写真1.1.6】看花榻・望春島・昇仙島



【写真1.1.7】 悠々亭・烟霞島



【写真1.1.8】 悠々亭・烟霞島・楊柳島



【写真1.1.9】 跨虹橋・小蓬萊・清漣島



【写真1.1.10】 祺福山・水心島・滴緑島



【写真1.1.11】 明月亭・積翠巖・緑蘋州



【写真1.1.12】滴翠島・緑蘋州・蘭舟嶼・超然居

【写真1.1.13】清風館・水心島・滴翠島



【写真 1.1.14】流川（池側流入口）



【写真 1.1.15】龍門峽（池側）

(2) 水系

ア 池及び流路

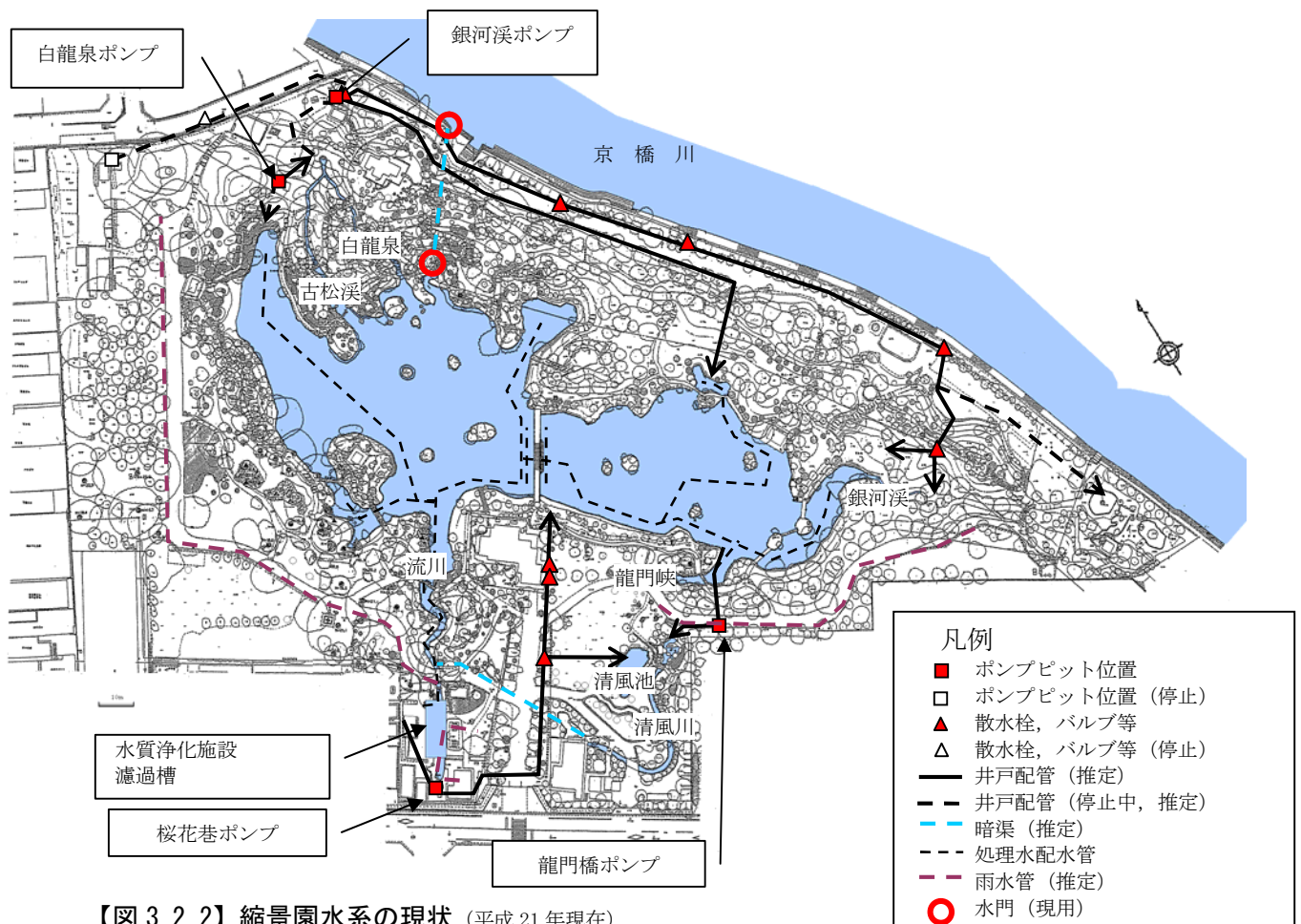
広島県縮景園には濯纓池と清風池の二つの池があるが（図 3.2.2）、清風池は昭和 39 年頃に新設されたと推定される池であり、濯纓池が、本来の縮景園の池である。

濯纓池は京橋川の河川水を主水源とし、これに園内 3 か所の井戸から揚水した地下水を加えている。後述する小蓬莱南側の嘴状小石組が水面上に表われる水位や園路の標高との関係から、濯纓池の景観上の基準となる水位は標高 85cm 前後と推定される。

京橋川からの取水及び排水は、満潮・干潮に伴う水位変動（広島港水深基準面から-32～392cm）を利用し、敷地北部の京橋川護岸及び濯纓池西北部護岸に設けた水門（35P）と堤防下の暗渠水路（36P）によって行っている。しかし、水門の位置（標高）の関係から（図 3.2.5）、広島港水深基準面から+270cm 以下の潮位の時には取水できず（有効取水可能潮位+300cm 以上）、水門を通した排水も池の水面の高さが標高 50 cm 以下の時には行えない。このため、冬季は取水可能日が 20 日／月程度まで減少し、最も潮位の高い秋季でも取水可能日は 27 日／月程度である。

また、3 か所の井戸のうち、桜花巷ポンプ・銀河溪ポンプで揚水した地下水は埋設管及び銀河溪（写真 1.2.3）から池東部に配水されており、池水の滞留解消効果も期待されているが、冬季は揚水量が減少する傾向が認められる。

白龍泉ポンプによる地下水は、堤防北部の白龍泉及び古松溪の流路上流に揚水され、噴水状に噴出された後（写真 1.2.4）、白龍泉及び古松溪の流路により配水されている（写真 1.2.5～1.2.7）。主に白龍泉及び古松溪の景観維持に用いているが、冬季は揚水量が減少する傾向が認められる。



【図 3.2.2】縮景園水系の現状（平成 21 年現在）

濯纓池は中央の跨虹橋及び跨虹橋陸橋部により東西に分断されている。東西の池水は跨虹橋下の径間及び陸橋下部の乱積部分を通して交換していると思われるが、取水及び排水口が池西部にあるためか、東部の池水は池西部の池水と比して滞留する傾向がある。

なお、池底を通した河川水及び川の伏流水の流入出が想定されるが、その量は不明である。

濯纓池の水質は汽水で、季節により Cl⁻イオン濃度 3,000~10,000 mg/ℓ の間で変化している(表 3.2.1)。

年間を通して葉や降下物等の浮遊物が池表層に見られ、特に、ケイ藻類由来の有機質浮遊物やマツを中心とする花粉(春季)が池表層を覆い庭園景観を損なうことがあるため、舟による池表層浮遊物の回収清掃を日常的に行っている。また、コイあるいはボラなどが巻き上げた池底堆積物やプランクトン等の水中の浮遊物については、水質浄化施設により除去している。

【表 3.2.1】平成 17 年度の池水水質(抜粋)(調査年 平成 17 年, 調査者 広島県保健環境センター)

	池東						池西					
	3月		7月		11月		3月		7月		11月	
	表層	底	表層	底	表層	底	表層	底	表層	底	表層	底
透明度(m)			0.7		0.9				0.7		0.8	
水温(℃)	11.7	10.9	31.5	30.9	12.8	12.4	10.9	10.4	31.3	30.9	13.3	13.2
P H	7.50		7.20	7.50	7.80	7.80	7.60		7.40	7.30	7.80	7.80
Cl ⁻ (mg/ℓ)	3,100		3,400	3,400	9,700	9,800	3,200		3,500	3,500	9,800	9,800

広島県縮景園内の流路は表 3.2.2 のとおりであり、うち、流川(写真 1.2.1, 1.2.2)、銀河溪、白龍泉、古松溪、龍門峡が、本来の縮景園の流路である。

流川は、流路を著しく屈曲させて庭園景観に変化を与え流水の美観を備える機能を果たし(写真 1.2.1)、併せて、後述する清風池及び清風川から濯纓池西部への流水経路並びに濯纓池から水質浄化施設への導水経路として、縮景園の池水の滞留解消及び水質浄化体系の一環も担っている。かつては濯纓池の池水を排水する機能も有し、現状も庭園地区南端から暗渠(RC管)で広島市下水道に通じているが(写真 1.2.2)、現在は、下水道への排水は通常行っていない。

銀河溪、白龍泉、古松溪は流水及び滝により庭園景観の美観に備えることを主な機能としており、地下水等を堤防上から濯纓池へ導水している(図 3.2.2)。

龍門峡は、かつては庭園地区外で流川流路と合流し濯纓池の池水を排水する流路であったが、現在は流路としての機能を果たしていない。

清風池、清風川(写真 1.2.8, 1.2.9)は戦後掘削された池及び流路で、指定外区域(事務所・芝生広場等)にある。龍門峡から濯纓池の池水を揚水し、清風池で噴水状に噴出させた後、清風川及び埋設管を経て流川に流しており(図 3.2.2)、指定外区域(事務所・芝生広場等)の景観形成の機能を担うとともに、濯纓池東部の池水滞留解消体系の一部となっている。

【表 3.2.2】流路の要目

名称	敷地内の長さ等(単位 m)		備考
流川	長さ 60.0, 幅(池側流入口) 6.0, 幅(旧水門付近) 1.3		長さは濯纓池流入口から旧水門付近までの右岸の総延長
銀河溪	長さ 23.0, 幅 0.6		
白龍泉	長さ 46.0, 幅 0.6		白龍泉から濯纓池へ放流
古松溪	長さ 38.0, 幅 0.8		白龍泉から分岐
龍門峡		—	機能停止
清風川	長さ 63.5, 幅 1.3		龍門峡ポンプから



【写真 1.2.1】流川（屈曲部）



【写真 1.2.2】流川（出口）



【写真 1.2.3】銀河溪（池側）



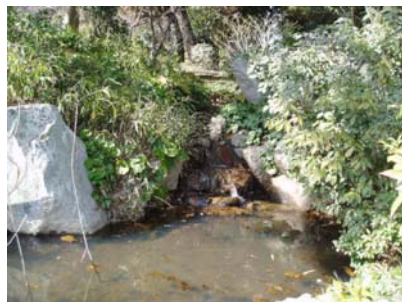
【写真 1.2.4】白龍泉（噴出口）



【写真 1.2.5】白龍泉（古松溪分流点）



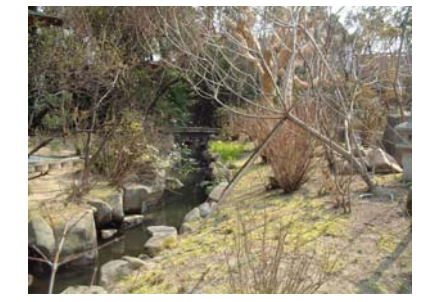
【写真 1.2.6】白龍泉（落ち口）



【写真 1.2.7】古松溪（落ち口）



【写真 1.2.8】清風池



【写真 1.2.9】清風川

イ 水 門

水門は濯纓池側（図 3.2.3, 写真 1.2.10）、京橋川側（図 3.2.4, 写真 1.2.11）各 1 か所ずつ設置されている。京橋川側の水門は短い導水路からほぼ直接川に向けて開口しているが、濯纓池側の水門は、導水路を一度大きく屈曲させている。

濯纓池側、京橋川側のいずれも、石柱に横石を渡し、木製門扉を上下に開閉する構造である。（写真 1.2.10, 1.2.12）。濯纓池側水門の石柱は高さ 1m 程度、上部の横石はコンクリートである。京橋川側は横石も花崗岩質の石材である。

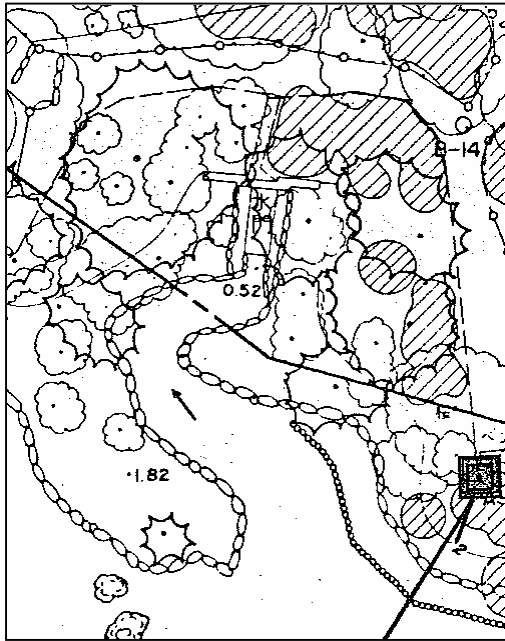
基礎構造は不明だが、流川旧水門（103P 写真 2.4.22）では、水門下を刺突すると板石らしい感触が確認できるため、現水門にも同様の板石による基礎構造があると推測される。

門扉はヒノキ材を用い、5～7年程度で改修している。

【表 3.2.3】水門の要目

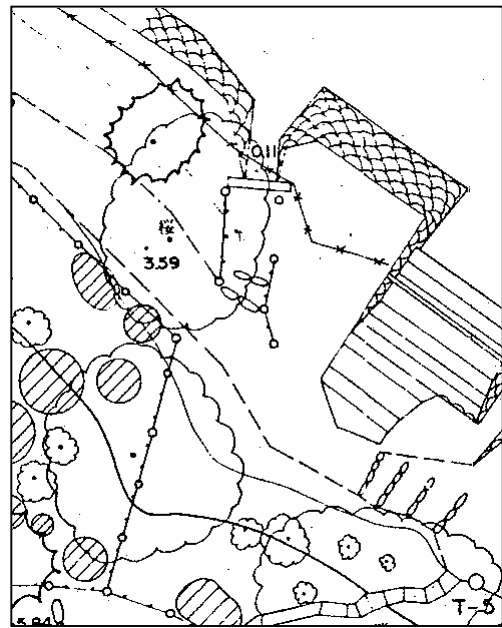
（単位 m）

設置数	設置場所	形状
2 か所 （池側 1 か所, 川側 1 か所）	池北端 （池側水路標高: 0.5, 川側水路標高: 0.11）	門扉: 木製落し込み 水路: 石積み （隧道部高 0.82, 幅約 0.87）



【図 3.2.3】水門付近地形図

(濯纓池側水門周辺)



【図 3.2.4】水門付近地形図

(京橋川側水門周辺)



【写真1.2.10】濯纓池側水門
(南から)



【写真1.2.11】京橋川側水門
(西から)



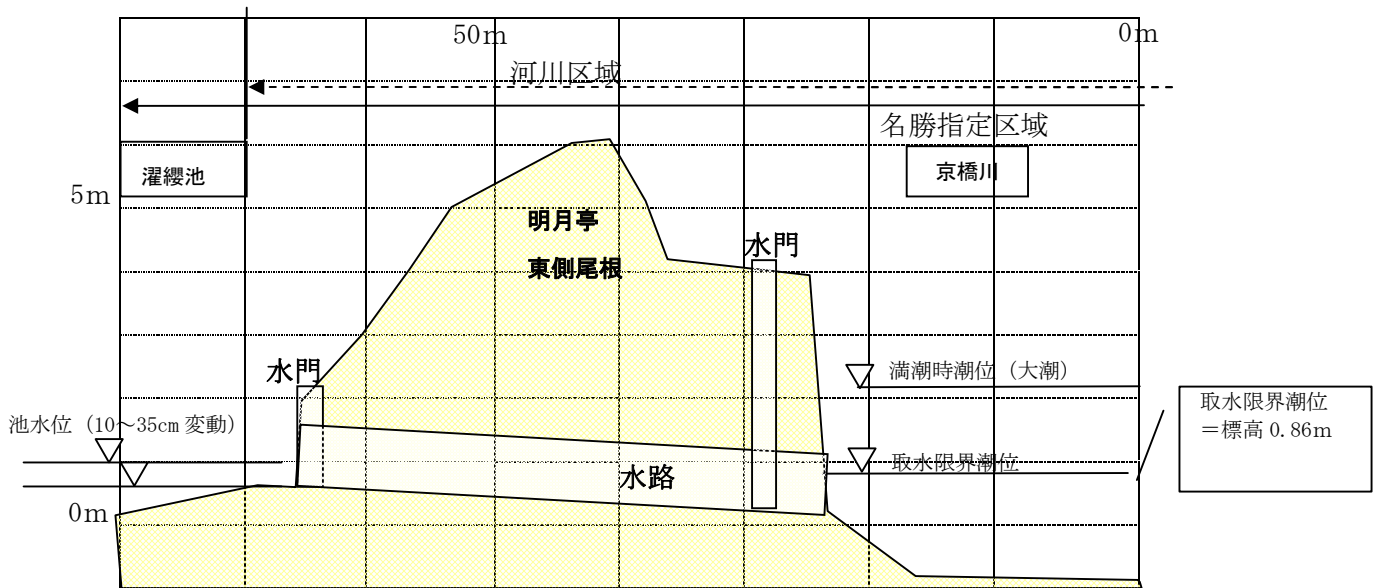
【写真 1.2.12】京橋川側水門導水路

ウ 暗渠水路

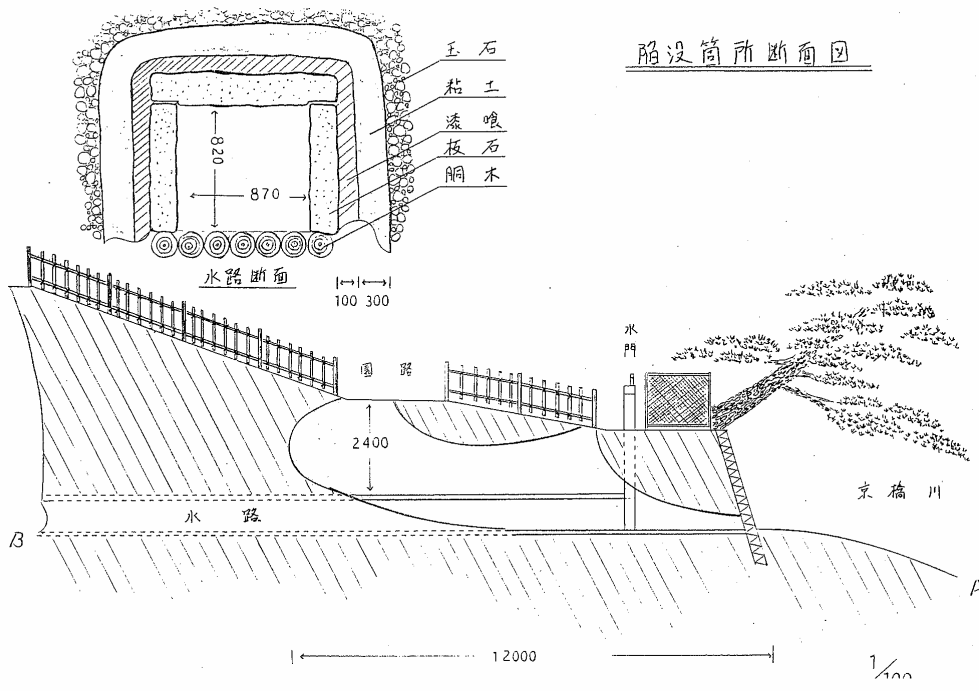
京橋川—濯纓池間の暗渠水路は、全長約 42m (水門間)、 $0.0095\text{m}/1\text{m}$ で川側に傾斜していると推測される (図 3.2.5)。

水門に接する箇所の上部はモルタルあるいは石材で固められている。

堤防下部分は、胴木の上に板石で水路を組み、周囲を漆喰と粘土で防水した上で玉石で埋めた構造と記録されている (図 3.2.6)。なお、水路途中に、水路を閉塞した痕跡があるという。



【図 3.2.5】河川区域（堤防）横断面模式図（京橋川取水口付近）



【図 3.2.6】京橋川導水路（暗渠）断面図（平成元年）

エ 護岸・底

濯纓池周辺の護岸石組については、「明治的手法」により造られていると評する向きもある（重森三玲「縮景園庭園」）。

濯纓池汀線の護岸の大半、龍門峡（指定区域内）及び流川（指定区域内）は割石乱層積み（写真 1.2.13～1.2.16）で、橋梁基部その他要所は木杭で補強し（写真 1.2.14）、捨石で護岸を保護している個所もある（写真 1.2.16）。また、白龍泉・古松溪流入口周辺には通常の護岸に加えて、多くの立石・石組を配置し、独特の庭園景観を構成している（43P）。なお、水面からの

比高が高く、園路から水面までの傾斜が急な箇所は木杭による護岸が施されている（写真 1.2.18）。木杭は水面付近で腐朽汚損が著しく、頻繁に交換をしている。

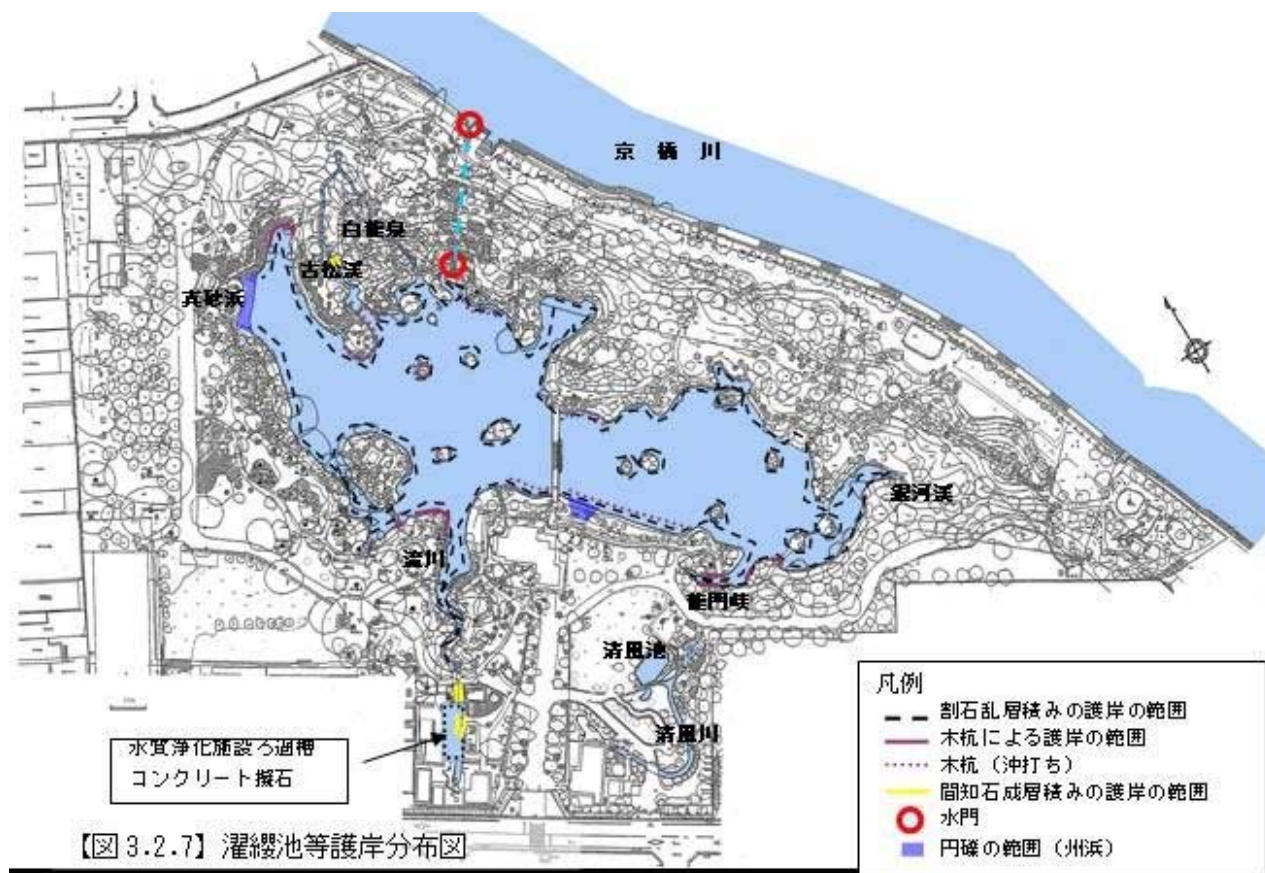
濯纓池周辺のうち真砂浜は長さ 16m、幅 7～9m にわたり、傾斜約 10 度で太田川流域で採集した 15cm 程度の花崗岩円礫を敷き均し（前出「縮景園の石」）、現在は目地をモルタルで固めている（写真 1.2.18）。

このほか、桜花巷北岸の濯纓池汀線に真砂浜とほぼ同質の円礫が見える箇所があり（写真 1.2.19）、かつての州浜の痕跡である可能性がある。この桜花巷北岸は沖の池中に水面下に隠れる程度の木杭列が施されているが、同様の施工箇所はほかにも数か所見える。

白龍泉・古松溪・銀河溪は浅い円礫乱層積みで（写真 1.2.5）、橋梁基部等に割石成層積みがみられる。底部は円礫が敷き均されている（写真 1.2.20）。護岸及び底部には鉄分の沈着が著しい。

龍門峡（指定外区域）及び流川（指定外区域）の護岸は間知石成層積みで、龍門峡（指定外区域）の底は砂泥質、流川（指定外区域）は本来砂泥質だが、戦後、円礫が敷かれている（写真 1.2.21）。流川（指定外区域）の護岸も戦後の構築である。

なお、濯纓池側水門西側周辺の護岸には漏水がみられる。また、楊柳湾内池底や水門付近の池底にシジミ等の二枚貝の貝殻が多く観察できる地点があり、同地点に湧水があるものと思われる。





【写真 1. 2. 13】割石護岸



【写真 1. 2. 14】割石・水中杭



【写真 1. 2. 15】割石・水中杭



【写真 1. 2. 16】割石護岸



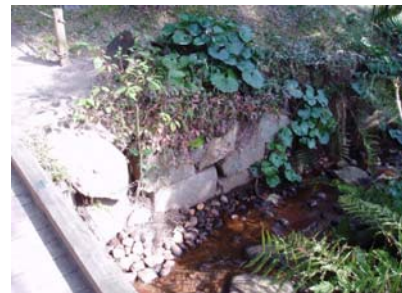
【写真 1. 2. 17】杭護岸



【写真 1. 2. 18】真砂浜



【写真 1. 2. 19】桜花巷北岸
(○内に円礫と水中杭及び礫が見える。)



【写真 1. 2. 20】古松溪 成層積
護岸



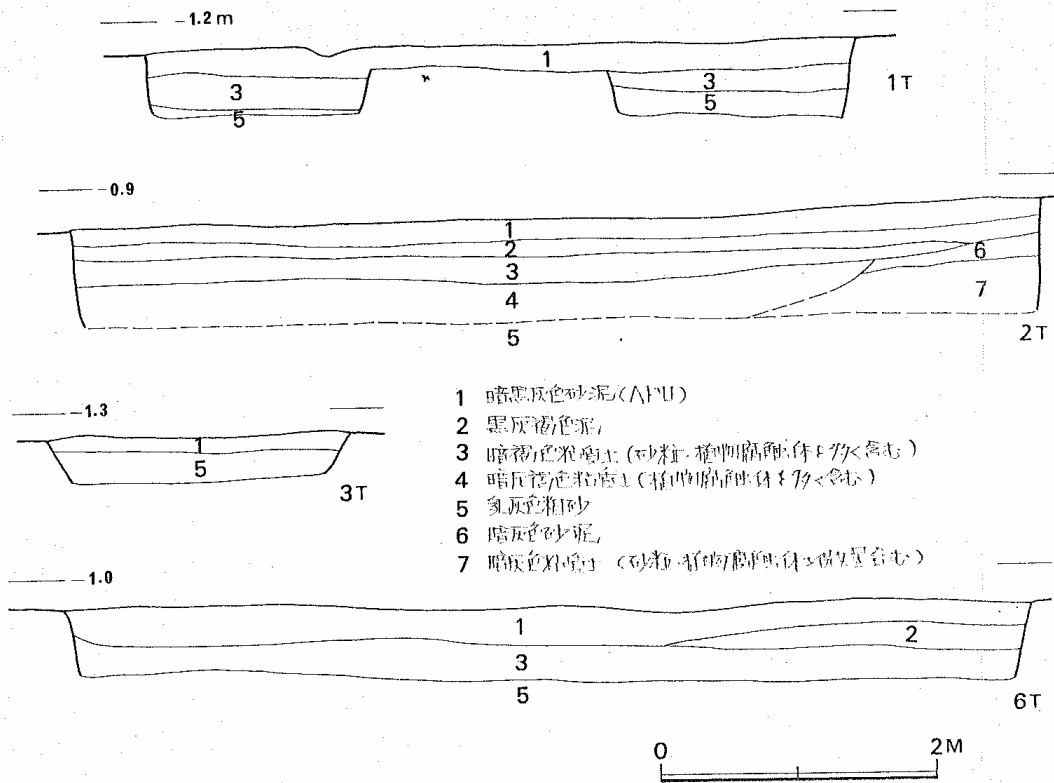
【写真 1. 2. 21】流川 間知石成
層積護岸

濯纓池の底は砂泥質で、石敷等の施設は認められない（昭和 54 年調査結果，図 3. 2. 8，写真 1. 2. 22，1. 2. 23）。

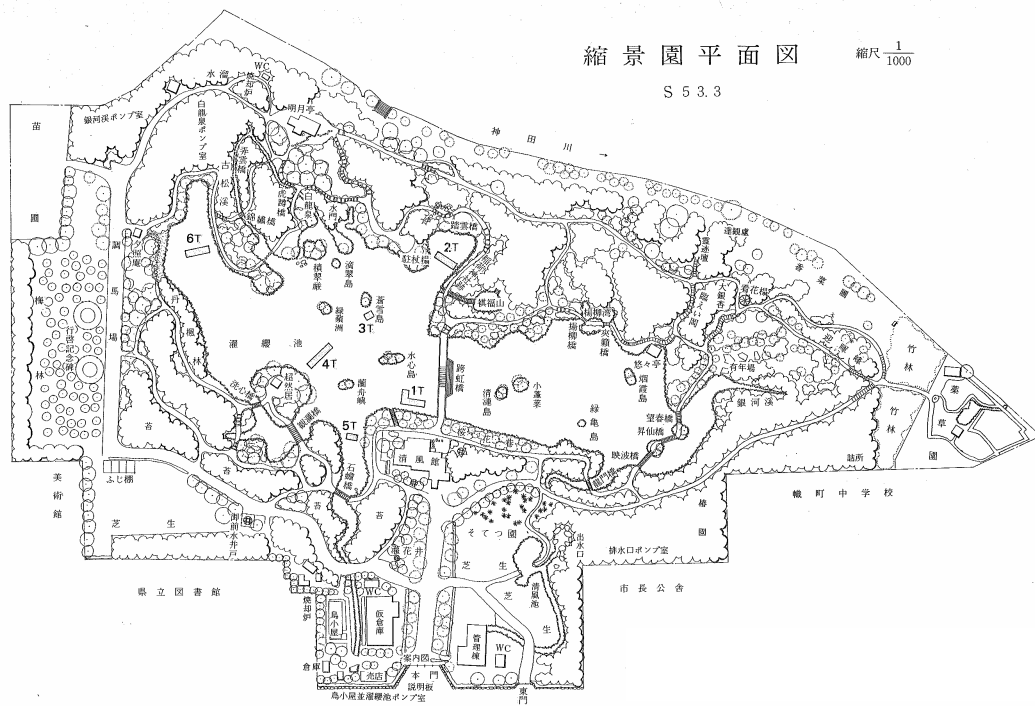
池底の堆積汚泥の N 及び P イオン濃度は，通常値（0.5～0.7 mg/g）を示し，有機物量は，東側で若干高いものの，通常値（強熱減量数値 10 以下）に納まり，西側では半分以下の値になっている（表 3. 2. 4）。

汚泥堆積量は，池東端部など一部に 30cm 程度の堆積が認められるが，他の場所はほとんどない。江戸時代の橋梁礎石と思われる石が池底に露出していることから，これ以上浚渫する余地はないと考えられる。

堆積汚泥からの臭気はなく，また，池全体に溶存酸素量が高いことから，栄養分の溶出の可能性はほとんどないと思われる。



【図 3.2.8】 濯纓池底土層断面図 (昭和 54 年 7 月)



【図 3.2.9】 トレンチ配置図 (昭和 54 年 7 月)



【写真 1. 2. 22】浚渫時写真
(昭和 54 年)



【写真 1. 2. 23】5 T 設置状況

【表 3. 2. 4】濯纓池の底質 (調査年 平成 17 年, 調査者 広島県保健環境センター)

	池東			池西		備考 (通常値)
	3月	7月		3月	7月	
IL (%)	6.6	9.0		4.3	4.9	(10 以下)
COD (mg/g)	—	46.0	軟底質	—	17.0	砂まじり 暗褐色 臭気無
C (mg/g)	21.0	27.0	灰黒色	1.0	14.0	
N (mg/g)	1.9	2.7	臭気無	1.0	1.4	
P (mg/g)	0.69	0.61		0.23	0.45	(0.5~0.7)

(3) 石組・景石等

「石組」とは「造園のため石材を組み合わせて景観をつくる手法。又、その配置の具合。」をいい、「景石」とは、「日本庭園で、風致を添えるためにとりどころに置かれている石。」をいう（『大辞林』第二版）。景石には、独特の形状色彩を有することで興味を立たせる「名物石」も含める。

広島県縮景園の石組は、清風館あるいは清風館前から望見できる石組・景石を主として整えられ、これに夕照庵や超然居南側等の小景観を構成する石組が組み合わされている。

【丘陵等を形成する石組】

丘陵では迎暉峰、祺福山に、島嶼では積翠巖、小蓬萊、蒼雪島と超然居に石組がみられる。迎暉峰では、頂上部に大型の板石が置かれ、頂上部周囲に大型石を巡らせている（写真 1.3.1）。祺福山では、西側斜面から頂上部にかけて比較的大型の石が配置されている（写真 1.3.2）。特に西側山麓・園路沿いの石は園内最大といわれ、長径 3.3m を超えている（写真 1.3.3）。

このほか、踏雲橋北側の堤防上の瘤状隆起にも比較的大型の石が配置されている。この瘤状隆起は、後述する踏雲橋下の枯谷風石組を清風館から望んだときには踏雲橋下の枯谷風石組の背後に当たり、踏雲橋下の枯谷風石組と組み合わせられて、景観上のポイントになっている（写真 1.3.4）。

また、夕照庵北側の尾根頂部には、他の石組に比べて小振りな石を据えて、夕照庵から北を望んだときの景観を整える石組が配置されている（写真 1.3.5）。

「積翠巖」島は、正面・清風館側に高 2.9m の「積翠巖」石組（写真 1.3.6）を配し、その背後にも大型の石を置いている。戦後復興期の誤った復元により、石組左右の大型石がかつてより屹立し、石組中央の大型石が見えにくくなっている。

【表 3.2.5】積翠巖石組の要目

高 2.9m	(左) 高 2.4m 細粒花崗岩	(中央上) 高 1.1m 中粒花崗岩	(中央下) 高 1.8m 細粒花崗岩
	(右) 高 1.9m 中粒花崗岩		

小蓬萊は石を基調に築かれており、島の南端から西に向けての水中に、砂州状（鶴首状）の細長い石組を築いている（写真 1.3.7）。戦後復興期以後、島南端の立石が低くなっている。蒼雪島は亀形を念頭に配石する、いわゆる「亀島」だが、戦後復興期の誤った復元により、「亀」の向く方向が東から北に変更されている（写真 1.3.8）。

超然居では、南側万歳手水鉢の周辺に小ぶりな石組がみられる（写真 1.3.9）。

【枯谷を演出する石組】

枯谷風の石組としては、楊柳湾東側谷（写真 1.3.10）、踏雲橋下の谷（写真 1.3.4, 1.3.11）、菊澗溪（写真 1.3.12）がある。楊柳湾東側谷では、大型の板石を複数組み合わせることで谷底を造り、踏雲橋下の谷も比較的大きな石を組み合わせている。

菊澗溪は超然居南側の小景観を整えるための石組で、楊柳湾東側谷、踏雲橋下の谷よりかなり小型の石が置かれている。

これらの枯谷風石組は、谷状地形の底部に配置されているため、周囲の植栽によって見え難くなりがちであり、その景観の維持には植栽の管理が重要である。

【滝石組】

白龍泉水路及び古松溪水路の池側流入口は石組によって滝になっている。

白龍泉は3段の滝になっており、各々1枚岩を落下するようになっている（写真1.3.13）。

古松溪は1段で、落差1mになるまで自然石が積み上げられ、その周囲に大型の景石が配置されている（写真1.3.14）。

これら滝石組も、枯谷風石組と同様に植栽によりその景観が損なわれることがあり、周囲の植栽の管理が景観維持上重要である。

【その他の石組・景石】

真砂浜北側斜面には、州浜と斜面を画するように、大型の立石を配している（写真1.2.19、写真1.3.15）。また、真砂浜南側にも北側より小ぶりながら石が配されている（写真1.3.16）

池東部、緑亀島と小蓬菜の中間地点の水中にも立石が置かれており、平均水位で石の頂部が水面上に表われる（写真1.3.7）。

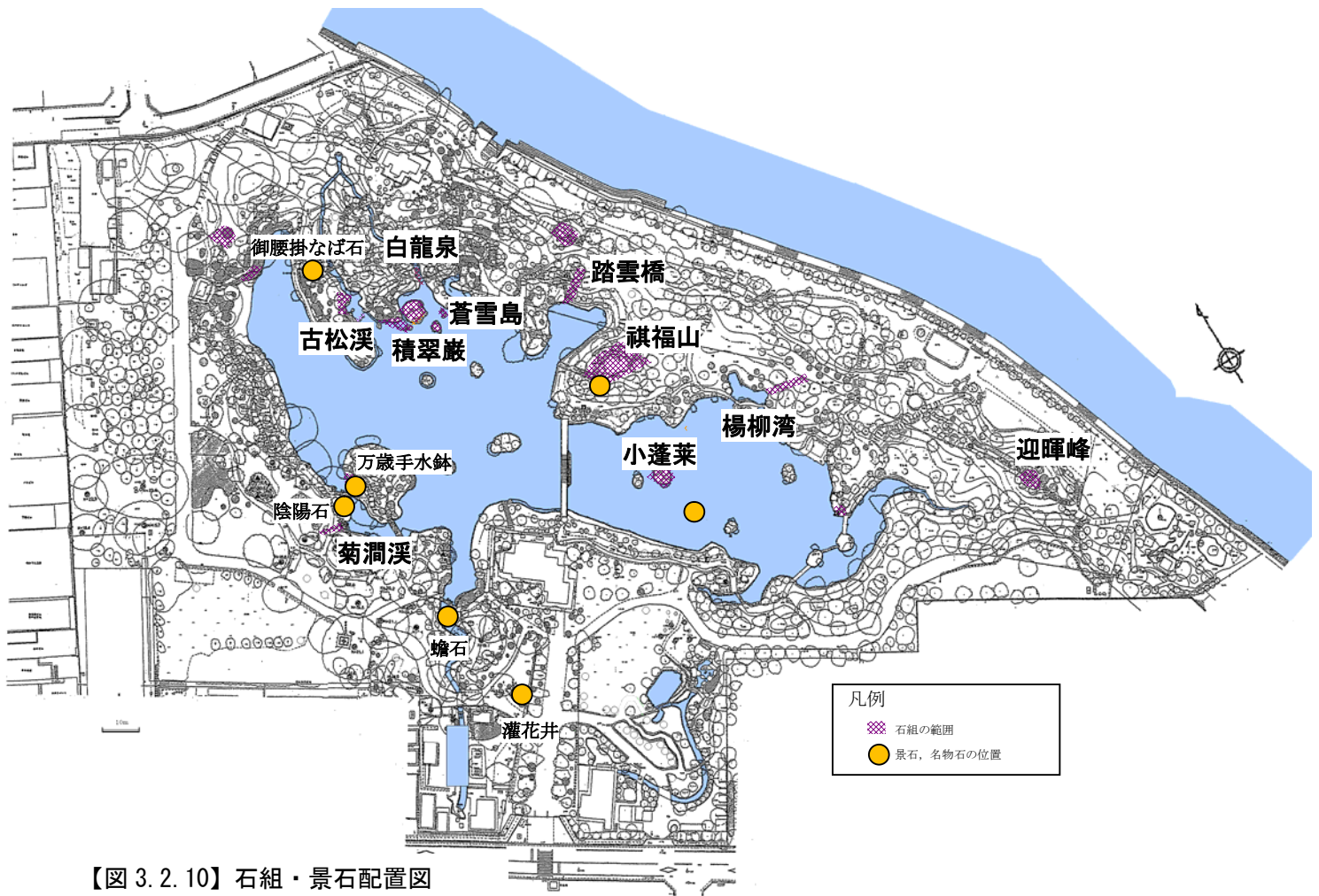
また、白龍泉・古松溪両水路の沖及び積翠巖の周辺には、汀線に沿って景石が置かれている（写真1.3.17）。積翠巖西側の三角形の立石（写真1.3.18）を始め、一部は倒れたままとなっている。

【景石（名物石）】

「縮景園銘細記」には多くの名物石の記事が掲載されているが、そのほとんどがかつての向陽亭（県立美術館敷地東部及び指定外区域（売店等）付近）に置かれ、向陽亭廃止後所在不明になっている。

江戸時代以来の景石（名物石）としては、「縮景園之記」「縮景園記」にみえる蟾石（写真1.3.19）、「縮景園銘細記」にみえる万歳手水鉢（写真1.3.20）、御腰掛なば石（写真1.3.21）、灌花井（写真1.3.22）が、記事にある手水鉢に相当すると推定されているものとして長石手水鉢（写真1.2.23）があり、記事はないが陰陽石（写真1.3.24）も同様にいわれている（表3.2.6）。

また、戦前の絵葉書には、無名だが特徴的な石を題材としたものが多くみられる。



【図 3. 2. 10】石組・景石配置図



【写真1. 3. 1】迎暉峰



【写真1. 3. 2】祺福山



【写真1. 3. 3】祺福山西側山麓石組



【写真1. 3. 4】踏雲橋下谷及び堤防



【写真1. 3. 5】夕照庵北石組



【写真1. 3. 6】積翠巖



【写真1.3.7】小蓬菜



【写真1.3.8】蒼雪島



【写真1.3.9】超然居横・万歳手
水鉢



【写真1.3.10】楊柳湾東側谷



【写真1.3.11】踏雲橋下谷
(上から)



【写真1.3.12】菊澗溪



【写真1.3.13】白龍泉滝石組



【写真1.3.14】古松溪滝石組



【写真1.3.15】真砂浜北端の石
組



【写真1.3.16】真砂浜南端の
石組

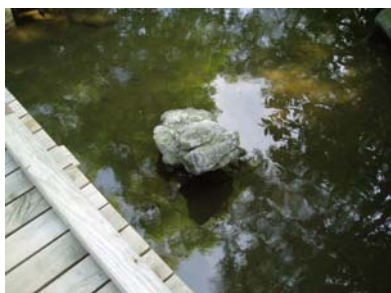


【写真1.3.17】古松溪・積翠巖・
白龍泉



【写真1.3.18】積翠巖西側の石
組

【名物石】



【写真1.3.19】蟾石



【写真1.3.20】万歳手水鉢



【写真1.3.21】御腰掛なば石



【写真1.3.22】灌花井横石



【写真1.3.23】長石手水鉢



【写真1.3.24】陰陽石

【表 3.2.6】現存する主な景石（名物石）一覧

名 称	寸法, 材質等 (寸法単位: cm)	備 考
蟾石	— 礫質粘板岩を巨晶花崗岩の岩脈が貫いたもの。	石蟾橋南, 流川流路中央に据えられている名石。藤原惺窩から堀南湖, 梅園大嶺へと伝わり, 梅園大嶺が献上したと伝えられ(山田貴三「縮景園之記」), 文化2年以前には園内に据えられ, 文化2年(1805)9月~11月の間に, 現在位置に移されたと推測される。
万歳手水鉢	長径 162, 細粒花崗岩	「縮景園銘細記」に記事あり
御腰掛なば石	長径 70, 幅 55 斑状の細粒花崗岩	江戸時代, 土佐から持ち帰ったと伝えられる。 「縮景園銘細記」に錦繡橋のたもとにあると記され, 「御泉水惣絵図」に旧錦繡橋西詰に類似した石が描かれている。
灌花井横石	高 48, 幅 66, 長 128	江戸藩邸の庭園工事に出土し, その後, 江戸から運ばれたと伝えられる(「縮景園銘細記」)。 灌花井移築時に同時に移築したものか
長石手水鉢	長 368, 幅 33, 厚 31 水溜部長 280, 幅 18, 深 10, 花崗岩	昭和 15 年図になし
陰陽石	(立石) 長径 70, 幅 55 細粒花崗岩の風化礫 (横石) 長径 85, 幅 60, 厚 30 細粒花崗岩	表面に水食の痕が見られる。

※寸法, 材質等のデータは前出「縮景園の石」による。

※表中「昭和 15 年図」は「縮景園 (浅野泉邸) 庭園平面図」(昭和 15 年作図)をいう。

(4) 植栽・植生

植栽は、縮景園の景観を構成する上で重要な要素であるとともに、石組における場合のように庭園景観を阻害する要因にもなり得る要素であり、その維持管理には、縮景園の全体像に対する十分な理解と認識に立って、細心の注意と適正な技量をもって当たらなければならない。

庭園地区には、針葉樹・広葉樹併せて4,826本以上の樹木があるといわれている。うち、広島市作成「被爆樹木リスト」に掲載されている樹木は3本で(図3.2.11)、ほかは戦後復興期以後植栽された樹木と実生による樹木である。

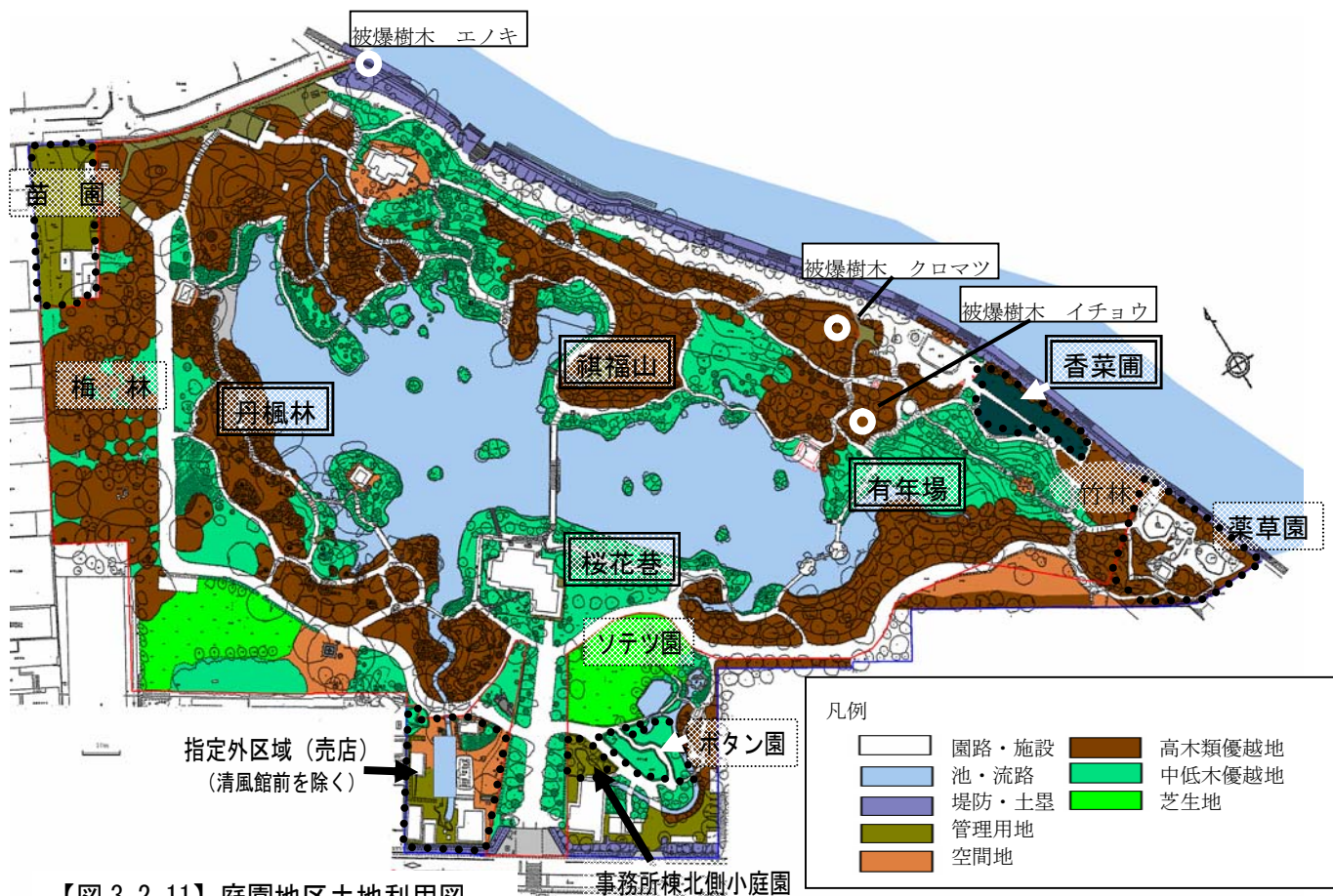
これら樹木や草花類は、原則として、桜花巷から順に反時計回りで春→夏→秋を巡るように設定された景観主題に則して、樹高や樹形を整えて植栽されている(図3.2.11)。

起点となる桜花巷には、春の景観を演出するため、主にソメイヨシノが植栽されている(図3.2.14, 写真1.4.1)。

濯纓池東尾根周辺、臨瀛岡・霊迹壇周辺、祺福山周辺、白龍泉・古松溪周辺から堤防北部は中高木類が植栽され、特に祺福山周辺については森厳な雰囲気醸成を図っている(写真1.4.2)。

霊迹壇より北の堤防上や白龍泉・古松溪周辺には樹高が押さえられていないクロマツ(以下「クロマツ高木」という。)が多く植えられている(写真1.4.3, 1.4.4)。クロマツ高木は流川周辺から丹楓林西側にもまとめて植栽されている(図3.2.12)。

夕照庵北側の尾根上や丹楓林周辺にはヤマモミジ等の落葉広葉樹が植栽している(写真1.4.5)。



【図 3.2.11】 庭園地区土地利用図

正門から清風館正面にかけての園路は、クロマツ高木の並木と生垣により区画され、景観を整えている（写真1.4.6）。

堤防北部から敷地西側境界一帯には、周辺の中高層建築物を庭園から遮蔽することを主目的として、クスノキ等の常緑樹の高木が多く植えられており、指定外区域（事務所、芝生広場等）から指定外区域（南東）にかけての敷地境界沿いにも遮蔽目的の常緑樹の高木を植栽している（写真1.4.7）。

清風館西側から北側にかけての濯纓池汀線沿い、悠々亭東側半島先端、迎暉峰の尾根上、楊柳湾から祺福山南側にかけての濯纓池汀線沿い、水門周辺から古松溪西側半島にかけての濯纓池汀線沿い及び島嶼（写真1.4.2～1.4.4）には樹高を低く抑えて育てたクロマツ（以下「クロマツ低木」という。）あるいはシバ等の地被植物が、悠々亭東側半島北半部から有年場、迎暉峰西斜面にかけての一带（写真1.4.8）、臨瀛岡・楊柳湾東斜面（写真1.4.9）、古松溪西側半島西半部から夕照庵にかけての濯纓池汀線沿いには、サツキ等の植込あるいはシバ等が植えられ、清風館から地割や建築物が眺望できるように配慮されている。

美術館北側にはシバとソメイヨシノによる広場、指定外区域（事務所・芝生広場等）北半には芝生広場（シバ）、馬場西側には梅林（ウメ、写真1.4.10）、迎暉峰北側平地には香菜圃（チャノキ、写真1.4.11）、迎暉峰南斜面下には有年場（水稻、写真1.4.12）が設けられ（表3.2.11）、迎暉峰東側の京橋川沿いにはモウソウチクやトウチクの竹林が、指定外区域（事務所・芝生広場等）北東端にはソテツ園（写真1.4.13）が設けられている。

清風館南側や西側は庭園地区内の小庭園を形成しており、飛石や蹲居を配した区画内にヤブツバキ等の植込が植栽されている（写真1.4.14）。

このほか、庭園地区対岸、大須賀町側京橋川沿いの東部河岸緑地（図1.3.1）には、「長堤桃花」の再現を目指してモモ（スイミットウ）等が植栽されている（表3.2.9、写真1.4.15）。

なお、指定外区域（売店等）南半、指定外区域（事務所・芝生広場等）南半の事務所棟北側小庭園及びボタン園並びに指定外区域（南東）東端の薬草園、指定外区域（苗圃）はウバメガシ等の生垣等あるいは尾根等の地割により他の地区とは視覚的に遮断され、高木類のほかは庭園景観に影響を与えないことから、名勝縮景園を構成する枢要な諸要素以外の要素の植栽といえる。



【写真1.4.1】桜花巷（北から）



【写真1.4.2】祺福山・堤防



【写真1.4.3】祺福山・明月亭



【写真1.4.4】白龍泉・古松溪周辺



【写真1.4.5】夕照庵周辺・丹楓林



【写真1.4.6】清風館前の松並木



【写真1.4.7】遮蔽樹木群(東南)



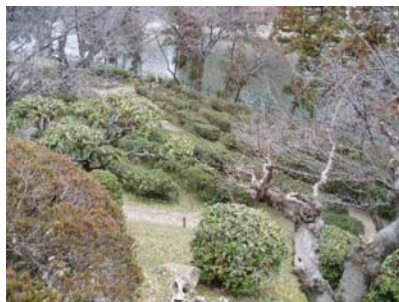
【写真1.4.8】有年場・迎暉峰西斜面



【写真1.4.9】楊柳湾東斜面



【写真1.4.10】梅林



【写真1.4.11】香菜園
(迎暉峰から)



【写真1.4.12】有年場



【写真1.4.13】ソテツ園



【写真1.4.14】清風館南前庭



【写真1.4.15】大須賀町のモモ等

【樹種】

庭園地区に植栽されている樹種には、樹高6 m以上に成長する樹木（以下「高木」という。）及び樹高3 m以上に成長する樹木（以下「中木」という。）では、アラカシ、ウメ、ウバメガシ、クスノキ、マツ、サザンカ、サクラ、ネズミモチ、ヒイラギモクセイ、モッコク、ツバキ、モミジなどがあり、樹高3 m未満の樹木（以下「低木」という。）ではアオキ、サツキ、シャシャンボ、チャノキ、ツツジなどがある（表 3.2.7～12, 83P 表 3.2.21～22, 90P 表 3.2.27～28, 94P 表 3.2.30～32）。

これらのうち、アラカシ、ウバメガシ、サザンカ等の常緑広葉樹高木が庭園地区に植栽されている樹木本数全体の 35.3%、アオキ、サツキ、シャシャンボ、ツバキ（ヤブツバキ）、ツツジ（ヒラドツツジ）等の常緑広葉樹低木が庭園地区に植栽されている樹木本数全体の 32.5%を占めるが、アラカシ、ウバメガシ、サザンカやアオキ、サツキ、シャシャンボ、ツバキ（ヤブツバキ）、ツツジ（ヒラドツツジ）等の大半は生垣あるいは植込として植栽されている樹木であり、これら生垣や植込の樹木を除くと、針葉樹のクロマツ（庭園地区に植栽されている樹木本数全体の 6.9%。以下同じ。）、落葉広葉樹高木のヤマモミジ（2.7%）、常緑広葉樹高木のクスノキ（2.5%）、落葉広葉樹高木のソメイヨシノ（2.0%）が縮景園の庭園景観の構成上重要な樹木となっている。

【マツについて】

庭園地区に植栽されているマツのうち 91.2%はクロマツであり、このほか、アカマツ及びタギョウショウが若干見られる（図 3.2.12）。

広島県縮景園では、これらのマツを、景観構成上の重要度に応じた枝葉の手入方法の違いにより、「緑手入のマツ」「本手入のマツ」「摘み落としのマツ」「枝抜き透かし剪定のマツ」の4つに区分し、管理している（表 3.2.10, 図 3.2.13）。

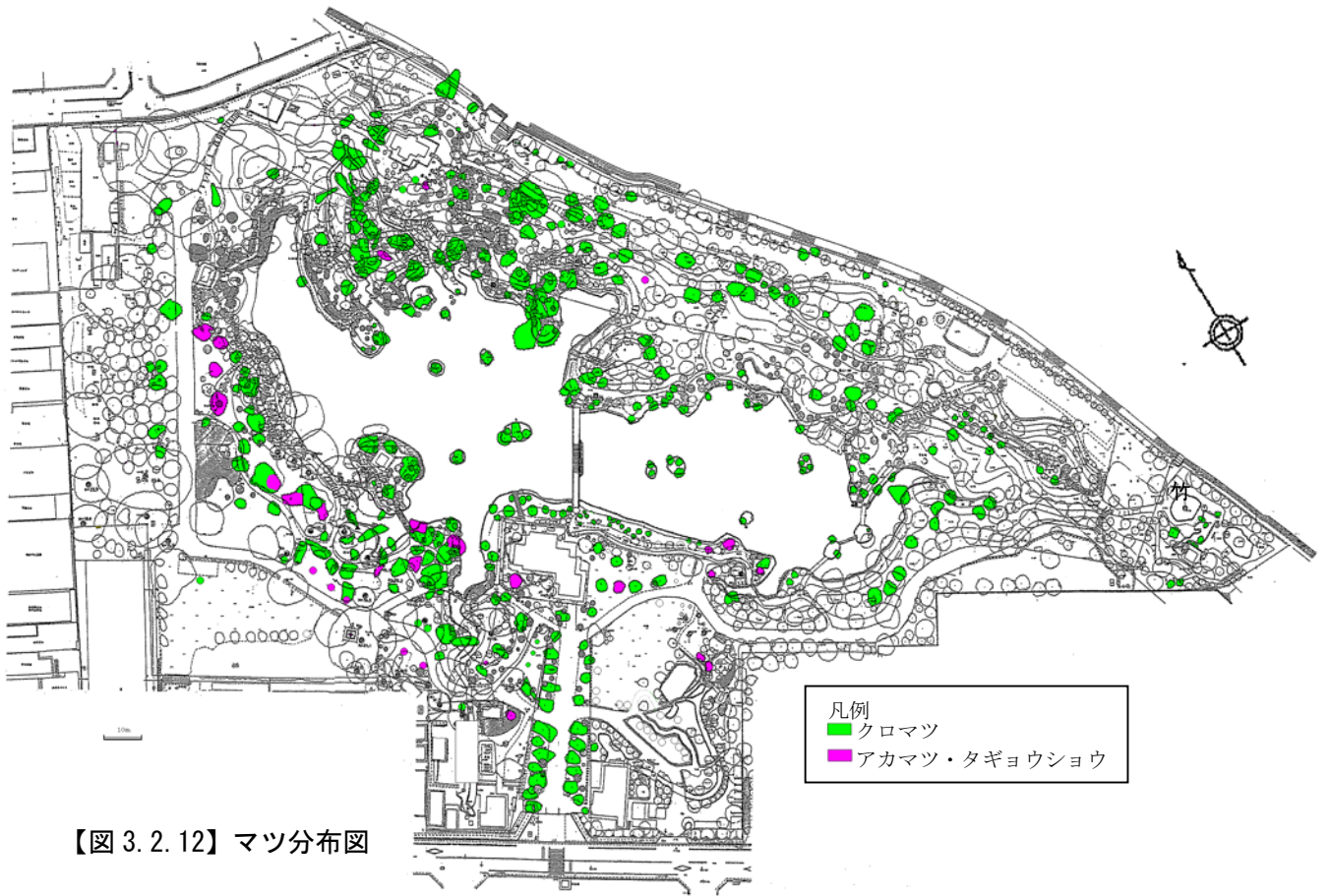
「緑手入」は眺望を確保する必要がある場所にあつて姿形を美しく整える必要があるマツに施す手入方法で、最も丁寧な手入方法である。清風館西側から北側にかけての濯纓池汀線沿い、悠々亭東側半島先端、迎暉峰の尾根上にあるマツを中心に施しており、このほか、事務所棟北側小庭園のマツにも「緑手入」を行っている。

「本手入」は庭園景観上姿形を美しく整える必要があるマツに施す手入方法で、正門から清風館にかけての正面園路沿いのマツ並木や祺福山西側のマツなどが「本手入のマツ」である。

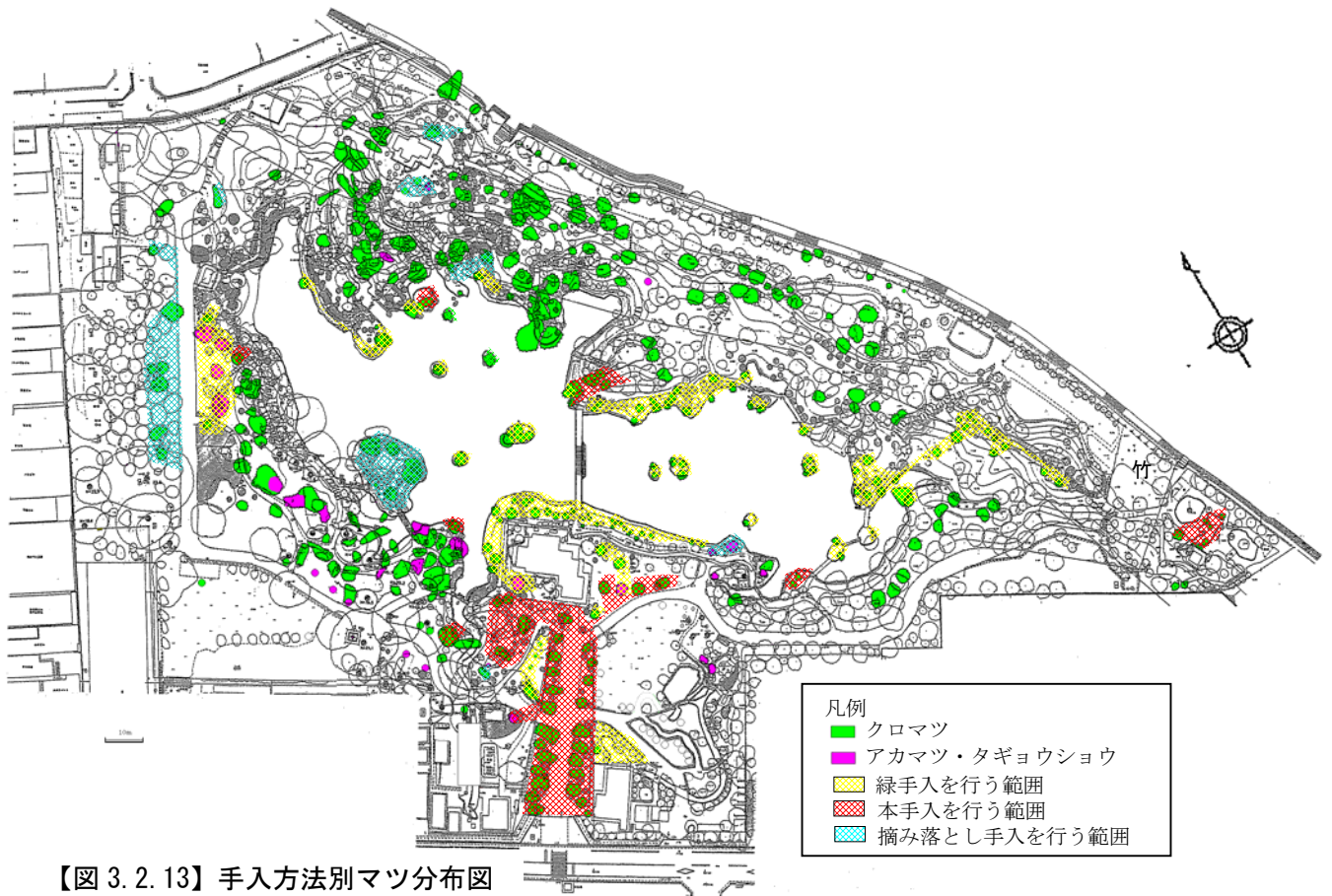
「摘み落とし手入のマツ」は、日照等の条件により成長が芳しくないマツを中心としており、明月亭周辺や超然居にあるマツがこれに該当する。

上記のほかのマツについても、「枝抜き透かし剪定」を行い、樹形を整えている。

このようなマツの手入には十分な経験と技量が必要であり、その対象木の選定に当たっても縮景園の庭園景観に対する理解と認識が必要である。このため、広島県縮景園ではマツを中心とする園内の植栽に関する作業内容のマニュアルを作成し、技術と認識を継承する取組を進めている。



【図 3. 2. 12】 マツ分布図



【図 3. 2. 13】 手入方法別マツ分布図

【サクラについて】

庭園地区には9種 104本、指定区域には9種 92本のサクラが植栽されているが、指定区域のサクラの86.5%はソメイヨシノである（表3.2.7）。

ソメイヨシノは主に桜花巻に植えられ、そのほか、臨瀛岡・楊柳湾東斜面や明月亭南斜面等、清風館から眺望できる地点に主に植栽されている。また、京橋川護岸沿い、美術館北側芝生広場、指定外区域（事務所・芝生広場等）の芝生広場東端沿いにも植栽され、春季には、対岸からの景観や美術館周囲の美観を整えている（図3.2.14）。

その他のサクラは1～2本程度が園内広範囲に散在している。



【図 3.2.14】 サクラ分布図

【表 3.2.7】 指定区域内樹木等一覧表

(香菜圃を除く)

※表中「高木」は概ね6m以上成長する樹木,「中木」は概ね3m以上成長する樹木,「低木」は3m未満の樹木をいう。

種別	樹種	細種等	数量等	
常緑広葉樹低木	スイリュウヒバ		1	
	スギ		13	
	チャボヒバ		2	
	イヌマキ		10	
	マツ	クロマツ		323
		アカマツ		27
		タギョウショウ		1
		計		351
	コウヤマキ			3
		計		380
落葉広葉樹高木	アラカシ		350	
	イスノキ		14	
	ウバメガシ	単木		27
		生垣植栽		287
		計		314
	オガタマノキ		1	
	カクレミノ		7	
	カゴノキ		2	
	クスノキ		116	
	クロガネモチ		58	
	クロキ		1	
	サザンカ		135	
	サンゴジュ		26	
	シラカシ		2	
	シリブカガシ		3	
	シロダモ		2	
	シュロ		2	
	スダジイ		3	
	タブ		18	
	タラヨウ		2	
	ツバキ	ヤブツバキ		286
		園芸品種		5
		計		291
	ナナミノキ		60	
	ビワ		1	
	モチノキ		10	
	モッコク		78	
	ヤマモモ		3	
		計		1,501
	常緑広葉樹低木	カナメモチ		51
		キョウチクトウ		2
		キンモクセイ		5
		ギンモクセイ		2
サカキ			7	
ネズミモチ			90	
ヒイラギ			4	
ヒイラギモクセイ			68	
ヒサカキ			67	
マサキ			10	
		計		306
常緑広葉樹低木	アオキ		151	
	アセビ		4	
	クチナシ		45	
	サツキ		288	
	シャクナゲ		7	
		計		495
常緑広葉樹低木	シヤシヤンボ		149	
	シヤリンバイ		15	
	センリョウ		数芽	
	チャノキ		218	
	ツゲ	ツゲ		15
		クサツゲ		31 m ²
		マメツゲ		2
		計		17+α
	ツツジ	ヒラドツツジ		429
		キシツツジ		30
		キリシマツツジ		10
		ヤマツツジ		2
		ミツバツツジ		5
		計		476
	トベラ		37	
	ナワシログミ		3	
	ナンテン		6	
	ハマヒサカキ		5	
	ヒイラギナンテン		5	
	マンリョウ		数百株	
	ヤツデ		2	
	ヤブコウジ		数十芽	
		計		1,428
落葉広葉樹高木	エゴノキ		4	
	エノキ		17	
	カキ		1	
	カリン		2	
	クスギ		4	
	クワ		1	
	ケヤキ		3	
	サクラ	ソメイヨシノ		80
		ヤマザクラ		2
		ヨシノザクラ		1
		シダレザクラ		1
		カワズザクラ		2
		ウスズミザクラ		3
		コウヨウ		1
		ジュウガツザクラ		1
		ヒガンザクラ		1
		計		92
	シヤラノキ	別名ナツツバキ		4
	シンジュ		1	
	センダン		4	
ニセアカシア		1		
ネムノキ		1		
ムクノキ		29		
モミジ(カエデ)	ヤマモミジ		124	
	イタヤカエデ		3	
	イロハモミジ		2	
	セイガイモミジ		1	
	計		130	
ヤマボウシ		5		
	計		299	

落葉広葉樹中木	イヌビワ		11
	ウメ	ハクバイ	59
		コウバイ	54
	計		113
	ザクロ		1
	サルスベリ		10
	ハナカイドウ		4
	ハナミズキ		4
	フジ		10
	マユミ		3
	モモ	花桃	12
		源平	4
		菊桃	2
	計		18
ヤマハゼ		9	
計		183	
落葉広葉樹低木	アジサイ	アジサイ	30
		ガクアジサイ	30
		ヤマアジサイ	3
	計		63
	ウメモドキ		1
	キンシバイ	ビヨウヤナギ	2
	ギンフミズキ		2
	クサボケ		2
	サラサドウダン	花の色が赤	1
	シロヤマブキ		2
	スイフヨウ	一重	1
		八重	2
	計		3
	ドウダンツツジ	花の色が白	34
	ニシキギ		2
	ハギ	シロハギ	2
		ミヤギノハギ	22
		ムサシノハギ	2
		ヤマハギ	13
	計		39
	ハナズオウ		1
	フヨウ		2
	ボケ		3
	ミツマタ		6
	ミツバアケビ		2
	ヤマブキ		3
	リキュウバイ	ウメサキウツギ	5
	レンギョウ		2
	ロウバイ	ソシンロウバイ	2
		ロウバイ	1
クロバナロウバイ		2	
計		5	
計		180	
その他	イチョウ		3
	ソテツ		36
	タケ	モウソウチク	250~300本
		トウチク	数百本
計		数百本	

【表 3.2.8】庭園地区内地被植物・草本（花）
等一覧表

種別	植物名	細種等	数量等
地被植物	シバ		5,921 m ²
	コザサ		10,284 m ²
計			16,205 m ²
草本	エンゼルトランペット		1
	カンナ		2
	ギボウシ		1
	シャガ		数十株
	シラン		数十株
	スイセン		数十株
	スイレン		数十株
	ツルニチニチソウ		数株
	ツワブキ		数百株 (園内各所)
	テッセン		3
	ノボタン		2
	ハナショウブ		200
	ハラン		数百株 (園内各所)
	ヒオウギスイセン		数株
	ホウチャクソウ		数株
	ミズヒキソウ		数株
	ヤブカンゾウ		数百株 (園内各所)
ヤブラン		数百株 (園内各所)	
計			≒1500

【表 3.2.9】樹木等一覧表

(大須賀町東部河川緑地植栽分)

種別	樹種	細種等	数量等
落葉広葉樹高木	サクラ	ソメイヨシノ	6
落葉広葉樹中木	モモ	水蜜糖	40

【表 3.2.10】 植栽作業項目、対象樹木及び作業内容一覧

(指定区域 [香菜園, 有年場を除く], 指定外区域 (事務所, 芝生広場等), 指定外区域 (売店等))

作業項目	数量	業務対象樹木等及び場所	回数	作業内容
1 緑手入のマツ	123 本	縮景園を代表する景観木。 清風館周辺, 池淵, 島嶼のほか, 有年場内, 梅林調馬場沿い, 管理棟周辺に植栽されている。	1 回	1 緑手入マツの新芽摘み (春手入) ①原則として, 新芽を手で折れる時期に行うこと。 ②剪定時期が遅れないよう, 必要に応じて業務従事者を増員すること。 ③庭園管理担当者が随時立ち会う。
			1 回	2 上記緑手入マツの本手入 (秋手入) ①原則として, 最低2芽を残し古葉をむしり, 薄い箇所は3芽残すこと。 ②原則として, 枝作りは扇が幾重にもなるよう行うこと。 ③原則として, 庭園管理担当者の指示なしで枝密度を変えてはいけない。 ④原則として, 庭園管理担当者の指示なしで小枝, 大枝を切ってはいけない。 ⑤剪定時期が遅れないよう, 必要に応じて業務従事者を増員すること。 ⑥庭園管理担当者が随時立ち会う。
2 本手入のマツ	50 本	主に正門から清風館までの園路沿い, 清風館周辺, その他祺福山袂, 積翠巖, 洲浜付近, 映波橋, 菓草園に植栽されている。	1 回	①原則として, 2芽から3芽(米粒状でも良い)を残し古葉をむしること。 ②原則として, 枝作りは扇が幾重にもなるよう行うこと。 ③原則として, 庭園管理担当者の指示なしで枝密度を変えてはいけない。 ④原則として, 庭園管理担当者の指示なしで小枝, 大枝を切ってはいけない。 ⑤剪定時期が遅れないよう, 必要に応じて業務従事者を増員すること。 ⑥庭園管理担当者が随時立ち会う。
3 摘み落としのマツ	23 本	桜花巷東, 池側水門脇, 明月亭周辺, 梅林内, 洲浜付近, 超然居に植栽されている。	1 回	①本手入よりも芽数を減らした程度の剪定を行うこと。 ②原則として, 枝作りは扇が幾重にもなるよう行うこと。 ③原則として, 庭園管理担当者の指示なしで枝密度を変えないこと。 ④原則として, 庭園管理担当者の指示なしで小枝, 大枝を切らないこと。 ⑤剪定時期が遅れないよう, 必要に応じて業務従事者を増員すること。 ⑥庭園管理担当者が随時立ち会う。
4 枝抜き透かし剪定のマツ	155 本	上記1~3以外のマツ。	随時	①庭園管理担当者の指示により重なり合った枝の除去や古葉の除去を行うこと。 ②庭園管理担当者の立会いで行うこと。
5 サツキの刈込み剪定	519 m ²	大株は主に正門から清風館までの園路両脇に植栽されており, 小株は園内の各所に植栽されている。	2 回	①原則として, 花が終わりしだい刈込みを行い, 秋の休眠期に入り2回目の刈込みを行うこと。 ②刈高は庭園管理担当者の指示により行うこと。 ③剪定時期が遅れないよう, 必要に応じて業務従事者を増員すること。
6 ツツジの刈込み剪定	803 m ²	最大の植込みは梅林南側にヒラドツツジ, 有年場付近にはキシツツジ, その他園内各所にヒラドツツジ, オオムラサキツツジ, ミツバツツジなどが植栽されてい	2 回	①原則として, 花が終わりしだい刈込みを行い, 秋の休眠期に入り2回目の刈込みを行うこと。 ②刈高は庭園管理担当者の指示により行うこと。

		る。		③剪定時期が遅れないよう、必要に応じて業務従事者を増員すること。
7 アヤメの育成保全	60 m ²	京橋川沿い、香菜圃傍 アヤメ (約 10 種 500 芽) ハナショウブ (200 芽) スイセン (100 芽)	随時	①アヤメ、ハナショウブなどの新芽を折らないように除草する。 ②イチハツ、アヤメ、ハナショウブは花がしおれ次第、花殻を摘果する。 ③アヤメ、ハナショウブは、7～8月に株分けする。 ④散水を行う。 ・当該地は日影がないので、湯水期は1時間程度散水する。 ⑤土壌改良剤の鋤き込みを行い、土壌を改良する。 ⑥各種の花の終わった後の追肥、全体に行う寒肥の施肥を行う。 ⑦必要に応じ薬剤散布を行う。 ・害虫発生及び病気を見つけ次第、駆除・治療する。 ⑧新種の植え込みを行う。
8 中低木の刈込み並びに散らし剪定	866 m ²	主に、池淵から外側高木林に向かって園内全域に植栽されている。 (樹種) シヤンホ、ヒイラギモクセイ、サザンカ、クチナシ、マツバ、ツゲ、ボケ、カメ、アキ、ネズミモチ、カシ、トハナシ、マキノキ、イヌノキ、ドウダツツヅ、ハマヒサカキ、ツバキ等	2回	①新芽が固まり次第刈込みを行い、秋の休眠期に入り2回目刈込みを軽く行い、樹形を整えること。 ②剪定方法・刈高は庭園管理担当者の指示により行うこと。 ③剪定時期が遅れないよう、必要に応じて業務従事者を増員すること。
9 アラカシの生垣刈込み剪定	331 m ²	正門を挟み美術館から市長公舎の間に、歩道沿いに生垣用に植栽されている。	2回	①新芽が固まりしだい刈込み、秋の休眠期に入り2回目の刈込みを行うこと。 ②施行に当たり警備員を配置すること。
10 ウバメガシの生垣刈込み剪定	266 m ²	正門から清風館までの園路沿いのマツ並木の裏側に植栽されている。	2回	新芽が固まりしだい刈込み、秋の休眠期に入り2回目の刈込みを行うこと。
11 サザンカの生垣刈込み剪定	137 m ²	東門身障者トイレ裏並びに女子専用トイレ前に植栽されている。	2回	新芽が固まりしだい刈込み、秋の休眠期に入り2回目の刈込みを行うこと。
12 クサツゲの生垣刈込み剪定	31 m ²	管理棟北側園路沿いに植栽されている。	2回	新芽が固まりしだい刈込み、秋の休眠期に入り2回目の刈込みを行うこと。
13 ヒイラギモクセイの生垣刈込み剪定	20 m ²	管理棟裏	2回	新芽が固まりしだい刈込み、秋の休眠期に入り2回目の刈込みを行うこと。
14 ウメ・モモの剪定	ウメ 115 本 モモ 59 本	ウメは園西部の梅林、清風館、管理棟付近に植栽されている。 モモは、香菜圃、清風館南側に植栽されている。 また、京橋川対岸大須賀町にも植栽されている。	1回	①6月と12月に剪定予定とし、剪定方法は庭園管理担当者の指示により行うこと。 ②庭園管理担当者の立会いで行うこと。
15 芝生の刈込み	4,117 m ²	①管理棟と清風館の間、園路両脇 マツ並木の下 ②ソテツ園脇の広場 ③清風館東側広場 ④清風館北側池淵 ⑤有年場から迎暉峯法面 ⑥悠々亭東側広場 ⑦祺福山池淵 ⑧池側水門から古松溪西側までの池淵 ⑨京橋川沿い法面 ⑩美術館ロビー前の広場 ⑪梅林内	5回	刈高・施行日は庭園管理担当者の指示により行うこと。

第3章 縮景園を構成する諸要素の分類と現状

		⑫池周り園路と石組みの間の法面 ⑬島嶼 ⑭京橋川対岸（大須賀町） 東部河岸緑地内 ⑮その他		
16 コザサの刈込み	4,428 m ²	芝生並びに園路を除く部分をいい、明月亭から迎暉峯にかけての堤防に植栽されている。ほかに桜花巷池淵、夕照庵南側等に植栽されている。	2回	刈高・施行日は庭園管理担当者の指示により行うこと。
17 フジの剪定	1か所	①美術館北側芝生広場	2回	剪定方法・施行日は庭園管理担当者の指示で行なうこと。
18 ソテツの剪定	36本	清風館から市長公舎寄りにまとめて植栽されている。	1回	施行日は庭園管理担当者の指示により行うこと。
19 石灰硫黄合剤の散布	約380本	園内全域のマツが対象	1回	①原則として、2月にマツを主に散布すること。 ②入園者に配慮し早朝に行うこと。 ③建物等に飛散しないように施行すること。 ④庭園管理担当者の立会いで行うこと。
20 マシン油の散布	一式	園内全域の中低木対象	1回	①園内全域の中低木に散布すること。 ②原則として、3月に全樹木に散布し、ウメに限り12月下旬に散布すること。 ③入園者に配慮し早朝に行うこと。 ④建物等に飛散しないように施行すること。 ⑤庭園管理担当者の立会いで行うこと。
21 マツの殺菌・殺虫剤の散布	約380本	園内全域のマツが対象	1回	①薬剤は庭園管理担当者と協議し、病害虫の発生時にすぐに散布すること。 ②展着剤を使用すること。 ③入園者に配慮し施行すること。 ④建物等に飛散しないよう施行すること。 ⑤庭園管理担当者の立会いで行うこと。
22 マツ喰虫予防剤の樹幹注入	一式	庭園管理担当者の指示するマツに施行	1回	①庭園管理担当者の指示するマツに施行すること。 ②方法は庭園管理担当者と協議し施行すること。 ③薬剤は「マツガード」を使用すること。 ④原則として、施行は1月に行うこと。 ⑤庭園管理担当者の立会いで行うこと。
23 サクラへ防虫剤の樹幹注入	約100本	庭園管理担当者の指示するサクラに施行	1回	①庭園管理担当者の指示するサクラに施行すること。 ②方法は庭園管理者と協議し施行すること。 ③薬剤は「オルトランカプセル」を使用すること。 ④使用数量は1本当たり約4個（材積により異なる）とする。 ⑤原則として、施工は4月下旬に行うこと。 ⑥庭園管理担当者の立会いで行うこと。
24 殺虫・殺菌剤の散布	一式	マツを除く園内全域の樹木が対象	随時	①全園の樹木（マツを除く）に害虫、病気が発生しだい施行し被害の拡大を防ぐこと。 ②薬剤は庭園管理担当者と協議し施行すること。 ③展着剤は必ず使用すること。 ④入園者に配慮し施行すること。 ⑤建物等に飛散しないよう施行すること。 ⑥庭園管理担当者の立会いで行うこと。

25 施肥	一式	園内全域の中低木が対象	1回	①サクラ・ウメ・モモ・マツ・ツツジ・サツキを主に施肥を行うこと。 ②クスノキ・エノキ・ムク・クロガネモチ・センダン等大木には施肥を行わないこと。 ③庭園管理担当者の立会いで行うこと。 <肥料> ・プロアミノ s 2号 (20km) 80袋 ・SRコート (20km) 8袋 ・骨磷 (20km) 8袋
26 枯木・枯枝の撤去	一式	園内全域の樹木が対象	随時	定期的に巡回し、立ち枯れ樹木、枝の部分枯れ、引掛り枝を撤去すること。
27 マツのコモ巻き及びコモ外し	約 380 本	園内全域のマツが対象	各 1 回	①コモ巻きは霜降の日 (10月24日頃) に約 380 本に半切りのコモを巻くこと。 ②コモ外しは啓蟄の日 (3月6日頃) に行うこと。 ③季節行事としての要素が大きいため、軽作業であっても業務従事者 5人以上で作業を行うこと。 ④施行は庭園管理担当者の指示、立会いにより行うこと。
28 ソテツのコモ巻き及びコモ外し	38 本	園内全域のソテツが対象	各 1 回	①コモ巻きは立冬の日 (11月8日頃) にソテツ園、薬草園のソテツに防寒用のコモを巻くこと。 ②コモ外しは3月28日頃に行うこと。 ③軽作業であっても業務従事者 5人以上で作業を行うこと。 ④施行は庭園管理担当者の指示、立会いにより行うこと。

(以下、県立美術館周辺)

29 サザンカ・ツバキの中木透かし剪定	19 本	美術館北側、芝生広場沿い (図書室からレストランにかけて) 植栽されている。	2回	新芽が固まりしだい刈り込み、秋の休眠期に入り2回目の刈り込みを行うこと。
30 アオキの透かし剪定	575 本	美術館北側、芝生広場沿い (図書室からレストランにかけて) 植栽されている。	2回	新芽が固まりしだい刈り込み、秋の休眠期に入り2回目の刈り込みを行うこと。
31 低木の刈込み剪定	321 m ²	美術館北側、芝生広場沿い図書室からレストランにかけて植栽されている。 イヌツゲ・ヒメクチナシ・カンツバキ等 一部道路沿い植栽樹に植栽されている。 サツキ・ヒイラギナンテン	2回	新芽が固まりしだい刈り込み、秋の休眠期に入り2回目の刈り込みを行うこと。
32 カシの生垣刈り込み剪定	253 m ² 36 本	美術館東端縮景園境界沿いに植栽されている。	2回	新芽が固まりしだい刈り込み、秋の休眠期に入り2回目の刈り込みを行うこと。
33 施肥	一式	クスノキ、モチノキ、ツバキ、サザンカ、カシ (計 78 本) アオキ、イヌツゲ、カンツバキ、ヒメクチナシ (計 6255 株) が対象	1回	対象樹木全てに施肥を行うこと。 「SRコート」(20km) 10袋を施肥する。
34 殺虫・殺菌材散布	一式	美術館周辺植栽樹木が対象	随時	①病気、害虫が発生しだい施行し、被害の拡大を防ぐこと。 ②薬剤は庭園管理担当者と協議し施行すること。 ③展着剤は必ず使用すること。 ④入園者に配慮し施行すること。 ⑤建物等に飛散しないよう施行すること。 ⑥庭園管理担当者の立会いで行うこと。
35 除草	一式	縮景園沿い並びに道路沿い植栽地内が対象	随時	縮景園側植栽地並びに道路沿い植栽地・植栽樹の除草を行うこと。

【表 3.2.11】 植栽作業項目、対象施設及び作業内容一覧 (香菜圃, 有年場)

作業項目	数量	業務対象樹木等及び場所	回数	作業内容
1 香菜圃管理	158 m ²	園東部, 京橋川沿いに植栽されており, 茶摘まつりの行事が行われる。	2回	①茶摘茶会 (5月上旬) が終わり次第刈込みし, 秋の休眠期に入り2回目の刈込みを行うこと。 ②刈高は庭園管理担当者の指示により行うこと。 ③剪定時期が遅れないよう, 必要に応じて業務従事者を増員すること。
2 有年場管理	30 m ²	園東部, 迎暉峰下にあり, 田植まつりの行事が行われる。	随時	田植準備から収穫までを管理する。 ①田植えまつりまでに水田を耕運し, 水を張って田植ができるまでに準備する。 ②田植まつりまで苗を植えた後, 手直し及び植え残しの補完等を行う。 ③水管理等, 肥培管理, 病虫害駆除を行い, 稲を育てる。 ④実ったら稲を刈って収穫する。(近年は実際の収穫はない)

(5) 構造物

構造物には、石造物、園路（飛石、階段、石敷含む）、橋梁があり、庭園の重要な景物（点景、添景）となっているもの、庭景と実用を兼ねたもの、施設に伴って置かれたものなどがある。また、埋没しているものや地下構造物もあるが、後世の改修等で遺構そのものが失われている箇所もあると推測される。

ア 石造物

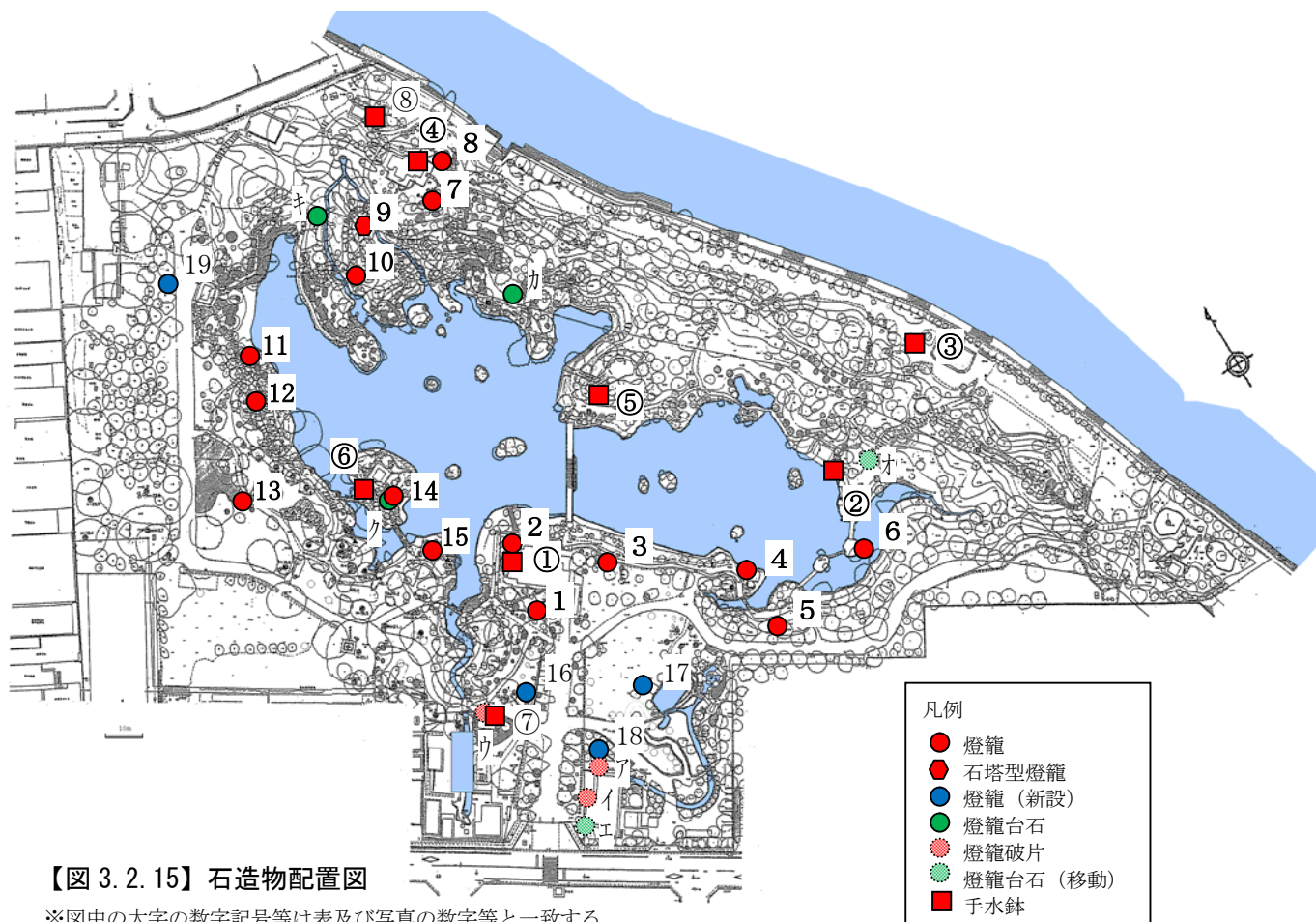
石造物には、燈籠、手水鉢などがある（図 3.2.15）。

燈籠 19 基のうち、原位置にあるもの、復興、復元されたものや古部材を集成して設置されたと思われる燈籠は 15 基である（表 3.2.13, 写真 1.5.1～1.5.15）。平成 2 年以後に新設された燈籠は 4 基あり（写真 1.5.33～1.5.36）、うち 3 基は指定外区域に設置されている。

このほか、火袋等の部材あるいは破片が保存されているものや（写真 1.5.24～1.5.27）、戦後復興期に復元されず台石等だけが原位置に残されているもの（写真 1.5.28～1.5.30）、超然居横の織部燈籠のように戦後復興期に原位置からわずかにずらした場所に燈籠が復元され台石だけが原位置にあるものがある。（写真 1.5.31, 1.5.32）

手水鉢は 8 基あり、うち庭園景観の構成要素となっている茶室または宗教施設跡周辺の手水鉢は 6 基（表 3.2.14, 写真 1.5.16～1.5.21）、便所周囲にあつて景観に影響を与えていないものが 2 基（写真 1.5.22, 1.5.23）ある。いずれも昭和 20 年以前の製作と推定される。

なお、禊福山には、稲荷社敷地に築かれた石積擁壁が保存されている（写真 1.5.37）。



【図 3.2.15】石造物配置図

※図中の太字の数字記号等は表及び写真の数字等と一致する。
 ※細字を付した図形は表に記載していない石造物の位置を示す。

【表 3.2.13】 燈籠一覧（新設を除く）

	位 置	形 状	寸 法 (単位 : cm)	備 考
1	清風館南	六角型 春日形	高231, 地輪対角長62	
2	清風館北西	六角型 春日形中節無し	高228 地輪対角長85?	昭和25年図では地輪のみ
3	桜花巷西詰	円形型	高258, 地輪径120	昭和25年図
4	桜花巷東詰	六角型 三月堂形	高236, 笠径60, 地輪対角長62	昭和25年図
5	龍門橋南	円形型生込み	高103 地輪20?	
6	望春橋南	雪見 山燈籠形	高150	昭和25年図。当初, 清風館南側前庭に設置され, 江戸時代に現在地に移設したものと推測される。
7	明月亭南東	六角型	高201 地輪対角長66	
8	明月亭北東	雪見	高163 脚幅86	昭和25年図になし
9	弄雲橋西詰	五層石塔型	高296, 地輪方56	昭和25年図
10	錦繡橋東詰	六角型 三齋形	高176, 地輪対角長37	昭和25年図
11	丹楓林北詰	四角型生込み	高115	昭和25年図
12	丹楓林頂上	雪見	高135	昭和25年図
13	丹楓林西	六角型 三月堂形	高334, 笠径62, 地輪対角長62	昭和25年図
14	超然居脇	織部型 笠は宝篋印塔形	高115, 基部方20	昭和25年図。明治~大正時代まで六角型春日燈籠が置かれていたが, その後, 「縮景園山荘図」で清風館の南東付近に見える燈籠に変更したと推測される。
15	観瀾橋東詰	楊貴妃型	胴部径70	昭和25年図。「縮景園山荘図」に見える。

※表の番号は図3.2.15中の位置番号と一致する。

※表中「昭和25年図」とは, 広島県土木部計画課作成「広島県縮景園燈籠手水鉢配置圖」(昭和25年)をいう。

【表 3.2.14】 手水鉢一覧

		寸 法 (単位 : cm)	備 考
①	清風館西北蹲踞	不定形。長径 95, 高 40, 内径 23.5, 深 15	昭和 25 年図
②	悠々亭東手水鉢	方形。方 34, 高 97.5, 内径 22.0, 深 15	昭和 44 年, 悠々亭東妻側下の旧位置から, 長軸の方向を変更の上, 2 m 沖の悠々亭東南角の現在位置に移設
③	旧達観廬前手水鉢	不定形。長さ 230 幅 152 高さ 30 内の長さ 162 内の幅 83 深さ 17	「御泉水物絵図」及び昭和 25 年図
④	明月亭北手水鉢	方形。方 47, 内径 34.5, 深 15	
⑤	長石手水鉢	(既出) 長方形。長さ 370 幅 34 最大厚 29 内の長さ 280 内の幅 18.5 深さ 11	
⑥	万歳手水鉢	(既出) 不定形。皿状の為外寸 長さ 165 幅 122 厚 17 深さ 9	
⑦	菴花井南(便所北)手水鉢	不定形。	昭和 25 年図に類似例あり
⑧	明月亭西北便所東入口手水鉢	不定形。	昭和 25 年図に類似例あり

※表の番号は図3.2.15中の位置番号と一致する。

※表中「昭和25年図」とは, 広島県土木部計画課作成「広島県縮景園燈籠手水鉢配置圖」(昭和25年)をいう。

○ 燈籠



【写真1.5.1】 1 清風館南



【写真1.5.2】 2 清風館北西
(台石上に破片がある。)



【写真1.5.3】 3 桜花巷西詰



【写真1.5.4】 4 桜花巷東詰



【写真1.5.5】 5 龍門橋南



【写真1.5.6】 6 望春橋南



【写真1.5.7】 7 明月亭南東



【写真1.5.8】 8 明月亭北東



【写真1.5.9】 9 弄雲橋西詰



【写真1.5.10】 10 錦繡橋東詰



【写真1.5.11】 11 丹楓林北詰



【写真1.5.12】 12 丹楓林頂上



【写真1.5.13】13 丹楓林西



【写真1.5.14】14 超然居脇



【写真1.5.15】15 観瀾橋東詰

○手水鉢



【写真1.5.16】①清風館西北
蹲踞



【写真1.5.17】②悠々亭東
手水鉢



【写真1.5.18】③旧達観廬前
手水鉢



【写真1.5.19】④明月亭北
手水鉢



【写真1.5.20】⑤祺福山
長石水鉢



【写真1.5.21】⑥超然居
万歳手水鉢



【写真1.5.22】⑦菴花井南（便所
北）手水鉢



【写真1.5.23】⑧明月亭西北便所
東入口手水鉢

○ 燈籠遺物・遺構等



【写真1.5.24】7 事務所棟北側
小庭園内置燈籠 (笠・火袋)



【写真1.5.25】イ 事務所棟受付
横置燈籠 (笠・火袋)



【写真1.5.26】ウ 灌花井南
火袋破片



【写真1.5.27】エ 受付横旧台石
(原位置不明)



【写真1.5.28】オ 悠々亭北東旧台
石 (台石をモルタルで固める)



【写真1.5.29】カ 駐杖榻北西
台石 (原位置)



【写真1.5.30】キ 古松溪西尾根
西側斜面台石 (原位置)



【写真1.5.31】ク 超然居横台石
(原位置)



【写真1.5.32】ク 超然居横台石と
14燈籠現位置

○ 燈籠 (新設)



【写真1.5.33】16 灌花井北



【写真1.5.34】17 芝生広場



【写真1.5.35】18 事務所棟北
側小庭園内



【写真1.5.36】19 馬場横

○その他



【写真1.5.37】祺福山石組
(南から)

イ 園 路

広島県縮景園の園路のほとんどは土または砂舗装で、一部にタタキ舗装や円礫舗装、飛石、石段がみられる（図 3.2.16）。

清風館西側～桜花巷にかけての園路は、大型石による飛石（写真 1.5.38）と円礫舗装（写真 1.5.39）を施し、飛石の周辺と円礫の目地をタタキで固める構造であり、園内でも特にしっかりと造られている園路である。この円礫舗装と飛石は「御泉水惣絵図」にも描かれているが、清風館西側～清風館北側の円礫舗装と長石は、古写真から、旧は延段であったと推測される。

清風館前庭及び明月亭前庭の飛石群も「御泉水惣絵図」等の古図に見えており、現在の配置は古い形態をよく継承していることが分かる。

古松溪の沢渡りの飛石も「御泉水惣絵図」に見える。

砂舗装は馬場～丹楓林南側～清風館正面～迎暉峰南側にかけての園路（写真 1.5.40）と、京橋川護岸沿い（写真 1.5.41）に見られる。

その他の園路は概ね土舗装であるが、タタキ舗装部分が切れ切れである点、一部の園路にタタキ舗装の痕跡があることから、一時期かなり広い範囲にタタキ舗装が行われたと推測される。

なお、古松溪中流東岸や祺福山北側斜面及び清風館北側には現在使用していない石段が（写真 1.5.42～1.5.44）、京橋川側水門近くには雁木が残されている（写真 1.5.45）。



【図 3. 2. 16】園路等配置図



【写真1. 5. 38】跨虹橋南詰
(飛石・タタキ)



【写真1. 5. 39】桜花巷
(円礫舗装・タタキ)



【写真1. 5. 40】清風館前(砂舗装)



【写真1. 5. 41】京橋川沿い
(砂舗装)



【写真1.5.42】 祺福山北側斜面
石段跡



【写真1.5.43】 古松溪中流東岸
石段跡



【写真1.5.44】 濯纓池旧船着場
石段



【写真1.5.45】 京橋川雁木

ウ 橋 梁

指定区域内には17橋梁（跨虹橋附属橋を含む。）が架けられ、うち8橋梁が木造橋梁、2橋が木造の橋梁構造にタタキ舗装をのせた橋梁（以下「土橋橋梁」という。）、7橋が石造橋梁である（図3.2.17,表3.2.15,表3.2.16,写真1.5.46～1.5.63）。園を象徴する跨虹橋（写真1.5.46,1.5.47）を始め、東部の映波橋・昇仙橋・望春橋3橋の連なり（30P写真1.1.6）、石材を大胆に用いた虎蹲橋（写真1.5.56）や弄雲橋（写真1.5.57）など、各所の景観目的にあわせた橋梁構造、材質が採用されている。

このうち、跨虹橋附属橋（木造橋梁）、映波橋（土橋橋梁）、望春橋（土橋橋梁）、観瀾橋（木造橋梁）、石蟾橋（木造橋梁）の5橋はクリ材の橋脚を有するが、これらの木造橋脚は水面付近で腐朽汚損し易く（写真1.5.48,表3.2.17）、条件の良い場合でも4～5年、条件が悪い場合は2～3年で橋脚の交換を行っている。全面改修は、木造橋梁は15年程度、橋梁構造に加重がかかる土橋橋梁はより短い年数で行っている。

また、土橋橋梁はタタキ舗装が傷みやすく、頻繁に舗装修理を行っている。

指定外区域にも橋梁があり、うち、指定外区域（事務所、芝生広場等）南の2橋梁は管理のための通行を主目的としたコンクリート造橋梁だが（写真1.5.64,1.5.65）、清風川上流及び中流並びに薬草園付近の3橋梁は、庭園にふわさしい橋梁構造を採用している（写真1.5.66～1.5.68）。

なお、龍門峡水門北で水路上に架けられている長石2枚は、かつては橋梁として用いられた可能性がある（写真1.5.69）。

○ 指定区域の橋梁



【写真1.5.46】跨虹橋（西面）



【写真1.5.47】跨虹橋（東面）



【写真1.5.48】跨虹橋附属橋脚損傷状況（平成16年）



【写真1.5.49】龍門橋



【写真1.5.50】映波橋



【写真1.5.51】昇仙橋



【写真1.5.52】望春橋



【写真1.5.53】夾籟橋



【写真1.5.54】楊柳橋



【写真1.5.55】踏雲橋



【写真1.5.56】虎蹲橋



【写真1.5.57】弄雲橋



【写真1.5.58】錦繡橋



【写真1.5.59】洗心橋



【写真1.5.60】観瀾橋



【写真1.5.61】菊澗橋
○ 指定外区域の橋梁



【写真1.5.62】石蟾橋



【写真1.5.63】流川下流無名橋



【写真1.5.64】事務所前無名橋



【写真1.5.65】東門前無名橋



【写真1.5.66】清風川上流無名橋



【写真1.5.67】清風川中流無名橋



【写真1.5.68】薬草園南枯谷
無名橋



【写真1.5.69】龍門峡端石組

【表 3.2.17】木造橋梁に関する要対応箇所

課題箇所	短期的に対応が必要な課題
観瀾橋	欄干、橋脚部分の交換修理 橋板の交換張替え
石蟾橋	橋板の交換張替え
洗心橋	橋板の交換張替え

※平成18年11月24日及び平成22年8月30日、公益財団法人文化財建造物保存技術協会職員による現地調査結果による。

(6) 建築物

広島県縮景園に設置されている建築物・工作物のうち、名勝縮景園を構成する重要な諸要素である建築物（以下「建築物（枢要）」という。）は、濯纓池南岸中央に位置する清風館（写真 1.6.1～1.6.3）と、濯纓池周辺に分散配置された茶室（明月亭〔写真 1.6.4～1.6.6〕、夕照庵〔写真 1.6.7, 1.6.8〕）、四阿（悠々亭〔写真 1.6.9〕、看花搦〔写真 1.6.10〕、駐杖搦〔写真 1.6.11〕、超然居〔写真 1.6.12〕）及び霊迹壇（写真 1.6.13）、正門（写真 1.6.14）の 9 棟である（表 3.2.18）。

超然居については、清風館居間を基点として建築位置を決定した資料が残されており、他の建築物（枢要）も、清風館居間を基点としてその配置が決定されていると推測される。

建築物（枢要）は昭和 36 年から昭和 56 年にかけて復元され、その後も屋根を中心に修理を重ねてきたが（表 3.2.19）、近年は、傷みが目立つ（表 3.2.20）。

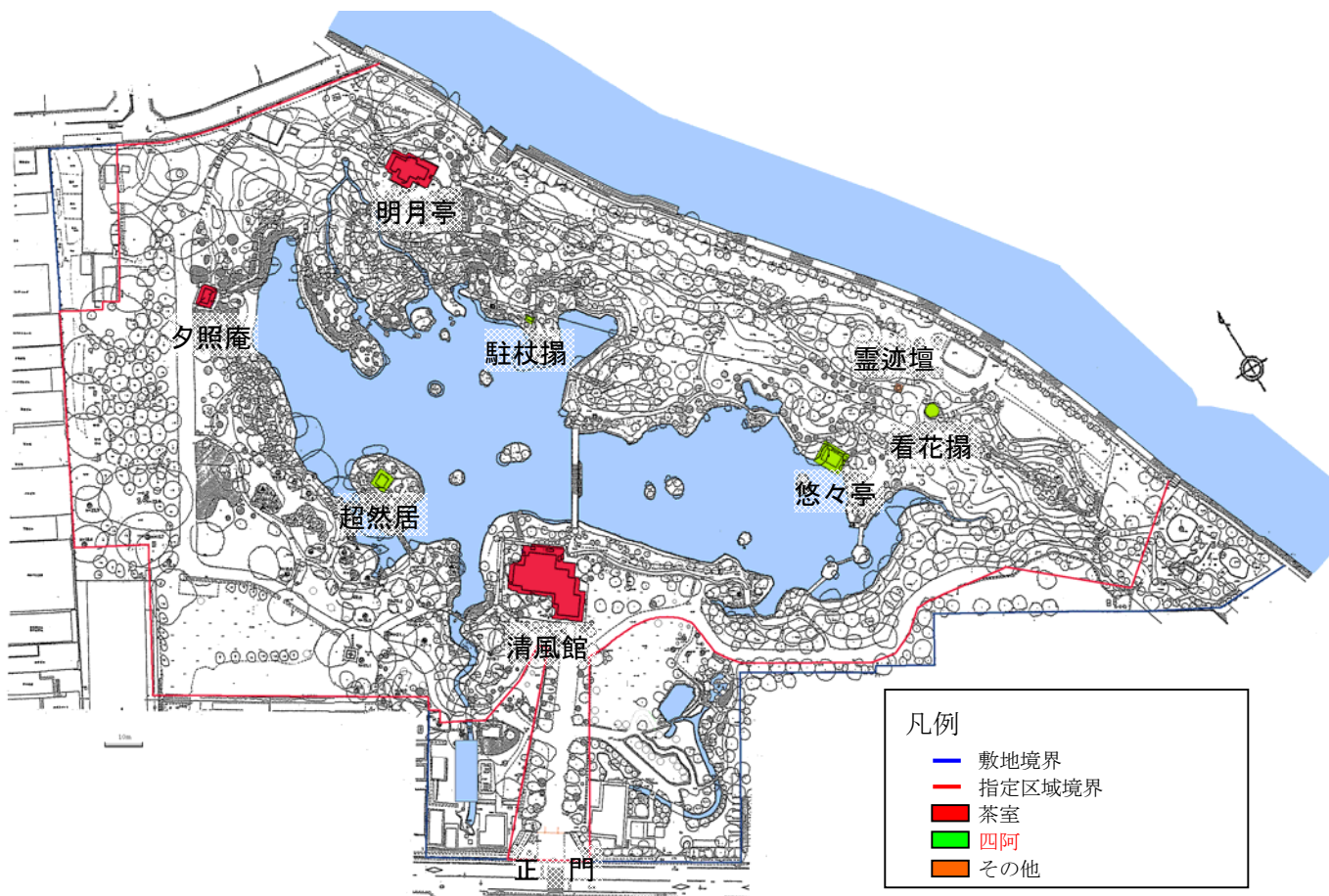
【表 3.2.18】建築物（枢要）一覧

区分	名称	建築面積 (単位: m ²)	構造等	建築年	修理の 優先順位
茶室	清風館	178.23	木造平屋建て、寄棟造り（一部切妻）、柿葺き瓦棟 安芸間により建設	昭和 39 年	1
	明月亭	43.16	木造平屋建て、寄棟造り、萱葺き（庇 柿葺き） 園の北部、堤防上（標高 6.2m）にある。数寄屋造り。 水屋の窓に牛車の車輪が使用されているのは珍しいとされる。	昭和 49 年	2
	夕照庵	7.60	木造平屋建て、入母屋造り、萱葺き 濯纓池西端近くに位置し、真砂浜に臨む。 文政改修以後の建設と推測される。	昭和 45 年	4
四阿	悠々亭	11.10	木造平屋建て、入母屋造り、萱葺き 岸に沿った池中に建てる。古くは歌会や納涼茶会などに使用 されていたと伝えられる。現在は吹き放しであるが、戦前は雨 戸等の施設が設けられていた。	昭和 44 年	3
	看花搦	1.50	木造平屋建て、寄棟造り、萱葺き 迎暉峯の西側、堤防上鞍部（標高 6.5m）に建てられた四阿。 1本の円柱上部に屋根を架け、下部に床を設ける。小屋組みの 下はタタキになっている。	昭和 44 年	6
	駐杖搦	2.76	木造平屋建て、切妻造り、南面吹き放ち 近代の整備と推測される。	昭和 56 年	
	超然居	7.45	木造平屋建て、寄棟造り、萱葺き、四面吹き放ち 文政改修以後、現在の様式になったと推測される。 現在は吹き放しだが、戦前は雨戸等が設けられていた。	昭和 45 年	5
その他	霊迹壇	—	木造平屋建て、宝形造り、銅板葺き 平安時代後期頃の作と思われる寄木造の十王像を祀る。		
	正門	—	冠木門、控柱・塀付	昭和 36 年	

※修理の優先順位は、平成 22 年 8 月 30 日、公益財団法人文化財建造物保存技術協会職員による現地調査結果による。

【表 3.2.19】建築物（概要）修理歴

実施年	名 称							
	清風館	明月亭	夕照庵	悠々亭	看花榻	駐杖榻	超然居	正門
昭和 36 年 (1961)								竣工
昭和 39 年 (1964)	竣工							
昭和 44 年 (1969)				竣工	竣工			
昭和 45 年 (1970)			竣工				竣工	
昭和 49 年 (1974)		竣工						
昭和 53 年 (1978)			屋根補修					
昭和 56 年 (1981)						竣工		
昭和 59 年 (1984)		屋根葺替						
昭和 61 年 (1986)	屋根葺替 雨戸取替							
昭和 63 年 (1988)							屋根葺替	
平成元年 (1989)		屋根葺替						
平成 7 年 (1995)		屋根（茅部分）葺替	屋根葺替	屋根葺替	屋根葺替			
平成 10 年 (1998)								改修
平成 12 年 (2000)	屋根部分葺替	屋根（柿部分）葺替					屋根葺替	
平成 16 年 (2004)		棟取替	棟取替				屋根葺替	
平成 18 年 (2006)			屋根部分修理		棟取替			



【図 3.2.18】建築物（概要）配置図



【写真1.6.1】清風館(玄関付近)



【写真1.6.2】清風館(南面)



【写真1.6.3】清風館(北面)



【写真1.6.4】明月亭(南面)



【写真1.6.5】明月亭(東面)



【写真1.6.6】明月亭(西面)



【写真1.6.7】夕照庵(東面)



【写真1.6.8】夕照庵(西面)



【写真1.6.9】悠々亭



【写真1.6.10】看花搦



【写真1.6.11】駐杖搦



【写真1.6.12】超然居



【写真1.6.13】 霊迹壇



【写真1.6.14】 正門

【表 3.2.20】 建築物（枢要）に関する要対応箇所

課題箇所	短期的に対応が必要な課題
清風館	柿の経年劣化が進み、全面葺き替えが必要 水道施設、電気設備の交換が必要 耐震診断及び診断に基づく耐震工事が必要
明月亭	柿、茅の経年劣化が進み、葺き替えが必要 北面の屋根が逆勾配になっており、補修が必要 電気設備の交換が必要 耐震診断及び診断に基づく耐震工事が必要
夕照庵	差し茅が必要 数年以内で葺き替えが必要
悠々亭	差し茅が必要 数年以内で葺き替えが必要
超然居	補修が必要 6年以内で全面葺き替えが必要
看花榻	6年以内で茅の葺き替えが必要

※平成18年11月24日及び平成22年8月30日の公益財団法人文化財建造物保存技術協会職員による現地調査並びに平成23年2月22日の広島県文化財保護審議会庭園部会による現地確認の結果による。

(7) 眺望景観

縮景園内の石組の配置(42P)及び建築物(枢要)の配置(72P)等から、縮景園内の眺望は、清風館居間ないし清風館北面を基点として考慮されているものと推定される。

現在は、清風館北面のクロマツ低木の樹高が高くなりすぎたため、清風館居間及び清風館北面からは園内を眺望できないが、濯纓池南詰からは縮景園内の主要な庭景を一望することができる(写真1.7.1, 1.7.2)。



【写真1.7.1】 跨虹橋南詰からの庭園景観(西部)



【写真1.7.2】 跨虹橋南詰からの庭園景観(東部)

園外の眺望景観については、広島県縮景園の周辺に中高層建築物が建ち並んでいることから、江戸時代の絵画に見える借景は全く見えず、昭和50年代以降は、園内から周囲の高層建築物の一部が望見されるようになっている。

これに対し、広島県縮景園では、これら周辺の中高層建築物による庭園景観への影響を軽減するため、東・北・西の隣地境界線及び京橋川護岸沿いにクスノキなどの常緑広葉樹高木を植栽し、園内から周辺の中高層建築物を遮蔽してきた(47P 図3.2.11)。

しかし、近年は、容積率の規制緩和等の措置により、周辺の建築物の高層化が進み、庭園外を見たとき、北側については、京橋川大須賀町側の12階建てから20階建て(高さ60m)の高層建築物が園内樹木の樹冠線を超えて見え(写真1.7.2, 1.7.3, 1.7.4)、広島駅前周囲に建てられた高層建築物上の広告物の一部も望見されるようになっている(写真1.7.5)。南側についても、駐車場地区を含む街区に12階建ての高層建築物が(写真1.7.6)、また、近隣にも超高層建築物が建てられ、広島県縮景園敷地内から望見できる状態になっている(写真1.7.7, 49P 写真1.4.7)。樹木による遮蔽も限界に達していると言える。

このような現状を受け、広島市は、縮景園の有する歴史的・文化的価値を損なうことのない

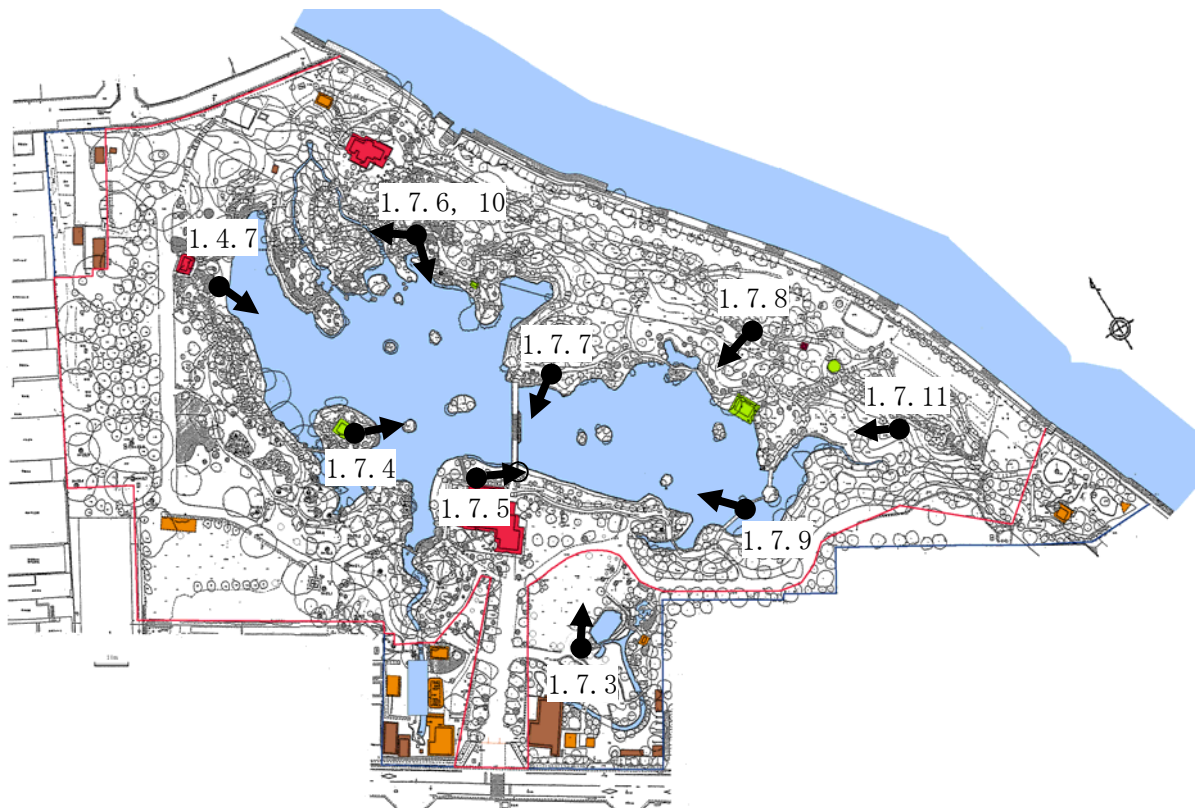
よう、また、市民や広島を訪れる人々が、安らぎ、くつろぐことができる雰囲気壊さないよう、縮景園のたたずまいと調和した周辺の良好な都市景観の形成をより一層進めるため、平成19年、広島県縮景園及びその周辺地域を広島市「縮景園周辺建築物等美観形成要綱」の規定による景観協議対象区域に指定した（19P 図 2.2.10, 178P）。

現在、広島県縮景園周辺では、建築物等の新築等を行う際は事前協議の対象となり、建物の高さは38mを超えないものとされ、色彩、形状等も縮景園の雰囲気をこわさないよう協議がなされている。

また、平成20年には、広島市景観条例（平成18年広島市条例第39号）の規定に基づく「広島市景観形成基本計画」により、縮景園周辺地区は「重点的景観形成地区」に決定され、景観計画策定作業が進められている（189P）。

しかし、「広島市景観形成基本計画」に掲載された広島市の景観制度に対する市民の意見をみると、縮景園周辺地区について、「設定区域が狭く、偏っており、縮景園からの眺望景観の確保という目的が達成されるとは思えない。」という意見がある一方、「（縮景園周辺建築物等美観形成）要綱の高さ基準は、既存財産権を侵害し、都市の活性化を損うものである。」との意見や、「都市計画（都心コア住居地区地区計画の区域内にあり、容積率が緩和されている。）との整合を図る必要がある。」等の意見も報告されている（189P）。

なお、広島県縮景園に隣接する京橋川沿いの地域は、「リバーフロント建築物等美観形成協議制度」による景観協議対象地区に指定され、建築物の新築等を行う際は広島市と事業者が河川景観保護の観点から建物の色調等について事前協議を行っている（19P 図 2.2.10）。



【図 3.2.19】眺望写真撮影位置図（数字は写真の番号，矢印は撮影方向）



**【写真 1.7.3】指定外区域（事務所・芝生広場等）
芝生広場付近から北方向の景観**

京橋川対岸の建築物は、昭和 57 年以来、容積率規制により高さ 45m 程度が限度であった。

このため、昭和 55 年、寄附により、京橋川沿いにクスノキ等の高木類を植樹することで、園内から京橋川対岸の建築物が見えないように遮蔽することができた。



【写真 1.7.4】超然居付近から東方向の景観

平成 15 年、容積率が緩和されたことで高さ 60m 程度まで建築が可能となり、平成 18 年に大須賀町で 20 階建ての高層建築物が竣工すると高木の植栽により遮蔽することは困難になった。



【写真 1.7.5】清風館北側から迎暉峰方向の景観

背後の竹林によって、迎暉峰の山容が不明瞭になっているが、迎暉峰には樹木がないため、現在でも広島駅西側の高層建築物が見えている。竹林を伐開した場合、より一層駅前の建築物が見えることになる。

建築物の上には濃い色調の看板が立てられている。



【写真 1.7.6】水門付近から清風館方向の景観

駐車場地区南側の 14 階建て高層建築物が清風館の屋根越しに見える。

【写真 1.7.7】 跨虹橋北詰から西方向の景観

平成 15 年に竣工した，地上 43 階，地上高 166m の高層建築物が見える。



【写真 1.7.8】 映波橋付近から西方向の景観

園の隣地に建つ建築物群が樹冠線上に見える。



【写真 1.7.9】 水門付近から西方向の景観

園の隣地に 20m 程度の建築物があり，高木の間から垣間見える。



【写真 1.7.10】 迎暉峰南尾根から西方向の景観

かつては広島城天守閣を遠望できたが，現在は高層建築物が樹冠線を越え，広島城天守閣を見ることはできない。

画面右，悠々亭東側の樹木類も濃密である。



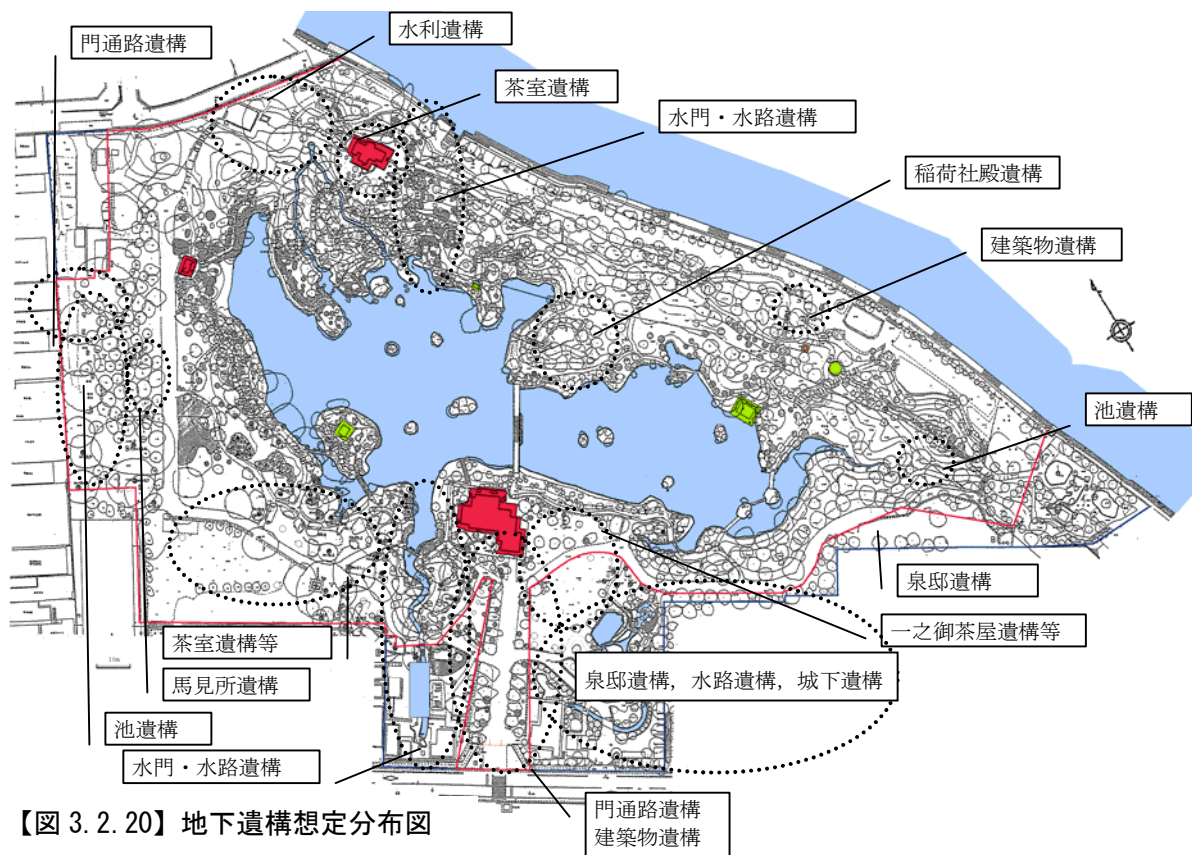
(8) 地下遺構

庭園地区は法第93条第1項で規定する「周知の埋蔵文化財包蔵地」であり、これまでの試掘調査で、広島県縮景園内の一部に焼土層や江戸時代の築造と推定される水路遺構が保存されていることが確認されている。

推定される江戸時代後期以後の遺構の種別及び分布の概要は図3.2.20のとおりだが、江戸時代前期の遺構も含め庭園地区全域に地下遺構が保存されていると仮定すべきである。

庭園地区内での掘削に当たってはこれら地下遺構をき損しないよう慎重に行う必要がある。

また、旧石段、旧台石や祺福山擁壁等については、縮景園の歴史を語る上で重要な遺構であることから、地表に露出してはいるが地下遺構に準じて保存を図る必要がある。



【図 3. 2. 20】 地下遺構想定分布図

2 縮景園の本質的価値を構成する枢要の諸要素以外の諸要素

「縮景園の本質的価値を構成する枢要の諸要素以外の諸要素」とは、名勝縮景園の「芸術上又は観賞上の価値の源泉となっているすべての諸要素」以外の諸要素で、かつ、縮景園の保存と活用を進める上で欠かせない諸要素をいう。

具体的には、来園者が縮景園の芸術上または鑑賞上の価値及び大名庭園の機能に対する理解と認識を深めるのを補助する「公開・活用施設」、来園者が快適に鑑賞することを助ける「休養・便益施設」、縮景園に対する通常の維持管理を行うために必要な「維持管理施設」、縮景園の庭園景観を構成する要素ではないが縮景園の沿革を理解するために保存すべき「その他施設（記念碑、その他建築物）」が、縮景園の本質的価値を構成する枢要の諸要素以外の諸要素として挙げられる。

(1) 公開・活用施設

広島県縮景園の公開・活用施設には、薬草園、ボタン園、各種標識（サイン）、放送施設類、夜間照明施設がある（図 3.2.21）。また、清風館及び明月亭も公開・活用施設としての機能を果たしている（26P）。

薬草園（写真 2.1.1）は、昭和 40 年代に一時設置された後、平成 8 年に安田女子大学神田博史教授（勤務先及び職名は平成 22 年現在）の監修のもと開設したものである。かつて縮景園に薬草園（旧位置は不明）が設置されていた事実をもとに、指定外区域（東南）で薬草を中心に植栽している（表 3.2.21, 3.2.23, 3.2.24）。

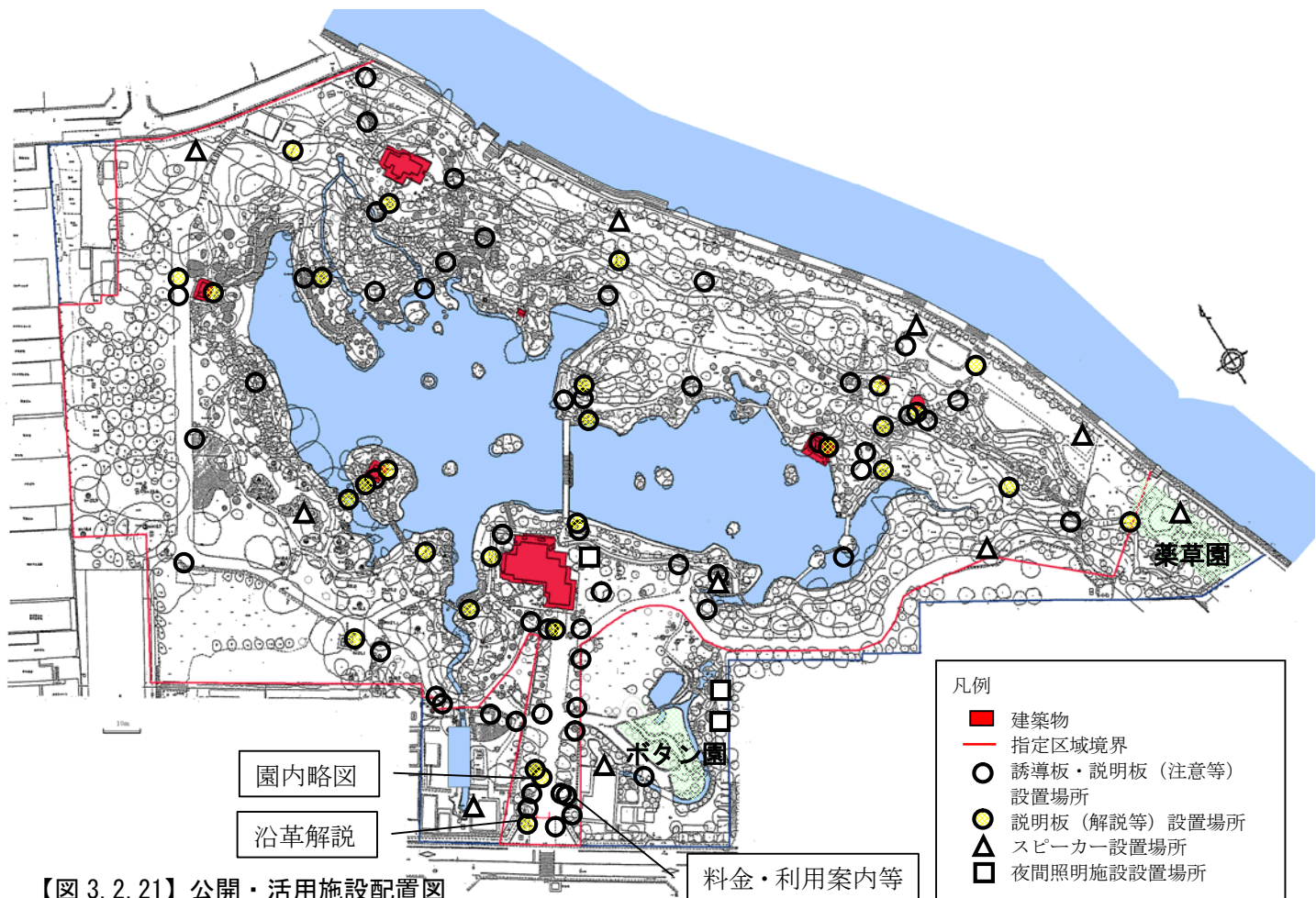
ボタン園は指定外区域（事務所・芝生広場等）南部に開設している。かつて縮景園に花壇または花畑があった事実をもとに、日本庭園の代表的な鑑賞用花卉のひとつであるボタンを中心に植栽している（表 3.2.22, 3.2.24）。

各種標識には、矢印等の表示で来園者に順路を示す小型木製の誘導板（写真 2.1.2, 2.1.3）や、名所等の由来等を解説した説明板（写真 2.1.4～2.1.7）、樹種や標本木等を記した説明板、注意事項等を記した説明板等（写真 2.1.8, 2.1.9）がある（表 3.2.25）。木製、樹脂製や銅等の金属製、2 本柱ものや立看板風に 1 本柱のもの、樹木等に括りつける小型の板状のもの等、形状材質ともに多様な種類があるが、いずれも景観に配慮した色調、材質を選んでいる。

緊急連絡用に用いる放送施設のうちスピーカー類（写真 2.1.10）は広島県縮景園内の 9 か所、夜間照明施設（写真 2.1.11, 2.1.12）は広島県縮景園内の 3 か所に設置している。鋼管柱を立てて設置しており、木立の中の目立ちにくい場所を選んで設置し、濃茶色や緑色等の目立ちにくい色彩を塗布するなど、来園者の鑑賞の妨げにならないよう配慮している。



【写真 2.1.1】薬草園



【図 3.2.21】公開・活用施設配置図

【表 3.2.21】樹木等一覧（葉草園）

種別	樹種	細種等	数量等
常緑針葉樹	カヤ		1
	スギ		2
	マツ	クロマツ	5
常緑広葉樹 高木	クロガネモチ		1
	サザンカ		37
	ツバキ	園芸品種	12
	ニッケイ		1
	ビワ		1
	モッコク		26
	ヤマモモ		2
	ヤブニッケイ		1
常緑広葉樹 中木	ネズミモチ		7
	ヒイラギモクセイ		3
常緑広葉樹 低木	アオキ		7
	アセビ		1
	キンカン		1
	クチナシ		1
	ゲッケイジュ		1
	サツキ		4
	シャリンバイ		6
	ツツジ	ヒラドツツジ	2
	ナワシログミ		1
	ヤツデ		1
落葉広葉樹 高木	アオギリ		1
	アバマキ		1
	エノキ		1
	カキ		1
	キハダ		1
	キリ		1
	クワ		1
	サクラ	ソメイヨシノ	3
	ハクウンボク		1
	ボダイジュ		1
	ムクノキ		9
	モミジ	イロハモミジ	1
	中木 落葉広葉樹	アンズ	
イヌビワ			11
サルスベリ			1
ナツメ			1
フジ			1
落葉広葉樹 低木	アジサイ	アジサイ	10
	ニシキギ		1
	ユスラウメ		1
その他	イチョウ		2
	ソテツ		2

【表 3.2.22】樹木等一覧（ポタン園）

種別	樹種	細種等	数量等
常緑針葉樹	マツ	クロマツ	5
常緑広葉樹 高木	フサアカシヤ	別名ミモザ	1
	クチナシ		1
常緑広葉樹 低木	サツキ		42
	ツツジ	ヒラドツツジ	2
	ベニバナトキ ワマンサク		2
	アメリカデイ ゴ		1
落葉広葉樹 高木	カリン		1
	サクラ	ソメイヨシ ノ	1
		シダレザク ラ	1
		カワズザク ラ	1
	モミジ	ヤマモミジ	1
	ハクモクレン		2
	落葉広葉樹 中木	ハナカイドウ	
落葉広葉樹 低木	アジサイ	アジサイ	11
	サラサドウダ ン	花の色が赤	1
	サンシュユ		2
	ニワウメ		2
	ノカイドウ		1
	ハギ	ミヤギノハ ギ	2
	ハナズオウ		1
	ポタン	30種	100株 前後
	マンサク		1
	ミツマタ		6
	ムクゲ		2
	レンギョウ		5
	ロウバイ	ソシンロウ バイ	1
		ロウバイ	3
ユキヤナギ		1	

【表 3.2.23】 薬草園植栽植物一覧

	科目	植物名
1	アオイ科	トロロアオイ
2	アカネ科	アカネ
3	アカネ科	ヘクソカズラ
4	アケビ科	アケビ
5	アブラナ科	ナズナ
6	イネ科	ハトムギ
7	ウコギ科	ウド
8	ウコギ科	コシアブラ
10	ウコギ科	トチバニンジン
11	ウマノスズクサ科	ウスバサイシン
12	オオバコ科	オオバコ
13	オトギリソウ科	オトギリソウ
14	オミナエシ科	オミナエシ
15	オミナエシ科	カノコソウ
16	オモダカ科	サジオモダカ
17	キキョウ科	キキョウ
18	キキョウ科	ツルニンジン
19	キク科	オオグルマ
20	キク科	オケラ
21	キク科	カワラヨモギ
22	キク科	シオン
23	キク科	タンポポ
24	キク科	ノアザミ
25	キク科	フキ
26	キク科	ホソバオケラ
27	キク科	ヨモギ
28	キク科	ヨモギギク
29	キンボウゲ科	サラシナショウマ
30	キンボウゲ科	セリバオウレン
31	クスのキ科	ニッケイ
32	ケシ科	エンゴサク
33	シソ科	ウツボクサ
34	シソ科	カキドオシ
35	シソ科	コガネバナ
36	シソ科	シソ
37	ショウガ科	ウコン
38	スイカズラ科	スイカズラ
39	スイレン科	スイレン
40	スマレ科	スマレ
41	セリ科	アシタバ
42	セリ科	ウイキョウ
43	セリ科	シシウド
44	セリ科	センキュウ
45	セリ科	トウキ
46	セリ科	ハマボウフウ
47	セリ科	ボウフウ
48	セリ科	ミシマサイコ
49	タデ科	イタドリ
50	タデ科	シャクチリソバ
51	タデ科	スイバ
52	ドクダミ科	ドクダミ
53	ナス科	クコ
54	ネギ科	ニラ
55	ネギ科	ノビル
56	バラ科	キンミズヒキ
57	バラ科	ノイバラ
58	バラ科	ハマナス
59	ヒガンバナ科	シロバナマンジュシヤゲ

	科目	植物名
60	ヒガンバナ科	ヒガンバナ
61	ヒユ科	イノコズチ
62	フウロソウ科	ゲンノショウコ
63	ボタン科	シャクヤク
64	マメ科	クズ
65	マメ科	クララ
66	ムラサキ科	ヒレハリソウ
67	メギ科	イカリソウ
68	メギ科	メギ
69	ユキノシタ科	ユキノシタ
70	ユリ科	アマドコロ
71	ユリ科	ハナスゲ
72	ユリ科	ヤブラン

	科目	植物名
73	サルノコシカケ科 (菌類)	マツホド

【表 3.2.24】 植栽作業項目、対象施設及び作業内容一覧 (ボタン園、薬草園、フジ、ソテツ)

作業項目	数量	業務対象樹木等及び場所	回数	作業内容
薬草園保全育成	780 m ²	薬草園内の樹木及び植栽植物	随時	①除草を行う。 ・薬草以外の雑草を根まで完全に除去。 ②竹、棕縄などを使用し、寝ている薬草を起し、支柱に固定する。ボタン、ハナショウブ、スイレンの花期には、毎日花殻を摘果する。 ③散水を行う。 ・渇水期は朝か夕方に十分散水する。 ④必要に応じ薬剤散布を行う。 ・害虫発生及び病気を見つけ次第、駆除・治療する。 ⑤種子が飛び移動した薬草を元の場所に移植して戻す。 ⑥1年草などは種を採取し、翌年種まきをして発芽させる。 ⑦土壌改良剤の鋤き込みを行い、土壌の改良を行う。 ⑧施肥として「味の素 プロアミノ S2 号 (アミノ酸含有肥料)」, 「住友化学スーパーSR コート (緩効性肥料)」などを鋤き込む。 ⑨付近の樹木からの落ち葉を、新芽を傷つけないように、丁寧に除去する。 ⑩増えすぎた薬草を間引く。 ⑪花物は花が終わり次第、花柄を除去する。 ⑫新種の植え込みを行う。 ⑬剪定を行う場合は、庭園管理者の指示に従って行う。
ボタン園育成保全	約 510 m ²	花畑 (ボタン園) 及びその周辺の花木 (約 60 種) が対象 ボタン (100 株程度) ハナショウブ (700 芽) アジサイ、スイレン、その他 (約 60 種)		①除草を行う。 ・雑草を根まで完全に除去。 ・ボタンの枝は折れやすいので、気を付けて除草する。 ②ボタン、ハナショウブ、スイレンの花期には、毎日花殻を摘果する。 ③支柱を立てる。 ・ボタンには、成長の度合いに応じた細さの竹を支柱として添える。 ・結束バンドで花の位置を調整し、花の重みで折れないようにする。 ④散水を行う。 ・当該ボタン園は日影が無いので、渇水期は毎日朝夕1時間程度散水する。 ⑤必要に応じ薬剤散布を行う。 ・害虫発生及び病気を見つけ次第、駆除・治療する。 ⑥種や株で増えたものを苗圃や園内各所に移植する。 ⑦秋から冬にかけて腐葉土、苦土石灰を鋤き込み、土壌の改良を行う。 ⑧各種の花の終わった後の追肥、全体に行う寒肥の施肥を行う。 ⑨新種の植え込みを行う。 ⑩ハナショウブ、アヤメ、スイレン、ハスの株分けを行う。 ⑪剪定を行う場合は、庭園管理者の指示に従って行う。
フジの剪定	2 か所	①売店広場 ②薬草園内	2 回	剪定方法・施行日は庭園管理担当者の指示で行なうこと。
ソテツの剪定	2 本	薬草園に植栽されている。	1 回	施行日は庭園管理担当者の指示により行うこと。

【表 3. 2. 25】 各種標識一覧

区分	細目	内容	材質形状等	数量
誘導板		順路誘導	木製, 支柱等に打ち付け	35 枚
		名所誘導	原爆慰霊碑 2 点 梅林案内 2 点	4 点
		便所, 売店, レストラン誘導		13 基
説明板	説明板 (解説等)	沿革解説	木製板ガラスカバー付き, 屋根・脚付き	1 基
		縮景園略図	銅製板ガラスカバー付き, 屋根・脚付き	1 基
		園内名所解説	雨除け・脚付き	約 26 基
		「長堤桃花」解説	金属製・脚付き	1 基
	説明板 (名札)	薬草説明板	樹脂製既製品	139 基
		標本木表示	木製	12 基
		樹種表示	木製	多数
	説明板 (案内等)	料金・利用案内	樹脂製, 屋根・脚付き	1 基
		禁止事項掲示	金属製, 脚付き	1 基
		禁止事項掲示	木製, 屋根・脚付き	1 基
		揭示板	木製, 屋根・脚付き	1 基
		揭示板	木製, 屋根・脚付き, 売店用	1 基
		行事案内板	木軸紙貼, 可動式	1 基
		「茶室進入禁止」		7 点
		四阿等「食事禁止」		2 点
四阿等「土足禁止」		2 点		



【写真 2. 1. 2】 誘導板 (順路誘導)



【写真 2. 1. 3】 誘導板 (順路誘導) (矢印のみ)



【写真 2. 1. 4】 説明板 (解説) 沿革解説



【写真 2. 1. 5】 説明板 (解説) 縮景園略図



【写真 2. 1. 6】 説明板 (解説) 園内名所解説



【写真 2. 1. 7】 説明板 (解説) 「長堤桃花」解説



【写真 2. 1. 8】 説明板 (案内等) 料金・利用案内, 禁止事項掲示



【写真 2. 1. 9】 説明板 (案内等) 禁止事項掲示



【写真 2. 1. 10】 スピーカー



【写真 2. 1. 11】 夜間照明施設



【写真 2. 1. 12】 夜間照明施設

(2) 休養・便益施設

休養・便益施設には、売店、四阿、藤棚、便所等の建築物や工作物（表 3.2.26）のほか、ベンチ、水飲み場その他が挙げられる（図 3.2.22）。

売店は正門西側、指定外区域（売店等）東半分に設け、四阿、藤棚を併設している（写真 2.2.1, 2.2.2）。売店敷地は周囲を生垣で囲って景観に影響を与えないよう配慮した上で、自動販売機 2 機や脚部を埋め込んだ木製テーブル及びベンチを配し（以下、脚部埋め込みの様式を「固定式」という。）、その周りにソメイヨシノ、サザンカやツツジ等を植栽している（写真 2.2.2, 表 3.2.27）。植栽の管理は庭園地区全体の植栽管理作業（55P 表 3.2.10）の一環で行っている。

四阿は上述の売店北側（写真 2.2.1）のほか、薬草園（写真 2.2.4）、清風川東岸（写真 2.2.5）、の 3 か所にあり、全て指定外区域に建てている。建築物（枢要）の超然居等の意匠構造に準じ、木造、寄棟造り、4 本柱の意匠構造を採用し、庭園景観に影響を与えないよう配慮している。四阿内部には造り付けの木製ベンチ等を配している。

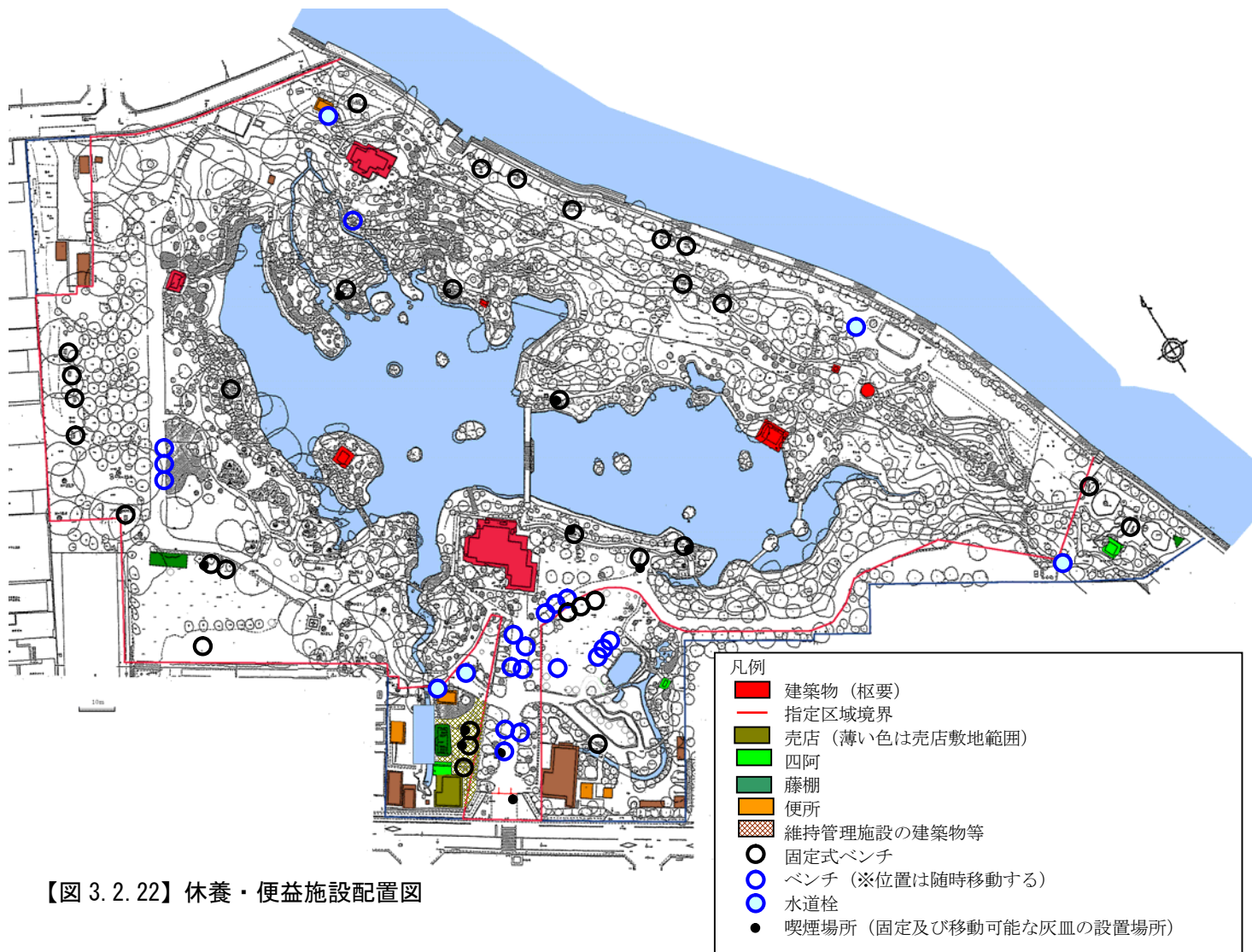
藤棚は売店併設のもの（写真 2.2.3）のほか、薬草園（写真 2.2.6）、美術館北（写真 2.2.7）に設置している。棚下に固定式木製テーブル及びベンチを設置している。美術館北の藤棚は指定区域内にあって昭和 15 年当時に存在していた藤棚の位置を踏襲しており、馬場を北から南に向けて眺望したときのアイストップの機能も有している。

便所は 5 棟あり（写真 2.2.8～2.2.13）、明月亭北側の 1 棟を除き、他は指定外区域に設置している。庭園景観に影響を与えない指定外区域（事務所、芝生広場等）南端の 2 棟のほかは、庭園景観に配慮して木造平屋建てとしている。ユニバーサルデザインの一環として、指定外区域（事務所、芝生広場等）の 1 棟はバリアフリーの身障者用便所に充て、指定外区域（売店等）の 2 棟は各々男性用、女性用の別を設け、女性用には車イス用スロープを併設している。女性用便所は利用の便と安全面に考慮し、園路から少し奥に配置しつつも入口付近は見通せるようにしている。なお、かつては梅林付近及び指定外区域（南東）の 2 か所にも浄化槽式の便所を配置していたが、現在は撤去している。便所の配置、デザインについては、今後もユニバーサルデザインの観点からも検討が必要である。

ベンチには固定式木製のもの（写真 2.2.14）や同じく固定式石製のもの（写真 2.2.15）、野点等でも用いる木製のもの（写真 2.2.16）がある。園内各所に配しているが、石製ベンチは指定外区域（事務所棟、芝生広場等）の北端等の一部に限られる。なお、芝生広場には折りたたみ椅子やテーブルも配置し、休養の便宜提供の充実を図っている（写真 2.2.17）。

水道栓は便所付近や灌花井西園路、指定外区域（東南）東端付近等に設けている。

このほか、園路沿いには、ゴミ入れ等の目的で埋設した陶製管（写真 2.2.18～2.2.19）や、コンクリート擬木（写真 2.1.5）または金属製の固定式灰皿が設置されている。移動可能な灰皿による喫煙場所も設置されている。これら陶製管や固定式灰皿及び喫煙場所については、今後、撤去を検討する。



【図 3.2.22】休養・便益施設配置図

【表 3.2.26】休養・便益施設の建築物，工作物一覧

種別	数量	構造等	面積 (㎡)	竣工年
売店	1 棟	木造平屋建 棧瓦葺き 四阿（泉水亭）1 棟が附属	59.94	昭和 57 年
四阿	2 棟	木造平屋建 銅板一文字葺き	清風川 11.20 葉草園 9.52	
藤棚	3 か所			
便所	5 棟	木造平屋建 棧瓦葺き	8.26	昭和 28 年
		木造平屋建 棧瓦葺き	12.96	昭和 60 年
		木造平屋建 棧瓦葺き	28.12	平成 6 年
		RC 造平屋建	13.76	昭和 43 年
		コンクリートブロック平屋建	6.50	昭和 56 年



【写真2.2.1】売店・
四阿



【写真2.2.2】売店・
藤棚



【写真2.2.3】藤棚
(売店)



【写真2.2.4】四阿
(清風川東)



【写真2.2.5】四阿
(薬草園)



【写真2.2.6】藤棚
(薬草園)



【写真2.2.7】藤棚
(美術館北)



【写真2.2.8】男性用
便所



【写真2.2.9】女性用
便所 (東から)



【写真2.2.10】女性用
便所 (北から)



【写真2.2.11】便所
(事務所棟東)



【写真2.2.12】便所
(事務所棟東身障者
用)



【写真2.2.13】便所
(明月亭北)



【写真2.2.14】固定式
ベンチ (木製) の例
(他のデザインあり)



【写真2.2.15】固定式
ベンチ (石製)



【写真2.2.16】ベンチ



【写真2.2.17】テーブ
ル・イス



【写真2.2.18】陶製管
(大)



【写真2.2.19】陶製管
(小)

【表 3.2.27】 樹木等一覧（指定外区域（売店等）売店敷地内）

種別	樹種	細種等	数量等
常緑針葉樹	カイツカイブキ		1
	スイリュウヒバ		2
	スギ		1
	イヌマキ		3
	マツ	クロマツ タギョウショウ	2 1
常緑広葉樹高木	ウバメガシ		9
	クスノキ		3
	サザンカ		42
	ツバキ	園芸品種	6
	マサキ		1
	モッコク		1
常緑広葉樹中木	キョウチクトウ		1
	キンモクセイ		7
	ギンモクセイ		1
	ヒイラギモクセイ		23
常緑広葉樹低木	サツキ		12
	ツゲ	ツゲ	5
	ツツジ	ヒラドツツジ	13
	トベラ		2
	ヤツデ		1
落葉広葉樹高木	エノキ		2
	ケヤキ		1
	サクラ	ソメイヨシノ	4
	モミジ(カエデ)	ヤマモミジ	1
落葉広葉樹中木	ウメ	コウバイ	1
	フジ		4
落葉広葉樹低木	ウメモドキ		3
	フヨウ		1
	ボケ		2

【表 3.2.28】 植栽作業項目，対象施設及び作業内容一覧（フジ）

作業項目	数量	業務対象樹木等及び場所	回数	作業内容
17 フジの剪定	2か所	①売店広場 ②薬草園内	2回	剪定方法・施行日は庭園管理担当者の指示で行なうこと。

(3) 維持管理施設

維持管理施設には、事務所棟、倉庫、作業場、作業用門などの建築物（表 3.2.29）、苗圃等の作業スペース（図 3.2.23）、及び柵・塀類（図 3.2.24）や電気、ガス、上下水道等の設備がある。

事務所棟は指定外区域（事務所、芝生広場等）南端、正門東側にあり、入園券販売（利用料金徴収）窓口を併設する（写真 2.3.1）。また、事務所棟北側には応接間に面して小庭園を設け、モッコクやサツキ等を植栽している（表 3.2.30）。なお、事務所棟北側小庭園の植栽は、庭園地区全体の植栽と同様に管理している（55P 表 3.2.10）。

倉庫や作業場等の園内作業関連施設（写真 2.3.2, 2.3.3）は指定外区域（事務所棟、芝生広場等）南部の事務所棟東側一帯、指定外区域（売店等）西部、指定外区域（苗圃）に分散して設置しており、各施設周辺を生垣等で遮蔽するとともに管理ゾーンとして来園者の立入りを制限している。

作業用の門は敷地南東（東門、写真 2.3.4）、北西端（写真 2.3.5）及び北端（写真 2.3.6）に設けている。東門は正門に近いので、正面の景観に配慮して、木造門扉を用いている。

苗圃（写真 2.3.7）は敷地北西端の指定外地区（苗圃）に設けており、被爆イチョウの配布用苗木や園内樹木等の補植に用いる種苗の育種育苗を行っている（表 3.2.31, 3.2.31）。

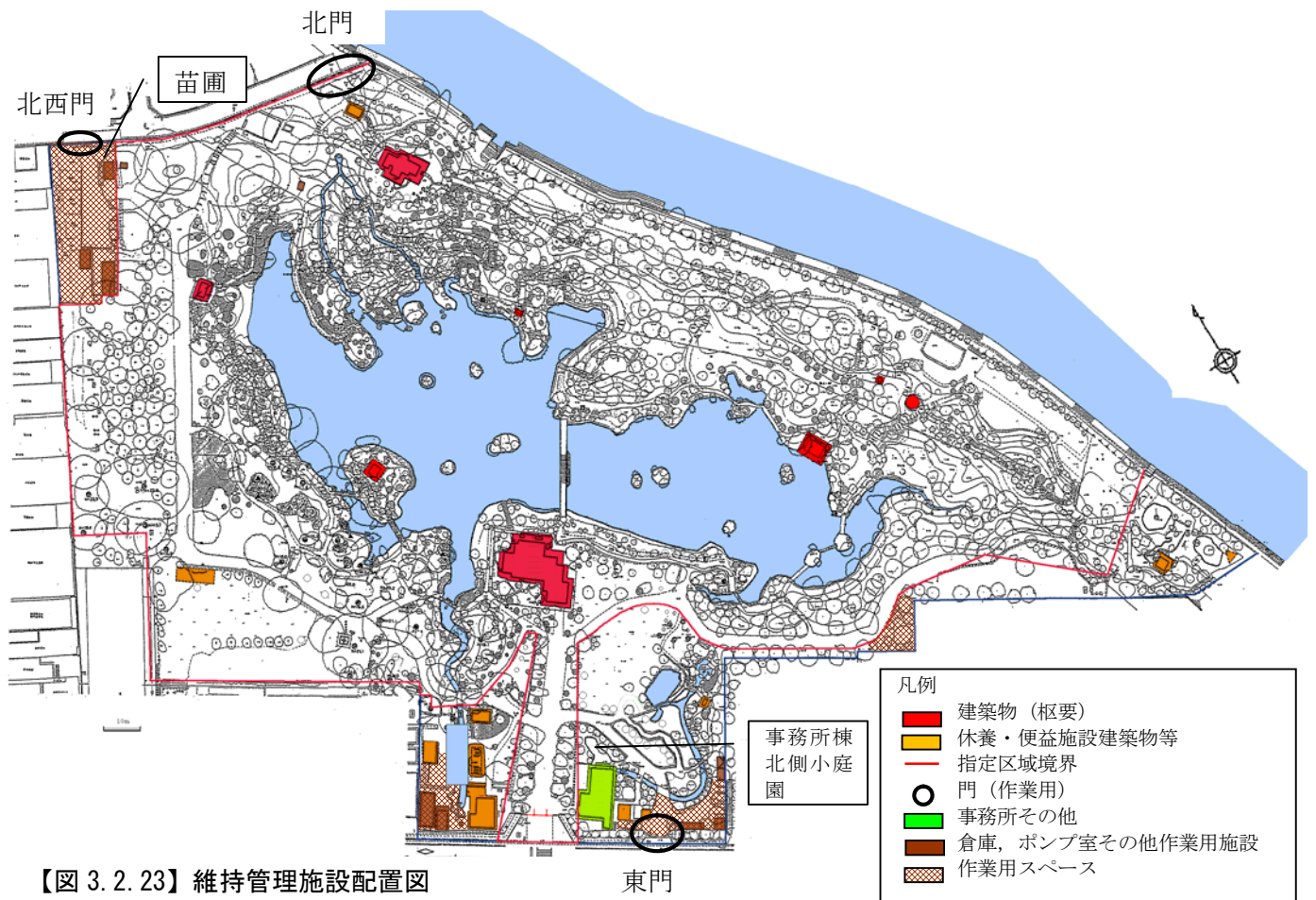
柵・塀類は、管理上必要な施設として、庭園景観や良好な周辺環境形成を阻害しないよう、生垣、竹結い垣（四つ目垣）、縄柵、金属フェンス、コンクリート柵及びコンクリート塀、石塁等を場所に応じて用いている（写真 2.3.8～2.3.15）。竹結い垣や縄柵のシュロ縄等については、耐用年数が短いため、美観上からも定期的に更新している。敷地境界沿いのコンクリート柵及びフェンスについても目立たないよう配慮している。

設備関係の地下埋設物には、電気、水道、汚水、給水、排水、通信関係、ガス管等があり、既に資料が失われて埋設箇所が不明確なものが多い。また、戦後復興期に埋設され記録が残っていない陶製管も多くみられ、これらは機能しているのか否かも判然としない。

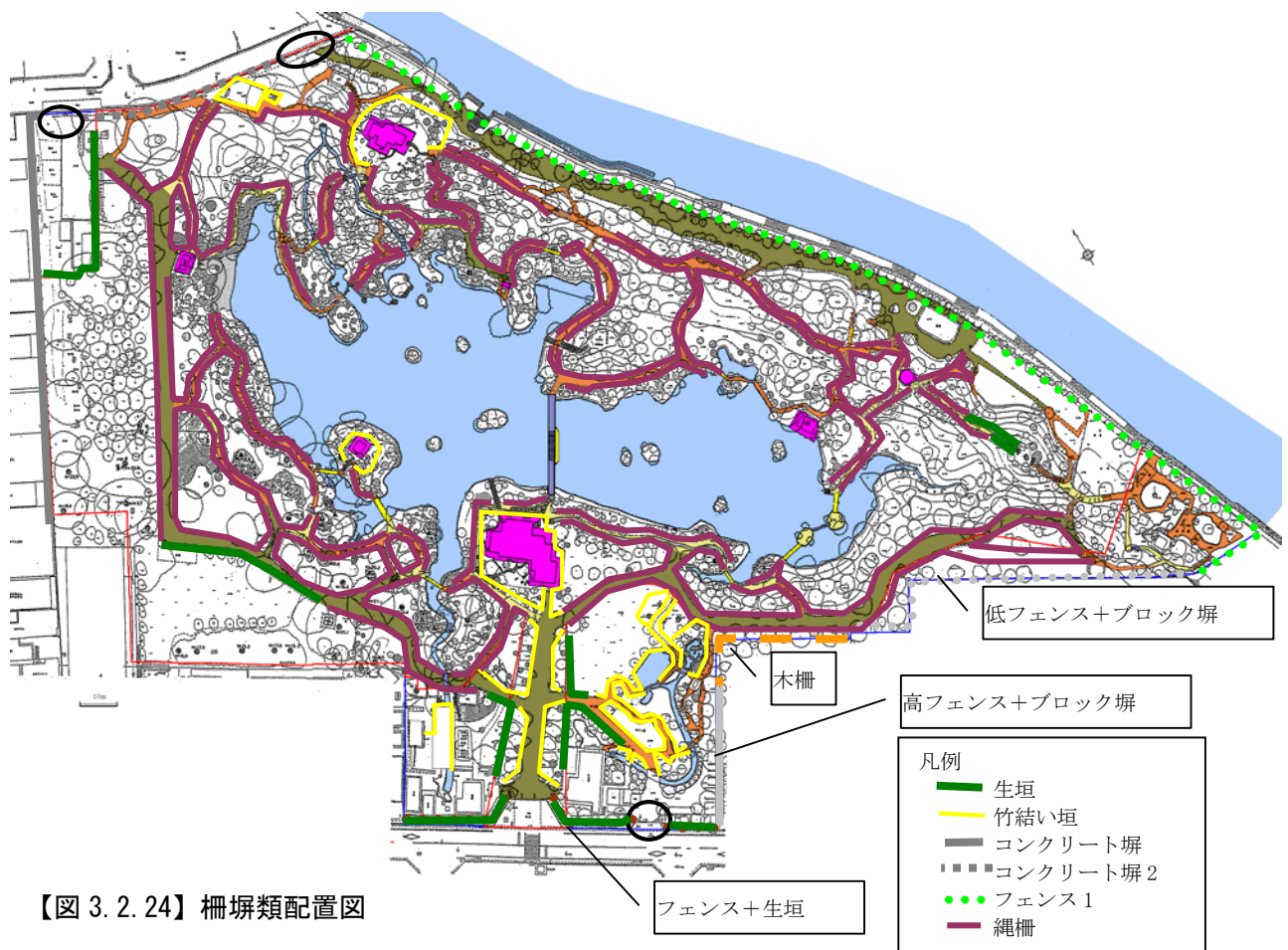
なお、清風館・明月亭については、広島県縮景園の茶会等の行事の会場として利用するほか、来園者による利用も許可しているため、電気設備（図 3.2.24）、火災報知器、消火器を設置している。清風館・明月亭の利用者は電気コンロ等を使用しているが、電気容量が不足しているため十分な湯量を確保することが困難な状況にあり、今後、利活用促進のため、清風館・明月亭の電気設備の改善を検討する必要がある。

【表 3.2.29】維持管理施設の建築物、工作物一覧

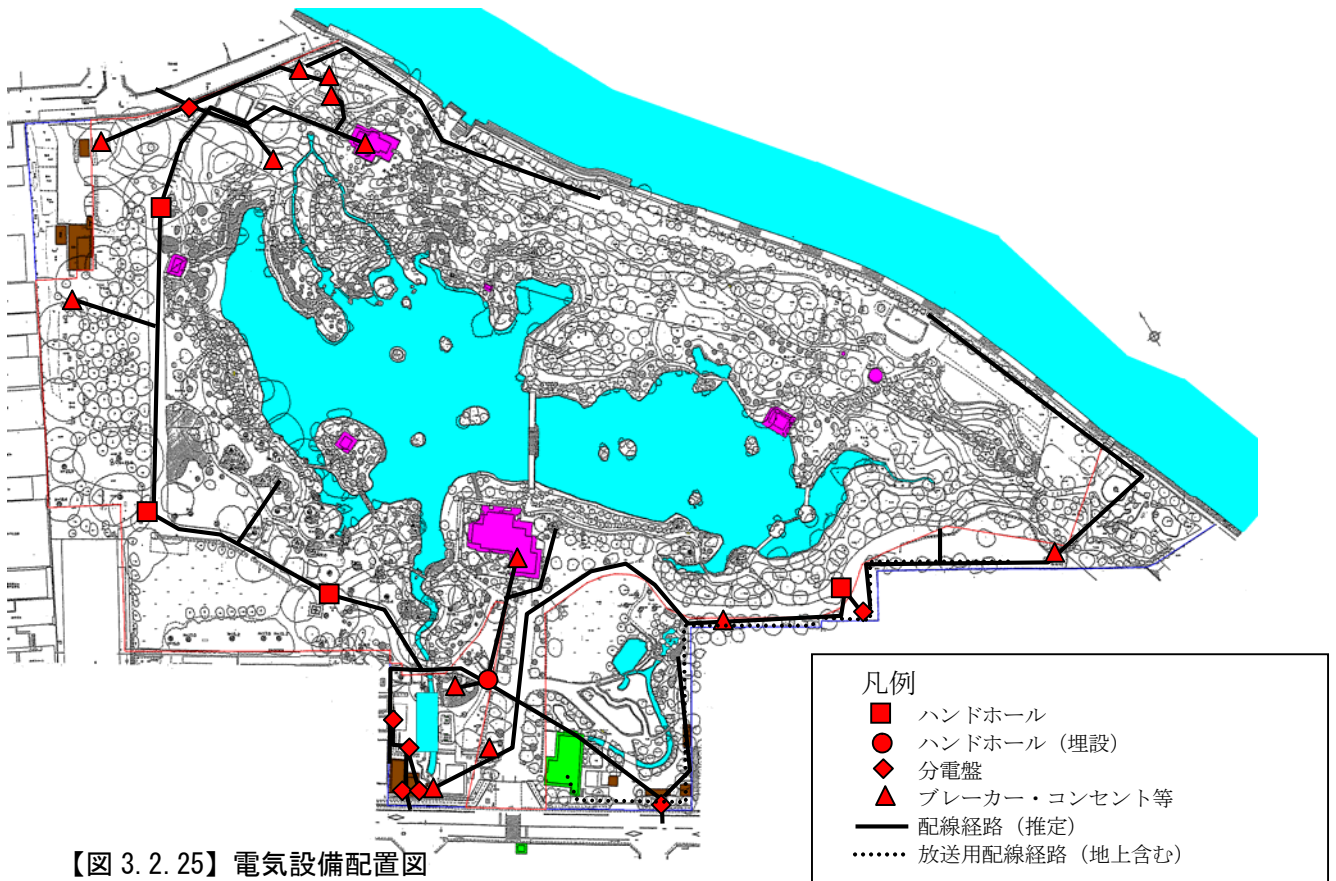
種別	数量	構造等	面積 (㎡)	竣工年
事務所	1 棟	木造平屋建て 棧瓦葺	116.57	昭和 51 年
倉庫作業場	4 棟	木造平屋建て 棧瓦葺	32.70	昭和 57 年
		プレハブ鉄骨造平屋建て（東門）	14.58	平成 9 年
		プレハブ鉄骨造平屋建て（苗圃）	14.58	平成 11 年
		プレハブ鉄骨造平屋建て（苗圃）	58.32	平成 6 年
門	3 か所			
【参考】 駐車場守衛室	1 棟	軽量鉄骨造平屋建て	3.24	昭和 49 年



【図 3. 2. 23】維持管理施設配置図



【図 3. 2. 24】柵塀類配置図



【図 3. 2. 25】電気設備配置図



【写真2. 3. 1】事務所棟



【写真2. 3. 2】倉庫の例



【写真2. 3. 3】警備員室



【写真2. 3. 4】東門



【写真2. 3. 5】北西門



【写真2. 3. 6】北門



【写真2. 3. 7】苗圃



【写真2. 3. 8】生垣及び竹結い垣



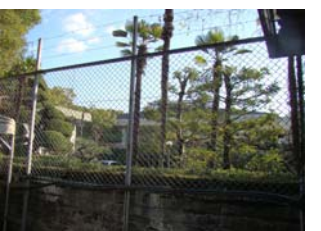
【写真2. 3. 9】竹結い垣
(四つ目垣)



【写真2. 3. 10】金属フェ
ンス及び竹結い垣



【写真2. 3. 11】縄柵及び
生垣



【写真2. 3. 12】金属フェ
ンス



【写真2.3.13】コンクリート堀 【写真2.3.14】コンクリート柵 【写真2.3.15】石塁

【表 3.2.30】樹木等一覧（事務所棟北側小庭園）

種別	樹種	細種等	数量等
常緑広葉樹高木	ウバメガシ		2
	サザンカ		7
	モッコク		13
常緑広葉樹中木	キンモクセイ		2
	ヒイラギモクセイ		4
常緑広葉樹低木	サツキ		7
	ツツジ	ヒラドツツジ	1
	ナンテン		1
落葉広葉樹高木	サクラ	ソメイヨシノ	1
	モミジ(カエデ)	ヤマモミジ	2
	ヤマボウシ		1
落葉広葉樹中木	ウメ	コウバイ	1
	サルスベリ		1
	モモ	花桃	1
落葉広葉樹低木	ボケ		1

【表 3.2.31】樹木等一覧（苗圃）

種別	樹種	細種等	数量等
針葉樹	イヌマキノキ		2
常緑広葉樹高木	オガタマ		2
	クスノキ		2
	サザンカ		2
	ナナミノキ		1
	タイサンボク		1
落葉広葉樹高木	カリン		1
	ケヤキ		1
	サクラ	ソメイヨシノ	1

【表 3.2.32】植栽作業項目、対象施設及び作業内容一覧（苗圃）

作業項目	数量	業務対象樹木等及び場所	回数	作業内容
苗圃保全育成	180 m ²	苗圃	随時	①雑草を根まで完全に除去する。 ②根が張らないように定期的に根切りをし、移植する。 ③必要に応じ薬剤散布を行う。 害虫発生及び病気を見つけ次第、駆除・治療する。 ④散水を行う。 渇水期は朝か夕方約1時間程度散水する。 ⑤各種の花の終わった後の追肥、全体に行う寒肥の施肥を行う。 ⑥他所からの移植物の植え込みを行う。

◇濯纓池水質浄化関連施設

維持管理施設のひとつに、濯纓池の水質管理を目的に設置した井戸用揚水ポンプ、池水循環用ポンプ及び水質浄化施設がある。



【図 3. 2. 26】 ポンプ等配置図

◇井戸用揚水ポンプ

標高-30~-100cm程度の深度にあると推測される地下水(15~16P)を揚水するためのポンプで、現在、次の3基が稼動している。各ポンプは地表面を掘削して築いたポンプ室内に設置している(写真2.3.16, 2.3.17, 図3.2.27)。

【表 3. 2. 33】 井戸(ポンプ)一覧

	所在地	吐出口	深さ	ポンプ能力	(掘削時揚水力)	備考
白龍泉井戸(ポンプ)	明月亭南西	白龍泉(池西)	7m	5.5kw 1.40m ³ /分	不明	掘削時期不明
銀河溪井戸(ポンプ)	明月亭北西	銀河溪、楊柳湾 (有年場)(池東)	30m	3.7kw 0.36m ³ /分	0.19m ³ /分	H6年掘削
桜花巷井戸(ポンプ)	敷地南西端	桜花巷(池東) 清風池	28m	3.7kw 0.36m ³ /分	0.19m ³ /分	H5年掘削

白龍泉井戸(ポンプ)の掘削時期は不明だが、昭和15年図にも現在と同じ位置にポンプ室の記載がある。その揚水は全て白龍泉及び古松溪(35P 写真1.2.4~1.2.7)の景観維持に用いているが、配水管は夕照庵前の湾に向けても埋設されている。

銀河溪井戸(ポンプ)は明月亭北西の便所北側にあり、その配水管は旧銀河溪ポンプの配水管にそのまま接続されている。銀河溪や有年場への導水に用いるとともに、要所にバルブを設

けて植栽への散水に利用する場合もある。

桜花巷井戸は、美術館東側女子便所付近で揚水し、流川南端付近に設置したポンプで圧送している。主に水質浄化施設ろ過槽の水洗に用い、桜花巷及び清風池に配水する場合もある。

なお、苗圃東側には旧銀河溪井戸があるが、現在は使用していない。



【写真2.3.16】銀河溪
ポンプ室外形



【写真2.3.17】桜花巷
ポンプ室外形

資料 1

平成8年度作成

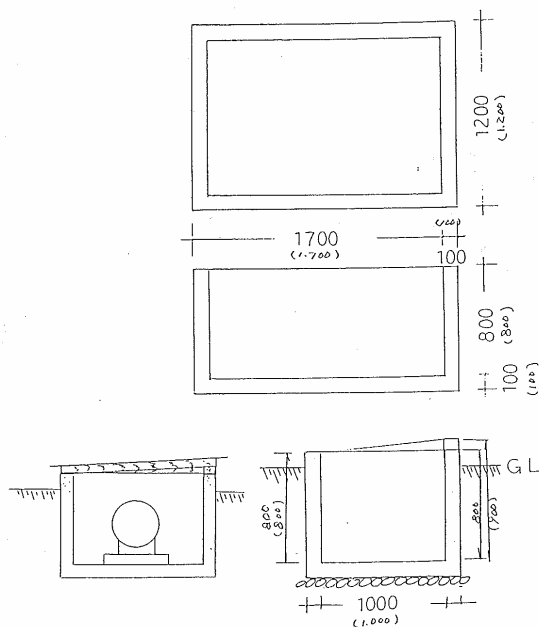
本資料でいう「白龍泉ポンプ」は、平成20年現在の「銀河溪井戸」である。

4. 出来形関連

4-1 ポンプ室

白龍泉ポンプ室

- ・景観上ポンプは地下にポンプ室を設けて地表に出ない事とする。
- ・仕上がり内寸法 1.50m×1.0m×深さ0.8m
- ・壁厚、底盤厚共に10cmの無筋コンクリートとする。
- ・屋根は既設程度とする。(木枠の上にカラー波板トタン張り)



【図 3.2.27】銀河溪井戸ポンプ室関連図 (平成6年)

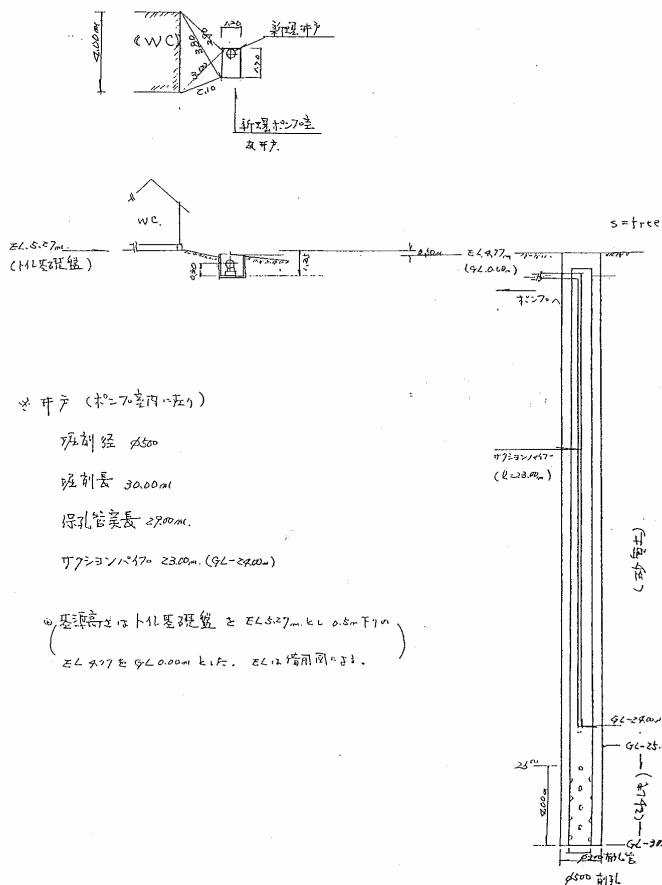
資料 1

平成6年度作成

本資料でいう「白龍泉」「新規井戸」は平成20年現在の「銀河溪井戸」である。

4-2.

白龍泉、ポンプ室等関連図



【図 3.2.28】 銀河溪井戸ポンプ室等関連図 (平成6年)

◇循環用揚水ポンプ

濯纓池東部の池水の滞留傾向 (29P) を解消するため、龍門峡沖で池水を取水するポンプを設置している。ポンプ室は表面下に設置している。

取水した池水は、清風池東北で噴水させ、清風川から流川へ流下させている (34P, 35P)。

【表 3.2.34】 揚水ポンプ表

	所在地	ポンプ能力	備考
龍門橋ポンプ	市長公舎北	5.5kw 1.20 m ³ /分	(池水循環)

◇曝気装置

・エアポンプ 290 /分 1台, 同 350 /分 2台

◇水質浄化装置

広島県縮景園の水質浄化施設は、流川流路南端に設置された濾過槽で池水を緩速ろ過し、処理後の水を、池底に埋設した配管を通して池内の湾及び跨虹橋東西に設けた10か所の吐出口から配水し、池水の直接浄化と池内滞留の解消を図るシステムである。

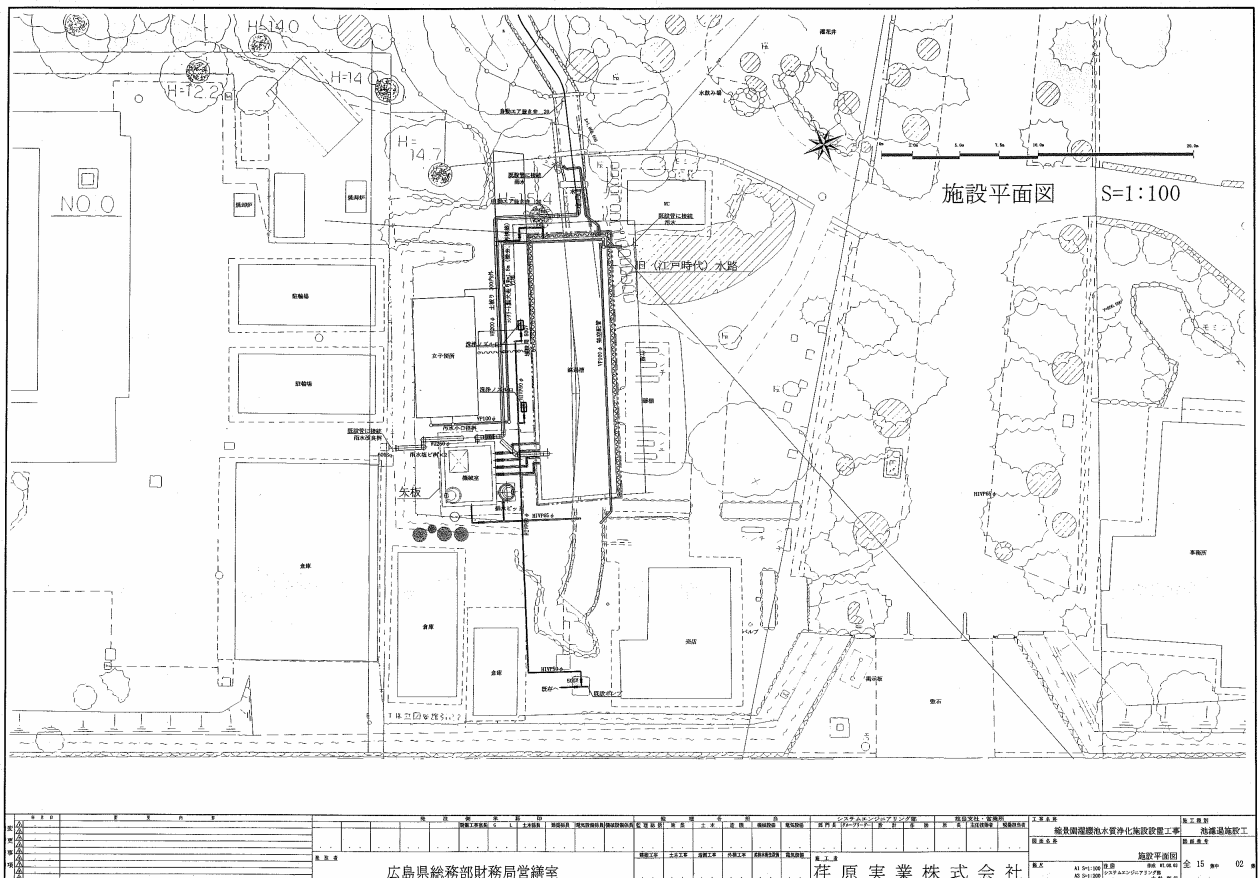
最大処理能力は192 m³/時間（1日8時間稼働の場合、1,536 m³/日）である。

◇水質浄化施設

濾過槽等の要目は次のとおり。

【表 3.2.35】水質浄化施設要目

内容	設置場所	形状・材質	数量・寸法 (m)	設置方法
濾過槽	水路付近	開放型 鉄筋コンクリート5面打ち	1基 L17.6×W4.8 ろ過面積81 m ²	
ろ材		ゼオライト	20,250 kg	濾過槽底面に敷き並べ
機械室	水路西岸	鉄筋コンクリート躯体	1基 L3.9×W3.4×H4.5	(水路西岸上場 TP+2.32, 機械室基礎下 TP-2.2)
ろ過ポンプ		地上設置型	1.6 m ³ /分 11kw × 2基	機械室内設置
排水ポンプ		水中型	0.4kw × 1基	
洗浄用ポンプピット	水路西岸	鉄筋コンクリート躯体	1基 径0.9×H4.5	桜花巷ポンプから導水
洗浄排水ポンプ		水中型	2.2kw × 1基	ポンプピット内設置



【図 3.2.29】(濾過槽等) 施設平面図 (平成 20 年)

(4) その他構造物

広島県縮景園には、園の歴史を物語るその他の構造物が残されている（図 3.2.32）。

【**標識**】法第 115 条第 1 項の規定により、昭和 46 年に設置された。史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則（昭和 29 年 6 月 29 日文化財保護委員会規則第 7 号）第 1 条第 1 項の規定により、石造である（写真 2.4.1）。

【**慰霊碑**】原爆慰霊碑 昭和 60 年（1985）、64 柱の原爆死没者の遺骨が出土した地点に建てられている（写真 2.4.2）。

【**記念碑**】「縮景園行幸記」碑 明治 29 年 11 月建設。明治 27 年、明治天皇行幸記念。黒川真頼撰、徳大寺實則題額（写真 2.4.3）。

「臨啓碑」 建立年未詳。大正 11 年 3 月、貞明皇后行啓記念。頼彌次郎撰、浅野長勲題額（写真 2.4.4）。

「明治百年記念植樹」碑 昭和 43 年設置。上田宗源撰（写真 2.4.5）。

【**原爆被災説明板**】被爆の実相を伝えるため、指定外区域（事務所・芝生広場等）北西端に、広島市によって被爆後の縮景園を撮影した写真と説明が設置されている（写真 2.4.6）。

【**銘板**】瀧花井には花崗岩製の銘板が設置されている。設置年代は不明（写真 2.4.7）。また、薬草園内には花崗岩製の「薬草園」の銘板が設置されている。設置年代は不明。

【**旧境界標**】事務所棟前及び幟町中学校北敷地内に残る石製の旧境界標は、昭和 15 年以前、泉邸と縮景園の境界を示すために設置されたものと推測される。原位置を保っている（写真 2.4.8～2.4.10）。

旧河川区域境界標は 8cm 角のコンクリート柱である。設置年代は不明で、原位置を保っているか否か不明。原位置の場合は、戦後の河川改修時の設置であろう（写真 2.4.11）。

【**境界石**】花崗岩製長石を並べた石列が、清風館南側前庭には東西方向に（写真 2.4.12）、正面園路西北辺には南北方向に（写真 2.4.13）設置されている。

いずれも「御泉水惣絵図」に描かれている柵列及び「縮景園（浅野泉邸）庭園平面図」（昭和 15 年作図）に見える塀または柵とほぼ同じ位置にあることから、柵塀生垣等の区画施設の跡と思われる。なお、清風館前庭の立石 2 個はこの長石石列の一部を立てたもので、戦後の改造である。

また、正面園路西南辺及び東辺にも同様の境界石が残存していると推測されるが、生垣のため未確認である。

【**石柱等**】性格不明の花崗岩製石柱が清風館前及び馬場東辺中央付近に設置されている（写真 2.4.14～2.4.16）。なお、指定外区域（売店等）北辺流川そばには繋ぎ石風の石材が（写真 2.4.17）、指定外区域（事務所棟・芝生広場等）のボタン園内にも立石がある。

【**井戸遺構**】瀧花井の井戸枠をはじめ、園内にはかつての井戸の遺構が 4 か所ある（写真 2.4.18～2.4.21、表 3.2.36）。江戸時代に遡るものはなく、瀧花井井戸枠も原位

置から移されたものである。

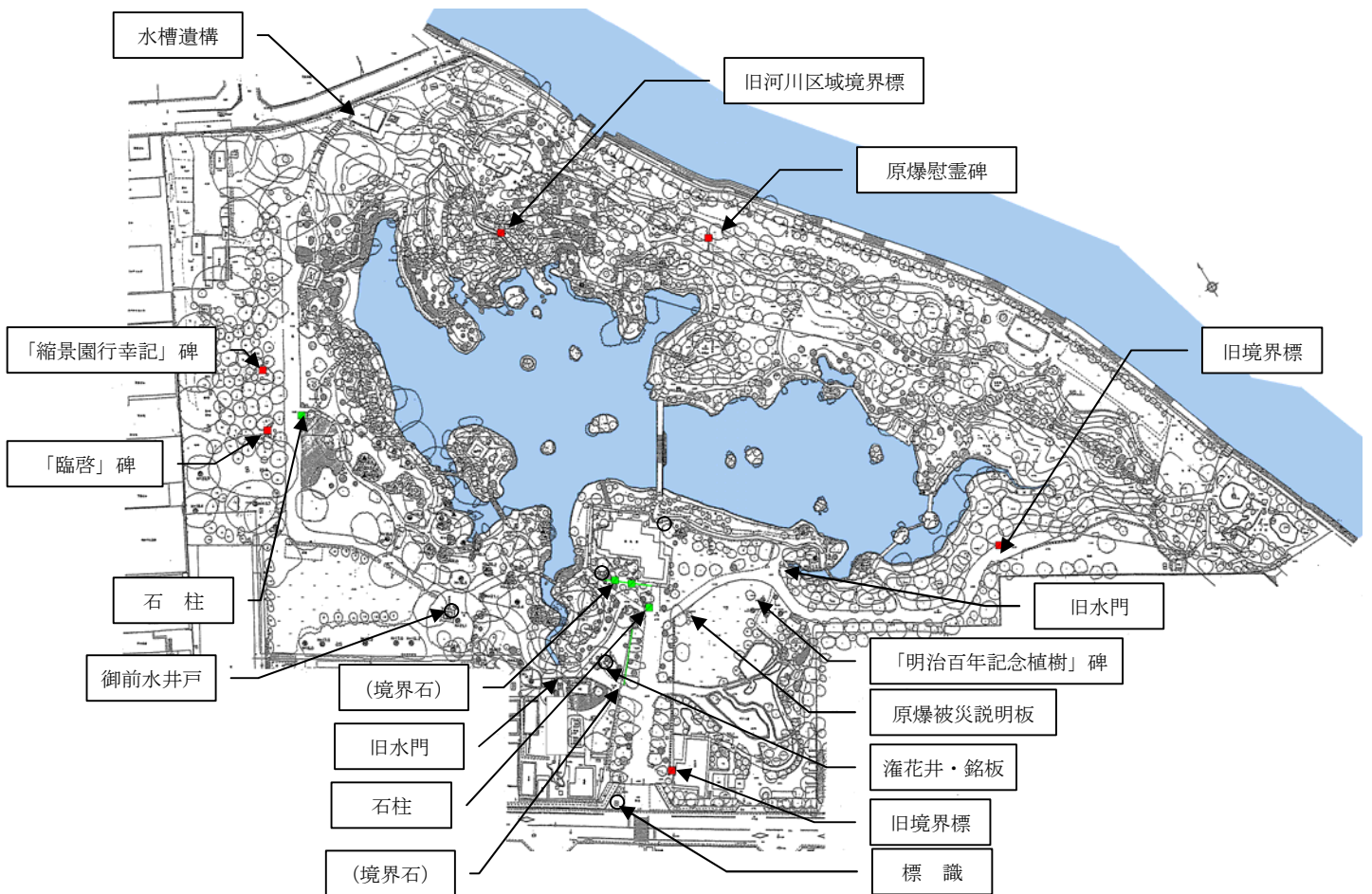
【水門遺構】流川水路及び龍門峡水路には、両水路が排水機能を有していたときに用いられた水門の遺構が残されている（写真 2.4.22, 2.4.23）。設置年代は不明。

【水槽跡】敷地北部に遺された水槽遺構は、文化4年に設置された、白龍泉への導水施設の一部と推定される。現在露出しているのは、「所々絵図御泉水図」（浅野文庫、広島市立中央図書館）に見える二つの水槽のうち東側の「二ノ御池」で、かつ、「御泉水惣絵図」（三戸家文書）に見える「水溜」の遺構と思われる。昭和44年に発掘された。

昭和15年の指定当時、水槽の位置には「小屋」があり、水槽が明治・大正時代には全て埋め立てられていたことが分かる。

周囲をタタキ土（漆喰）で固め、裏込め石らしい石材も見える（写真 2.4.24～2.4.26）。

長年露出しているため、若干傷みが見えるとともに、草が生えてきた部分やコケが付いている部分も見られるようになっており、今後、その保存方法について検討する必要がある。



【図 3.2.32】 その他構造物配置図



【写真2.4.1】標識



【写真2.4.2】慰霊碑
原爆慰霊碑



【写真2.4.3】記念碑
「縮景園行幸記」碑



【写真2.4.4】記念碑
「臨啓碑」



【写真2.4.5】記念碑
「明治百年記念植樹」碑



【写真2.4.6】原爆被災
説明板



【写真2.4.7】銘板
灌花井



【写真2.4.8】旧境界標
(幟町中学校北)



【写真2.4.9】旧境界標
(幟町中学校北)



【写真2.4.10】旧境界
標(事務所前)



【写真2.4.11】旧境界標
旧河川区域境界標



【写真2.4.12】境界石
清風館南側前庭



【写真2.4.13】境界石
正面園路北西辺



【写真2.4.14】石柱
(清風館前)



【写真2.4.15】石柱
(馬場東)



【写真2.4.16】石柱
(馬場東)



【写真2.4.17】石柱
(流川沿い)
(画面右中央)

【表 3. 2. 36】井戸遺構一覧

名 称	寸法等 (単位 cm)	備 考
御前水井戸	井戸枠外径 68.5, 高 56.0, 井戸枠縁からの深 228.0 周囲 261×244 を長石 4 個で囲む。井戸枠 4 辺に石を置く	「御泉水惣絵図」になし。 昭和 15 年図にあり
漣花井	井戸枠六角形 1 辺 66.0, 内径 89.0, 高 46.0	「御泉水惣絵図」では向陽亭敷地内 (現美術館敷地東部)。昭和 15 年図では, 観古館前によく似た構造物が描かれている。現在地へは戦後移築か
清風館南無名井戸	高 23.0, 深 1.4	昭和 15 年図に記号あり
清風館北東無名井戸	径 59.0, 深 90.0	昭和 15 年図に記号あり

※表中「昭和 15 年図」は「縮景園 (浅野泉邸) 庭園平面図」をいう。



【写真2. 4. 18】御前水井戸



【写真2. 4. 19】漣花井



【写真2. 4. 20】清風館南無名井戸



【写真2. 4. 21】清風館北東無名井戸



【写真2. 4. 22】流川旧水門



【写真2. 4. 23】龍門峡旧水門



【写真2. 4. 24】水槽跡 (西から)



【写真2. 4. 25】水槽跡 (東から)



【写真2. 4. 26】水槽遺構 (小)

第 4 章 保存管理

第1節 保存管理上の課題

縮景園の保存管理上の課題となるべき点を、表4.1.1及び表4.1.2のとおり抽出する。

1 縮景園を構成する諸要素毎の課題

【表4.1.1】縮景園の本質的価値を構成する諸要素の構成要素毎の課題箇所

	歴史的経緯に起因する課題	経年劣化その他に起因する課題
地割・地形	○ 現在の地割・地形の原形が完成した文政改修の後も、現代に至る間に、地割・地形の改変が数次にわたり行われており、戦後復興期においても忠実に復元されたとは言い難い箇所がある。	○ 侵食による石組みの崩れや、蟹による穴あき被害による土壌流出が著しい。
水系	○ 濯纓池護岸のなかには戦後復興期に構造変更された場所がある。	○ 護岸は、継続的な維持管理が必要である。 ○ 池底からの湧水を除き、京橋川導水路を中心に、堤体内に水みちが出来ている箇所がある。 ○ 濯纓池及び水路に汚泥が堆積する。 ○ 真砂浜は、端部で玉石が崩落している。 ○ 水門は木製門扉であり、頻繁に改修する必要がある。 ○ 浮遊物により池表面が汚れて見えることがある。
石組・景石	○ 埋没した石組や、戦後復興期に形状変更された石組及び誤った復元がなされた石組がある。	
植栽・植生		○ マツ低木、特に清風館前及び濯纓池内の島嶼のマツ低木は、景観の植栽位置上、緑手入や本手入を行い、樹高を抑制する管理を行ってはいるが、経年の成長により、樹高が景観に影響を及ぼし始めている。 ○ 石組その他特徴的な園内景観を阻害している植栽がある。 ○ 遮蔽目的の常緑広葉樹のため、落葉広葉樹類が目立たなくなっている。 ○ シュロ等の外来植物がある。 ○ マツの手入方法を始めとする縮景園独自の植栽管理の継承体制を確立する必要がある。
構造物 石造物	○ 戦後復興時に復元されなかった石燈籠や目的が分からない変更が行われた箇所がある。	

構造物 園路	○ 砂利敷中の飛石の周囲がタタキ舗装に改装されている箇所がある等、園路の拡幅によって本来の庭園景観が改変されている箇所が見られる。	○ 本来、多数高頻度の通行や車イス等の利用を想定して設計されていないため、頻繁に補修が必要である。
構造物 橋梁		○ 跨虹橋付属木橋をはじめとする濯纓池内の木造橋脚橋は、橋脚部分が虫喰や腐朽によりたやすく損傷する。 ○ 本来、多数高頻度の通行や車イス等の利用を想定して設計されていないため、頻繁に補修が必要である。
建築物		○ 屋根を中心に経年劣化が進んでいる。
眺望景観		○ 周辺建築物の高層化が進行し、過去の園外の眺望の復元は不可能である。

【表 4.1.2】縮景園の本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素の構成要素毎の課題箇所

	歴史的経緯に起因する課題	経年劣化その他に起因する課題
公開・活用施設		○ 清風館・明月亭に引き込まれた電気線の容量が足りず、利用者がIHコンロ等最新の機器を使用できない。
休養便益施設	○ 戦後復興時に埋設された陶製管類がそのまま利用されている。	○ 藤棚の改修が必要になってきている。 ○ 喫煙場所が園内各所に設置されている。
その他		○ 現在管理に用いている地形図は、平成元年測量の1/250図及び平成4年作成の植生図であり、その後の変化が反映されていない。

2 短期的に対応を要する箇所及び長期的に改善を検討する課題の掲出

前項の課題点のうち、今後5か年計画等により短期的な対応が必要な課題と長期的に改善を検討するまたは継続的に取り組む課題を掲出すると、表4.1.2～表4.1.4のとおりとなる。

特に、建築物及び植栽関係の対応が必要な箇所については、できるだけ早期に措置する必要がある。

【表 4.1.3】地割、水系、石組、植栽に係って対応を要する箇所

課題箇所	短期的に対応が必要な課題	長期的に改善を検討する課題 継続的に取り組む課題
清風館西側・北側の濯纓池岸	成長し過ぎたマツの撤去、地生えのマツへの交換	

桜花巷	土壌改良とサクラの増殖，回復	土砂撤去と円礫敷き護岸の復元
看花榻		基壇の保護
香菜圃	チャ老木の撤去，植え替え	
楊柳湾東側谷		石組周辺の土砂の撤去 植栽の整理
白龍泉及び古松 溪河口周辺		植栽の整理と滝石組の顕在化
島嶼	土壌改良及び客土，石組み補修	成長し過ぎたマツの撤去，交換
積翠巖		石組の回復
蒼雪島		石組の復旧
水門及び導水路		漏水箇所の確認と修理
水槽跡		保存環境の見直し
丹楓林	落葉樹の増殖と常緑樹の整理	
梅林		ウメの補植整備
菊澗溪		植栽の整理と周辺へのキクの補植
芝生広場	芝生の張替	
遮蔽用及び自然 仕立の樹木（クス・クロガネモチ・モミジ・エノキ・ムク等）	大枝の伐採または伐採・伐根後， 小木への植え替え (ただし，遮蔽用は検討を要す)	大枝の伐採または伐採・伐根後，小 木への植え替え (ただし，遮蔽用は検討を要す)
旧燈籠設置箇所 (3か所)		燈籠の復元
燈籠変更箇所 (2か所)		燈籠の復元
手水鉢移動箇所 (悠々亭横)		再移動
杭護岸範囲	定期改修	

【表 4.1.4】建築物，橋梁に係って対応を要する箇所

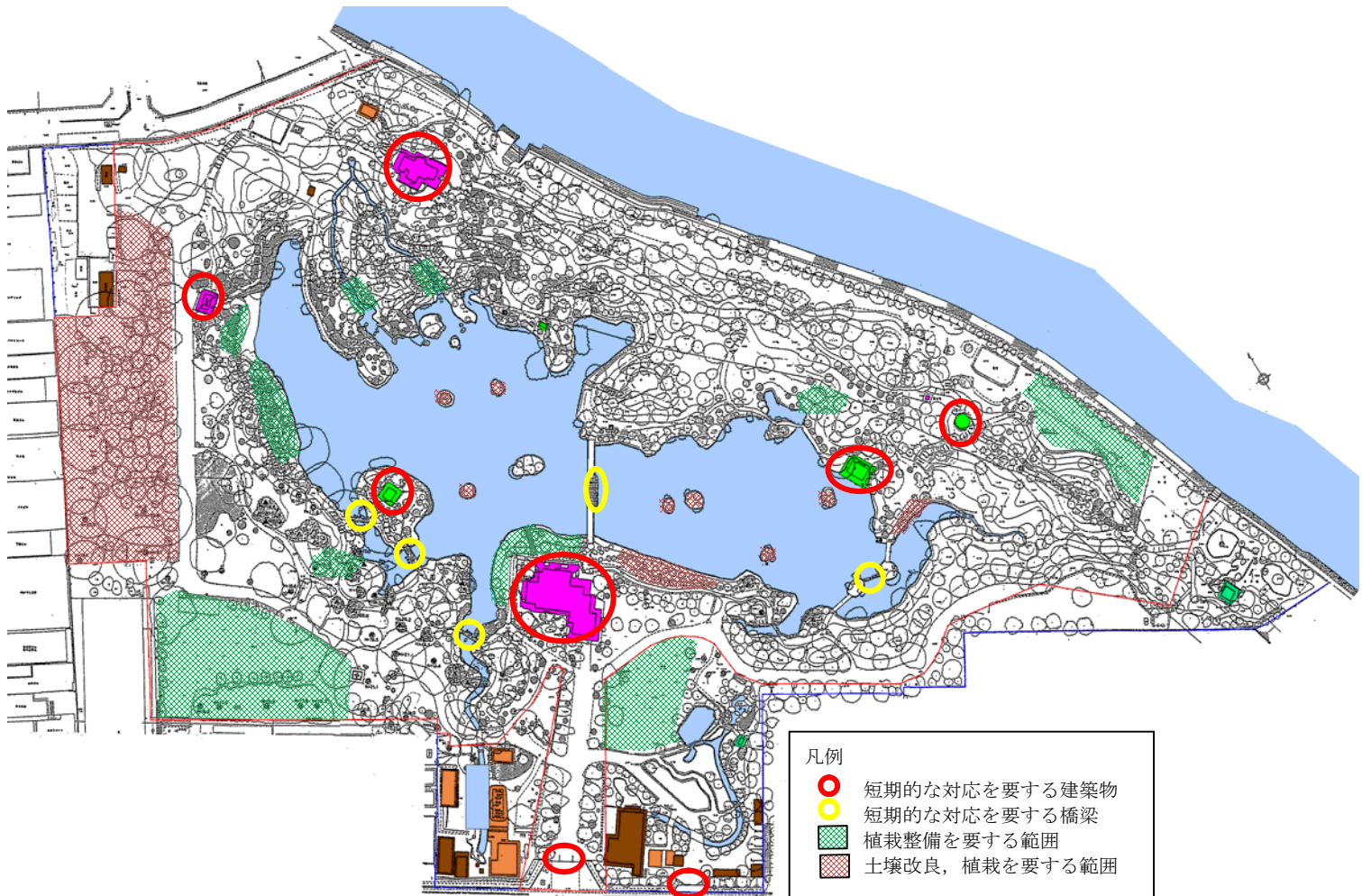
課題箇所	短期的に対応が必要な課題(既出)	長期的に改善を検討する課題 継続的に取り組む課題
清風館	柿の経年劣化が進み，全面葺き 替えが必要 水道施設，電気設備の交換が必要 耐震診断及び診断に基づく耐震 工事が必要	防災施設の交換
明月亭	柿，茅の経年劣化が進み，葺き 替えが必要 北面の屋根が逆勾配になっており，補修が必要 電気設備の交換が必要 耐震診断及び診断に基づく耐震 工事が必要	防災施設の設置
夕照庵	差し茅が必要 数年以内で葺き替えが必要	
悠々亭	差し茅が必要 数年以内で葺き替えが必要	水上部分の柱の交換修理

超然居	補修が必要 6年以内で全面葺き替えが必要	戦前の形状への復元
看花榻	6年以内で茅の葺き替えが必要	
観瀾橋	欄干、橋脚部分の交換修理 橋板の交換張替え	
石蟾橋	橋板の交換張替え、橋脚改修	
洗心橋	橋板の交換張替え	
跨虹橋附属木橋	橋脚部分の交換修理	
昇仙橋	橋脚部分の交換修理	

※平成18年11月24日及び平成22年8月30日の公益財団法人文化財建造物保存技術協会職員による現地調査並びに平成23年2月22日の広島県文化財保護審議会庭園部会による現地確認の結果による。

【表 4.1.5】施設に係って対応を要する箇所

課題箇所	短期的に対応が必要な課題	長期的に改善を検討する課題 継続的に取り組む課題
事務所棟	ガス管交換	耐震診断
藤棚2基		修繕改修
正門		小修繕, 全面改修 (平成48年頃)
東門		小修繕, 全面改修 (平成31年頃)
コンクリート外柵		188mの改修
護岸フェンス		313mの改修



【図 4.1.1】短期的な対応を要する箇所の位置

第2節 課題対応に当たっての基本方針

対応に当たっては、次の基本方針を念頭に置いて立案することとする。

○ 適切な目標年代の設定

縮景園は、昭和15年の時点で江戸時代の大名庭園で旧態をよくとどめていると認められたため、名勝に指定されている（11P）。

この事実を踏まえ、課題対応に当たっては、「正確な情報による保存継承の原則」に則り、昭和15年の名勝指定当時の景観及び平成元年・平成6年製作の植栽図を基準として保存と回復のための管理を行い、可能であれば江戸時代後期の景観と作庭意図を念頭に置いた復元を試みるものとする。

○ 各種要素の特定と相対的な保存管理

「本質的価値と特徴の保存継承の原則」に則り、縮景園を構成する各種要素を特定し、各構成要素に応じた適切な保存管理を行うものとする。

なお、各種要素は地割・地形、護岸と流路、石組、景石と植栽、茶室などの要素が一体となって庭園景観を構成しており、互いに密接に関連、影響しあうものであることから、これら要素を相対的に捉えた保存管理を行うものとする。

○ 現状変更等に関する取扱基準の明確化

指定区域を中心に、構成要素毎の保存管理方法に基づいた、各種現状変更行為に対する具体的な取扱の方針と基準を設定する。特に庭園は生きている記念物といわれるように植栽等常に変化する要素を含み、作庭以来今日まで利用され続けているという観点から、管理のために必要な行為（維持の措置）も明確にするものとする。

○ 周辺環境保全の方策

指定外区域を含め、縮景園の価値の保存継承に密接な関わりをもつ周辺区域の保全を、できるだけ図るものとする。

○ 本質的価値の保存継承を前提とした整備活用

縮景園の本質的価値の維持、回復のために、必要な整備や公開・活用、管理の為に必要な施策を講じる。

また、公益財団法人文化財建造物保存技術協会や文化財庭園保存技術者協議会など、文化財としての保存を行う技術を擁する団体と連携し、その指導を受けながら対応を検討する。

○ 地区区分と地区毎に応じた保存と活用

縮景園は、江戸時代末期以後概ね良好に引き継がれてきた地割によって、池泉や築山、広場など地区毎に変化に富んだ庭園景観を作りだしている。よって、保存管理も地割等に基づくこととし、指定区域及び指定外区域をさらに細地区区分（ゾーニング、エリア区分）し、地区に応じた保存管理を行う。また、それぞれの地区毎の連続性にも配慮する。

第3節 構成要素毎の保存管理の方針

以下、第2節の基本方針に基づき、縮景園を構成する諸要素毎に、第1節で掲出した課題への対応方針及び保存管理の方針を定める。

1 本質的価値を構成する枢要の諸要素

(1) 地表に表出している枢要の諸要素

ア 地割・地形 (29～32P)

縮景園は作庭以来、天明改修・文政改修を始めとする大改修を重ね、「御泉水惣絵図」と指定当時（昭和15年）を比較しても、細部に変化が見られる。戦後復興期の復興事業でも、島嶼の形状等忠実に復元したとは言い難い箇所もある（42P）。

よって、地割・地形の特徴と植栽のあり方をもとにゾーンやエリアを設定した上で（127～149P）、ゾーンまたはエリア毎に、江戸時代から現代に至る各段階の地形・地割の変化の痕跡と現状の芸術上、観賞上の価値を評価し、その保存を図ることとする。また、現状が縮景園の本来あるべき姿を著しく損なっていると認められる箇所があった場合には、名勝指定時の状況を念頭に置いた復元等の措置を検討するものとする。ただし、安易な着工は避け、復元対象とすべき段階を十分に検証し、周辺環境と齟齬が生じないように検討した上で、中・長期的に取り組むこととする。

イ 水系 (33～41P)

縮景園においては水が重要な要素であり、庭園地区では流水が変化のある庭園景観をつくり出している。これら水による庭園景観の保存管理の前提として、水源・水量の確保、水質管理、水路系統の保存及び継続的な護岸の保守修理が必要である。

【水源・水量の確保】

今後とも現状の水源を維持管理する。

【水質管理】

水質浄化施設による浮遊物の除去及び水路の底の定期的な清掃を維持する。池底についても泥や落葉等の堆積の状況を定期的に点検し、必要に応じて浚渫を実施する。ただし、濯纓池の底部は泥質であり、安易な浚渫は池底及び護岸を傷めるおそれが高まることから、浚渫の実施には慎重を期すこととする。

また、水質に対して富栄養化や透明感の低下等の影響を与える魚類については、コイの過剰な放流を慎むとともにエサの軽減等の措置を検討し、水質浄化施設に無用な負荷を与えないよう心がける。あわせて、施肥についても土中に埋める等の措置に努める。

【水路機能の維持と復元等整備】

園内の水系については、漏水箇所を中心とした現状調査を定期的実施し、計画的な修理を進める。ただし、安易な改修修理はしない。

護岸・底部・暗渠及び水門の修理に際しては、伝統的技術の保存継承という観点から、可能な限り伝統的な材料・工法を用いることとする。ただし、暗渠や円礫下の川床等については、機能性・安全性や管理上等から新しい工法等の導入も含めて多面的に検討する。暗渠部

は定期的清掃により通水機能を良好に保つよう管理する。

濯纓池護岸は継続的な維持管理が必要であり、特に杭打ち護岸は日常の点検と頻繁な修復が必要である。

また、濯纓池護岸のなかには戦後復興期に構造変更された場所があり、今後、復元の是非を検討する必要がある。

ウ 石組・景石等 (42～46P)

石組、景石等は、現在のところ概ね良好に保存されているが、今後風化等による劣化が予想されることから、定期的点検等によって現状の把握を行い、必要に応じて修理を行う。組み直しに当たっては専門的技術を要する技術者の選定を検討する。

なお、維持管理の中で将来破損等を引き起こすおそれのある樹木の萌芽等が見られる場合は早期に撤去する。

植栽とのバランスが重要な滝石組や枯谷風石組の中には、樹木の生長によって配石状況が分りにくくなっているもの、戦後復興期に誤った仕立てが行われたものもあることから、これらについては、近代の資料等に基づいて顕在化を図る。

また、積翠巖を始めとする戦後復興期に誤った復旧が行われた箇所や、真砂浜や滝石組のモルタル補修箇所などは適切な方法で復旧を図る。特に、戦後の誤った復旧箇所については、名勝指定時の状況を念頭に置き、慎重に資料を検討する。

エ 植栽・植生 (47～59P)

植栽は、生きた素材であり常に変化するものであることを前提に、適切な維持管理を行う。縮景園における植栽の変化の内容と今後の対応を表 4.3.1 に整理した。

【表 4.3.1】縮景園における植栽の変化と今後の対応

	変化の内容	今後の対応
増減	新規植栽や枯死等による面的、点的増減	維持の可否を絵図等や芸術上、観賞上の観点から評価し、場合によっては除去（移植等）も考慮に入れて地区毎に取扱を慎重に検討する。 なお、戦後に導入された外来種は除去する。
樹種構成	人為的または自然の遷移	管理上から十分な手が入らずに自然遷移しているものは、歴史的経緯あるいは絵図などによる庭園景観の復元も視野に入れて、必要に応じて有識者の指導を受けながら、長期的に樹種転換に取り組む。
ボリューム	仕立て方、形姿の変化、経年的な巨木化	生長によってボリュームが経年的に大きくなっているものは、切りつめ、間引き・萌芽再生等を促すことでボリュームを抑える維持管理を行う。 ボリュームの拡大や造形的な整形がかえって周囲の景観との調和を乱しているものは、作り込みすぎない手入れも検討する。 点景となる景観木で巨木化して周辺の亭舎や築山等とのバランスを崩しているものは切りつめ剪定やすかしなどで調整を図る。

特に、植栽の高さ、ボリュームの変化は庭園景観を損なう原因ともなることから、年間を通じた管理や数年毎の更新作業、枯損に際しての代替植栽を行う。

ただし、遮蔽植栽は、景観阻害要因となる周辺部の建築物等の遮蔽のためのやむを得ない措置であり、今後とも維持する。更新に当たっては、更新前の樹種、樹形に厳密にこだわることなく、在来種の樹木（クスノキ）等での更新を検討する。

【植栽景観の維持と更新】

日常の維持管理の中で、将来的に樹種構成・密度を変えるおそれのある実生木は早期に撤去するなど、林相形態を一定に保つ手だてを講じる。そのためにも、草本類を含め、各変化に対応できるよう詳細に管理内容を記録するものとする。長期的取組で樹種転換等を行う際にも、必要性や導入樹種の選定理由等を詳細に記録し次代に引き継ぐ。また、老木や危険木、腐朽・枯損木については、樹木医等専門家による定期的診断を行い、個々に対応する。枯損木の更新に備え、苗圃の整備充実も検討する。

主要眺望地点（迎暉峰頂上、清風館北側、園内主要散策路）からの遮蔽樹木は、その必要性について十分検討したうえでその機能の維持に努める。

【その他】

記念樹、寄贈木は、今後、原則として受け入れないものとする。ただし、植栽復元に資するものを除く。

なお、マツの手入方法等、縮景園独自の植栽管理を継承するため、植栽管理マニュアルを別に作成する。

オ 構造物（61～71P）

【石造物】

石燈籠を始め、被爆後も復興されていない石造物については、その扱いについて検討する。

戦後に設置した石造物については、縮景園元来の添景物として伝来されてきたものと混同されないよう、その設置状況を明らかにするとともに、その扱いについて検討する。明らかに戦後に導入したもので、文化財庭園としてふさわしくないものは撤去を検討する。

石造物で破損、風化の度合いが大きいものは庭園景観を損なうこともあるが、石造物自体のもつ価値、オリジナル性の保存・継承を第一義とする。破損等が見られるものは現状調査に基づき、必要に応じて修復の方法（石材強化処理、破損箇所の補修、新規石材の補充等）や程度を個別に検討する。

【園路（飛石等含む）】

多くの来園者が利用するものであることから、定期的な点検や災害時等の臨時的点検によって地表面等の軽微な流亡や石の緩みが見られた場合は原状復旧などの維持的措置を速やかに行い、歩行者の安全を確保する。

階段や飛石（石段）、園路などの中には戦後に整備拡幅されたものもあるが、ユニバーサルデザインの観点から必要不可欠で庭園景観に馴染んでいるものについては、現状を維持する。

各種調査で原形が確認された場合は、その取扱いを別に検討する。

【橋梁】

園路と同様、多くの来園者が利用するものであることから、定期的な点検や災害時等の臨時的点検によって異常が見られた場合は原状復旧などの維持的措置を速やかに行い、歩行者

の安全を確保する。

木造橋梁や土橋橋梁は、近年良質のクリ材の確保が難しいことから、修繕間隔が短くなっており、橋脚では条件の良い場合でも4～5年、条件が悪い場合は2～3年で改修し、木造橋梁では15～17年ごとに、舗装による加重がかかる土橋橋梁では13～15年ごとに全面的な架け替えを行う必要があるため、定期的な点検を励行し、計画的かつ継続的な対応を図ることとする。

カ 建築物（概要）（72～75P）

建築物はすべて木造で、部材が腐朽、損傷しやすいことから、点検に基づき維持的軽微な補修や必要に応じた定期的な修理を実施する。特に清風館、明月亭は公開・活用施設としても使用しているため（26P）、日常的、定期的な点検を実施し維持管理に努める。

災害時には点検項目の確認によって速やかに現状把握等に対応する。防災上や管理上、利活用上から新たな補強や設備の設置が必要な場合は、本質的価値が損なわれないよう十分配慮する。

復元や修理に当たり規模、形状、材質等を変更しているものは復旧を検討する。

キ 眺望景観（76～79P）

遮蔽用樹木の維持に努めるとともに、広島市等の関係機関との連携に努める。

(2) 地下に埋蔵されている諸要素

地下遺構（80P）

建築物跡や園路跡、水路跡等の構造物で地下に埋蔵されている諸要素は縮景園の埋蔵する重要な要素（園池遺構）としてその現状保存を原則とする。

掘削等に際しては、遺構の保存を前提にするとともに、必要に応じて発掘調査等を行い、遺構の解明に努める。文化財庭園としての価値を高めるために、遺構の顕在化が必要なものについては個別にその方法を検討する。

2 本質的価値を構成する概要の諸要素以外の諸要素

(1) 公開・活用施設、休養・便益施設及び維持管理施設（81～99P）

現状の施設については日常的、定期的点検を行い、適切な維持管理に努め、小規模な破損等で補修が必要なものについては維持的措置を講じる。また、文化財庭園として芸術上、観賞上の価値を損なうことがないかを基準に、必要に応じて既存施設の修景、再整備、移転、撤去を検討する。

縮景園の理解を深めるためのガイダンス施設等、利活用上の必要性等から新たに導入が想定される施設については、規模、形態、色彩等について配慮するとともに、その設置位置についても十分検討する。

(2) その他構造物（100～103P）

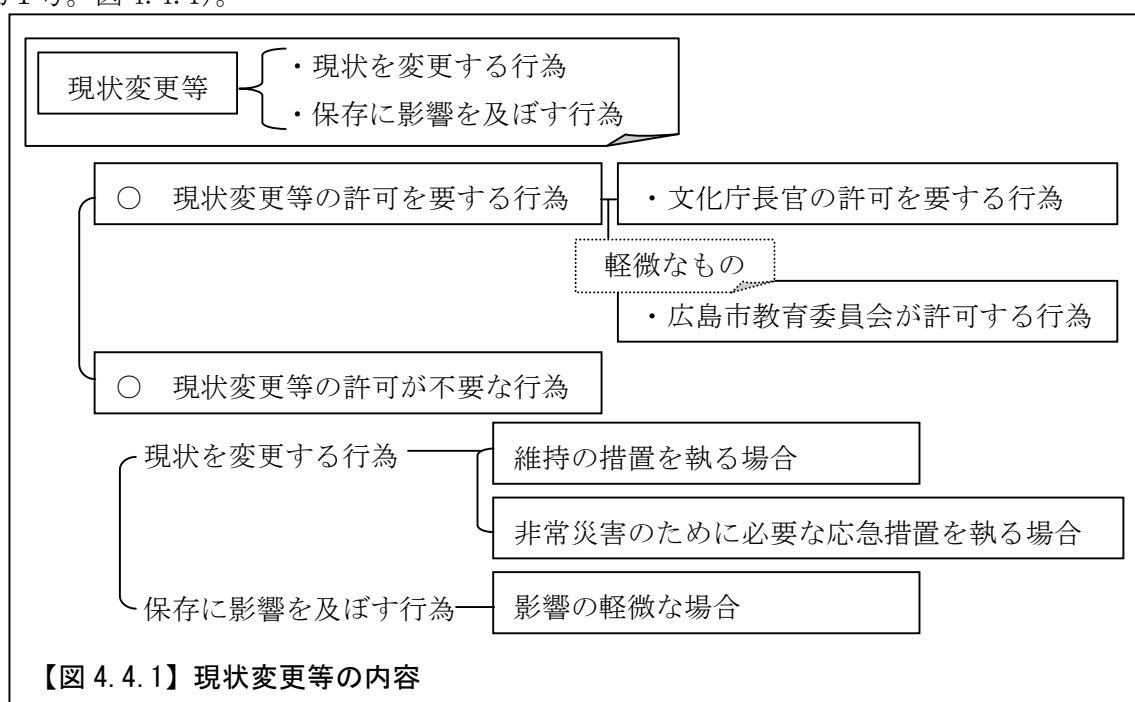
境界標等、近代及び戦後に設置されたもので、縮景園の歴史と関係のあるものは、現状を維持する。

第4節 現状変更等の取扱

1 現状変更等について

「現状変更等」とは、史跡名勝天然記念物の現状を変更し（現状を変更する行為）、またはその保存に影響を及ぼす行為をいい（法第125条第1項）、このうち、「現状を変更する行為」とは「指定された土地の現にある状況に対して物理的に変更を加える一切の行為」を、「保存に影響を及ぼす行為」とは「物件の形状に直接的变化を生ずるものではないが、材質等に化学変化を起し、又は経年変化を促進させる等保存上何らかの影響を与える行為」（「文化財保護法の一部を改正する法律等の施行について」昭和50年9月30日庁保管第191号 文化庁次長から各都道府県教育委員会あて通達）をいう。

現状変更等は文化庁長官の許可を受けなければならないと定められている（法第125条第1項）が、現状変更のうち「維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合」及び保存に影響を及ぼす行為のうち「影響の軽微である場合」については許可を要しないとされ（法第125条第1項ただし書）、また、現状変更等のうち軽微な現状変更等については「都道府県又は市の教育委員会」が許可の事務を行うこととされている（法第184条第1項第2号、文化財保護法施行令〔昭和50年9月9日政令第267号、159P、以下「施行令」という。〕第5条第4項第1号。図4.4.1）。



指定区域における現状変更等を検討する場合も、その行為の適否はもとより、現状変更等に関する許可の要否についても、文化庁、文化芸術課、文化財課及び広島市教育委員会と慎重に協議し、現状変更等に関する事務の迅速かつ適切な処理を図る必要がある。

以下、本節では、指定区域における現状変更等の基本方針を定めた後、許可を要する行為あるいは許可が不要な行為に該当する行為を具体的に分類例示することで、現状変更等を立案する場合の検討基準を明確化することとする。

2 現状変更等の基本方針

縮景園においては、地上及び地下の庭園遺構の保存を前提として、庭園景観の維持及び回復のための整備や保存管理、公開・活用のために必要な施設の整備等、及びこれら整備に伴う発掘調査等各種調査等以外の現状変更等は原則として行わないこととする。

なお、この基本方針は指定外区域における現状変更等についても適用する。

3 現状変更等の手続

広島県縮景園は、上記の基本方針に基づき検討した結果、指定区域において現状変更等が必要であると認識したときは、文化庁、文化芸術課、文化財課及び広島市教育委員会と協議する（「非常災害のために必要な応急措置を執る場合」を除く）。

第4項(1)の現状変更等の許可を要する行為に当たる現状変更等を行う場合は、知事（文化芸術課）が文化庁長官に対し現状変更等の許可を申請する。申請は広島市教育委員会に提出する（法第188条第1項、「広島県教育委員会の事務を市町が処理する特例を定める条例」〔平成12年広島県条例第13号〕第2条表第1号〔7〕）。

なお、現状変更等のうち、「施行令第5条第4項第1号イからリ及び史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準」（平成12年庁保記第226号，163P）で規定する軽微な現状変更等については、広島市教育委員会が許可する（法第184条第1項第2号，施行令第5条第4項第1号）。

行為に当たっては文化財課、広島市教育委員会の指導と助言のもとに行うこととし、また、法第125条第3項で準用する法第43条第3項の許可の条件を付された場合はこれを順守する。

現状変更等が終了した場合は、遅滞なくその旨を報告することとする（「特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則」〔昭和26年7月13日文化財保護委員会規則第10号〕第3条第1項，161P）。

なお、法第125条第1項で規定する許可を受けず又は法第125条第3項で準用する法第43条第3項の規定により付された許可の条件に従わずに現状変更等を行った者に対しては、文化庁長官から原状回復を命じられ（法第125条第7項）、罰則が適用されることもある（法第196条第1項，第2項及び第197条第1号）。

また、指定外区域における現状変更等については、文化財課と協議し、縮景園の芸術上、観賞上の価値を減ずることがないようにする。

4 現状変更等の取扱基準

(1) 現状変更等の許可を要する行為

広島県縮景園において許可を得て行うことが想定される現状変更等は、次のとおりである。

ア 現状変更（現状を変更する行為）

現状変更については、表4.4.1に掲出する行為が想定される。

【表 4.4.1】現状変更等の許可を要する行為のうち現状変更に該当する行為一覧

学術的調査，検討に基づく庭園を構成する本質的諸要素の復旧（修復）や庭園景観の回復（復元）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地割・地形の復元 <ul style="list-style-type: none"> ◇水系関連構造物（護岸，底部，取排水部）の修復，復元 ◇池の浚渫 ◇石組・景石等の据え直し，石材保存処理 ◇橋梁・園路舗装の修理・復元・更新等 ◇石造物の保存処理・修理等 ◇建築物の破損や老朽化等に伴う修理，改変建築物の復元修理，消失建築物の復元等 ○ 植栽の整備 <ul style="list-style-type: none"> ◇樹木の伐採，移植，植栽 ◇樹木の伐採等に伴う除根 ◇整備計画等に基づく計画的植栽景観の復元（林相転換等） ◇石組等主要構成要素の顕在化，遺構の保存等のための計画的伐採 ◇サツキ等刈込物の植付面積・場所の変更
保存管理のために必要な保存・管理施設の整備等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 標識，説明板，境界標，囲さく，門等の保存施設の設置・改修・移設・撤去等 ○ 庭園管理のための作業・管理施設の設置・改修・移設・撤去等 ○ 設備関係維持管理施設（水道，照明，電気，防犯，防災等），土堤等河川関連構造物の設置・改修・移設・撤去等。埋設物含む ただし，必要と認められる最小限のもので，規模・形態・色彩・素材等の観点から縮景園の庭園景観と調和したものとする。
公開・活用のために必要な施設，休養・便益施設の整備等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 園路及び柵，照明，道標等付帯施設の改修等 ○ 広場，案内類の公開・活用施設の設置・改修・移設・撤去等 ○ ガイダンス等の案内・解説施設の設置等 ○ その他利便施設の設置等 ○ 四阿，ベンチ，水飲み場，便所，駐車場，茶店・売店等休養・便益施設の設置・改修・移設・撤去等 ただし，必要と認められる最小限のもので，規模・形態・色彩・素材等の観点から縮景園の庭園景観と調和し，縮景園周辺建築物等美観形成要綱の規定に準じたものとする。
良好な庭園景観を阻害する要素，縮景園と直接関係しない要素の移転，撤去	
その他の現状変更行為	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保存管理，整備活用，調査研究等に必要発掘調査その他の土地の形状を変更する調査

イ 保存に影響を及ぼす行為

保存に影響を及ぼす行為については，次の表 4.4.2 に掲示する行為が想定される。

なお，保存に影響を及ぼす行為は，行為の内容による影響の軽微の判断が難しいことから，

(2)エ,表 4.4.5 に掲げる行為を除く個々の行為の適否及び当否について広島市教育委員会等の担当機関と事前協議を特に行うものとする。

【表 4.4.2】 現状変更等の許可を要する行為のうち保存に影響を及ぼす行為に該当すると想定される行為一覧

○ 行事に用いるテント等の工作物の設置
○ 樹木周辺の過度の利用による踏圧
○ 長期間の植物周辺の夜間照明
○ 建築物の構造上安全許容度を超える重量物の搬入
○ 地下遺構が浅い土地や護岸等地上遺構の直上または周辺や斜面地等脆弱な地形の土地における重量物の積載や通行, 振動を与える行為
○ 水質の低下のおそれのある一定数以上の魚類の飼育
○ 遮蔽植栽の伐採(現状変更)による園外の景観阻害物の露見
○ その他

(2) 現状変更等の許可が不要な行為

現状変更等のうち, 法第 125 条第 1 項ただし書で許可が不要な行為とされている「維持の措置」「非常災害のために必要な応急措置」「保存に影響を及ぼす行為で影響の軽微なもの」については, 次のとおりである。

なお, 文化財庭園である縮景園の保存管理のためには日常の維持管理が特に重要であることから, 「維持の措置」のうち「日常の維持管理行為」については特に示すこととする。

ア 維持の措置

維持の措置については, 「特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則」第 4 条にその範囲が規定されている。縮景園においてこの規定(規則第 4 条第 1 項第 1 号, 第 2 号, 第 3 号)に該当に該当する行為を表 4.4.3 に示す。

【表 4.4.3】 現状変更等の許可が不要な行為のうち維持の措置に該当する行為一覧

対 象	維持の措置の内容
植栽	枯枝の切除及び枯損木の伐採
	切口腐朽防止材等の塗布 マツクイムシ等病害虫に罹患した植物の伐採, 除去及び被害の拡大を防止するための周辺植物や土壌の除去・入れ替え等 遮蔽用樹木の太枝落とし等
池, 水路	護岸天端石材の 1～数石落下や土羽部分の小規模崩落が生じた際の, 石材据直しや盛土による原状復旧 杭護岸及び水中杭打設地点における木杭の交換, 打ち直しによる原状復旧
構造物	園路・広場等未舗装箇所における降雨等による軽微な表土の流出等が発生した場合の原状復旧 飛石等及び舗装箇所における不安定箇所の据え直しによる原状復旧, 小規模破損箇所の補修 橋脚の朽損等の損傷に伴うクリ材を用いた交換, 切継による原状復旧
建築物	壁・床・屋根部等の部分的クラック。塗装の剥がれ等部分的・小規模破損の補修 水中に建つ柱部の朽損等の損傷に伴うクリ材を用いた交換, 切継による原状復旧

イ 日常の維持管理行為

縮景園の保存管理のために必要不可欠な日常の維持管理行為の内容は、次の行為が該当する。

【表 4.4.4】現状変更等の許可が不要な維持の措置のうち日常の維持管理行為に該当する行為一覧（本質的価値を構成する枢要の諸要素）

項 目		維持管理内容
植栽管理	マツの剪定, 手入れ管理	55P 表 3.2.10 第 1～4 (以上 55P), 第 19, 第 21, 第 22 (以上 57P), 第 27 (58P) で掲出した行為 (薬剤散布, 揉み上げ, コモ巻き, 枯枝除去等)
	刈込物手入れ管理	55P 表 3.2.10 第 5, 第 6 等で掲出した行為 (ツツジ, サツキなどの刈込剪定。枯損株の更新)
	香菜圃管理	59p 表 3.2.11 第 1 で掲出した行為 (施肥, 刈込, 剪定, 薬剤散布, 除草, 枯損株の更新)
	梅林管理	55P 表 3.2.10 第 14 (56P) で掲出した行為 (剪定, 実の収穫, 薬剤散布, 除草, 耕耘)
	有年場管理	59P 表 3.2.11 第 2 で掲出した行為 (除草, 水管理。苗関係〔苗代作, 代かき, 稲植付育成, 刈取脱穀〕)
	芝生管理	55P 表 3.2.10 第 15 (56P) で掲出した行為 (人力・機械による芝刈り, 薬剤散布, 施肥, 目上散布, 張替, 除草)
	その他樹木・草本類手入れ管理	55P 表 3.2.10 で掲出した行為 (剪定・整枝, 株分け, 施肥, 植栽維持のための土壌改良)
水系管理	水路 (流れ), 池管理	池等の落葉, 塵芥採取, 水路の川底玉礫の清掃, 水位調節等水管理 魚類の育成管理等に要する工作物の設置
構造物管理	園路・広場等未舗装補修管理	入園者の通行過多に伴う不陸整正
	飛石, 舗装の補修管理	タタキ舗装の補修
建築物管理	建具, 壁, 床, 屋根等補修管理	障子・ふすまの張り替え, 畳替え 伝統的屋根葺き技術者施行による茅葺き, 柿葺き屋根の葺替え, 及び烏よけ 雨戸の更新

【表 4. 4. 5】現状変更等の許可が不要な維持の措置のうち日常の維持管理行為に該当する行為一覧（本質的価値を構成する枢要の諸要素以外の諸要素）

項 目		維持管理内容		
施設管理	工作物	木柵（ロープ柵）等	破損部等の補修，庭園景観維持のための部材取り替え	
		その他木竹垣	破損部の補修，腐植による更新	
		フェンス，塀，門等	部分破損箇所の補修	
		給排水，電気，空調，防災等各種設備関係施設	定期点検に基づく修繕，部分改善	
		ベンチ・水飲み場	破損，老朽部分の補修，部分取り替え，ベンチ更新（同位置に従前と同様のものを設置）	
		園路 広場	未舗装箇所	降雨等による軽微な表土の流出等が発生した場合の原状復旧 入園者の通行過多に伴う不陸整正
			舗装箇所	舗装のひび割れ，穴あき等の補修
	案内板等看板類	表示部の内容更新のための差しかえ（同規模，同素材）風化，破損等による部分的補修，更新（同位置に従前と同様のものを設置）		
	建築物	作業・管理施設，四阿，便所	部分破損箇所の補修。同一壁面または同一屋根面における同一素材部分の概ね2割を超えない面積の塗装または屋根材の修繕等	
		事務所等	設置目的のために行う業務及び催事の遂行（案内の立看板，垂れ幕等仮設物の屋外設置含む）	
管理運営 （共通事項）	清掃	園路，広場，樹林地，建築物及び工作物		
	除草	敷地内一円		

ウ 非常災害のために必要な応急措置

き損等の未然防止や拡大防止のために広島県縮景園の指定管理者及び河川管理者等が行う応急的な措置（応急処置）とする。

（例）大雨等による河川増水時における園内への雨水等流入防止のための土のう設置等

エ 保存に影響を及ぼす行為で影響の軽微なもの

本項(1)イで述べたとおり，保存に影響を及ぼす行為については，原則として，広島市教育委員会等の担当機関と事前協議を行った上で担当機関が個々の行為について現状変更等の許可の要不要と適否を判断するが，次の行為については，現状変更等の許可が不要な行為とする。

【表 4.4.6】現状変更等の許可が不要な行為のうち保存に影響を及ぼす行為で影響の軽微なものに該当する行為一覧

- 西ゾーン芝生エリア, 梅林エリア並びに馬場エリア馬場及び同エリア南面園路(P146～147)におけるテント等の工作物及び仮設物の設置(地下遺構に影響を及ぼすおそれのある大重量物の設置及び土壌掘削を伴うものを除く)
- 行事等で行う短期間かつ短時間の植物周辺の夜間照明(周辺環境及び防火防災に配慮したものに限り)

第5節 周辺環境の保全の方向性

1 周辺景観の保全について

「景観法」に基づく「広島市景観条例」の制定や「広島市景観形成基本計画」の策定を受け、広島市・住民・事業者との協働による景観の保全に今後とも一層取り組むものとする。

隣接地における河川や道路、橋梁に関する復旧(修理)事業や整備事業については、広島市の規則に基づき、名勝の周辺環境にふさわしい修景的配慮を求めるものとする。

2 水源の保全について

京橋川は縮景園の水源であることから、地域住民及び関係機関との協力、連携の下に適正な保存に努めるものとする。

3 保存に影響を及ぼす行為について

周辺地域における縮景園の保存に影響を及ぼす行為については、良好な環境の保全に取り組むため、事業者や地域住民の理解と協力を得ることに努めるものとする。

第5章 整備活用, 体制整備

第1節 整備・活用の考え方

1 整備の考え方

縮景園を文化財庭園として後世に継承していくためには、「第4章 保存管理」の内容を踏まえ、その価値と保存の必要性が正しく理解されるよう、関係部局相互の緊密な協力のもと、優れた庭園景観の維持・継承を始め、必要に応じて価値の顕在化を図り、人々の幅広い利活用が図れるよう整備を推進するものとする。

(1) 縮景園の本質的価値の保存向上と庭園景観の維持及び回復のための修復整備

広島県縮景園の整備は、縮景園の芸術上、観賞上、学術上の価値の保存及び向上のため、重要な要素である水系、石組・景石、植栽、建築物等を良好な状態で将来に継承することを旨として行う。

また、これら主たる構成要素のうち、改変されたものについてはその根拠となる史資料や発掘調査等の成果に基づく十分な検証作業を行った上で、復元等を検討する。

植栽については、剪定・整枝等日常的な維持管理に加え、庭園景観回復等のための整備も行う。また、日常的な維持管理や整備に関する技術的裏付けとして、植栽管理マニュアルを作成する。

文化財庭園としてふさわしくない構造物等については移設もしくは撤去を検討する。

(2) 広島県縮景園の公開・活用のために必要な施設の整備

来園者が快適に観賞し、楽しめるよう、縮景園の本質的価値を損なわない程度で、保存管理施設、公開・活用施設、休養・便益施設等の設置・改良等の整備を行う。

整備に当たっては、文化財庭園としての風致を損なわない範囲内で、様々な来園者を迎えるためのバリアフリー対応・ユニバーサルデザインについて考慮する。

(3) 広島県縮景園の管理・運営のために必要な施設の整備

縮景園の適切な保存管理や、より多面的な公開活用に向けての運営を図るため、縮景園の本質的価値を損なわない程度で、管理ヤード、管理事務所その他、柵、電気・放送設備等来園者に対する安全対策施設等の改良、新設などの整備を行う。

2 活用の考え方

広島県縮景園は、現在、多数の来園者を受け入れ、各種のイベント、行事を開催しているが(26P, 表 2.4.3)、今後も適正な保存管理のもと、より幅広い利活用を通じて社会の支持を受けつつ将来に継承される必要がある。文化財庭園の利活用は本質的価値の感受を念頭におき、文化財庭園ならではの利活用を主眼とし、様々な人々を視野に入れた利活用を図るものとする。

(1) 文化財庭園の保存や鑑賞上の価値を損なわない利活用

広島県縮景園の利活用は、文化財庭園としての本質的価値を知り、体感できるものであり、庭園観賞の妨げになったり重要な諸要素の保存に影響を与えることのないよう、本質的価値の保存を前提とした利活用とする。特に庭園内での利用者の行為、行事については、時代の要請にも配慮しながら、あくまでも文化財庭園の保存や鑑賞上の価値を損なわない範囲に留めることを念頭に、必要に応じて利用規程や行事の見直しを検討する。

(2) 広島県縮景園の本質的価値の理解を深めるための利活用

広島県縮景園の利活用は，縮景園の本質的価値の普及啓発を図る利活用とする。そのため価値を平易に伝達し理解を促すため，解説書，パンフレット等ガイドツールの充実を図る。

(3) 市民の参画，協働による利活用

広島県縮景園においては，現在もガイドなどのボランティアが活動しているが（26P），文化財庭園を通じての情操教育や郷土愛の育成のためにも，さらなる市民の参画を促すほか，大学等の他機関との連携を推進するなど，民官協働による利活用とする。なお，特にガイドについては，史実を踏まえた質の高い情報を提供できる人材を育成する。

(4) 多様な利用者による利活用

広島県縮景園は，幅広い年齢層や外国人にも配慮しながら，その存在や価値をさらに広く社会に知られるような利活用とする。そのため，表示やツールの多言語化や利用者に合わせて園内での過ごし方の提案を行うとともに，学校教育における総合学習や社会教育における生涯学習の場としての活用を促進する。また，ケーブルテレビジョンやウェブサイト等による各種の情報発信の充実を図る。

第2節 管理・体制の考え方

1 体制整備

- ・効果的な管理運営を行うための体制の充実を図る。
- ・保存、整備、管理、周辺環境等に関わる各関係部署、関係機関等との連携体制の整備のため、連絡調整会議等を組織化する。
- ・植栽等適正な維持管理、整備のための専任技術者を確保する。

2 施設管理、基準

- ・修理基準の作成
定期的修理等が必要なものについての、材料等現状変更の程度、修理内容も含めた修理基準や仕様を定める（利活用施設含む）。
- ・広島県縮景園独自の施設利用規程、修景基準等の作成
指定管理者設置の利活用施設や露店等仮設物の土地占用・施設使用物件の修景基準を定める（意匠、形態、色彩等含む）。

3 防災管理

- ・各種災害に対応した防災・防犯計画に基づく適正な防災管理を行う。
- ・特に大雨・台風等による出水対策における河川管理者等との協力連携体制を確立する。

4 技術的対応

- ・植栽、石組、構造物、水処理等高い技術を要する修復等整備における、一定以上の技能を有する技術者（法第147条に基づく選定保存技術の一つである「文化財庭園保存技術」※1の認定団体「文化財庭園保存技術者協議会」※2の準会員※3または同等の技術者等）を確保する。
- ・植栽マニュアルを作成し、縮景園独自の植栽技術等の伝承を図る。

※1 文化財に指定されている庭園を維持管理し、後世に伝承するための技術で、地割技術、石組み技術、水処理技術、植物管理技術、構造物・石造物の管理技術、小仕事技術があり、それぞれ技術の領域を共有しながら日本庭園の維持にあたるもの。

※2 文化財庭園の保存に当たっている技術者（庭師）及びその関係者からなる団体で、平成14年2月11日に設立。同年7月8日に文部科学大臣に文化財庭園保存技術保存団体として認定された。

※3 文化財庭園に延べ20年以上の出入り経験があり、10年以上責任ある立場にあり、少なくとも1件は5年以上継続したものであること等の条件を満たすもの。

5 資料の保存

- ・整備についての資料等は恒久的に保存し、次代に引き継ぐ。

第6章 ゾーン別保存管理, 整備

第1節 ゾーニング（地区区分）

1 地区の取扱

既述のとおり，広島県縮景園は保存管理上等から駐車場地区と本計画の対象となる庭園地区に分かれ，さらに，庭園地区内は指定区域と指定外区域に分けられる。

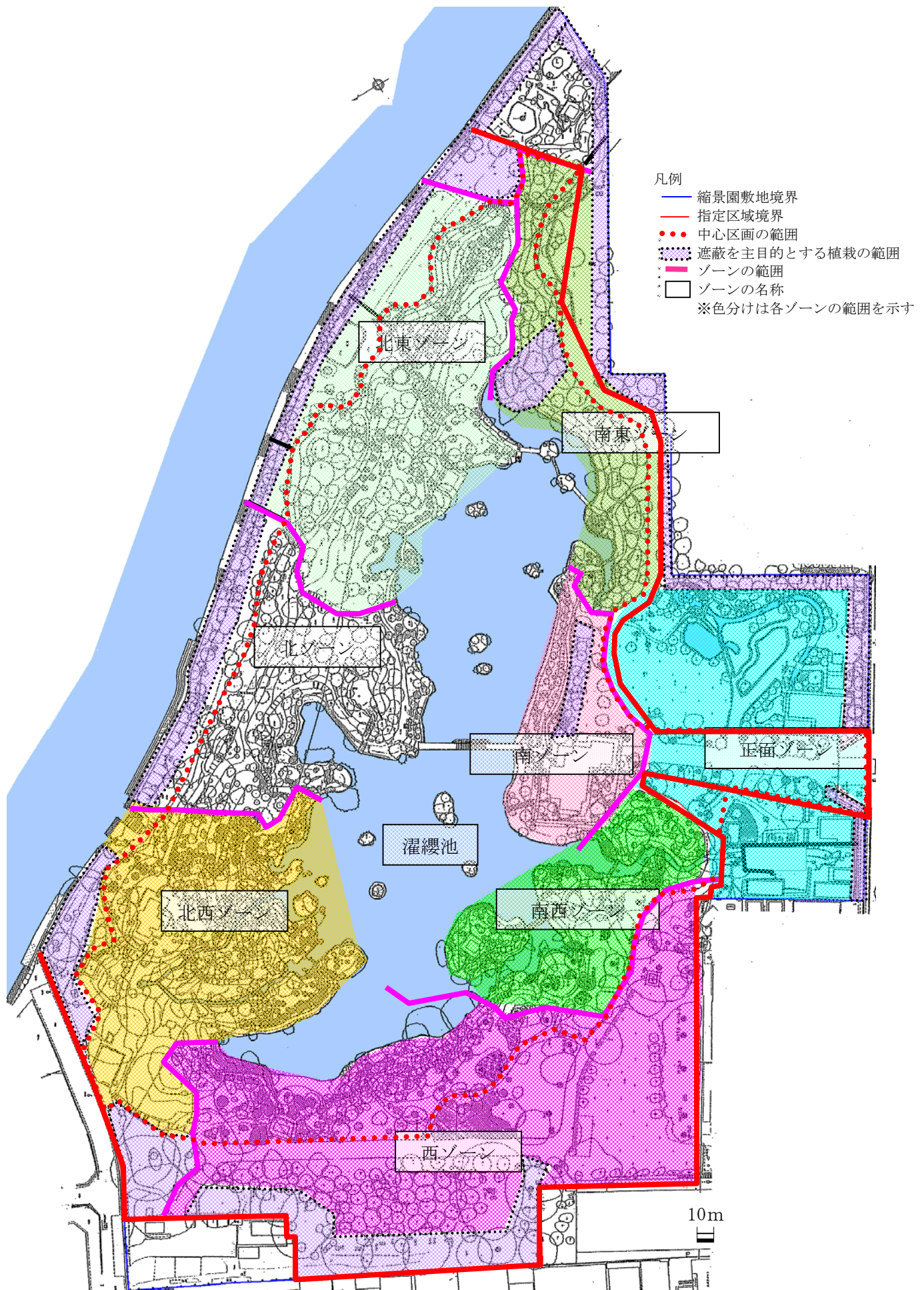
指定区域（図 6.1.1—線内）は，江戸時代後期以来一貫して庭園としての管理が行われていた区画（中心区画，図 6.1.1…線内）と江戸時代後期の馬場等の附属施設が明治時代以後庭園として管理された区画等で構成されているが，全体として昭和 15 年当時の泉邸の庭園部分であり，主たる要素の厳正な保存管理を行い，文化財庭園としての価値の維持，または回復に努める区域と位置づける。

指定外区域は，史蹟として別に指定され戦後解除された部分（指定外区域〔事務所・芝生広場等〕及び指定外区域〔東南〕）を始め，過去，庭園としての位置付けがされたことはない区域であり，現状も生垣・藪等で庭園と画され，管理施設や芝生が植えられ，芝生広場は指定区域へのエントランス的空間としての役割も果たしている。

したがって，指定外区域においては，集い・憩い・散策等といった公園が有する機能の充足や，管理機能や利活用施設としての保存管理を行うこととする。ただし，あくまでも指定区域と一体のものであり，地下遺構等もあることから，名勝にふさわしい保存管理を前提とし，文化財庭園としての価値を高めるための整備等も必要に応じて行うものとする。

2 ゾーニング

図 6.1.1 及び表 6.1.1 のとおりとする。



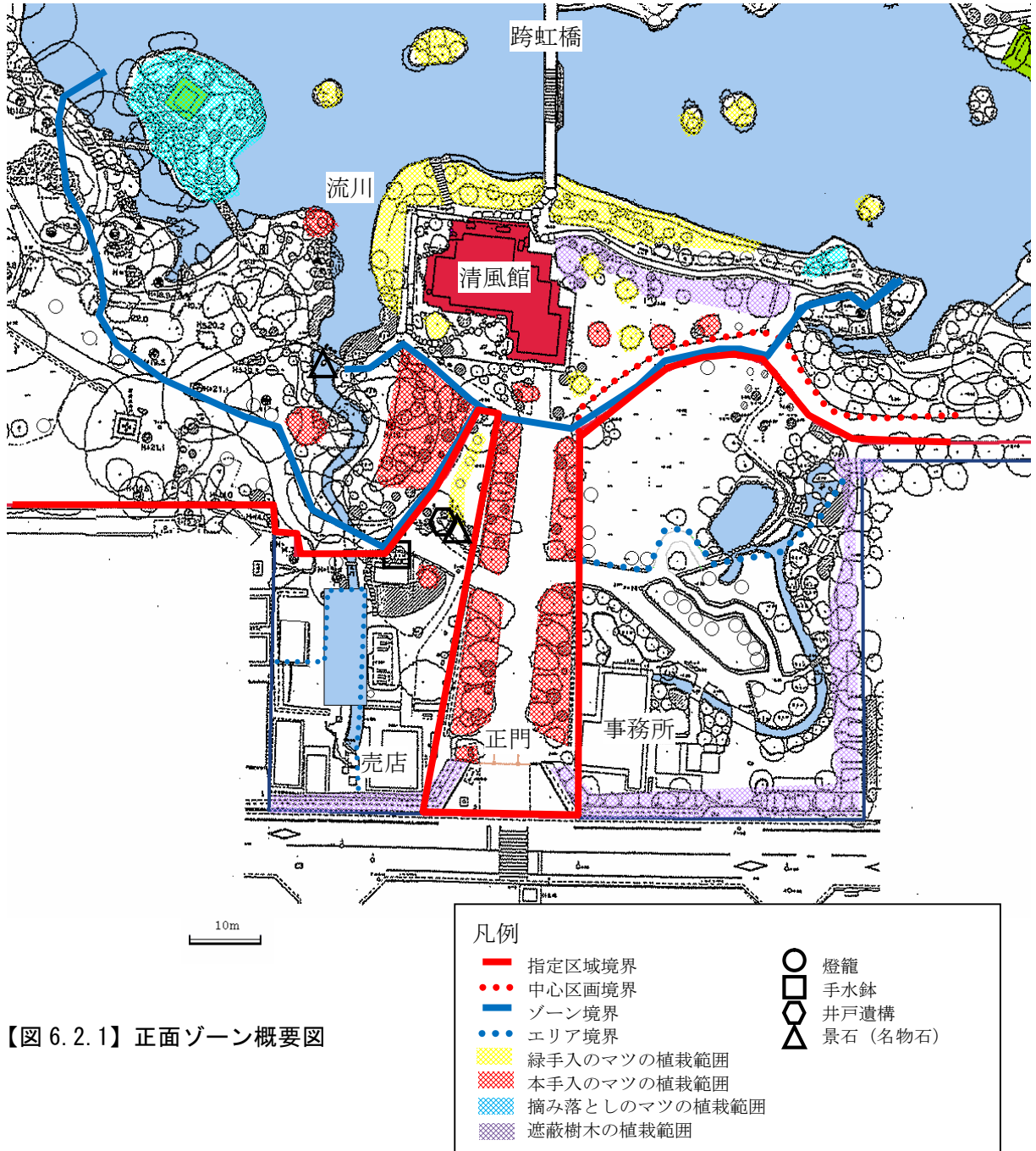
【図 6.1.1】 各ゾーン配置図

【表 6.1.1】 ゾーン名称, エリア名称等一覧

ゾーン名称	エリア名称	植栽の テーマ季節	
正面ゾーン	正面通路エリア	—	
	指定外区域（事務所・芝生広場等） 北エリア	—	
	指定外区域（事務所・芝生広場等） 南エリア	—	
	指定外区域（売店等）売店エリア	—	
	指定外区域（売店等）西エリア	—	
南ゾーン	清風館エリア	清風館	春
		清風館南前庭	
		清風館北前庭	
		園路	
	桜花巷エリア	桜花巷	
		園路	
芝生エリア	—		
南東ゾーン	濯纓池東尾根エリア	—	
	指定外区域（東南）エリア	—	
	薬草園・竹林エリア	—	
北東ゾーン	迎暉峰・有年場エリア	迎暉峯	春～初夏
		有年場	
		悠々亭東半島	
		悠々亭	
	臨瀛岡・霊迹壇エリア	看花榻	—
		臨瀛岡・霊迹壇	
	楊柳湾エリア	—	
護岸エリア	夏		
北ゾーン	祺福山エリア	夏	
	祺福山汀線エリア	—	
	護岸エリア	—	
北西ゾーン	明月亭・積翠巖エリア	明月亭前面斜面	(夏)
		白龍泉（河口）	(夏)
	白龍泉・古松溪エリア	—	
	水槽跡エリア	—	
西ゾーン	護岸エリア	—	
	丹楓林エリア	秋	
	馬場エリア	—	
	梅林エリア	(春)	
南西ゾーン	芝生エリア	—	
	菊澗溪エリア	秋	
	超然居エリア	—	
	流川流域エリア	—	
濯纓池			

第2節 ゾーン別保存, 整備

1 正面ゾーン



【図 6.2.1】正面ゾーン概要図

【表 6. 2. 1】正面ゾーンを構成する諸要素

諸要素名		エリア名	正面通路 エリア	指定外区 域（事務 所・芝生 広場等） 北エリア	指定外区 域（事務 所・芝生 広場等） 南エリア	指定外区 域（売店 等）売店 エリア	指定外区 域（売店 等）西エ リア
本質的価値を構成する 枢要な諸要素	地上に表出している 諸要素	地割・地形	平坦面	平坦面	平坦面	平坦面	
		水系		清風川	清風川	流川	流川
		石組・景石等	景石	石組			
		植栽・植生	本手入の マツ（マ ツ高木）	サクラ等， シバ ソテツ	マツ等の 高木類， サツキ等 の低木類 ボタン等	マツ等の 高木類， サツキ等 の低木類	マツ等の 高木類， サツキ等 の低木類
		構造物	園路	園路（道） 橋梁		園路 橋梁	
		建築物	正門				
	地下に埋蔵されている諸 要素	地下遺構 －建築物 跡	地下遺構 －建築物 跡	地下遺構 －建築物 等	地下遺構 －建築物 跡	地下遺構 －建築物 跡	
本質的価値を構成する 枢要な諸要素以外の 構成要素	保存管理及び公開活用 施設	公開活用施設	案内板等 看板類 説明板	ソテツ園 案内板等 看板類	ボタン園 案内板等 看板類 放送施設 （スピー カー） 夜間照明 施設	案内板等 看板類 放送施設 （スピー カー）	
		休養・便益施設	水飲み場 ベンチ	ベンチ	四阿 便所	売店 藤棚 便所 ベンチ	
		維持管理施設	柵類	柵類	事務所 事務所北 側小庭園 倉庫 作業場 東門		生垣 倉庫 水質浄化 施設，ポ ンプ
	その他構造物	標識 旧境界石		旧境界標	水門遺構		

エリアの保存管理, 整備の方向

正面通路エリア

マツ並木の景観を維持する。

指定区域内の草花類は除去する。

指定外区域（事務所・芝生広場等）北エリア

原則として現状を維持し，地下遺構保護のため，記念植樹その他の現状変更は行わない。

指定外区域（事務所・芝生広場等）南エリア

原則として現状を維持し，地下遺構保護に努める。

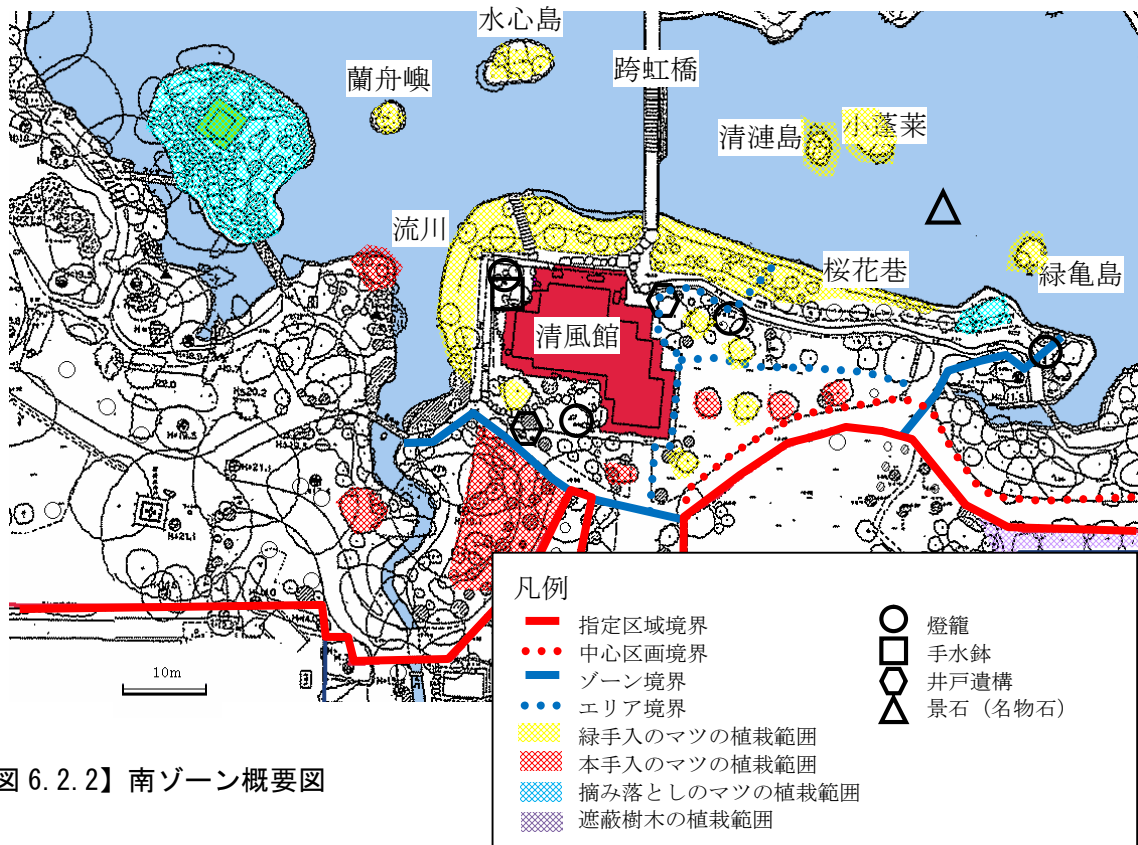
指定外区域（売店等）売店エリア

原則として現状を維持し，流川その他の地下遺構保護に努める。

指定外区域（売店等）西エリア

地下遺構の保存を図りつつ，維持管理施設の充実に努める。

2 南ゾーン



【図 6.2.2】南ゾーン概要図

【表 6.2.2】南ゾーンを構成する諸要素

諸要素		エリア名		清風館エリア	桜花巷エリア	芝生エリア
		地上に表出している諸要素	地下に埋蔵されている諸要素			
本質的価値を構成する 枢要な諸要素	地上に表出している 諸要素	地割・地形	緩斜面，平坦面	桜花巷 緩斜面，平坦面	平坦面	
		水系	流川，濯纓池	濯纓池		
		石組・景石等				
		植栽・植生	緑手入のマツ（マツ低木） シバ 清風館南側前庭， 清風館北側前庭	緑手入のマツ（マツ低木），摘み落とし手入のマツ（マツ高木） サクラ コザサ	緑手入のマツ 本手入のマツ シバ	
		構造物	園路（道，飛石，階段，石敷）， 跨虹橋 石造物（燈籠，蹲踞）	園路（道，石敷） 石造物（燈籠）	石造物（燈籠）	
	建築物	清風館				
	地下に埋蔵されている 諸要素	地下遺構－建築物跡，橋梁跡，水路跡，水槽跡，園路跡等	地下遺構－園路跡等	地下遺構－建築物跡，水路跡等		
本質的価値を構成する 枢要な諸要素以外の 構成要素	開活用施設 保存管理及び 公共	公開活用施設	案内板等看板類	案内板等看板類 夜間照明施設	案内板等看板類	
		休養・便益施設		ベンチ	ベンチ	
		維持管理施設	柵類	柵類	柵類	
	その他構造物	旧境界石，井戸遺構		井戸遺構		

エリアの保存管理、整備の方向

清風館エリア

清風館

原則として現状を保存する。玄関の復元はその必要性を検討する。

屋根の修理を行う。

利用者の利便を図るため、電気設備を改善する。

清風館南側前庭

飛石，燈籠，井戸遺構は現状保存する。

旧境界石を立てた箇所は，復元を検討する。併せて，塀等の施設の復元を検討する。

清風館北側前庭

飛石, 燈籠, 手水鉢 (蹲踞) は現状保存する。

植栽は, 現状を維持する。

園路

現状を保存する。

清風館北斜面

現在のマツは背が高すぎ, 清風館から池への眺望を阻害しているため, 植替えを検討する。

桜花巷エリア

桜花巷

園路沿いは土壌改良等を行い, サクラの維持, 増殖, 回復を心がける。園路から汀線に至る斜面は, 低く仕立てたマツを維持するが, 護岸の復旧についても検討する。

園路

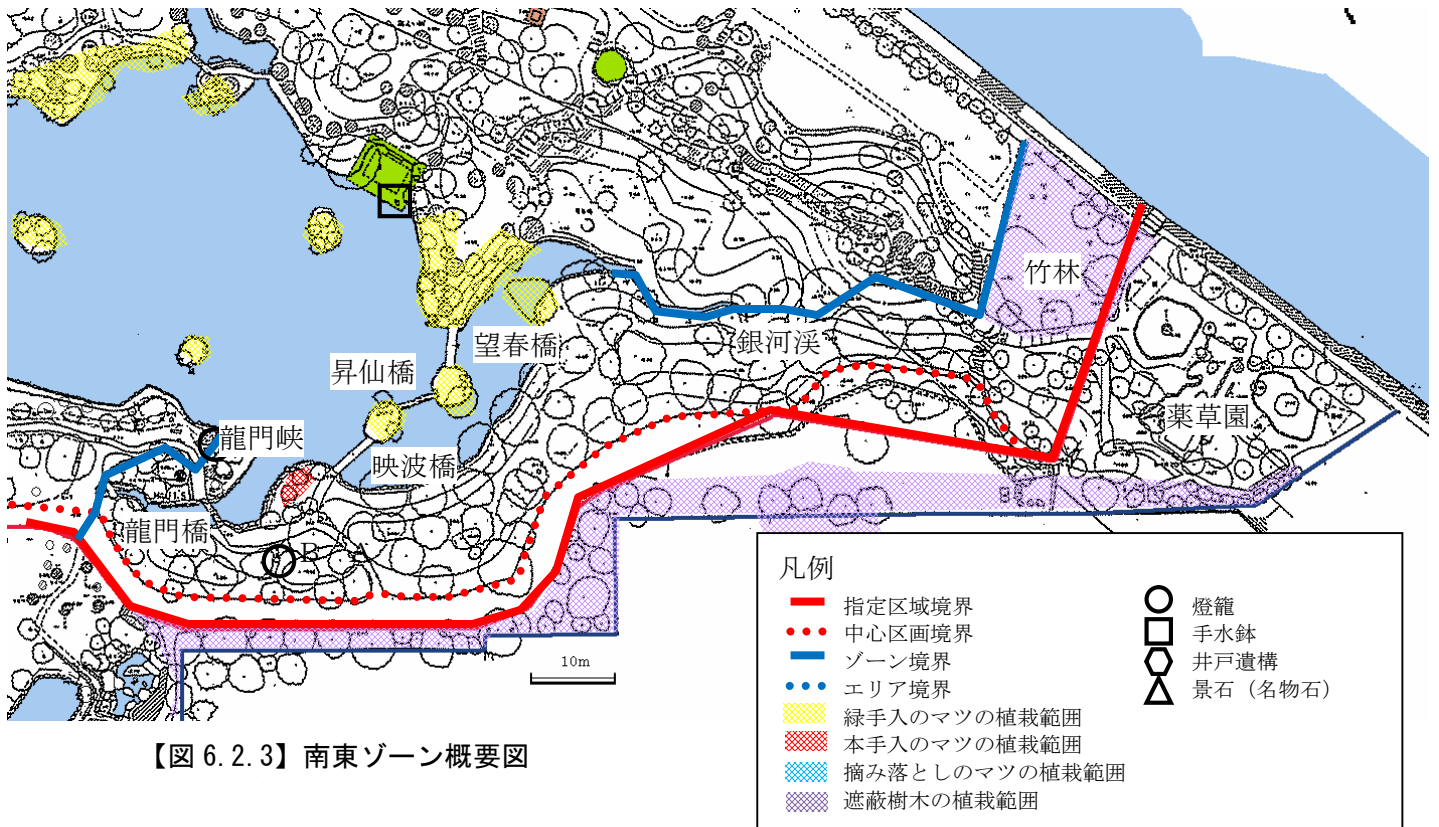
現状を維持する。

芝生エリア

ゾーン北側桜花巷沿いは現状の植生を維持するとともに, 特にサクラの保護増殖を心がける。

その他の部分は芝生化を進め, 地下遺構保護のため, 原則として新たな植栽は行わない。

3 南東ゾーン



【図 6. 2. 3】南東ゾーン概要図

【表 6. 2. 3】南東ゾーンを構成する諸要素

諸要素		エリア名	濯纓池東尾根エリア	指定外区域（東南）エリア	薬草園・竹林エリア
本質的価値を構成する 重要な諸要素	地上に表出している諸要素	地割・地形	濯纓池東尾根 緩斜面	平坦面	堤防 平坦面
	水系		濯纓池 龍門峡 銀河溪		
	石組・景石等				
	植栽・植生		マツ等の高木類 遮蔽樹木 コザサ	クスノキ等の遮 蔽樹木	薬草園 竹林（タケ）
	構造物		園路（道） 橋梁 石造物（燈籠）	園路	
	建築物				
地下に埋蔵されている諸要素			地下遺構－建築 物跡，池跡等	地下遺構－建築 物跡等	

本質的価値を構成する重要な要素以外の構成要素	保存管理及び公開活用施設	公開活用施設	案内板等看板類 放送施設（スピーカー）		薬草園 放送施設（スピーカー）
		休養・便益施設		水飲み場	四阿
		維持管理施設	柵類	柵類	柵類
	その他構造物	水門遺構	旧境界標		

エリアの保存管理, 整備の方向

濯纓池東尾根エリア

遮蔽効果を有するエリア北端のクスノキ等は維持する。特に外来植物の実生の撤去を心がける

ゾーン西部, 龍門峡岸から南東に伸びる園路（A）は廃止し, 付近の石材を撤去する。

龍門橋畔の石燈籠（B）は復元を検討する。

※敷地境界付近はクスノキ等を維持し, 遮蔽効果を図る。

指定外区域（東南）エリア

旧失業対策事業施設跡地及び旧焼却炉施設跡地は, 地下遺構保護のため空間地のままとする。ただし, 掘削を伴わない苗圃または薬草園施設の設置は可とする。

今後, 活用策を検討する。

薬草園・竹林エリア

薬草園は, 今後の維持管理策, 活用策を再検討する。

竹林は現状を維持する。

4 北東ゾーン



【図 6.2.4】北東ゾーン概要図

【表 6.2.4】北東ゾーンを構成する諸要素

諸要素		エリア名	迎暉峰・有年場エリア	臨瀛岡・霊迹壇エリア	楊柳湾エリア	護岸エリア
本質的価値を構成する 重要な諸要素	地上に表出している諸要素	地割・地形	迎暉峰, 緩斜面 (有年場)	築山 (臨瀛岡)	緩斜面, 島嶼	平坦面
	水系	濯纓池	濯纓池	濯纓池	濯纓池	
	石組・景石等	迎暉峰頂上部			枯石組	
	植栽・植生	緑手入のマツ (マツ低木) サツキ シバ	マツ, イチョウ等の高木類 コザサ	緑手入のマツ (マツ低木) サクラ コザサ	スギ, サクラ その他の遮蔽樹木	
構造物	園路 (道)	園路 (道, 階段) 石造物 (燈籠, 手水鉢)	園路 (道) 橋梁	園路 (手水鉢)		

		建築物	悠々亭	看花榻, 霊迹壇		
		地下に埋蔵されている諸要素		地下遺構一建築物跡等		・地下遺構一建築物跡等
本質的価値を構成する要素以外の構成要素	施設 保存管理及び公開活用	公開活用施設	有年場案内板等看板類	案内板等看板類	案内板等看板類	香菜圃案内板等看板類 放送施設(スピーカー)
		休養・便益施設	ベンチ	ベンチ	ベンチ	ベンチ, 四阿
		維持管理施設	柵類	柵類	柵類	柵類
	その他構造物				旧境界標	

エリアの保存管理, 整備の方向

迎暉峰・有年場エリア

迎暉峰

芝生を維持する。

北側斜面の高木や外来植物を除去する。

駅前地区の建物高さの制限及び屋外広告物の制限を求めるとともに、高木類の植栽も検討する。

尾根道(A)左右の生垣は撤去を検討する。撤去しない場合、濯纓池への眺望を妨げないように、適切に刈込みを行う。

有年場

芝生を維持する。

東部3橋から看花榻への眺望を妨げる植栽は行わない。

悠々亭東側半島

植栽は現状を維持し、東部3橋から看花榻への眺望を妨げる植栽は行わない

悠々亭東方の石燈籠(B)は復元を検討する。

看花榻下階段登り口の燈籠跡(C)は現状のままとする。

悠々亭

屋根修理に努めるとともに、建物形状の是非を再検討する。

悠々亭南角の手水鉢(B')の原位置への復元も併せて検討する。

臨瀛岡・霊迹壇エリア

看花榻

現状を維持する。古い基壇が残されているため、その保護方法を検討する。

臨瀛岡・霊迹壇

現状の高木類を中心とする植生を維持する。

楊柳湾エリア

正面斜面のコザサ及び低中木類は「夏」をテーマとして整理し、堤防上（臨瀛岡）から濯纓池への眺望を確保する。

同様に、楊柳湾東側谷（D）周辺の植栽を整理する。

護岸エリア

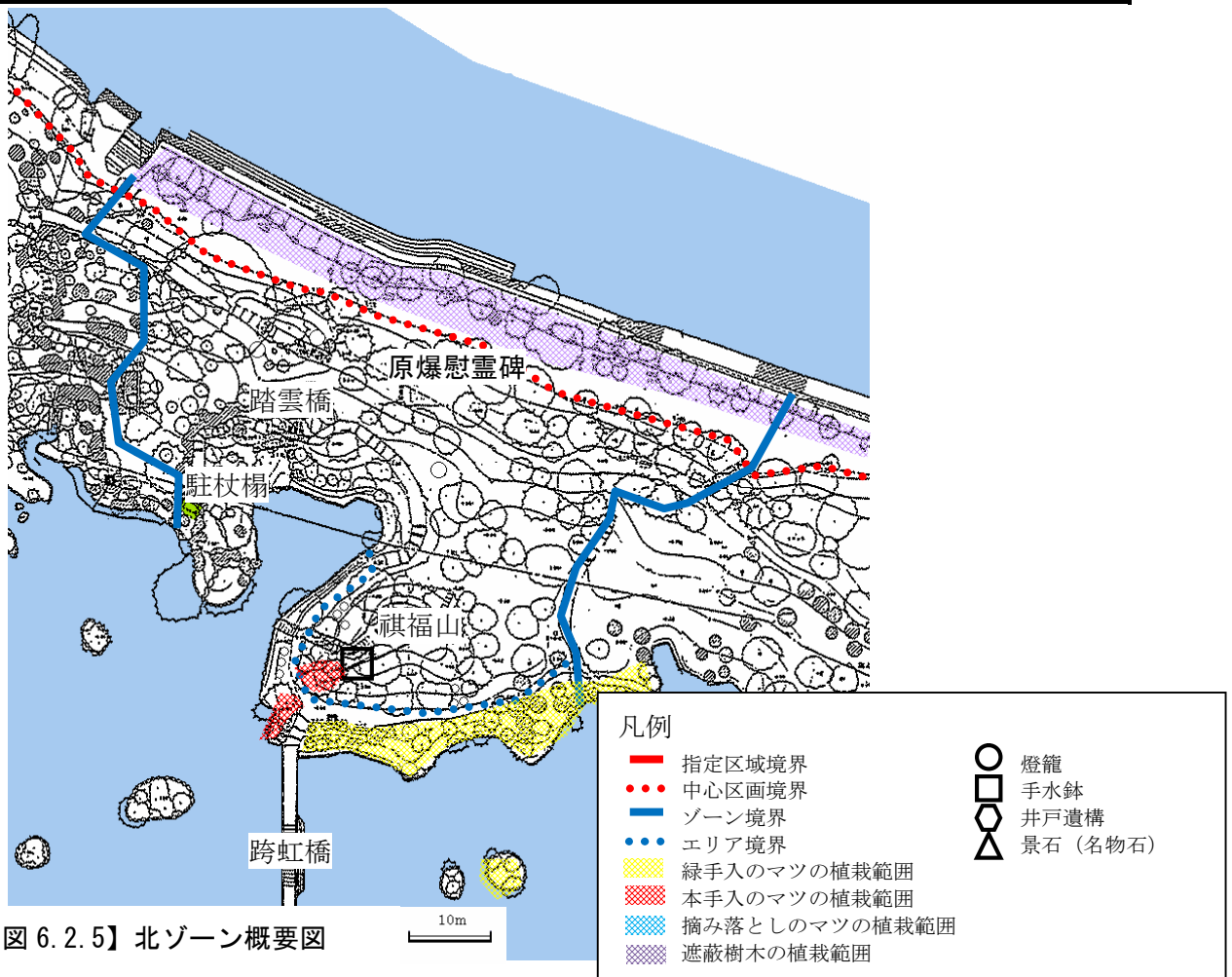
対岸のマンションを遮蔽する高木類及び転落防止用フェンスを遮蔽する中低木類を維持し、今後、生垣の是非を再検討する。

香菜圃は老木となったチャノキを植替える。

焼却炉（炉）（E）は撤去を検討する。

護岸石積みには裏込めが無い為、土壌流出に起因する地面陥没や地滑りが生じている。石積みや陥没土壌の補修、樹木の植え直し等を行う必要があると思われるので、早急に河川管理担当部署と協議する。

5 北ゾーン



【表 6.2.5】北ゾーンを構成する諸要素

諸要素		エリア名		祺福山エリア	祺福山汀線エリア	護岸エリア
		地上に表出している諸要素	地下に埋蔵されている諸要素			
本質的価値を構成する 枢要な諸要素	地上に表出している諸要素	地割・地形	築山（祺福山）, 緩斜面	緩斜面	平坦面	
		水系	濯纓池	濯纓池		
		石組・景石等	祺福山, 枯石組			
		植栽・植生	本手入のマツ マツ高木等の高木類 コザサ	緑手入のマツ（マツ低木） 低木類 コザサ	サクラ, クスノキ その他の遮蔽樹木	
		構造物	園路（道, 階段）, 橋梁, 石造物（手水鉢）	園路（道, 階段）	園路	
	建築物	駐杖榻				
成要素 本質的価値を構成する 枢要な諸要素以外の構	公開活用施設及び 保存管理	公開活用施設	案内板等看板類	案内板等看板類	放送施設（スピーカー）	
		休養・便益施設		ベンチ	ベンチ	
		維持管理施設	柵類		柵類	
	その他構造物	原爆慰霊碑				

エリアの保存管理, 整備の方向

祺福山エリア

周辺の低木類について再検討の上、針葉樹林の森厳な雰囲気醸成に努める。
踏雲橋周辺は植栽を制限し、枯石組の露出に努める。
垣根の復元を検討する。

祺福山汀線エリア

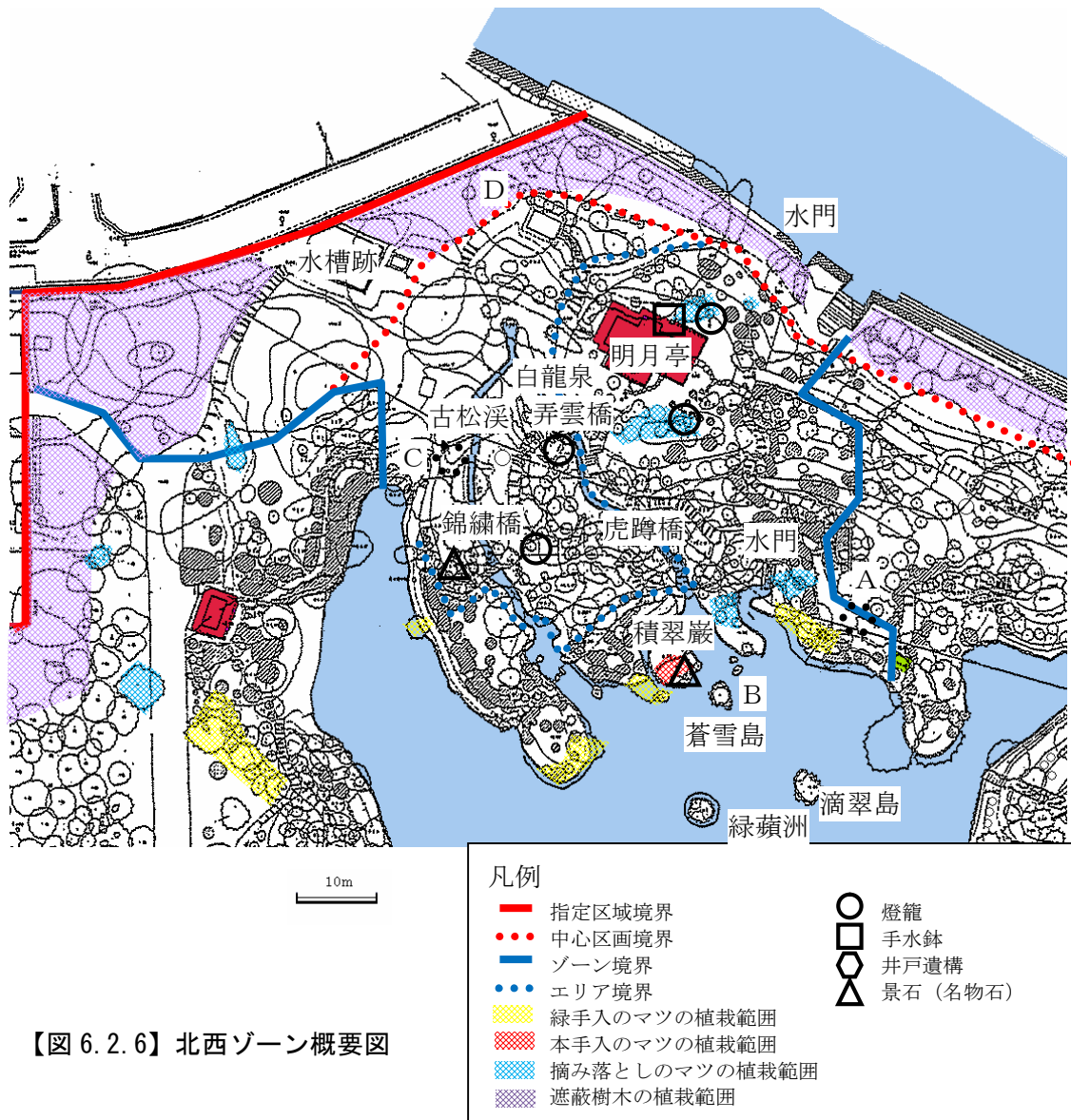
園路より池側の汀線沿い斜面は低木のマツ類を中心に整備する。

護岸エリア

対岸のマンションを遮蔽する高木類及び転落防止用フェンスを遮蔽する中低木類を維持し、今後、生垣の是非を再検討する。

護岸石積みには裏込めがないため、土壌流出に起因する地面陥没や地滑りが生じている。石積みや陥没土壌の補修、樹木の植直し等を行う必要があると思われるので、早急に河川管理担当部署と協議する。

6 北西ゾーン



【図 6.2.6】北西ゾーン概要図

【表 6.2.6】北西ゾーンを構成する諸要素

諸要素		エリア名	北西ゾーンを構成する諸要素					
			明月亭・積翠巖エリア	(積翠巖エリア)	白龍泉・古松溪エリア	水槽跡エリア	護岸エリア	
本質的な価値を構成する 重要な諸要素	諸要素	地上に表出している	地割・地形	緩斜面	緩斜面, 島嶼	緩斜面	緩斜面	平坦面
			水系	濯纓池 水門, ポンプ	濯纓池 白龍泉 古松溪	白龍泉 古松溪 ポンプ		
			石組・景石等		滝石組 石組, 景石	水路		

		植栽・植生	摘み落としのマツ サツキ等の 花卉低 木類	本手入の マツ (マ ツ低木) 緑手入の マツ サツキ等 の 低 木 類, シバ	マツ等の 高木類 コザサ	マツ等の 高木類, クスノキ 等の遮蔽 樹木 コザサ	サクラ, クスノキ その他の 遮蔽樹木
		構造物	園路 (道, 飛石) 橋梁 石 造 物 (燈 籠, 手 水鉢)	園路 (道, 階段) 橋梁	園路 (道, 階段)	園路 (道) 水槽跡	園路
		建築物	明月亭	駐杖榻			
	地下に埋蔵されている諸 要素		暗渠水路	地下遺構 - 園路跡 等	橋梁跡	地下遺構 - 導水管	地下遺構 - 建築物 跡等
要素以外の構成要素 本質的価値を構成する 重要な諸	施設 保存 管理 及び 公開 活用	公開活用施設	案内板等 看板類	案内板等 看板類	案内板等 看板類	案内板等 看板類 放送施設 (スピー カー)	
		休養・便益施設	ベンチ, 便所	ベンチ	ベンチ		ベンチ
		維持管理施設	柵類	柵類	柵類	柵類	柵類
	その他構造物				旧河川境 界標		

エリアの保存管理, 整備の方向

明月亭・積翠巖エリア

明月亭南斜面

清風館側正面の低中木類について再検討した上で、清風館方向の眺望を維持する。
旧状への復元は、マンション類遮蔽の観点から行わない。

駐杖榻西側 (A) の石燈籠の復元を検討する。

明月亭北斜面

明月亭側面から京橋川水面が望めるよう、京橋川方向への眺望を維持する。

白龍泉 (河口部)

河口部の草本類の除去を心がけ、滝石組の維持に努める。

定期的に酸化鉄を中心とする汚泥を除去する。

積翠巖周辺

石組前面の植栽を低木類中心に整理し、清風館方向からの眺望を確保する。

蒼雪島（B）の復元を検討する。

白龍泉・古松溪エリア

モミジ及び低木類を整理し、マツの高木を中心とする植栽への変更に努める。

草本類の適切な除去を心がけ、滝石組の維持に努める。

定期的に酸化鉄を中心とする汚泥の除去を行う。

古松溪西尾根上（C）の石燈籠の復元を検討する。

水槽跡エリア

水槽跡はき損が進んでいるため、埋戻しその他の保護措置を検討する。

水槽跡及び同北斜面は昭和 15 年当時竹藪であったと推定されることから、竹藪の復元も検討する。

護岸エリア

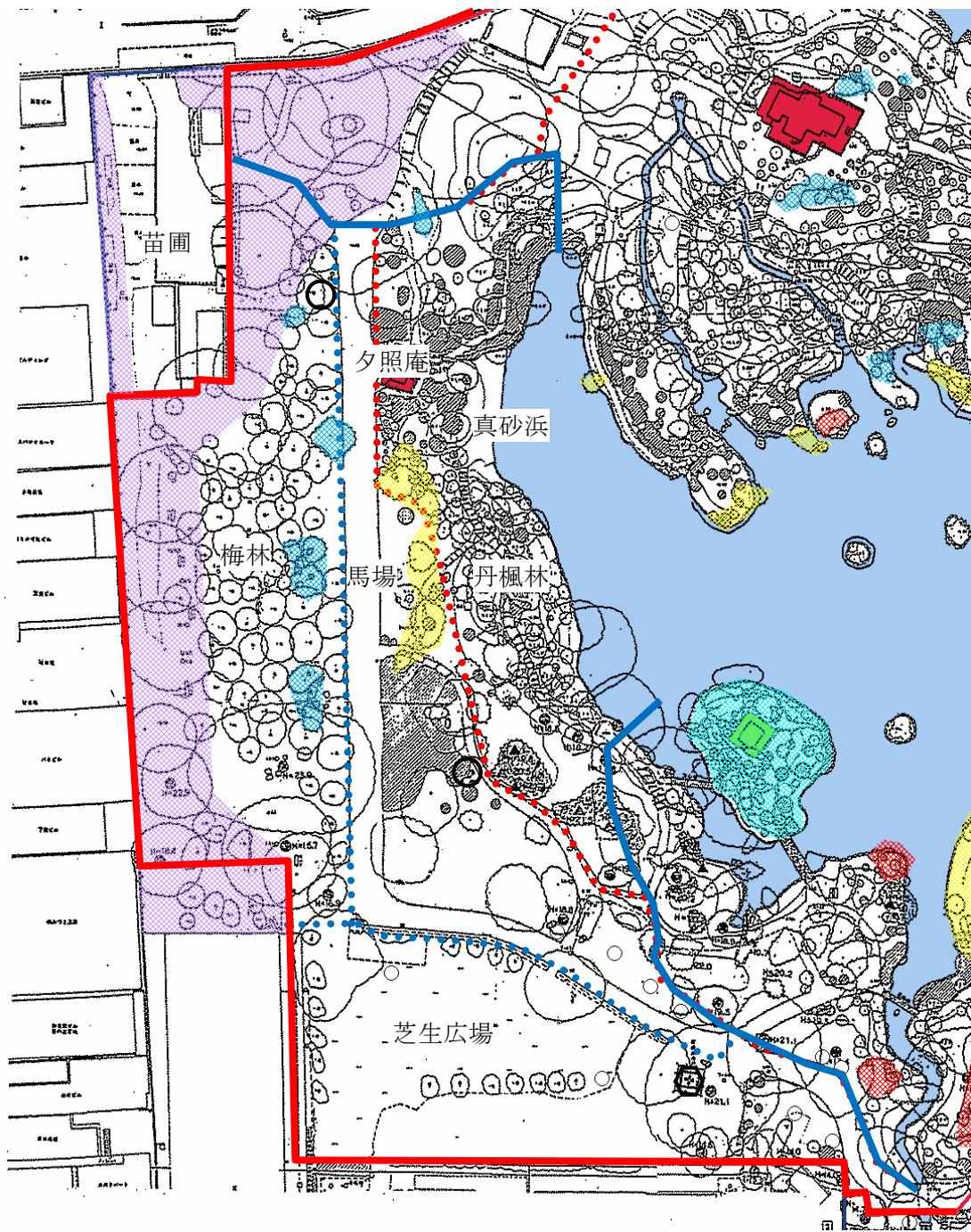
対岸のマンションを遮蔽する高木類及び転落防止用フェンスを遮蔽する中低木類を維持し、今後、生垣の是非を再検討する。

焼却炉周辺（D）の整備を検討する。また、竹藪への復元も検討する。

護岸石積みには裏込めがないため、土壌流出に起因する地面陥没や地滑りが生じている。石積みや陥没土壌の補修、樹木の植直し等を行う必要があると思われるので、早急に河川管理担当部署と協議する。

水門付近は、詳細調査の上、水路の補修等、措置を検討する。

7 西ゾーン



10m

凡例

—	指定区域境界		燈籠
●●●	中心区画境界		手水鉢
—	ゾーン境界		井戸遺構
●●●	エリア境界		景石 (名物石)
	緑手入のマツの植栽範囲		
	本手入のマツの植栽範囲		
	摘み落としのマツの植栽範囲		
	遮蔽樹木の植栽範囲		

【図 6.2.7】西ゾーン概要図

【表 6.2.7】西ゾーンを構成する諸要素

諸要素		エリア名	丹楓林エリア	馬場エリア	梅林エリア	芝生エリア
本質的価値を構成する 重要な諸要素	地上に表出している 諸要素	地割・地形	緩斜面	平坦面	平坦面	平坦面
		水系	濯纓池			
		石組・景石等	石組, 景石, 真砂浜	水路		
		植栽・植生	カエデ等の 落葉広葉樹 中木 コザサ	緑手入のマツ (マツ高木) マツ高木等 の高木類 コザサ	ウメ クスノキそ の他の遮蔽 樹木	シバ サクラ
		構造物	園路(道, 階 段), 橋梁, 石造物(燈 籠)	園路 (馬場) 石造物(燈 籠)	園路	
	建築物	夕照庵				
	地下に埋蔵されている諸 要素	地下遺構－ 園路跡等	地下遺構－ 建築物跡	・地下遺構－ 建築物跡, 池 泉遺構等	・地下遺構－ 建築物跡等	
本質的価値を構成する 重要な諸要素以外の 構成要素	活用施設 保存管理及び公開	公開活用施設	案内板等看 板類	案内板等看 板類	案内板等看 板類	案内板等看 板類
		休養・便益施設	ベンチ	ベンチ	ベンチ	ベンチ 藤棚
		維持管理施設	柵類	柵類	苗圃 柵類	柵類
	その他構造物		石造物	記念碑	御前水井戸	

エリアの保存管理、整備の方向

丹楓林エリア

夕照庵

原設計の復元を検討する。

真砂浜

真砂浜の端部を補修し、維持を図る。

真砂浜北端の景石は割石積護岸のため、目立たなくなっている。割石積護岸からの変更を検討する。

夕照庵北側尾根・丹楓林

カエデその他の紅葉樹を中心とする落葉広葉樹林の保護増殖に努める。

馬場エリア

江戸時代の茶室等の遺構を保存するため、現状を保ち、新たな植栽は行わない。

梅林エリア

現状を維持する。

敷地外の建物の高さ制限を検討する。

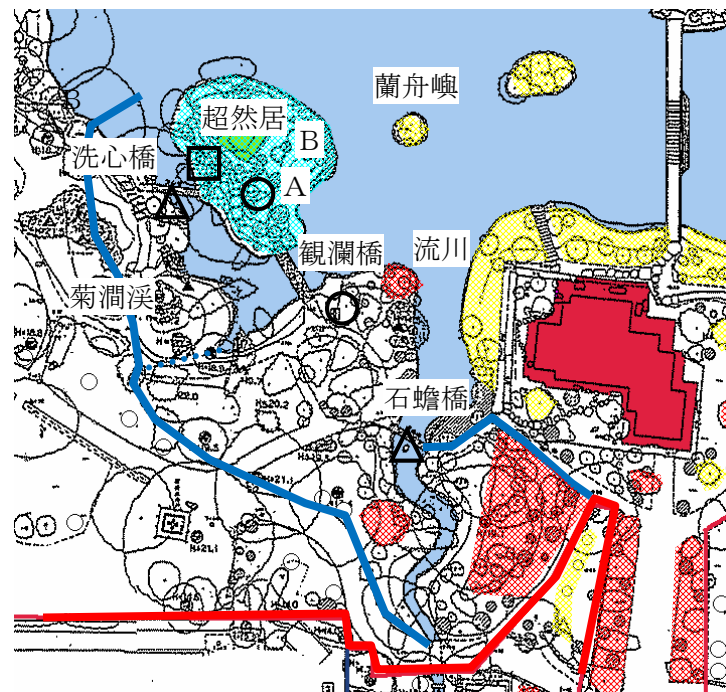
※西端は高木類を維持するが、竹藪の復元も検討する。

芝生エリア

原則として現状を維持する。

江戸時代の茶室等の遺構を保存するため、新たな植栽は行わない。

8 南西ゾーン



10m

【図 6.2.8】南西ゾーン概要図

凡例

- | | | | |
|-----------------|---------------|------------------------|----------|
| — (Red line) | 指定区域境界 | ○ (Circle) | 燈籠 |
| ••• (Red dots) | 中心区画境界 | □ (Square) | 手水鉢 |
| — (Blue line) | ゾーン境界 | ◻ (Circle with square) | 井戸遺構 |
| ••• (Blue dots) | エリア境界 | △ (Triangle) | 景石 (名物石) |
| ■ (Yellow) | 緑手入のマツの植栽範囲 | | |
| ■ (Red) | 本手入のマツの植栽範囲 | | |
| ■ (Blue) | 摘み落としのマツの植栽範囲 | | |
| ■ (Purple) | 遮蔽樹木の植栽範囲 | | |

【表 6.2.8】 南西ゾーンを構成する諸要素

諸要素		エリア名			
		菊澗溪エリア	超然居エリア	流川流域エリア	
本質的価値を構成する 重要な諸要素	地上に表出している 諸要素	地割・地形	平坦面	島嶼	緩斜面
		水系	濯纓池	濯纓池	濯纓池, 流川
		石組・景石等	枯谷風石組	石組	景石
		植栽・植生	コザサ等の 草本類 高木類	摘み落としのマツ (マツ高木) サツキ等の花卉 低木類 シバ	マツ等の高木類, サツキ等の低木類 コザサ
		構造物	園路, 橋梁	園路(道), 橋梁 石造物(燈籠), 手水鉢	園路(道, 階段), 橋梁, 石造物 (燈籠)
	建築物		超然居		
	地下に埋蔵されている 諸要素		地下遺構 - 建築物跡	地下遺構 - 園路跡等	
諸要素以外の構成要素	用施設 保存管理及び 公開活用	公開活用施設	案内板等看板類	案内板等看板類	案内板等看板類
		休養・便益施設			
		維持管理施設	柵類	柵類	柵類
	その他構造物				

エリアの保存管理, 整備の方向

菊澗溪エリア

原則として現状を維持するが, 菊澗溪周辺の草木はできるだけ除去する。また, 秋の景観地としての植栽を検討する。

菊澗溪の石組の再現を検討する。

超然居エリア

超然居北側にあったマツの大木の復元を試みる。季節を示すサクラ等の植栽は行わない。

石燈籠(A)の旧位置への移設を検討する。

超然居東側の敷地拡張部分(B)は旧状に復旧する。

観瀾橋を早急に修理する。

流川流域エリア

マツの保護増殖に努め, 現状を維持する。

9 濯纓池

【表 6.2.9】濯纓池を構成する諸要素

諸要素		エリア名	
素 本質的価値を構成する 重要な諸要素	地上に表出している 諸要素	地割・地形	島嶼
		水系	京橋川等
		石組・景石等	島嶼石組 水中立石
		植栽・植生	緑手入のマツ(マツ低木) シバ
		構造物	跨虹橋 護岸
	建築物		
	地下に埋蔵されている諸要素	地下遺構—橋梁基礎	
諸要素以外の構成要素	用施設 保存管理及び公開活	公開活用施設	
		休養・便益施設	
		維持管理施設	水質浄化施設
	その他構造物		

エリアの保存管理, 整備の方向

- 良好な水質の維持に努め, 水面浮遊物回収等の清掃を励行する。
- 島嶼の一部で護岸の緩み, 杭のき損が進んでいるため, その改修を検討する。
- 島嶼の土壌改良に努め, クロマツ低木の保護育成を図る。樹高が高くなりすぎたクロマツ低木については植替え等を検討する。

参考 縮景園の保存管理に関する法規等

第1条（略）

（文化財の定義）

第2条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

- 4 貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとつて歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとつて芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとつて学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）

第3条～第91条（略）

第6章 埋蔵文化財

（調査のための発掘に関する届出、指示及び命令）

第92条 土地に埋蔵されている文化財（以下「埋蔵文化財」という。）について、その調査のため土地を発掘しようとする者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもって、発掘に着手しようとする日の30日前までに文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

- 2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る発掘に関し必要な事項及び報告書の提出を指示し、又はその発掘の禁止、停止若しくは中止を命ずることができる。

第93条（略）

（国の機関等が行う発掘に関する特例）

第94条 国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係る法人で政令の定めるもの（以下この条及び第97条において「国の機関等」と総称する。）が、前条第1項に規定する目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合においては、同条の規定を適用しないものとし、当該国の機関等は、

当該発掘に係る事業計画の策定に当たつて、あらかじめ、文化庁長官にその旨を通知しなければならない。

- 2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、当該事業計画の策定及びその実施について協議を求めるべき旨の通知をすることができる。
- 3 前項の通知を受けた国の機関等は、当該事業計画の策定及びその実施について、文化庁長官に協議しなければならない。
- 4 文化庁長官は、前二項の場合を除き、第1項の通知があつた場合において、当該通知に係る事業計画の実施に関し、埋蔵文化財の保護上必要な勧告をすることができる。
- 5 前各項の場合において、当該国の機関等が各省各庁の長（国有財産法（昭和23年法律第73号）第4条第2項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。）であるときは、これらの規定に規定する通知、協議又は勧告は、文部科学大臣を通じて行うものとする。

（土木工事等のための発掘に関する届出及び指示）

第93条 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝塚、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地（以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。）を発掘しようとする場合には、前条第1項の規定を準用する。この場合において、同項中「30日前」とあるのは、「60日前」と読み替えるものとする。

- 2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項で準用する前条第1項の届出に係る発掘に関し、当該発掘前における埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実施その他の必要な事項を指示することができる。

第95条～第108条（略）

第7章 史跡名勝天然記念物

第109条～第114条（略）

第115条 第113条第1項の規定による指定を

受けた地方公共団体その他の法人（以下この章及び第12章において「管理団体」という。）は、文部科学省令の定める基準により、史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設を設置しなければならない。

- 2 史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。
- 3 管理団体が復旧を行う場合は、管理団体は、あらかじめ、その復旧の方法及び時期について当該史跡名勝天然記念物の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基づく占有者の意見を聞かなければならない。
- 4 史跡名勝天然記念物の所有者又は占有者は、正当な理由がなく、管理団体が行う管理若しくは復旧又はその管理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

第116条～第118条（略）

（所有者による管理及び復旧）

- 第119条 管理団体がある場合を除いて、史跡名勝天然記念物の所有者は、当該史跡名勝天然記念物の管理及び復旧に当たるものとする。
- 2 前項の規定により史跡名勝天然記念物の管理に当たる所有者は、特別の事情があるときは、適当な者を専ら自己に代わり当該史跡名勝天然記念物の管理の責めに任ずべき者（以下この章及び第12章において「管理責任者」という。）に選任することができる。この場合には、第31条第3項の規定を準用する。

（所有者の管理義務及び管理責任者）

第31条

- 3 前項の規定により管理責任者を選任したときは、重要文化財の所有者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、当該管理責任者と連署の上20日以内に文化庁長官に届け出なければならない。管理責任者を解任した場合も同様とする。

第120条 所有者が行う管理には、第30条、第

- 31条第1項、第32条、第33条並びに第115条第1項及び第2項（同条第2項については、管理責任者がある場合を除く。）の規定を、所有者が行う管理及び復旧には、第35条及び第47条の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第56条第1項の規定を、管理責任者が行う管理には、第30条、第31条第1項、第32条第3項、第33条、第47条第4項及び第115条第2項の規定を準用する。

（管理方法の指示）

第30条 文化庁長官は、重要文化財の所有者に対し、重要文化財の管理に関し必要な指示をすることができる。

（所有者の管理義務及び管理責任者）

第31条 重要文化財の所有者は、この法律並びにこれに基づいて発する文部科学省令及び文化庁長官の指示に従い、重要文化財を管理しなければならない。

（所有者又は管理責任者の変更）

第32条 重要文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、且つ、旧所有者に対し交付された指定書を添えて、20日以内に文化庁長官に届け出なければならない。

- 2 重要文化財の所有者は、管理責任者を変更したときは、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、新管理責任者と連署の上20日以内に文化庁長官に届け出なければならない。この場合には、前条第3項の規定は、適用しない。
- 3 重要文化財の所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、20日以内に文化庁長官に届け出なければならない。氏名若しくは名称又は住所の変更が重要文化財の所有者に係るときは、届出の際指定書を添えなければならない。

（滅失、き損等）

第33条 重要文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者（管理責任者又は管理団体がある場合は、その者）は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、その事実を知つた日から10日以内に文化庁長官に届け出なければならない。

（管理又は修理の補助）

第35条 重要文化財の管理又は修理につ

き多額の経費を要し、重要文化財の所有者又は管理団体がその負担に堪えない場合その他特別の事情がある場合には、政府は、その経費の一部に充てさせるため、重要文化財の所有者又は管理団体に対し補助金を交付することができる。

2 前項の補助金を交付する場合には、文化庁長官は、その補助の条件として管理又は修理に関し必要な事項を指示することができる。

3 文化庁長官は、必要があると認めるときは、第1項の補助金を交付する重要文化財の管理又は修理について指揮監督することができる。

(管理又は修理の受託又は技術的指導)

第47条 重要文化財の所有者(管理団体がある場合は、その者)は、文化庁長官の定める条件により、文化庁長官に重要文化財の管理(管理団体がある場合を除く。)又は修理を委託することができる。

2 文化庁長官は、重要文化財の保存上必要があると認めるときは、所有者(管理団体がある場合は、その者)に対し、条件を示して、文化庁長官にその管理(管理団体がある場合を除く。)又は修理を委託するように勧告することができる。

3 前二項の規定により文化庁長官が管理又は修理の委託を受けた場合には、第39条第1項及び第2項の規定を準用する。

4 重要文化財の所有者、管理責任者又は管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官に重要文化財の管理又は修理に関し技術的指導を求めることができる。

(管理に関する命令又は勧告)

第121条 管理が適当でないため史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、文化庁長官は、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

2 前項の場合には、第36条第2項及び第3項の規定を準用する。

(管理に関する命令又は勧告)

第36条

2 前項の規定による命令又は勧告に基いてする措置のために要する費用は、文部

科学省令の定めるところにより、その全部又は一部を国庫の負担とすることができる。

3 前項の規定により国庫が費用の全部又は一部を負担する場合には、前条第3項の規定を準用する。

(復旧に関する命令又は勧告)

第122条 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な命令又は勧告をすることができる。

2 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物以外の史跡名勝天然記念物が、き損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な勧告をすることができる。

3 前2項の場合には、第37条第3項及び第4項の規定を準用する。

第41条 第38条第1項の規定による修理又は措置によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

2 前項の補償の額は、文化庁長官が決定する。

3 前項の規定による補償額に不服のある者は、訴えをもつてその増額を請求することができる。ただし、前項の補償の決定の通知を受けた日から6箇月を経過したときは、この限りでない。

4 前項の訴えにおいては、国を被告とする。

第123条～第124条 (略)

(現状変更等の制限及び原状回復の命令)

第125条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、

この限りでない。

- 2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。
- 3 第1項の規定による許可を与える場合には、第43条第3項の規定を、第1項の規定による許可を受けた者には、同条第4項の規定を準用する。

(現状変更等の制限)

第43条

3 文化庁長官は、第1項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

4 第1項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、文化庁長官は、許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

- 4 第1項の規定による処分には、第111条第1項の規定を準用する。
- 5 第1項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第3項で準用する第43条第3項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 6 前項の場合には、第41条第2項から第4項までの規定を準用する。
- 7 第1項の規定による許可を受けず、又は第3項で準用する第43条第3項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。

(関係行政庁による通知)

第126条 前条第1項の規定により許可を受けなければならないこととされている行為であつてその行為をするについて、他の法令の規定により許可、認可その他の処分政令に定めるものを受けなければならないこととされている場合において、当該他の法令において

当該処分の権限を有する行政庁又はその委任を受けた者は、当該処分をするときは、政令の定めるところにより、文化庁長官(第184条第1項の規定により前条第1項の規定による許可を都道府県又は市の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市の教育委員会)に対し、その旨を通知するものとする。

(復旧の届出等)

第127条 史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の30日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、第125条第1項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

- 2 史跡名勝天然記念物の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る史跡名勝天然記念物の復旧に関し技術的な指導と助言を与えることができる。

(環境保全)

第128条 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることを命ずることができる。

- 2 前項の規定による処分によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 3 第1項の規定による制限又は禁止に違反した者には、第125条第7項の規定を、前項の場合には、第41条第2項から第4項までの規定を準用する。

第41条 (既出)

第129条 (略)

(保存のための調査)

第130条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、史跡名勝天然記念物の現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき報告を求めることができる。

第131条 文化庁長官は、次の各号のいずれか

に該当する場合において、前条の報告によつてもなお史跡名勝天然記念物に関する状況を確認することができず、かつ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に当たる者を定め、その所在する土地又はその隣接地に立ち入つてその現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき実地調査及び土地の発掘、障害物の除却その他調査のため必要な措置をさせることができる。ただし、当該土地の所有者、占有者その他の関係者に対し、著しい損害を及ぼすおそれのある措置は、させてはならない。

- 一 史跡名勝天然記念物に関する現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可の申請があつたとき。
 - 二 史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡しているとき。
 - 三 史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれのあるとき。
 - 四 特別の事情によりあらためて特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物としての価値を調査する必要があるとき。
- 2 前項の規定による調査又は措置によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
 - 3 第1項の規定により立ち入り、調査する場合には、第55条第2項の規定を、前項の場合には、第41条第2項から第4項までの規定を準用する。

第55条

2 前項の規定により立ち入り、調査する場合においては、当該調査に当る者は、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを示し、且つ、その正当な意見を十分に尊重しなければならない。

第41条 (既出)

第132条～第153条 (略)

第12章 補則

第154条～第183条 (略)

(都道府県又は市の教育委員会が処理する事務)

第184条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務の全部又は一部は、政令で定めるところにより、都道府県又は市の教育委員会が行うこととすることができる。

- 一 第35条第3項 (第36条第3項 (第83条、第121条第2項 (第172条第5項で準用する場合を含む。))及び第172条第5項で準用する場合を含む。)、第37条第4項 (第83条及び第122条第3項で準用する場合を含む。)、第46条の2第2項、第74条第2項、第77条第2項 (第91条で準用する場合を含む。)、第83条、第87条第2項、第118条、第120条、第129条第2項、第172条第5項及び第174条第3項で準用する場合を含む。)の規定による指揮監督
- 二 第43条又は第125条の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可及びその取消し並びにその停止命令 (重大な現状変更又は保存に重大な影響を及ぼす行為の許可及びその取消しを除く。)

三～四 (略)

- 五 第54条 (第86条及び第172条第5項で準用する場合を含む。)、第55条、第130条 (第172条第5項で準用する場合を含む。))又は第131条の規定による調査又は調査のため必要な措置の施行

- 六 第92条第1項 (第93条第1項において準用する場合を含む。))の規定による届出の受理、第92条第2項の規定による指示及び命令、第93条第2項の規定による指示、第94条第1項の規定による通知の受理、同条第2項の規定による通知、同条第3項の規定による協議、同条第4項の規定による勧告、第96条第1項の規定による届出の受理、同条第2項又は第7項の規定による命令、同条第3項の規定による意見の聴取、同条第5項又は第7項の規定による期間の延長、同条第8項の規定による指示、第97条第1項の規定による通知の受理、同条第2項の規定による通知、同条第3項の規定による協議並びに同条第4項の規定による勧告

- 2 都道府県又は市の教育委員会が前項の規定によつてした同項第五号に掲げる第55条又

は第 131 条の規定による立入調査又は調査のための必要な措置の施行については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

3 都道府県又は市の教育委員会が、第 1 項の規定により、同項第六号に掲げる事務のうち第 94 条第 1 項から第 4 項まで又は第 97 条第 1 項から第 4 項までの規定によるものを行う場合には、第 94 条第 5 項又は第 97 条第 5 項の規定は適用しない。

4 都道府県又は市の教育委員会が第 1 項の規定によつてした次の各号に掲げる事務（当該事務が地方自治法第 2 条第 8 項に規定する自治事務である場合に限る。）により損失を受けた者に対しては、当該各号に定める規定にかかわらず、当該都道府県又は市が、その通常生ずべき損失を補償する。

一 第 1 項第 2 号に掲げる第 43 条又は第 125 条の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可 第 43 条第 5 項又は第 125 条第 5 項

二 第 1 項第五号に掲げる第 55 条又は第 131 条の規定による調査又は調査のため必要な措置の施行 第 55 条第 3 項又は第 131 条第 2 項

三 (略)

5 前項の補償の額は、当該都道府県又は市の教育委員会が決定する。

6 前項の規定による補償額については、第 41 条第 3 項の規定を準用する。

7 前項において準用する第 41 条第 3 項の規定による訴えにおいては、都道府県又は市を被告とする。

8 都道府県又は市の教育委員会が第 1 項の規定によつてした処分その他公権力の行使に当たる行為のうち地方自治法第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第一号法定受託事務に係るものについての審査請求は、文化庁長官に対してするものとする。

第 41 条 (既出)

第 185 条～第 187 条 (略)
(書類等の経由)

第 188 条 この法律の規定により文化財に関し文部科学大臣又は文化庁長官に提出すべき届書その他の書類及び物件の提出は、都道府県の教育委員会を経由すべきものとする。

2 (略)

3 この法律の規定により文化財に関し文部科学大臣又は文化庁長官が発する命令、勧告、指示その他の処分の告知は、都道府県の教育委員会を経由すべきものとする。ただし、特に緊急な場合は、この限りでない。

第 189 条～第 192 条 (略)

第 13 章 罰則

第 193 条～第 195 条 (略)

第 196 条 史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をして、これを滅失し、き損し、又は衰亡するに至らしめた者は、五年以下の懲役若しくは禁錮又は 30 万円以下の罰金に処する。

2 前項に規定する者が当該史跡名勝天然記念物の所有者であるときは、二年以下の懲役若しくは禁錮又は 20 万円以下の罰金若しくは科料に処する。

第 197 条 次の各号のいずれかに該当する者は、20 万円以下の罰金に処する。

一 第 43 条又は第 125 条の規定に違反して、許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで、重要文化財若しくは史跡名勝天然記念物の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又は現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかつた者

二 (略)

第 198 条 (略)

第 199 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産の管理に関して第 193 条から前条までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

第 200 条 (略)

第 201 条 次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の過料に処する。

一 (略)

二 正当な理由がなくて、第121条第1項(第172条第5項で準用する場合を含む。)又は第122条第1項の規定による史跡名勝天然記念物の管理又は特別史跡名勝天然記念物の復旧に関する文化庁長官の命令に従わなかつた者

三 (略)

第202条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料に処する。

一～四 (略)

五 第54条(第86条及び第172条第5項で準用する場合を含む。)、第55条、第68条(第90条第3項及び第133条で準用する場合を含む。)、第130条(第172条第5項で準用する場合を含む。)、第131条又は第140条の規定に違反して、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該公務員の立入調査若しくは調査のための必要な措置の施行を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

六 第92条第2項の規定に違反して、発掘の禁止、停止又は中止の命令に従わなかつた者

七 正当な理由がなくて、第128条第1項の規定による制限若しくは禁止又は施設の命令に違反した者

第203条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

一 (略)

二 第31条第3項(第60条第4項(第90条第3項で準用する場合を含む。))、第80条及び第119条第2項(第133条で準用する場合を含む。)で準用する場合を含む。)、第32条(第60条第4項(第90条第3項で準用する場合を含む。))、第80条及び第120条(第133条で準用する場合を含む。)で準用する場合を含む。)、第33条(第80条、第118条及び第120条(これらの規定を第133条で準用する場合を含む。))並びに第172条第5項で準用する場合を含む。)、第34条(第80条及び第172条第5項で準用する場合を含む。)、第43条の2第1項、第61条若しくは第62条(これらの規定を第90条第3項で準用する場合を含む。)、第64

条第1項(第90条第3項及び第133条で準用する場合を含む。))、第65条第1項(第90条第3項で準用する場合を含む。)、第73条、第81条第1項、第84条第1項本文、第92条第1項、第96条第1項、第115条第2項(第120条、第133条及び第172条第5項で準用する場合を含む。))、第127条第1項、第136条又は第139条第1項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第32条の2第5項(第34条の3第2項(第83条で準用する場合を含む。))、第60条第4項及び第63条第2項(これらの規定を第90条第3項で準用する場合を含む。))並びに第80条で準用する場合を含む。))又は第115条第4項(第133条で準用する場合を含む。))の規定に違反して、管理、修理若しくは復旧又は管理、修理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避した者

附則 (略)

文化財保護法施行令（抄）（昭和50年9月9日政令第267号）

最終改正：平成20年3月31日政令第127号

第1条～第4条（略）

（都道府県又は市の教育委員会が処理する事務）

第5条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会が行うこととする。ただし、我が国にとって歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自ら第五号に掲げる事務（法第92条第1項の規定による届出の受理及び法第94条第1項又は第97条第1項の規定による通知の受理を除く。）を行うことを妨げない。

一 法第35条第3項（法第83条、第118条、第120条及び第172条第5項において準用する場合を含む。）の規定による指揮監督（管理に係るものに限る。）並びに法第36条第3項（法第83条、第121条第2項（法第172条第5項において準用する場合を含む。）及び第172条第5項において準用する場合を含む。）、第46条の2第2項及び第129条第2項において準用する法第35条第3項の規定による指揮監督

二 法第43条第4項（法第125条第3項において準用する場合を含む。）の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）の停止命令（文化庁長官が許可した現状変更等に係るものに限る。）

三～四（略）

五 法第92条第1項の規定による届出の受理、同条第2項の規定による指示及び命令、法第94条第1項の規定による通知の受理、同条第2項の規定による通知、同条第3項の規定による協議、同条第4項の規定による勧告、法第97条第1項の規定による通知の受理、同条第2項の規定による通知、同条第3項の規定による協議並びに同条第4項の規定による勧告

2 法第93条第1項において準用する法第92

条第1項の規定による届出の受理、法第93条第2項の規定による指示、法第96条第1項の規定による届出の受理、同条第2項又は第7項の規定による命令、同条第3項の規定による意見の聴取、同条第5項又は第7項の規定による期間の延長及び同条第8項の規定による指示についての文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内における土地の発掘又は遺跡の発見に係るものにあつては、当該指定都市の教育委員会）が行うこととする。ただし、我が国にとって歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自らこれらの事務（法第93条第1項において準用する法第92条第1項の規定による届出の受理及び法第96条第1項の規定による届出の受理を除く。）を行うことを妨げない。

3（略）

4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号イからトまで及びリに掲げる現状変更等が市の区域内において行われる場合、同号チに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が市の区域内に存する場合並びに同号ヌに規定する指定区域が市の区域内に存する場合にあつては、当該市の教育委員会）が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等（イからへまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。）に係る法第125条の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ 小規模建築物（階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が120平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。）で3月以内の期間を限つ

- て設置されるものの新築，増築，改築又は除却
- ロ 小規模建築物の新築，増築，改築又は除却（増築，改築又は除却にあつては，建築の日から 50 年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であつて，指定に係る地域の面積が 150 ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第一号の第 1 種低層住居専用地域又は第 2 種低層住居専用地域におけるもの
- ハ 工作物（建築物を除く。以下このハにおいて同じ。）の設置，改修若しくは除却（改修又は除却にあつては，設置の日から 50 年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削，盛土，切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）
- ニ 法第 115 条第 1 項（法第 120 条及び第 172 条第 5 項において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置，改修又は除却
- ホ 埋設されている電線，ガス管，水管又は下水道管の改修
- ヘ 木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については，危険防止のため必要な伐採に限る。）
- ト 天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育又は当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着
- チ 天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け
- リ 天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの（現に繁殖のために使用されているものを除く。）の除却
- ヌ イからリまでに掲げるもののほか，史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のう

ち指定区域（当該史跡名勝天然記念物の管理のための計画を都道府県の教育委員会（当該計画が町村の区域を対象とする場合に限る。）又は市の教育委員会（当該計画が市の区域を対象とする場合に限る。）が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので，現状変更等の態様，頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。）における現状変更等

ル （略）

二 法第 130 条（法第 172 条第 5 項において準用する場合を含む。）及び第 131 条の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行（前号イからヌまでに掲げる現状変更等に係る法第 125 条第 1 項の規定による許可の申請に係るものに限る。）

5 （略）

6 （略）

7 第 1 項本文，第 2 項本文，第 3 項及び第 4 項の場合においては，法の規定中これらの規定により都道府県又は市の教育委員会が行う事務に係る文化庁長官に関する規定は，都道府県又は市の教育委員会に関する規定として都道府県又は市の教育委員会に適用があるものとする。

第 6 条 （略）

（事務の区分）

第 7 条 第 5 条第 1 項（第五号に係る部分を除く。），第 3 項（第二号に係る部分を除く。）及び第 4 項の規定により都道府県又は市が処理することとされている事務は，地方自治法第 2 条第 9 項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

附則 （略）

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則（抄）

(昭和 26 年 7 月 13 日文化財保護委員会規則第 10 号)

最終改正：平成 17 年 3 月 28 日 文部科学省令第 11 号

文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 80 条の規定を実施するため、同法第 15 条第 1 項の規定に基づき、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物現状変更等許可申請規則を次のように定める。

(許可の申請)

第 1 条 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号。以下「法」という。）第 125 条第 1 項の規定による許可を受けようとする者（以下「許可申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を文化庁長官（法第 184 条第 1 項第 2 号及び文化財保護法施行令（昭和 50 年政令第 267 号。以下「令」という。）第 5 条第 4 項第 1 号の規定により当該許可を都道府県又は市の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市の教育委員会）に提出しなければならない。

- 一 史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）、名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）又は天然記念物（特別天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
- 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 七 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
- 八 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- 九 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）を必要とする理由
- 十 現状変更等の内容及び実施の方法
- 十一 現状変更等により生ずる物件の滅失若しくはき損又は景観の変化その他現状変更等が史跡、名勝又は天然記念物に及ぼす影

響に関する事項

- 十二 現状変更等の着手及び終了の予定時期
 - 十三 現状変更等に係る地域の地番
 - 十四 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
 - 十五 その他参考となるべき事項
- 2 埋蔵文化財の調査のための土地の発掘を内容とする現状変更等の場合における許可申請書には、前項各号に掲げる事項の外、左に掲げる事項を記載するものとする。
- 一 発掘担当者の氏名及び住所並びに経歴
 - 二 出土品の処置に関する希望
(許可申請書の添附書類等)
- 第 2 条 前条の許可申請書には、左に掲げる書類、図面及び写真を添えなければならない。
- 一 現状変更等の設計仕様書及び設計図
 - 二 現状変更等に係る地域及びこれに関連する地域の地番及び地ぼうを表示した実測図
 - 三 現状変更等に係る地域のキャビネ型写真
 - 四 現状変更等を必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、その資料
 - 五 許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書
 - 六 許可申請者が権原に基づく占有者以外の者であるときは、その占有者の承諾書
 - 七 管理団体がある場合において、許可申請者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の意見書
 - 八 管理責任者がある場合において、許可申請者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の意見書
 - 九 前条第二項の場合において、許可申請者が発掘担当者以外の者であるときは、発掘担当者の発掘担当承諾書
- 2 前項第二号の実測図及び同項第三号の写真には、現状変更等をしようとする箇所を表示しなければならない。

(終了の報告)

第3条 法第125条第1項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を文化庁長官（法第184条第1項第2号及び令第5条第4項第1号の規定により当該許可を都道府県又は市の教育委員会が行つた場合には、当該都道府県又は市の教育委員会）に報告するものとする。

2 前項の終了の報告には、その結果を示す写真又は見取図を添えるものとする。

(維持の措置の範囲)

第4条 法第125条第1項ただし書の規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。

二 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。

三 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

第5条 (略)

(管理計画)

第6条 令第5条第4項第1号ヌの管理のための計画（以下「管理計画」という。）には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称

二 指定年月日

三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四 管理計画を定めた教育委員会

五 史跡、名勝又は天然記念物の管理の状況

六 史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する基本方針

七 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等の許可の基準及びその適用区域

八 その他参考となるべき事項

2 管理計画には、史跡、名勝又は天然記念物の許可の基準の適用区域を示す図面を添えるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月8日文部省令第8号）

この省令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月28日文部科学省令第11号）

この省令は、平成17年4月1日から施行する。

文化財保護法施行令第五条第四項第一号イからリまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準（抄）（平成12年4月28日 文部大臣裁定）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定に基づき、文化財保護法施行令（昭和50年政令第267号。以下「令」という。）第5条第4項第1号イからリまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）の許可の事務を都道府県又は市の教育委員会が処理するに当たりよべき基準を次のとおり定める。

I 共通事項

- (1) 現状変更等が「市」と当該市以外の「市」又は「町村」とにまたがって行われる場合には、現状変更等の許可申請は、許可の権限を有するそれぞれの都道府県又は市の教育委員会が受理し、許可の事務を行う。この場合には、関係教育委員会相互間において、必要に応じ、適宜連絡調整を行うものとする。
- (2) 次の場合には、当該現状変更等の許可をすることができない。
 - ① 史跡名勝天然記念物の適切な保存管理のために策定された「保存管理計画」に定められた保存管理の基準に反する場合
 - ② 史跡名勝天然記念物の滅失、き損又は衰亡のおそれがある場合
 - ③ 史跡名勝天然記念物の景観又は価値を著しく減じると認められる場合
 - ④ 地域を定めて指定した天然記念物に関し、指定対象である動植物の生息環境又は生態系全体に対して著しい影響を与えるおそれがある場合
- (3) 都道府県又は市の教育委員会に対する現状変更等の許可申請の審査のため、地方公共団体等が事前に発掘調査を行う場合は、当該発掘調査の実施につき文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第80条第1項の規定による文化庁長官の許可を要する。

(4) 都道府県又は市の教育委員会が現状変更等の許可をするに当たっては、法第80条第3項において準用する法第43条第3項の規定により、許可の条件として次の例のような指示をすることができる。なお、当該許可の条件として指示した発掘調査の実施については、改めて現状変更等の許可を要しない。

- ① 当該現状変更等の事前に発掘調査を行うこと。
- ② 当該現状変更等に際し、関係教育委員会の職員の立会いを求めること。
- ③ 重要な遺構などが発見された場合は、設計変更等により、その保存を図ること。
- ④ 当該現状変更等の実施に当たっては、関係教育委員会の指示を受けること。
- ⑤ 当該現状変更等の許可申請書又は添付した書類、図面若しくは写真の記載事項又は表示事項のうち、現状変更等の内容及び実施の方法の変更、許可申請者の変更などの実質的な変更については、改めて現状変更等の許可を申請すること。ただし、許可申請者の住所や事務所の所在地の変更など実質的な変更ではないものについては、その旨を報告すること。
- ⑥ 当該現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を報告すること。

II 個別事項

1 令第5条第4項第1号イ関係

- (1) 「建築面積」とは、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第2号に定める建築面積をいう。
- (2) 次の場合は、本号による許可の事務の範囲に含まれない。
 - ① 新築については、小規模建築物の設置期間の更新があらかじめ予想される場合
 - ② 改築又は増築については、改築又は増築部分の設置期間が本体である建築物

- の新築を完了した日から三ヶ月を超える場合
- ③ 新築, 増築, 改築又は除却については, 当該新築等に伴う土地の掘削, 盛土, 切土その他土地の形状の変更が, 当該新築等に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合
- (3) 新築, 増築, 改築又は除却の際に木竹の伐採を伴う場合には, 当該木竹の伐採について, 別途, 法第 80 条第 1 項の規定による文化庁長官の許可又は令第 5 条第 4 項第 1 号へによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第 80 条第 1 項ただし書の維持の措置である場合を除く。)
- (4) 新築, 増築又は改築については, 「新築及び除却」, 「増築及び除却」又は「改築及び除却」として許可の申請をさせ, 除却と併せて許可をするものとする。
- 2 令第 5 条第 4 項第 1 号ロ関係
- (1) 新築, 増築, 改築又は除却に伴う土地の掘削, 盛土, 切土その他土地の形状の変更が, 新築等に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には, 本号による許可の事務の範囲に含まれない。
- (2) 新築, 増築, 改築又は除却の際に木竹の伐採を伴う場合には, 当該木竹の伐採について, 別途, 法第 80 条第 1 項の規定による文化庁長官の許可又は令第 5 条第 4 項第 1 号へによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第 80 条第 1 項ただし書の維持の措置である場合を除く。)
- 3 令第 5 条第 4 項第 1 号ハ関係
- (1) 「工作物」には, 次のものを含む。
- ① 小規模建築物に附随する門, 生け垣又は塀
- ② 既設の道路に設置される電柱, 道路標識, 信号機又はガードレール
- ③ 小規模な観測・測定機器
- ④ 木道
- (2) 「道路」には, 道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 3 条各号に掲げる道路(ただし, 道路と一体となってその効用を全うする施設及び道路の附属物で当該道路に附属して設けられているものを除く。)のほか, 農道, 林道, 漁港関連道を含む。
- (3) 「道路の舗装」とは, 既設の未舗装の道路の舗装をいう。
- (4) 「道路の修繕」とは, 既設の舗装又は未舗装の道路の破損, 劣化等に対応して行われる部分的な修復その他これに類する工事をいう。
- (5) 道路についての「土地の形状の変更」には, 道路の幅員の拡張, 路床の削平, 側溝の設置及び道路の構造の変更に伴うものを含む。
- (6) 工作物の設置, 改修又は除却の際に木竹の伐採を伴う場合には, 当該木竹の伐採について, 別途, 法第 80 条第 1 項の規定による文化庁長官の許可又は令第 5 条第 4 項第 1 号へによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第 80 条第 1 項ただし書の維持の措置である場合を除く。)
- 4 令第 5 条第 4 項第 1 号ニ関係
- (1) 「史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設」とは, 法第 72 条第 1 項の標識, 説明板, 境界標, 囲さくその他の施設をいう。
- (2) 設置, 改修又は除却に伴う土地の掘削, 盛土, 切土その他土地の形状の変更が, 設置等に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には, 本号による許可の事務の範囲に含まれない。
- (3) 標識, 説明板, 標柱, 注意札, 境界標又は囲さくその他の施設であつて, 史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則(昭和 29 年文化財保護委員会規則第 7 号)に定める基準に合致しないものについては, その設置又は改修の許可をすることができない。
- 5 令第 5 条第 4 項第 1 号ホ関係
- (1) 「電線」には, 配電管内の電線及び電話線等の通信線を含む。
- (2) 改修については, 改修に伴う土地の掘削が埋設の際に掘削された範囲を超える場合には, 本号による許可の事務の範囲に含まれない。
- 6 令第 5 条第 4 項第 1 号ヘ関係
- (1) 「木竹の伐採」とは, 幹を切ること及び

枝を切断して除去することをいう。

(2) 「危険防止のため必要な伐採」とは、倒木や落枝によって人身又は建物に危害が及ぶ危険性の高い場合における危険防止に必要な最小限度のやむを得ない程度の伐採をいう。

(3) 木竹の伐採が、法第 80 条第 1 項ただし書の維持の措置である場合には、許可を要しない。

7 (略)

8 (略)

9 (略)

(設置)

第1条 名勝庭園を保存し、その活用を図り、もつて県民の福祉の増進に資するため、広島県縮景園(以下「縮景園」という。)を設置する。

(位置)

第2条 縮景園の位置は、広島市中区上幟町とする。

(業務)

第3条 縮景園は、次の業務を行う。

- 一 名勝庭園を管理保存すること。
- 二 名勝庭園、園内施設(明月亭及び清風館をいう。以下同じ。)及び駐車場(以下「施設等」という。)を一般の利用に供すること。

(職員)

第4条 縮景園に、園長その他必要な職員を置く。

- 2 園長は、前条各号に掲げる業務のうち、知事が別に定めるものを掌理し、所属職員を指揮監督する。

(指定管理者による管理)

第5条 縮景園の管理は、広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例(平成16年広島県条例第28号)の定めるところにより、知事が指定した法人その他の団体(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

- 2 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。
 - 一 第3条各号に掲げる業務のうち、前条第2項に掲げる業務を除いたものを行うこと。
 - 二 施設等の利用の許可に関すること。
 - 三 施設等及び附属設備の維持及び修繕に関すること。
 - 四 施設等の利用に係る料金及び入園に係る料金(以下「利用料金」という。)の收受に関すること。
 - 五 その他知事が別に定める業務を行うこと。

(開園時間)

第6条 縮景園の開園時間は、次のとおりとする。

- 一 4月1日から9月30日まで 午前9時から午後6時まで
- 二 10月1日から翌年の3月31日まで 午前9時から午後5時まで

2 前項の規定にかかわらず、知事又は指定管理者は、特に必要があると認めるときは、前項の開園時間を変更することができる。この場合においては、指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得なければならない。

(休園日等)

第7条 縮景園の休園日は、1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日とする。

2 前項の規定にかかわらず、知事又は指定管理者は、特に必要があると認めるときは、前項の休園日以外の日において臨時に休園し、又は同項の休園日において臨時に開園することができる。この場合においては、指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得なければならない。

(利用の許可)

第8条 施設等を利用しようとする者は、知事及び指定管理者の定めるところにより、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の許可(以下「利用許可」という。)をする場合においては、縮景園の管理上必要な限度において条件を付することができる。

(利用許可の制限)

第9条 指定管理者は、施設等の利用の目的又は方法が、次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可をしてはならない。

- 一 公益を害し、又は風俗を乱すおそれがあると認められるとき、その他住民の福祉を増進する目的に照らし適当でないと認められるとき。
- 二 施設等及び附属設備を損傷するおそれが

あると認められるとき。

三 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

四 その他縮景園の管理及び運営上支障があると認められるとき。

(園内施設の利用期間)

第10条 園内施設の利用期間は、引き続き5日を超えることはできない。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、この限りでない。

(利用料金の納付等)

第11条 施設等を利用する者は、指定管理者が別表第一から別表第三までに定める金額の範囲内で知事の承認を受けて定める利用料金を納付しなければならない。

2 利用料金は、知事が別に定める場合を除き、利用許可を受ける際に納付しなければならない。

3 既納の利用料金は、返還しない。ただし、利用許可を受けた者がその責めに帰することができない理由により利用できない場合その他知事が別に定める場合には、指定管理者は、利用料金の全部又は一部を返還することができる。

(利用料金の減免)

第12条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者が縮景園に入園するときは、入園に係る利用料金を減免することができる。

- 一 身体障害者手帳の交付を受けている者
- 二 戦傷病者手帳の交付を受けている者
- 三 療育手帳の交付を受けている者
- 四 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- 五 65歳以上の者
- 六 県内の大学に在学する外国人留学生
- 七 小学校（特別支援学校の小学部を含む。以下同じ。）、中学校（特別支援学校の中学部を含む。以下同じ。）又は高等学校（特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）の校長が学校教育活動であることを証明した場合の小学校の児童又は中学校若しくは高等学校の生徒の引率者

八 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律

第178号。以下「祝日法」という。)第2条に規定するみどりの日又は文化の日に入園する者

九 小学校の児童又は中学校若しくは高等学校の生徒（次のいずれかに規定する場合に限る。）

イ 20歳以上の引率者が同伴して入園する場合

ロ 土曜日に入園する場合

ハ 祝日法第2条に規定するこどもの日に入園する場合

ニ ひろしま教育の日を定める条例（平成13年広島県条例第40号）第3条に規定するひろしま教育ウィークに入園する場合

十 その他知事が別に定める者

2 指定管理者は、前項第一号から第四号までに掲げる者が、自ら車両を運転し、又は介護者の運転する車両に同乗して駐車場を利用するときは、駐車場の利用料金を減免することができる。

3 指定管理者は、教育委員会が主催する事業のために施設等を利用する場合又は知事が別に定める場合は、利用料金を減免することができる。

(利用料金の収入)

第13条 第11条第1項の規定により、施設等を利用する者が納付する利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用許可の取消し等)

第14条 指定管理者は、利用許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可の全部若しくは一部を取り消し、利用の方法を制限し、又は利用の停止を命じることができる。

一 許可された利用目的以外に施設等を利用したとき。

二 第9条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

三 偽りその他不正な手段により利用許可を受けたとき。

四 この条例（これに基づく規則その他の規程を含む。）の規定又は第8条第2項の規定

により付された条件に違反したとき。

五 利用許可に基づく権利を譲渡し、又は他人に利用させたとき。

2 前項の規定により利用許可を取り消し、利用の方法を制限し、又は利用の停止を命じたことによつて、利用許可を受けた者に損失が生じることがあつても、県又は指定管理者は、これに対して補償する義務を負わない。

(遵守事項)

第15条 縮景園においては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 施設等及び附属設備をき損し、又は汚損しないこと。
 - 二 木竹及び草花を採取し、又は傷つけないこと。
 - 三 鳥獣魚類を捕獲しないこと。
 - 四 他人に迷惑を掛ける行為又は他人に嫌悪の情を催させる行為をしないこと。
 - 五 所定の場所以外の場所で喫煙し、又は飲食しないこと。
 - 六 指定管理者の指示に従うこと。
 - 七 その他知事が定める事項
- (禁止行為)

第16条 縮景園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、知事の許可を受けた場合は、この限りでない。

- 一 寄附の募集
- 二 爆発物その他危険物等の持込み
- 三 行商その他これに類する行為
- 四 宣伝その他これに類する行為
- 五 広告物等の掲示若しくは配布又は看板、立札類の設置

(平一九条例二一・追加)

(入園の制限)

第17条 指定管理者は、前二条の規定に違反するおそれのある者又はこれらの規定に違反した者に対して、縮景園への入園を拒否し、又は縮景園からの退去を命じることができる。

(平一九条例二一・追加)

(原状回復義務)

第18条 園内施設の利用者は、その利用を終了したとき(利用許可を受けた者が第14条第1項の規定により利用許可を取り消されたとき

を含む。)は、直ちに利用場所を原状に復し、指定管理者の検査を受けなければならない。

(損害賠償義務)

第19条 施設等又は附属設備をき損し、汚損し、又は滅失した者は、これによつて生じた損害を賠償しなければならない。

(委任規定)

第20条 この条例に定めるもののほか、縮景園の管理及び運営に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

1 この条例は、昭和39年4月1日から施行する。

2 広島県営造物設置及び管理条例等を廃止する条例(昭和39年広島県条例第22号)による廃止前の広島県営造物設置及び管理条例(昭和23年広島県条例第40号)により設置した広島県縮景園(以下「従前の縮景園」という。)は、この条例による縮景園となり、同一性をもつて存続するものとする。

3 この条例施行の際現に従前の縮景園の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもつて、この条例による縮景園の職員となるものとする。

4 縮景園使用料条例(昭和30年広島県条例第33号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

広島県縮景園使用料条例

第1条中「縮景園」を「広島県縮景園」に改める。

附 則(昭和40年3月26日条例第31号)

この条例は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則(昭和48年6月29日条例第31号)

この条例は、公布の日から起算して二月をこえない範囲内において規則で定める日から施行する。

(昭和48年8月規則第68号で、同48年8月28日から施行)

附 則(昭和55年3月28日条例第4号)

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月15日条例第21号)

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。
ただし、附則第5項の規定は、公布の日から施行する。

(広島県縮景園使用料条例の廃止)

- 2 広島県縮景園使用料条例(昭和30年広島県条例第33号)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行前にこの条例による改正前のそれぞれの条例(これに基づく規則その他の規程を含む。)の規定によってした処分、手続その他の行為であつて、この条例による改正後のそれぞれの条例(これに基づく規則その他の規程を含む。)中相当する規定があるものは、それぞれこれらの相当する規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

- 4 この条例の施行前にこの条例による改正前のそれぞれの条例(これに基づく規則その他の規程を含む。)の規定により利用の許可を受けている者に係る使用料については、なお従前の例による。

(広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正)

- 5 広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例(平成16年広島県条例第28号)の一部を次のように改正する。

第2条中「ものは、規則」の下に「(教育委員会規則を含む。以下同じ。)」を、「知事」の下に「又は教育委員会(以下「知事等」という。)」を加える。

第3条から第8条までの規定中「知事」を「知事等」に改める。

第10条中「知事」を「知事等」に、「第2条、第4条」を「第2条中「規則(教育委員会規則を含む。以下同じ。)」とあるのは「企業管理規程」と、第4条」に改める。

別表第一（第 11 条関係）

（平 19 条例 21・追加）

入園に係る利用料金の範囲

区分	個人	団体（二〇人以上の場合とする。）	他施設との共通券による場合
小学校児童及び中学校生徒	一人一回につき 八〇円から一六〇円まで	一人一回につき 七〇円から一三〇円まで	＼
高等学校生徒	一人一回につき 一二〇円から二四〇円まで	一人一回につき 九〇円から一九〇円まで	＼
大学生	一人一回につき 一二〇円から二四〇円まで	一人一回につき 九〇円から一九〇円まで	一人一回につき 九〇円から一九〇円まで
その他一五歳以上の者	一人一回につき 一七〇円から三三〇円まで	一人一回につき 一四〇円から二六〇円まで	一人一回につき 一四〇円から二六〇円まで

備考 他施設とは、広島県立美術館のほか、あらかじめ知事の承認を得て指定管理者が定める施設をいう。

別表第一（第 11 条関係）

（平一九条例二一・追加）

駐車場の利用料金の範囲

駐車することができる自動車の範囲		単位	利用料金の範囲
種別	長さ		
道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第 3 条に規定する自動車のうち、普通自動車並びに二輪自動車以外の小型自動車及び軽自動車	四・七〇メートル以下のもの	一台につき	
		一時間まで	二一〇円から三九〇円まで
		一時間を超える時間三〇分までごとに	一〇〇円から二〇〇円まで
	四・七〇メートルを超えるもの	一台につき	
		一時間まで	四二〇円から七八〇円まで
		一時間を超える時間三〇分までごとに	二一〇円から三九〇円まで

別表第一（第 11 条関係）

（平一九条例二一・追加）

園内施設の利用料金の範囲

園内施設名	単位	利用料金の範囲
明月亭	一時間までごとに	一，四〇〇円から二，八〇〇円まで
清風館	一時間までごとに	四，三〇〇円から八，二〇〇円まで

広島県縮景園管理規則 (平成 21 年 4 月 1 日規則第 32 号)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島県縮景園（以下「縮景園」という。）の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(園長が掌理する業務)

第 2 条 広島県縮景園設置及び管理条例（昭和 39 年広島県条例第 36 号。以下「条例」という。）第 4 条第 2 項の規定により知事が別に定める園長が掌理する業務は、次に掲げるものとする。

- 一 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百十九条第 1 項の規定による名勝庭園の管理及び復旧を行うこと。
- 二 伝統文化行事その他県が主催する事業に関すること。

(名勝庭園の管理)

第 3 条 園長は、縮景園の設置の目的を達成するため、名勝庭園の管理に関し必要な措置を講じなければならない。

- 2 園長は、名勝庭園がき損し、又は滅失したときは、速やかに知事に報告しなければならない。

(開園時間等の周知)

第 4 条 知事又は指定管理者は、条例第 6 条第 2 項又は第 7 条第 2 項の規定により、縮景園の開園時間を変更し、又は縮景園を臨時に休園し、若しくは休園日に臨時に開園する場合は、あらかじめ、その旨を縮景園に掲示する等周知のために必要な措置を講じなければならない。

(利用の申込み)

第 5 条 施設等を利用しようとする者（次条において「申込者」という。）は、別記様式第一号による利用申込書を指定管理者に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、名勝庭園の利用については、別記様式第二号による入園券の購入により代えることができる。

- 2 前項の規定による利用（名勝庭園の利用を

除く。）の申込みは、利用開始日の四月前から一月前までの間にしなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

(利用許可書の交付等)

第 6 条 指定管理者は、施設等の利用を許可したときは、別記様式第三号による利用許可書を申込者に交付するものとする。ただし、名勝庭園については、入園券をもって利用許可書に代えることができる。

- 2 申込者は、施設等を利用する場合は、前項の利用許可書又は入園券を必ず携帯し、係員の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(駐車場の利用手続)

第 7 条 駐車場を利用しようとする者（次項において「駐車場利用者」という。）は、自動車を入庫させるときは、駐車券の発給を受けるものとする。この場合においては、第 5 条第 1 項及び前条第 1 項の規定にかかわらず、当該発給を受けたときに駐車場の利用の申込みをしたものとみなし、かつ、駐車場の利用の許可を受けたものとみなす。

- 2 駐車場利用者が自動車を出庫させるときは、駐車時間に応じた利用料金を納付しなければならない。

(利用料金の周知)

第 8 条 指定管理者は、条例第 11 条第 1 項の規定により知事の承認を受けて利用料金を定めたときは、縮景園に掲示する等周知のために必要な措置を講じなければならない。

(利用料金の返還)

第 9 条 指定管理者は、条例第 11 条第 3 項ただし書の規定により、施設等（駐車場を除く。）の利用の許可を受けた者がその責めに帰することができない理由により利用できない場合は、当該利用料金の全額を返還する。

- 2 前項の規定により利用料金の返還を受けようとする者は、別記様式第四号による利用料

金返還申請書に第6条第1項の利用許可書又は入園券を添えて、指定管理者に提出しなければならない。

(利用料金の免除)

第10条 指定管理者は、条例第12条第1項第一号から第九号までのいずれかに該当する場合は、入園に係る利用料金を免除する。

2 指定管理者は、条例第12条第2項に該当する場合は、駐車場の利用料金を免除する。

3 指定管理者は、県が主催する事業のために施設等を利用する場合は、利用料金を免除する。

(利用料金の免除手続)

第11条 前条第1項及び第2項の規定により利用料金の免除を受けようとする者は、条例第12条第1項第一号から第七号までのい

れか又は同項第九号に該当することを証する書類を指定管理者に提示しなければならない。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、縮景園の管理及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(別記) 様式第1号 (第5条関係)

広島県縮景園利用申込書

平成 年 月 日

広島県縮景園指定管理者様

所在地

〒 —

団体名

代表者氏名

印

連絡先 担当者氏名

電話番号 () —

ファクシミリ番号 () —

次のとおり申し込みます。

利用を希望する施設等	
利用の目的	
利用を希望する日時	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第2号 (第5条関係)

(個人の場合)

No.
広島県縮景園
入園券
円
1人1回当日限り有効

(団体の場合)

No.
広島県縮景園
団体入園券
円
円名
円名
1回当日限り有効

(他施設との共通券の場合)

No.
他施設との共通券
()円
1人1回当日限り有効

注 1 必要な場合には、記載事項を追加し、又は変更することができるものとする。

2 個人入園券の種類は、次の4種類とする。

- (1) 小学校児童及び中学校生徒
- (2) 高等学校生徒
- (3) 大学生
- (4) その他15歳以上の者

3 他施設との共通券の括弧内には、入園券の種類に応じた料金を記載するものとする。

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第3号 (第6条関係)

広島県縮景園利用許可書

平成 年 月 日

様

広島県縮景園指定管理者 印

次のとおり許可します。

利用を許可する施設等	
利用の目的	
利用を許可する日時	
利用料金	

注 1 施設等を利用する場合は、必ずこの利用許可書を持参すること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第4号 (第9条関係)

広島県縮景園利用料金返還申請書

平成 年 月 日

広島県縮景園指定管理者様

住所 (法人等の団体にあつては、事務所の所在地)

〒 —

氏名 (法人等の団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

印

連絡先 担当者氏名

電話番号 () —

ファクシミリ番号 () —

次のとおり利用料金の返還を申請します。

利用許可を受けた施設等	
利用許可を受けた日時	
納付した利用料金の額	
返還を受けようとする理由	

緑あふれる山々や市街地を流れる幾筋もの川、大小の島々が浮かぶ穏やかな瀬戸内海、にぎわいと風格のある都心の街並みや秩序ある郊外の家並み、山すそに広がる田園。こうした多彩な広島景観は、天与の自然、そしてこの地に暮らす人々の長い年月にわたる営みにより形成されてきた。

とりわけ、原子爆弾による壊滅的な被害からの復興の過程では、恒久の平和を誠実に実現しようとする理想の象徴として平和記念都市の建設に努め、今日の整然とした街並み、平和記念公園、平和大通り、河岸緑地などからなる広島特有の景観を生み出した。

こうした美しい広島景観は、豊かな生活環境を創造していく上で不可欠なものであり、私たちにとってかけがえのない共通の財産である。私たちは、先人たちの努力の結晶であるこの広島景観を守り、創り、未来の世代に引き継がなければならない。

このような認識の下、市民が誇りと愛着を持ち、これからも住み続けたいと思い、国内外の多くの人々が訪れ、楽しみ、交流する、個性と魅力ある都市を実現するため、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、良好な景観の形成に関し必要な事項を定めることにより、個性と魅力ある都市の実現に寄与することを目的とする。

（本市の責務）

第2条 本市は、良好な景観の形成を促進するために必要な施策を策定し、及び実施するものとする。

2 本市は、前項に規定する施策の策定及び実施に当たっては、市民及び事業者の意見を反映させるよう努めるものとする。

3 本市は、道路、公園その他の公共施設の整備に当たっては、良好な景観の形成に努めるものとする。

（市民及び事業者の責務）

第3条 市民及び事業者は、良好な景観の形成に主体的かつ積極的に取り組むよう努めるとともに、前条第1項の規定により本市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

2 市民及び事業者は、建築物その他の工作物の新築、増築、修繕、色彩の変更等又は土地の形質の変更に当たっては、良好な景観の形成に努めなければならない。

（基本計画）

第4条 市長は、良好な景観の形成を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 市長は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、市民及び事業者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

3 （略）

4 市長は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 （略）

（啓発及び知識の普及）

第5条 （略）

（市民等の活動に対する支援）

第6条 本市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する団体が良好な景観の形成に寄与する活動を行うときは、当該活動に必要な情報の提供その他の支援を行うものとする。

（景観計画の策定手続）

第7条 市長は、景観計画（景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）第8条第1項の景観計画をいう。以下同じ。）を定めようとするときは、あらかじめ、その旨を公告し、当該景観計画の案を当該公告の日から2週間公衆の縦覧に供しなければならない。

2 前項の規定による公告があったときは、当該景観計画の案に係る区域内の住民及び利害関係人は、同項の縦覧開始の日から3週間を

経過する日まで、縦覧に供された景観計画の案について、市長に意見書を提出することができる。

3 (略)

4 (略)

(景観資源)

第8条 市長は、建築物、樹木その他の物件であつて、良好な景観の形成に寄与していると認めるものを景観資源として登録するものとする。

2 前項の規定は、次に掲げる物件には適用しない。

(1) (略)

(2) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)の規定により国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物若しくは史跡名勝天然記念物として指定され、若しくは仮指定された物件、重要文化的景観として選定された物件又は文化財登録原簿に登録された物件

(3)～(5) (略)

3 (略)

第9条～第14条 (略)

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（目的）

第1条 この要綱は、国指定の名勝であり、かつ、本市の重要な観光資源である縮景園の周辺地区（別図1に定める地区をいう。以下同じ。）について、建築物等の美観形成を図る上で必要な事項を定め、もって良好な都市景観の形成に資することを目的とする。

（対象）

第2条 この要綱は、縮景園の周辺地区において、次に掲げる行為を行う場合に適用する。

- (1) 建築物又は工作物の新築、増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替
- (2) 屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置
- (3) 屋外駐車場の設置、建築物の外壁の塗装替、日よけテント等の設置その他の縮景園からの眺望及び縮景園周辺の景観に影響を及ぼすおそれのある行為

（美観形成基準）

第3条 この要綱に基づく建築物等の美観形成の指針は、別表第1に定める美観形成基準（以下「美観形成基準」という。）のとおりとする。

（建築計画等の届出）

第4条 市長は、第2条各号に掲げる行為を行うおとす者（以下「建築主等」という。）に対し、当該行為の計画（以下「建築計画等」という。）を、別記第1号様式により届け出るよう指導するものとする。この場合において、届出の日は、次に定める日のおおむね14日前までとする。

- (1) 建築確認申請、建築計画通知、屋外広告物許可申請又は道路占用許可申請を要するものにあつては、申請又は通知の予定日
- (2) その他の行為にあつては、工事着手の予定日

2 前項の規定による届出を行う場合においては、正本及び副本に、それぞれ別表第2に定める図書を添付するものとする。

（高さに関する建築計画等の届出）

第5条 美観形成基準に定める建築物等の高さ

（塔屋等を含む。以下同じ。）については、市長は、建築主等に対し、前条第1項の規定による届出に先立ち、建築物等の基本設計を行おうとするときなどできるだけ早い時期に、建築計画等を、別記第2号様式により届け出るよう指導するものとする。ただし、建築物等の高さが、美観形成基準に定める高さの基準を下回る場合においては、この限りでない。

2 前項の規定による届出を行う場合においては、正本及び副本に、それぞれ別表第2に定める図書のうち、付近見取図、状況カラー写真、配置図及び各面立面図を添付するものとする。この場合において、配置図については植栽等の外構の記載を、各面立面図については各部仕上げ等建築物等の高さに関わりのないものの記載を、それぞれ省略することができるものとする。

（協議）

第6条 市長は、第4条第1項の規定による届出があつた場合においては、建築主等と建築物等の美観形成に関する協議を行うものとする。

2 市長は、前項の協議が調つた場合においては、速やかに、別記第1号様式の副本及びその添付図書を、建築主等に交付するものとする。

3 市長は、前条第1項の規定による届出があつた場合においては、建築主等と建築物等の高さに関する協議を行うものとする。

4 市長は、前項の協議が調つた場合においては、速やかに、別記第2号様式の副本及びその添付図書を、建築主等に交付するものとする。

5 第1項及び第3項の協議は、美観形成基準に基づいて行うものとする。

（美観形成基準の遵守）

第7条 建築主等は、第2条各号に掲げる行為を行うに当たつて、美観形成基準に適合するよう努めるものとする。

（市の責務）

第8条 市は、建築主等に対する助言・指導及び公共施設の整備・改善を通じて、第1条に定める目的を達成するよう努めるものとする。

(他制度との適用関係)

第9条 縮景園の周辺地区のうち、リバーフロント建築物等美観形成協議制度の対象地区と重複する地区に係る建築計画等については、本要綱に基づく届出及び協議を行うことにより、リバーフロント建築物等美観形成協議制度に基づく届出及び協議を行ったものとみなす。

(実施の細目)

第10条 この要綱の実施に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年10月4日から施行する。

別表第1 (第3条関係) 美観形成基準

1 基本方向

縮景園は、元和6年(1620年)に広島藩主浅野家の別邸の庭園として作庭され、昭和15年(1940年)7月に国の名勝に指定された、本市を代表する由緒ある庭園である。この縮景園は、日ごろの適切な維持管理により修景の保全が図られるとともに、都心にありながら落ち着きのある静寂なたたずまいが保持されている。

こうした縮景園の有する歴史的・文化的価値を損なうことのないよう、また、市民や広島を訪れる人々が、安らぎ、くつろぐことができる雰囲気壊さないよう、縮景園のたたずまいと調和した周辺の良い景観の形成に努めるものとする。

別図1 (P19 図2.2.10 参照)



別記第1号様式 (略)

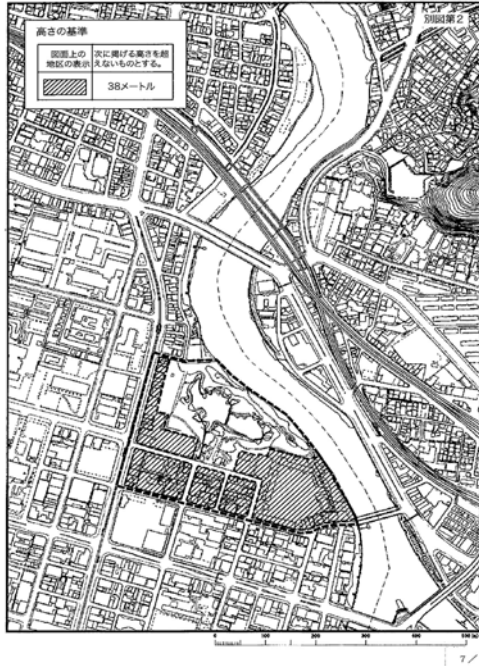
別記第2号様式 (略)

2 項目別基準

項目	具体的基準
(1) 建築物等の配置等	<ol style="list-style-type: none"> 1 快適な歩行者空間を演出するため、壁面後退等により歩道との一体的利用に配慮したオープンスペースの確保に努める。 2 建築物等の周囲の空地は、緑化等により快適な空間の創出に努める。
(2) 建築物等のかたち	<ol style="list-style-type: none"> 1 周辺建築物等との調和を図りながらも、建築物等に豊かな表情を与えるようデザインを工夫する。 2 圧迫感を避けるため、縦ラインを強調したスリムなデザインとする。 3 周辺建築物との連続性を考慮し、スカイラインに配慮する。
(3) 建築物等の高さ	<ol style="list-style-type: none"> 1 別図第2に定める高さの基準に沿うよう努める。
(4) 壁面の色彩	<ol style="list-style-type: none"> 1 縮景園内の樹木や周辺建築物等と調和する色彩を用いるよう努め、けばけばしい色彩は用いない。 2 縮景園から見えるところでは、縮景園の雰囲気壊さないよう落ち着いた色彩とする。
(5) 壁面の材料	<ol style="list-style-type: none"> 1 汚れにくいもの又は変色しにくいものとし、耐久性のある材料を用いるよう努める。 2 建築物等の側面・裏面のうち、縮景園から見える部分については、正面と同様の配慮をする。
(6) 建築設備 (6-1 壁面設備)	<ol style="list-style-type: none"> 1 給排水管、ダクト等は壁面に露出させない。 2 空調室外機・温水器等は、縮景園に面する位置に設置しない。 3 やむを得ず外部に露出する場合には、壁面と同色の仕上げを施す等目立たなくする。
(6-2 屋上設備)	<ol style="list-style-type: none"> 1 壁面を立ち上げるか又はルーバー等適当な覆いにより、目隠し措置を講ずる。 2 目隠し措置ができない場合は、景観上影響の少ない場所に設置する。 3 テレビアンテナは、共同視聴型とし、景観上影響の少ない場所に設置する。
(7) 屋外階段	<ol style="list-style-type: none"> 1 色・デザイン等が建築物と調和したものとなるよう努める。 2 鉄骨階段にあつては、ルーバー等を用い、外部にむき出しにならないよう努める。
(8) 工作物等	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路に面するブロック塀・フェンス等については、塗装美化や前面に植樹する等により修景に努める。 2 長期間設置する工事現場の仮囲いは、塗装美化する。
(9) 屋外広告物 (9-1 共通事項)	<ol style="list-style-type: none"> 1 自己看板のみとすることを原則とし、表示面積及び掲出数は必要最小限とする。 2 けばけばしい色は使用せず、壁面の色彩との調和を図る。 3 表示文字・マーク等デザインの工夫に努める。 4 縮景園に面しては、原則として広告物は掲出しない。
(9-2 屋上及び壁面設置の広告物)	<ol style="list-style-type: none"> 1 屋上の広告塔及び平看板は、原則として設置しない。 2 やむを得ず屋上又は壁面に広告物を掲出する場合は、外壁面を下地として利用するなど建築物等との調和を図る。
(9-3 突出看板)	<ol style="list-style-type: none"> 1 テナントビルの突出看板は、原則として敷地内にまとめて共同表示するよう努める。
(9-4 窓面利用の広告物)	<ol style="list-style-type: none"> 1 窓面利用の広告物は、原則として掲出しないものとし、ビル管理規定等に取扱いを明記する。
(10) 駐車・駐輪場、ゴミ置	<ol style="list-style-type: none"> 1 周囲を緑化で修景する。

場	
(11) その他	1 共同住宅等においては、洗濯物・布団等が縮景園から見えない構造とし、ビル管理規定等にこれらの取扱いを明記する。 2 日よけテント等は、必要最小限の大きさとし、色、デザイン等について建築物等との調和を図る。 3 その他、良好な都市景観の形成に影響を及ぼすおそれのある行為のうち、縮景園から見える部分に係るものについては、特に配慮する。

別図2



別表第2 (第4条関係)

行為	図書		
	種類	縮尺	備考
共通	協議書		
	付近見取図		
	状況カラー写真		敷地及び周辺の建築物等の状況のわかるもの
建築物・工作物の新築, 増築, 改築, 大規模の修繕, 大規模の模様替	配置図	1/200以上	植栽等の外構を記入
	各階平面図	1/200以上	
	各面立面図	1/200以上	露出する建築設備及び各部仕上げを記載 色については建築パース又は色見本を添付
	主要部断面図	1/200以上	
屋外広告物の表示, 屋外広告物を掲出する物件の設置, 日よけテントの設置	配置図	1/200以上	広告物の位置を示したもの
	広告物等の図面	1/50以上	着色し, 形状, 寸法, 材料, 構造, 意匠, 掲出位置を表示 着色は, 色見本の添付でも可
その他の行為 (良好な都市景観の形成に影響を及ぼすおそれのある行為)	行為の内容を表す図面		

第1部（略）

第2部 分野別計画

第1章～第2章（略）

第3章 安全・安心の確保と生活基盤の整備

第1節～第4節（略）

第5節 うるおいのある整った市街地の形成

【現状と課題】

広島市は、土地区画整理事業や市街地再開発事業、民間事業者による開発の適切な誘導等により、経済活動や居住の場の確保などに努めてきた。また、恵まれた自然環境を生かした都市空間の形成に取り組んできた。

こうした中、なお老朽住宅の密集や住工混在など防災、交通環境等の面で課題を抱えている地区があり、その解決に向け、計画的な市街地の整備を進める必要がある。また、「水の都ひろしま」づくりの推進や緑化の促進、緑地の保全など、水と緑を生かしたうるおいのある都市空間の形成に取り組む必要がある。

広島市では、景観に配慮した公共施設の整備、民間建築物や屋外広告物の景観協議などにより、美しい都市景観の形成に努めてきた。また、平成18年（2006年）には広島市景観条例を制定するとともに、平成20年（2008年）には「広島市景観形成基本計画」を策定し、良好な景観の形成に向けた取組を推進している。今後とも、市民や事業者と協働しながら、広島らしい個性と魅力ある景観の形成に取り組む必要がある。

【基本方針】

1 計画的な市街地の整備

土地区画整理事業や民間事業者による開発の適切な誘導等により、計画的な市街地の整備を進める。

2 水と緑を生かしたうるおいのある都市空間の形成

水辺を生かしたうるおいとにぎわいのある都市空間の形成や河岸緑地の整備、本市施設の緑化の推進や民有地の緑化の促進などに取り組む。

3 良好な景観の形成

「広島市景観形成基本計画」等に基づき、建築物等の景観誘導の推進やデザインに配慮した公共施設の整備、屋外広告物の適正な誘導など、良好な景観の形成に向けた取組を推進する。

【施策の展開】

1 計画的な市街地の整備

2 水と緑を生かしたうるおいのある都市空間の形成

(1) 水を生かした都市空間の形成

ア 水辺のオープンカフェ・コンサートの実施、新たな水辺の魅力づくりなどにより、「水の都ひろしま」にふさわしい水辺を生かしたうるおいとにぎわいのある都市空間の形成を図る。

イ 河岸緑地や親水護岸の整備を進めるとともに、五日市地区の臨海部における港湾緑地の整備や宇品地区臨海部におけるにぎわい施設の整備による魅力的な港空間づくりなど、水を身近に感じることのできる環境づくりに取り組む。

ウ 河川や海域における放置艇対策等により、河川や海面の適正で秩序ある利用を促進する。

- エ 橋の新設・架け替え等に当たっては、橋詰めの演出も含め、周辺の景観や地域特性を生かした個性ある橋の整備に取り組む。
- オ 地区計画制度、景観協議制度などにより、川沿いの建築物等の景観誘導に努める。
- カ 瀬と淵の保全や再生、植生や自然石を利用した護岸の整備など、美しい自然環境を保全・創出する川づくりを推進する。
- キ 初期雨水による公共用水域への汚濁負荷を軽減するため、雨水滞水池や雨水滞水管の整備などにより合流式下水道の改善を行うとともに、窒素、りん等の栄養塩類の除去を目的とした高度処理の導入や消毒の高度化などにより、水質汚濁の防止に努める。



京橋川の河岸緑地

(2) 緑豊かな都市空間の形成

- ア 学校、公園、道路など本市施設の緑化を推進する。
- イ 「広島市緑地保全計画」に基づき、市民・事業者の理解と協力を得ながら、ふれあい樹林制度や美しい保存樹・保存樹林の指定など緑地保全施策を推進する。
- ウ 市街化区域等において敷地面積が一定規模以上の建築物の新築等をしようとする建築主について、緑化に関する計画書の作成・提出を義務付ける制度を運用することにより、建築物及びその敷地の緑化を促進する。
- エ 「民有地緑化ガイドライン」を活用した緑化の普及啓発、都市緑地法に基づく「緑化施設整備計画認定制度」の活用などにより民有地緑化を促進する。
- オ 地区計画制度の活用などにより、緑地空間の創出に努める。
- カ 五日市地区の臨海部において、港湾緑地の計画的な整備を促進する。
- キ 貴重な植生や自然海岸を有する元宇品地区について、関係機関と連携し、散策や休憩など市民が身近に自然にふれることのできる場としての保全・活用を図る。

3 良好な景観の形成

(1) 景観誘導の推進

- ア 「広島市景観形成基本計画」に定めた原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区等の重点的景観形成地区について、景観法に基づく景観計画の策定に取り組む。また、建築物等の形態意匠や高さなどを厳しく規制する必要がある地区については、景観地区の指定や新たな地区計画の決定、条例による規制等を検討する。

イ 景観に影響を与えると考えられる一定規模以上の建築物の建築等大規模行為等を対象とした景観形成指針を策定する。

ウ 景観計画や景観形成指針，各種景観協議制度，地区計画等に基づき，適正な景観誘導に取り組む。

(2) デザインに配慮した公共施設の整備

ア 自然環境や市街地の状況などの地域特性に配慮した美しいデザインの公共建築物等の整備に取り組む。また，公共建築物等の整備に当たり，「ひろしま 2045：平和と創造のまち」制度や設計競技制度等の活用を図る。

イ デザインに配慮した道路構造物の整備，道路の緑化，電線類の地中化などにより，周辺景観の基調となる美しい道路空間を形成する。



電線類の地中化
(施工前)



(施工後)

(3) 屋外広告物の適正な誘導

ア 広島市屋外広告物条例や景観計画，各種景観協議制度に基づき，屋外広告物の適正な誘導に取り組む。

イ 路上違反広告物除却推進員制度の活用により，路上違反広告物の除去を推進する。

ウ 屋外広告業の登録制度の運用などにより，業者への遵法意識の浸透・向上を図る。

(4) 市民・事業者主体の取組の促進

ア 「ひろしま街づくりデザイン賞」の取組により，魅力あるまちづくりに対する市民意識の向上を図る。

イ 景観法に基づく景観協定制度の活用や景観整備機構の指定，景観形成推進員の指名により，市民や事業者の自主的な取組の促進を図る。

ウ 良好な景観の形成を目的としたまちづくり活動に取り組む地域住民等の組織づくりや活動などを支援する。

(5) 景観資源の保存などに関する取組の推進

良好な景観の形成に寄与すると認められる建築物や樹木等を景観資源に登録し，その保存・活用を図るとともに，景観資源周辺地区における良好な景観の形成と当該地区の眺望の保全に取り組む。

広島市景観形成基本計画（抜粋）

平成20年2月
平成23年3月一部修正

第1編 総論

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の背景

本市は、昭和56年（1981年）3月に「広島市都市美計画」（以下「都市美計画」という。）を策定し、以後この計画に基づき、景観に配慮した公共施設の整備、民間の建築物や屋外広告物の景観協議などにより、市民・事業者と本市が協働して美しい都市景観の形成に取り組んできました。

こうした取組をさらに発展させていくため、平成14年（2002年）1月に「広島市の魅力ある風景づくりに関する基本的な方針」（以下「風景づくり基本方針」という。）を策定するとともに、平成16年（2004年）3月には、風景づくり基本方針で示した施策を具体的に展開していくため、「広島市の魅力ある風景づくり基本計画」（以下「風景づくり基本計画」という。）を策定し、これらに掲げた目標である『平和都市として個性と魅力ある「ひろしま」の風景の創造』に取り組んできました。

こうした中、平成17年（2005年）6月に景観法が全面施行され、本市においても、平成18年（2006年）4月に広島市景観条例（以下「景観条例」という。）を施行しました。

広島市景観形成基本計画は、風景づくり基本方針及び風景づくり基本計画の取組を継承しつつ、両者の一体・簡素化を図るとともに、景観計画の策定や景観地区の指定の検討など景観法に基づく新しい取組を盛り込み、本市における良好な景観の形成を総合的かつ計画的に推進するため、景観条例第4条第1項の規定に基づき策定するものです。なお、これに伴い、都市美計画、風景づくり基本方針及び風景づくり基本計画は廃止します。

（略）

2 計画期間

平成19年度（2007年度）から平成32年度（2020年度）までとします。

3 位置付け

広島市景観形成基本計画は、平成32年度（2020年度）までを計画期間とする「第5次広島市基本計画」の良好な景観の形成に関する部門計画として位置付けます。

4 対象地域

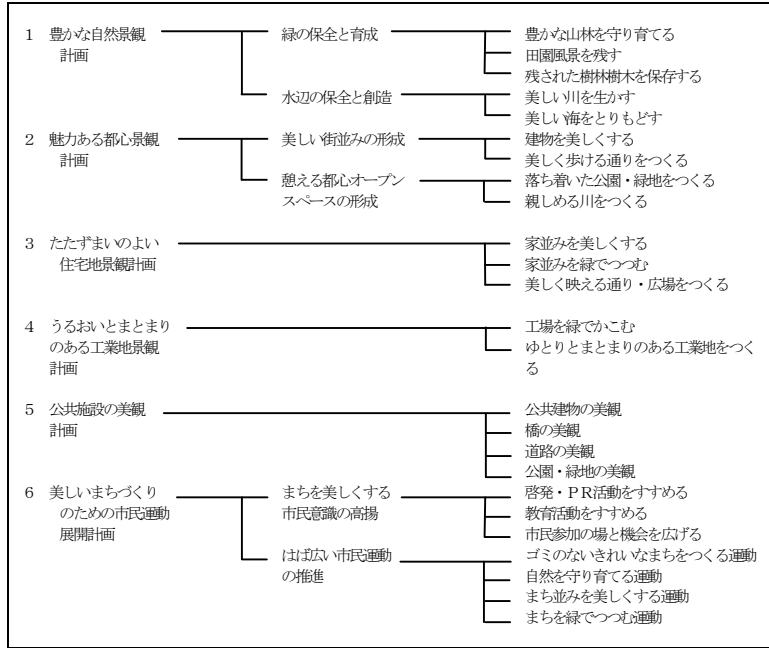
市域全域を計画の対象地域とします。

第2章 景観形成に関するこれまでの主な取組と課題

景観形成に関するこれまでの主な取組と課題について、都市美計画の体系に基づき整理します。

今後、これらを踏まえ、広島市景観形成基本計画に基づき、本市における良好な景観の形成を図るための取組を推進します。

□ 都市計画の体系



1 豊かな自然景観計画

主な取組	課 題
<p><緑の保全と育成> (略)</p> <p><水辺の保全と創造> ○ 「水の都ひろしま」構想に基づき、水辺に残る自然環境の保全と活用の取組を行っています。 ○ (略)</p>	(略)

2 魅力ある都心景観計画

主な取組	課 題
<p><美しい街並みの形成> ○ 原爆ドーム及び平和記念公園周辺建築物等美観形成要綱などに基づく景観協議の実施により、美観に配慮された建築物等が増加しています。 ○ 都心幹線道路沿道地区地区計画などの地区計画に、良好な市街地環境の形成や1階部分の用途誘導によるにぎわい空間の創出を定めるなど、景観の向上に向けた取組を行っています。 ○ (略)</p> <p><憩える都心オープンスペースの形成> ○ 「水の都ひろしま」構想に基づき、元安川や京橋川では、河岸緑地にカフェテラスが設置され、またコンサートが開催されるなど、魅力的な水辺のにぎわい空間が創出されています。 ○ (略) ○ 河岸緑地の整備等によって、水辺の遊歩道や憩いの場が整備されています。 ○ (略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原爆ドーム周辺の建築物等の高さ問題への対応や美しいスカイラインの形成など、景観誘導の充実が必要です。 ・ 地域の特性に応じたよりきめ細かい対応が必要です。 ・ 「水の都ひろしま」構想に基づくさらなる取組を検討する必要があります。 ・ (略)

3 たたずまいのよい住宅地景観計画

主な取組	課 題
<ul style="list-style-type: none"> ○ 都市美協議制度や※西風新都アーバンデザイン推進要綱などに基づく景観協議の実施により、住宅地における良好な景観の形成に取り組んでいます。 ○ (略) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の特性に応じたよりきめ細かい対応が必要です。

4 うるおいとまとまりのある工業地景観計画

主な取組	課 題
(略)	(略)

5 公共施設の美観計画

主な取組	課 題
<ul style="list-style-type: none"> ○ 「ひろしま2045：平和と創造のまち」制度により、優れたデザインの建築物や土木構造物などを整備し、質の高い景観の形成に取り組んでいます。(平成19年(2007年)12月末現在で11事業13件を指定し、9件が完成) ○ 広く市民が利用する一定の公共建築物については、地域の景観形成に資するよう、※広島市公共建築デザイン検討会において、そのデザインを検討しています。 ○ 河岸緑地など市民や広島を訪れる人々が水辺に親しめる河川空間の整備を進めています。 ○ 道路については、電線類の地中化や街並みに配慮した舗装・路上施設の整備、緑化、道路内施設の基準色の設定など多様な取組を行っています。 ○ 景観に配慮した個性ある橋の整備を行っています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施策の優先順位等を踏まえた効果的・効率的な対応が必要です。

6 美しいまちづくりのための市民運動展開計画

主な取組	課 題
<p><まちを美しくする市民意識の高揚></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 良好な景観の形成に寄与する建築物や緑化、街並みなどを表彰するひろしま街づくりデザイン賞の運用により、景観に対する市民意識の高揚に取り組んでいます。 ○ 「きれいなひろしま・まちづくり推進事業」によるほい捨ての未然防止対策や道路、公園等の清掃活動の推進など、環境美化に対する市民意識の高揚や美化活動の推進に取り組んでいます。 <p><はば広い市民運動の推進></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の特性に応じた市民主体の活力あるまちづくりを促進するため、広島市まちづくり要綱により、地域のまちづくりを検討している団体に対して、アドバイザー派遣などの支援を行っています。 ○ ワークショップなどの手法を用いて、市民参加により、公園の整備計画や公園便所のデザインの検討を行っています。 ○ 区の地域特性や自然環境、歴史などの地域資源を生かし、区民と行政との協働により取組を進める区の魅力づくり事業を推進しています。 ○ 道路上の違反広告物をなくし、良好な都市景観の維持・向上を図るため、市民ボランティアによる路上違反広告物の除却活動を展開しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ひろしま街づくりデザイン賞の充実を検討する必要があります。 ・ 良好な景観の形成に向けた市民主体のさらなる取組が望まれます。

□これまでの景観協議の実績（平成22年（2010年）3月末現在）

景観協議の根拠	協議件数
※都市美協議制度	6,103 件
※平和大通り沿道建築物等美観形成要綱	592 件
※リバーフロント建築物等美観形成協議制度	2,406 件
※西風新都アーバンデザイン推進要綱	157 件
※原爆ドーム及び平和記念公園周辺建築物等美観形成要綱	202 件
※縮景園周辺建築物等美観形成要綱	4 件
合 計	9,464 件

第3章 （略）

第4章 この計画の目標及び取組の基本的な方針

良好な景観の形成に向けた取組を進めるため、目標と取組の基本的な方針を次のとおり定めます。

1 目標

この計画の目標は、『国際平和文化都市「広島」の個性と魅力ある景観の形成』とします。

本市は、緑豊かな山々や幾筋もの川、瀬戸内海の自然と400年余りの都市としての歴史を有しています。さらに、世界遺産である原爆ドームをはじめ、被爆の廃墟から立ち上がり、「平和記念都市」を実現しようとした先人たちの英知によってつくり上げられてきた平和記念公園、平和大通り、河岸緑地などの景観上重要な多くの都市資源を有しています。

本市には、こうした広島の自然環境や都市資源を守り、広島らしい景観を創り、そしてこれらを生かしながら、未来の世代に引き継いでいく責務があります。

この目標の下、本市は、市民・事業者と協働して、

- ① 住む人や訪れる人に潤いと安らぎを与え、都市の風格を高める個性ある美しい景観づくり
- ② 多くの人々が集い、楽しみ、憩える文化の香り高い快適な都市空間づくり
- ③ にぎわいやホスピタリティの心を感じることができる都市環境づくり

を進めます。こうした取組を通じ、広島で実現されていることがそのまま「平和」の意味であり、具現化であることを示すとともに、市民が愛着と誇りを持ち住み続けたいと思う都市、国内外の人々が訪れてみたいと感じ、訪れた人々が住んでみたくなる都市のたたずまいの醸成を図ります。

2 取組の基本的な方針

目標を具現するため、次のとおり取組の基本的な方針を定めます。

- (1) 平和都市としてのたたずまいの形成
- (2) 水や緑を生かした潤いと安らぎを与える景観の形成
- (3) 文化の香り高い都市空間の形成
- (4) にぎわいがあり、ホスピタリティの心を感じることができる都市環境の創出
- (5) 都市特性、地域特性を生かした個性ある景観の形成
- (6) 魅力ある景観をはぐくむ心のかん養

第2編 各論

第1章 景観形成地区と重点的景観形成地区の設定及び取組

1～3 (略)

4 重点的景観形成地区における取組

(1)～(6) (略)

(7) 縮景園周辺地区

ア 選定理由

縮景園は、元和6年(1620年)、浅野藩主の別邸として作庭され、昭和15年(1940年)7月に国の名勝として指定された本市を代表する由緒ある庭園です。こうした縮景園の有する歴史的・文化的価値を損なうことのないよう、縮景園のたたずまいと調和した周辺景観を形成すべき地区として、重点的景観形成地区に選定します。なお、当地区については、平成19年(2007年)10月から、縮景園周辺建築物等美観形成要綱(以下(7)において「美観形成要綱」という。)に基づく景観協議を実施しています。

イ 地区の範囲

縮景園とこれに隣接する民・公有地、これらの周辺道路、その周辺道路の南に接する一街区を基本とします。

ウ 取組方針

美観形成要綱の美観形成基準を基本としつつ、次のとおり取組方針を定めます。

対 象	取組方針
建築物 (屋外広告物以外の工作物及び建築物・工作物の敷地を含む。)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 縮景園と調和の図られた建築物の誘導 ○ 縮景園からの良好な眺望を確保するための建築物の高さの制限 ○ 色彩や壁面デザインの工夫による豊かな表情の創出 <ul style="list-style-type: none"> ・ 高明度、低彩度色を基調とした色彩の採用 ・ 大規模壁面の分節化等による表情付け ○ 緑化の推進
屋外広告物	<ul style="list-style-type: none"> ○ 縮景園の周辺にふさわしい品位と節度ある表示等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 縮景園から見える場所への自家用広告物以外のものの表示等の禁止 ・ けばけばしい色彩の使用抑制 ・ 屋上や壁面への表示等の抑制 ○ 歩行者空間の阻害の防止
公共空間	<ul style="list-style-type: none"> ○ 道路空間の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・ デザインに配慮した下水道マンホールふたの整備 ○ 河岸緑地の利活用の推進 ○ 広島市ばい捨て等の防止に関する条例等に基づく美観の保持

(8)～(6) (略)

参考資料

1～2 (略)

3 市民意見の概要

区 分	主な意見
重点的景観形成地区に関する事	<p>【縮景園周辺地区】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 要綱の高さ基準は、既存財産権を侵害し、都市の活性化を損うものである。 ・ 設定区域が狭く、偏っており、縮景園からの眺望景観の確保という目的が達成されるとは思えない。 ・ 都市計画(都心コア住居地区地区計画の区域内にあり、容積率が緩和されている。)との整合を図る必要がある。

名勝縮景園保存管理計画書

平成 24 年 4 月

広島県

環境県民局文化芸術課

730-8511 広島市中区基町 10 - 52